

令和 8 年

6 月熊取町議会定例会会議録

令和 8 年 6 月 10 日開会

令和 8 年 6 月 25 日閉会

熊 取 町 議 会

令和 8 年 6 月 定例会 会議録目次

(6月10日)

出席議員	1
議事日程	1
諸般の報告	2
町長挨拶	3
行政報告	3
1. 報告第 1 号 令和 7 年度熊取町一般会計予算継続費繰越計算書について	3
2. 報告第 2 号 令和 7 年度熊取町一般会計予算繰越明許費繰越計算書について	3
3. 報告第 3 号 熊取町土地開発公社の経営状況報告について	5
4. 報告第 4 号 損害賠償に関する専決処分報告について	8
5. 報告第 5 号 損害賠償に関する専決処分報告について	8
会議録署名議員の指名	9
会期の決定	9
一般質問	9
1. 石井一彰議員	9
1) 教員の働き方改革と保護者対応の在り方について	
①保護者対応の線引きについて	
②時間外対応の削減を数値として把握しているのか、また、今後 K P I (残 業時間・時間外対応件数) の設定と公表の予定について	
③スマホトラブルについて、学校が対応する範囲と警察・家庭に委ねる範囲 をガイドラインとして明文化することについて	
2) 災害時の車中泊スペース避難について	
①指定スペース外での車中泊避難者の本町の位置づけについて	
②指定避難所外で車中泊を行う住民への支援物資・トイレ・情報提供との格 差が生じる懸念について	
③民間駐車場や事業者との協定など、分散型避難の仕組みづくりについて	
3) 本町の 4 大学の連携協力の協定締結後の進捗について	
①本協定に基づき、4 大学が共同で実施している具体的な事業について	
②現状が個別連携の延長にとどまっている要因について	
③今後の在り方について	
4) 今後の学童保育の在り方について	
①民間学童保育に対するニーズ調査の実施状況について	
②本町として民間事業者の参入や連携の促進について	
③大学と連携した学童保育の実現可能性について	
2. 江川慶子議員	22
1) 小・中学校の女子トイレに生理用品の設置について	
①生理の勉強について、どのようにされているのかについて	
②生理用品のトイレへの設置について	
2) 外出支援について	
①タクシー代の補助、あるいは福祉目的のデマンド交通の導入など『受診の ハードル』を下げるための経済的支援策の検討、また、ひまわりバスの駅 乗り入れについて	

3. 田中圭介議員	31
1) 町立中学校の制服について	
①現在の町立中学校の制服の現状について	
②全3校共通仕様の「標準服」の導入について	
2) 子ども達の遊び場について	
①校区別でボール遊びが出来る位の公園・グラウンドは何か所あるのかについて	
②今年度から契約更新しなかった「五門ふれあい公園」の返却までの経緯について	
③「五門ふれあい公園」閉鎖に伴い、代替えの遊び場は確保するのかについて	
3) 町指定ごみ袋について	
①7月から新しいごみ袋に変わっていくが、現在想定される問題点はあるのか（ナフサ不足も含め）について	
②町内のコンビニ・スーパーマーケットなどと協力した、持ち帰り用町指定ごみ袋販売の検討について	
4. 長田健太郎議員	43
1) 学校行事や部活動での移動手段について	
①これまでレンタカーを使用したことはあるのかについて	
②貸切バスを利用する際について	
(1)手配する際の手順について	
(2)運行するバス会社の安全性をどのように確認しているのかについて	
(3)万が一重大事故が発生した場合、現在の選定方法で十分に説明責任が果たせるのかについて	
2) 民泊について	
①民泊・ゲストハウスの件数について	
②民泊をめぐるトラブルについて	
③営業中の事業者への地域の生活環境を守る為の周知・指導について	
3) 学校プールの在り方について	
①検討の進捗について	
②東小学校での実証実験について	
③夏場のプール授業について	
④令和9年度までには一定の結論は出されるのかについて	
5. 二見裕子議員	53
1) ふれあい公園について	
①ふれあい公園が閉鎖されることになった経緯について	
②五門区、野田区、学童保育等に町からの説明はいつしたのか。また、意見は聞いたのかについて	
③近隣住民に閉鎖の周知はどのように、いつしたのかについて	
④公園の代替え地は検討したのかについて	
⑤中央小学校の校庭開放はどうかについて	
2) 若い世代の誘致による、地域の活性化と税収確保について	
①転入定住促進事業が令和8年度で終了となるが、今後の取り組み、また、転入における財政効果はどうかについて（資料必要）	
②府営住宅等の空き室の子育て世代向けの戦略的賃貸の新たな導入について	

③「学園文化都市」の強みを活かした三者連携による地域連携住居の導入について	
3) ふるさと納税PRについて	
①公式サイトや首長自らアピールするなどの取り組みについて	
6. 多和本英一議員	66
1) こどもまんなか社会に向けた地域における取組について	
①地域こども政策推進事業について	
②財政力が低い自治体が対象となっていると思うが、町としてこの事業へのエントリーの可能性について	
2) 五門ふれあい公園閉鎖について	
①五門ふれあい公園閉鎖の経緯について	
②現在までの賃借料と金額の経緯について（資料必要）	
③近隣地区や住民に対しての説明について	
④公園返還までにかかる費用について	
⑤署名などの運動をされている事についての認識、町としての見解について	
⑥代替案の進捗状況について	
 (6月11日)	
出席議員	79
議事日程	79
一般質問（続き）	80
1. 河合弘樹議員	80
1) 町道小垣内川田七山線の通学路安全対策について	
①町道小垣内川田七山線のうち、旧170号線から外環状線高架下までの区間を通学路としてどのように認識しているのかについて	
②学校やPTA、地域住民からの安全対策に関する要望について	
③当該区間の危険性について現地確認や安全点検を実施しているのかについて	
④通学時間帯における速度抑制対策について	
⑤熊取町、学校及び警察との連携による安全対策の現状と今後の取り組みについて	
2) 空き家対策について	
①管理不全空き家や特定空き家の件数と、住民からの相談件数や主な相談内容について	
②「管理不全空家」への対応が強化されたが、今後の対策について	
③所有者への啓発や相続時の適切な手続きの周知の取組、また、移住促進や子育て世帯向け住宅としての活用について	
3) ふるさと納税について	
①今回、新たに返礼品と採用される養殖うなぎについて、どのような期待を持っているのかについて	
②新たな返礼品の発掘や事業者の参画促進についてどのような取組を行っているのかについて	
③ふるさと納税による地域経済への波及効果を高めるための目標や戦略について	
2. 大林隆昭議員	88

- 1) 地域未来投資促進法に基づく基本計画と熊取町の総合戦略について
 - ①本基本計画を、人口減少対策や地方創生を含めた町の総合戦略の中でどのように位置付けているのか。また、国の支援制度の活用について
 - ②計画で掲げる地域経済牽引事業の創出に向け、どのような分野を想定しているのか。また、毎年度の効果検証について
 - ③農業の高付加価値化や6次産業化の推進に向け、ふるさと納税制度をどのように活用し、地域内経済循環につなげていく考えかについて
 - ④大学や研究機関との連携を活かした若者の働く場づくりや定住促進について
 - ⑤空き家を創業拠点や加工場など地域産業の拠点として活用し、産業振興と連携した取組について
- 2) 町民グラウンド整備について
 - ①施設の現状及び老朽化に対する認識について
 - ②グラウンドやトイレの国等の補助制度の活用も含めた大規模整備について
3. 坂上昌史議員 97
 - 1) 持続可能な財政運営と将来に向けた政策選択について
 - ①財政健全化の先に目指す町の姿について
 - ②将来投資の優先順位について
 - ③財政運営における「守るべき価値」について
 - ④持続可能な町運営に必要な条件について
4. 渡辺豊子議員 102
 - 1) 学校給食について
 - ①3月19日発生した食中毒事案について
 - (1)児童生徒の状況について
 - (2)補償に関する状況について
 - (3)再発防止に向けた取り組みについて
 - ②国の交付金による小学校給食費無償化について
 - (1)不登校や重いアレルギーで給食を食べられない児童生徒への対応について
 - ③「熊取子ども達の未来を考えるチーム」の学校給食に関するアンケートによる要望・提案について
 - 2) 学童保育事業について
 - ①今年度、開設した民間事業者による臨時学童保育所の実施状況について
 - ②利用者の反響について
 - ③民家を活用しているが、来年度からはどうするのかについて
 - ④指定管理者は、9年度からはどうするのかについて
 - 3) 廃食用油のリサイクルについて
 - ①回収場所を役場環境課窓口だけではなく拡充できないかについて
 - ②具体的に何に活用する予定なのかについて
 - 4) 歯科健診について
 - ①成人、特に高齢者の歯科健診の受診状況について
 - ②受診について、どの様に、啓発しているかについて
5. 坂上巳生男議員 115
 - 1) 産業振興について
 - ①地域未来投資促進法に基づく基本計画の主旨、企業誘致について

②プラスチック系の資材やシンナー等が在庫不足、価格上昇による町内事業所の影響調査、支援策の検討について	
2) 大規模盛土造成地の第2次スクリーニング計画策定について	
①大阪府による第2次スクリーニング計画の現在の状況と今後の見通しについて	
3) P F A S汚染に関する熊取町の取り組みについて	
①町内ため池の水質継続調査の結果について	
②環境問題に責任を負うべき企業に対する積極的な働きかけについて	
提案理由説明	
議案第27号 税条例の一部を改正する条例の専決処分報告について	125
質 疑	127
採 決	127
提案理由説明	
議案第28号 人権擁護委員候補者の推薦について、議案第29号 人権擁護委員候補者の推薦について、以上2件一括付議	127
質 疑	128
採 決	128
提案理由説明	
議案第30号 農業委員会委員の任命同意について、議案第31号 農業委員会委員の任命同意について、議案第32号 農業委員会委員の任命同意について、議案第33号 農業委員会委員の任命同意について、議案第34号 農業委員会委員の任命同意について、議案第35号 農業委員会委員の任命同意について、議案第36号 農業委員会委員の任命同意について、議案第37号 農業委員会委員の任命同意について、議案第38号 農業委員会委員の任命同意について、議案第39号 農業委員会委員の任命同意について、議案第40号 農業委員会委員の任命同意について、議案第41号 農業委員会委員の任命同意について、議案第42号 農業委員会委員の任命同意について、議案第43号 農業委員会委員の任命同意について、議案第44号 農業委員会委員の任命同意について、以上15件一括付議	128
質 疑	130
採 決	130
提案理由説明	
議案第45号 農業委員会委員の任命同意について	131
質 疑	132
採 決	132
提案理由説明	
議案第46号 成長産業特別集積区域における成長産業の集積の促進及び国際競争力の強化に係る町税の特例に関する条例の一部を改正する条例	132
質 疑	133
総務文教常任委員会付託	133
提案理由説明	
議案第47号 地方自治法の一部を改正する法律等の施行に伴う関係条例の整理に関する条例	133
質 疑	134
総務文教常任委員会付託	134
提案理由説明	

議案第48号 行政手続条例の一部を改正する条例	134
質 疑	135
総務文教常任委員会付託	135
提案理由説明	
議案第49号 国民健康保険条例の一部を改正する条例、議案第50号 後期高齢者医療条例の一部を改正する条例、以上2件一括付議	135
質 疑	136
事業厚生常任委員会付託	136
提案理由説明	
議案第51号 介護保険条例の一部を改正する条例	136
質 疑	137
事業厚生常任委員会付託	137
提案理由説明	
議案第52号 環境センター専用公用車（ダンプ車両）の購入について	137
質 疑	137
事業厚生常任委員会付託	137
提案理由説明	
議案第53号 大阪府後期高齢者医療広域連合規約の変更に関する協議について	137
質 疑	138
事業厚生常任委員会付託	138
提案理由説明	
議案第54号 大阪広域水道企業団の共同処理する事務の変更及びこれに伴う大阪広域水道企業団規約の変更に関する協議について	138
質 疑	139
事業厚生常任委員会付託	139
提案理由説明	
請願第1号 主要地方道大阪和泉泉南線（都市計画道路 大阪岸和田南海線）の接合地点および一部線形の変更並びに大阪外環状線4車線化を一体とした都市機能の早期整備に関する請願	139
事業厚生常任委員会付託	141
(6月25日)	
出席議員	143
議事日程	143
委員会報告	144
議会運営委員会報告	144
議案第46号 成長産業特別集積区域における成長産業の集積の促進及び国際競争力の強化に係る町税の特例に関する条例の一部を改正する条例、議案第47号 地方自治法の一部を改正する法律等の施行に伴う関係条例の整理に関する条例、議案第48号 行政手続条例の一部を改正する条例、以上3件一括付議	144
総務文教常任委員会委員長報告	144
質 疑	145
討 論	145
採 決	145
議案第49号 国民健康保険条例の一部を改正する条例、議案第50号 後期高齢者医	

療条例の一部を改正する条例、議案第51号 介護保険条例の一部を改正する条例、	
議案第52号 環境センター専用公用車（ダンプ車両）の購入について、議案第53号	
大阪府後期高齢者医療広域連合規約の変更に関する協議について、議案第54号	
大阪広域水道企業団の共同処理する事務の変更及びこれに伴う大阪広域水道企業団	
規約の変更に関する協議について、以上6件一括付議	146
事業厚生常任委員会委員長報告	146
質 疑	146
討 論	146
採 決	146
請願第1号 主要地方道大阪和泉泉南線（都市計画道路 大阪岸和田南海線）の接	
合地点および一部線形の変更並びに大阪外環状線4車線化を一体とした都市機能の	
早期整備に関する請願	148
事業厚生常任委員会委員長報告	148
質 疑	148
討 論	148
採 決	152
提案理由説明	
議員提出議案第2号 ドナーミルクの利用拡大を求める意見書	152
質 疑	154
採 決	154
議会運営委員会の閉会中の継続調査の申し出について	154

6 月熊取町議会定例会（第 1 号）

令和 8 年 6 月定例会会議録（第 1 号）

月 日 令和 8 年 6 月 10 日（水曜）招集

場 所 熊取町役場議場

出席議員 次のとおり 12 名であります。

1 番 文野 慎治	2 番 多和本英一	3 番 長田健太郎
4 番 石井 一彰	5 番 坂上 昌史	6 番 大林 隆昭
7 番 坂上巳生男	8 番 江川 慶子	9 番 渡辺 豊子
10 番 二見 裕子	13 番 田中 圭介	14 番 河合 弘樹

欠席議員 なし

地方自治法第 121 条の規定により本議場に出席を求めたものは、次のとおりであります。

町 長 藤原 敏司	副 町 長 南 和仁
教 育 長 吉田 茂昭	総 合 政 策 部 長 田中 耕二
総合政策部統括理事 明松 大介	総合政策部統括理事 庭瀬 義浩
総 務 部 長 永橋 広幸	総 務 部 理 事 道端 秀明
住 民 部 長 巖根 晃哉	住 民 部 理 事 奥村 光男
健 康 福 祉 部 長 石川 節子	健 康 福 祉 部 理 事 阪上 正順
健 康 福 祉 部 理 事 橘 和彦	都 市 整 備 部 長 山原 栄次
都 市 整 備 部 理 事 坂本 佳弘	会計管理者兼会計課長 根来 雅美
教 育 次 長 松浪 敬一	教育委員会事務局理事 河井 淳
教育委員会事務局理事 三原 順	

本議会の職員は、次のとおりであります。

議 会 事 務 局 長 山本 浩義	書 記 野津 博美
-------------------	-----------

本議会に付議された案件は、次のとおりであります。

会議録署名議員の指名

会 期 の 決 定

一 般 質 問

議案第 27 号	税条例の一部を改正する条例の専決処分報告について
議案第 28 号	人権擁護委員候補者の推薦について
議案第 29 号	人権擁護委員候補者の推薦について
議案第 30 号	農業委員会委員の任命同意について
議案第 31 号	農業委員会委員の任命同意について
議案第 32 号	農業委員会委員の任命同意について
議案第 33 号	農業委員会委員の任命同意について
議案第 34 号	農業委員会委員の任命同意について
議案第 35 号	農業委員会委員の任命同意について
議案第 36 号	農業委員会委員の任命同意について
議案第 37 号	農業委員会委員の任命同意について
議案第 38 号	農業委員会委員の任命同意について
議案第 39 号	農業委員会委員の任命同意について
議案第 40 号	農業委員会委員の任命同意について
議案第 41 号	農業委員会委員の任命同意について
議案第 42 号	農業委員会委員の任命同意について
議案第 43 号	農業委員会委員の任命同意について

- 議案第44号 農業委員会委員の任命同意について
議案第45号 農業委員会委員の任命同意について
議案第46号 成長産業特別集積区域における成長産業の集積の促進及び国際競争力の強化に係る
町税の特例に関する条例の一部を改正する条例
議案第47号 地方自治法の一部を改正する法律等の施行に伴う関係条例の整理に関する条例
議案第48号 行政手続条例の一部を改正する条例
議案第49号 国民健康保険条例の一部を改正する条例
議案第50号 後期高齢者医療条例の一部を改正する条例
議案第51号 介護保険条例の一部を改正する条例
議案第52号 環境センター専用公用車（ダンプ車両）の購入について
議案第53号 大阪府後期高齢者医療広域連合規約の変更に関する協議について
議案第54号 大阪広域水道企業団の共同処理する事務の変更及びこれに伴う大阪広域水道企業団
規約の変更に関する協議について
請願第1号 主要地方道大阪和泉泉南線（都市計画道路大阪岸和田南海線）の接合地点および一
部線形の変更並びに大阪外環状線4車線化を一体とした都市機能の早期整備に関する
請願
-

議長（文野慎治君）皆さん、おはようございます。

令和8年6月熊取町議会定例会の開会に当たり、一言ご挨拶申し上げます。

本定例会における諸議案の審議に当たりましては、厳正かつ公正を基本に、十分意を尽くされま
してご審議をいただき、あわせて、議事の運営が円滑に運びますようご協力をお願い申し上げ、開
会の挨拶といたします。

ただいまの出席議員は12名全員であります。定足数に達しておりますので、ただいまから令和8
年6月熊取町議会定例会を開会いたします。

（「10時00分」開会）

議長（文野慎治君）なお、発言される方は、起立の上、マイクの赤いランプの点灯を確認した後に発言
していただきますようお願いいたします。

日程に入る前に、諸般の報告を行います。

例月出納検査の結果報告書が提出されておりますので、その報告をいたします。

令和8年3月定例会に報告をいたしました以降に実施されました例月出納検査について、監査委
員からその結果報告書が提出されています。

その内容は、「現金の出納及び計数について、提出された資料と出納関係諸帳簿を照合した結果、
過誤のないことを確認した」ということでございます。

ご参考までに、令和8年4月末現在における各会計の現金預金残高については、タブレットに掲
載している資料のとおりでございます。

次に、定期監査並びに行政監査でございますが、令和7年8月18日から12月18日までの期間で実
施され、監査委員からその結果報告書が提出されました。監査の対象は、健康福祉部、都市整備部、
会計課、議会事務局、教育委員会事務局となっております。

なお、監査の結果につきましては、令和7年度定期監査等結果報告を既にタブレットに配付して
おりますので、内容の報告は省略いたします。

以上で、諸般の報告を終わります。

本定例会には、町長ほか関係職員の出席を求めています。

町長から挨拶のため発言を求められておりますので、これを許可します。藤原町長。

町長（藤原敏司君）おはようございます。

議長のお許しを賜りましたので、令和8年6月熊取町議会定例会の開会に当たりまして、一言ご挨拶申し上げます。

議員の皆様におかれましては、本定例会を招集申し上げましたところ、何かとご多忙の中、ご参集いただきまして誠にありがとうございます。

さて、季節は本格的な降雨シーズンを迎えました。つい先日は、台風6号の接近により荒天が予想されましたが、幸いにも大きな被害もなく、安堵しているところでございます。この季節、いつ何ときどのような災害が発生してもおかしくありません。町といたしましても、今までの台風対応の教訓を生かしつつ、防災・減災対策に万全を期してまいり所存でございます。議員の皆様におかれましても、引き続き、地域住民の安全確保に向けたお力添えを賜りますようお願い申し上げます。

それでは、本定例会にご提案申し上げております議案でございますが、専決処分報告につきましては、税条例の一部を改正する条例の専決処分報告について、人事案件につきましては、人権擁護委員候補者の推薦についてほか17件、条例の一部改正につきましては、成長産業特別集積区域における成長産業の集積の促進及び国際競争力の強化に係る町税の特例に関する条例の一部を改正する条例ほか5件、そのほか、環境センター専用公用車（ダンプ車両）の購入について、大阪府後期高齢者医療広域連合規約の変更に関する協議について並びに大阪広域水道企業団の共同処理する事務の変更及びこれに伴う大阪広域水道企業団規約の変更に関する協議についての議案でございます。

以上、何とぞよろしくご審議を賜り、原案どおりご承認、ご可決いただきますようお願い申し上げます。簡単ではございますが、開会のご挨拶とさせていただきます。

議長（文野慎治君）次に、行政報告を行います。

報告第1号 令和7年度熊取町一般会計予算継続費繰越計算書についての件及び報告第2号 令和7年度熊取町一般会計予算繰越明許費繰越計算書についての件、以上2件を報告願います。田中総合政策部長。

総合政策部長（田中耕二君） それでは、行政報告をさせていただきます。

まず、報告第1号 令和7年度熊取町一般会計予算継続費繰越計算書についてご説明いたします。

令和7年度熊取町一般会計予算の継続費年割額に係る経費の金額のうち、支出を終わらなかったものについて別紙のとおり通次繰越しをいたしましたので、地方自治法施行令第145条第1項の規定により報告するものでございます。

次ページをご覧ください。

令和7年度熊取町一般会計予算継続費繰越計算書でございます。

款 教育費、項 保健体育費の総合体育館大規模改修事業につきまして、令和6年度から8年度の3か年の継続事業で、総額が9億4,041万8,000円となっております。そして、令和7年度継続費の予算現額が、令和7年度の予算計上額1億9,124万円と令和6年度から7年度への通次繰越額1億7,556万円の合計3億6,680万円でございます。これに対して、令和7年度の支出済額は3億6,568万4,000円でございますので、それを差し引いた残額111万6,000円を翌年度に通次繰越したものでございます。財源内訳につきましては、全額繰越金でございます。

続きまして、報告第2号 令和7年度熊取町一般会計予算繰越明許費繰越計算書についてご説明いたします。

令和7年度熊取町一般会計予算のうち、繰越明許費に係る経費を別紙のとおり翌年度に繰り越しましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告するものでございます。

次ページをご覧ください。

令和7年度熊取町一般会計予算繰越明許費繰越計算書でございます。

事業は12件でございます。

まず、款 総務費、項 総務管理費の住民記録システム改修事業につきましては、国の補正予算

に伴う国庫補助金を活用し、振り仮名データ連携に係る住民記録システムの改修を行うため、3月補正予算にて295万1,000円の繰越明許費を設定したものでございます。翌年度繰越額は同額の295万1,000円で、財源につきましては、国庫補助金295万円が未収入特定財源で、残り1,000円が一般財源でございます。

次に、款 総務費、項 戸籍住民基本台帳費の戸籍事務事業につきましては、標準準拠システム移行に伴う戸籍附票システム及びコンビニ交付システム改修作業の年度内完了が見込めないため、12月補正予算にて2,158万2,000円の繰越明許費を設定したものでございます。翌年度繰越額は1,038万4,000円となっており、財源につきましては、全額一般財源でございます。

次に、款 総務費、項 戸籍住民基本台帳費の戸籍附票システム等改修事業につきましては、国補正予算に伴う国庫補助金を活用し、旧氏追加に係る戸籍附票システム及びコンビニ交付システムの改修を行うため、3月補正予算にて292万6,000円の繰越明許費を設定したものでございます。翌年度繰越額は同額の292万6,000円で、財源につきましては、全額未収入特定財源の国庫補助金でございます。

次に、款 民生費、項 社会福祉費の物価高対応子育て応援手当支給事業につきましては、国制度による子育て世帯に対する給付事業を実施するため、12月追加補正予算にて1億6,529万2,000円の繰越明許費を設定したものでございます。翌年度繰越額は2,298万円となり、財源につきましては、全額未収入特定財源の国庫補助金でございます。

次に、款 衛生費、項 上水道費の水道事業会計出資事業につきましては、国補正予算に伴う水道企業団が実施する水道管路耐震化工事に対する出資を行うため、3月補正予算にて3,000万円の繰越明許費を設定したものでございます。翌年度繰越額は同額の3,000万円で、財源につきましては、全額未収入特定財源の町債でございます。

次に、款 商工費、項 商工費の地域振興券事業につきましては、国の重点支援地方交付金を活用し、地域振興券事業を実施するため、12月追加補正予算にて2億4,311万1,000円の繰越明許費を設定したものでございます。翌年度繰越額は2億2,084万6,701円となり、財源につきましては、既収入特定財源のくまとりふるさと応援基金繰入金1,409万8,249円と未収入特定財源の国庫補助金2億674万8,452円でございます。

次に、款 土木費、項 道路橋りょう費のボックスカルバート点検事業につきましては、国補正予算に伴う国庫補助金を活用し、ボックスカルバートの点検を行うため、3月補正予算にて510万円の繰越明許費を設定したものでございます。翌年度繰越額は同額の510万円で、財源につきましては、国庫補助金220万円が未収入特定財源で、残り290万円が一般財源でございます。

次に、款 消防費、項 消防費の大阪府衛星無線等再整備事業につきましては、大阪府が実施する衛星無線設備更新の工事延長により、3月補正予算にて1,054万5,000円の繰越明許費を設定したものでございます。翌年度繰越額は同額の1,054万5,000円で、財源につきましては、1,050万円が未収入特定財源の町債で、残り4万5,000円が一般財源でございます。

次に、款 教育費、項 小学校費の小学校教育情報化推進事業につきましては、国補正予算に伴う国庫補助金を活用し、校内ネットワーク機器の更新等を行うため、3月追加補正予算にて5,838万円の繰越明許費を設定したものでございます。翌年度繰越額は同額の5,838万円で、財源につきましては、国庫補助金と町債の合計5,687万9,000円が未収入特定財源で、残り150万1,000円が一般財源でございます。

次に、款 教育費、項 小学校費の小学校LED照明改修事業につきましては、国補正予算に伴う国庫補助金を活用し、中央・南・北小学校のLED照明改修工事を行うため、3月追加補正予算にて9,073万9,000円の繰越明許費を設定したものでございます。翌年度繰越額は同額の9,073万9,000円で、財源につきましては、国庫補助金と町債の合計9,064万6,000円が未収入特定財源で、残り9万3,000円が一般財源でございます。

次に、款 教育費、項 小学校費の北小学校門扉改修事業につきましては、国補正予算に伴う国

庫補助金を活用し、北小学校の門扉改修工事を行うため、3月追加補正予算にて1,674万2,000円の繰越明許費を設定したものでございます。翌年度繰越額は同額の1,674万2,000円で、財源につきましては、国庫補助金と町債の合計648万5,000円が未収入特定財源で、残り1,025万7,000円が一般財源でございます。

最後に、款 教育費、項 中学校費の中学校教育情報化推進事業につきましては、国補正予算に伴う国庫補助金を活用し、校内ネットワーク機器の更新等を行うため、3月追加補正予算にて3,453万1,000円の繰越明許費を設定したものでございます。翌年度繰越額は同額の3,453万1,000円で、財源につきましては、国庫補助金と町債の合計3,362万円が未収入特定財源で、残り91万1,000円が一般財源でございます。

以上で、第1号及び第2号の報告を終わらせていただきます。

議長（文野慎治君）次に、報告第3号 熊取町土地開発公社の経営状況報告についての件を報告願います。永橋総務部長。

総務部長（永橋広幸君）それでは、報告第3号 熊取町土地開発公社の経営状況報告につきまして、地方自治法第243条の3第2項の規定によりご報告させていただきます。

説明につきましては、令和7事業年度熊取町土地開発公社決算及び令和8事業年度熊取町土地開発公社予算でございます。

まず、令和7事業年度熊取町土地開発公社決算についてご説明させていただきます。

まずは、8ページをご覧ください。

令和7事業年度事業報告書でございます。

1の事業概要をご覧ください。

本事業年度において、土地の取得はございませんでした。土地の処分については、令和元事業年度において取得した町道五門久保小谷線歩道設置用地63.53平方メートルを278万8,195円で、令和6年11月に同用地から分割しました八幡池青少年広場駐車場用地92.80平方メートルを406万732円で熊取町に譲渡いたしました。

続いて、2の財政状況をご覧ください。

収益的収入は702万703円、収益的支出は684万2,927円、収支差引き17万7,776円となりました。資本的収入は126万4,979円、資本的支出は801万3,906円、収支差引き674万8,927円の収支不足となりましたが、この不足額は当年度分損益勘定留保資金で補填いたしました。

令和7事業年度末資産合計は6億5,286万4,043円、公有用地は7,069.53平方メートル、帳簿価額6億3,309万4,650円となっております。また、当期純利益は下から5行目に記載のとおり、17万7,776円となっております。

今後とも、事業実施に当たっては、必要な公共用地の先行取得及び保有物件の適正な運営管理を行い、公共事業の推進に寄与してまいります。

9ページをご覧ください。

事業実績でございます。

先ほど説明いたしましたとおり、令和7事業年度におきましては土地の取得はなく、土地の譲渡がございましたので、（1）公有用地取得調書には利子の記載、（2）公有用地譲渡調書には売却した用地の内容を記載しております。

5ページにお戻りください。

令和7事業年度決算報告書でございます。

説明につきましては、後ほど10ページ以降の収支明細書にてご説明いたします。

6ページをご覧ください。

損益計算書でございます。

1年間の営業成績を明らかにするために費用と収益を記載し、純損益などを表示した報告書でございます。左側、費用の部の3、当期純利益については17万7,776円となっております。

次に、貸借対照表でございます。

令和8年3月31日時点の財政状況を表しています。

まずは、資産の部、1、流動資産ですが、(1)現金及び預金1,976万9,389円、(2)公有用地6億3,309万4,654円となり、資産合計6億5,286万4,043円となっております。

次に、負債の部、1、固定負債、(1)借入金6億3,216万3,056円。

次に、資本の部、1、資本金、(1)基本財産500万円、2、準備金、(1)前期繰越準備金1,552万3,211円、(2)当期純利益17万7,776円となり、資本合計2,070万987円となっており、負債・資本合計は6億5,286万4,043円となり、資産合計と同額となります。

7ページをご覧ください。

キャッシュ・フロー計算書でございます。

令和7事業年度における資金収支の状況を活動区分別に表示したものです。

1点目の事業活動では692万6,703円のプラス、2点目の財務活動では674万8,927円のマイナスとなっております。その結果、V、期末残高が1,976万9,389円となりました。なお、この金額は6ページの貸借対照表の現金及び預金でお示した金額と一致してございます。

次に、10ページをご覧ください。

令和7事業年度収益的収支でございます。

1、収益的収入、款 事業収益、項 公有地取得事業収益684万8,927円はいずれも売却収益で、町道五門久保小谷線歩道設置用地278万8,195円、八幡池青少年広場駐車場用地406万732円でございます。

次に、款 事業外収益、項 受取利息4万8,586円は貯金利息でございます。

次に、項 雑収益、目 土地使用料12万3,190円は、電柱や太陽光発電設備の敷地使用料でございます。

これらにより、収益的収入合計702万703円となっております。

11ページをご覧ください。

2、収益的支出、款 事業原価、項 公有地取得事業原価674万8,927円は、10ページでご説明いたしました公有地売却に係る原価でございます。

款 一般管理費9万4,000円、こちらは公社に係る法人府民税等でございます。

これらにより、収益的支出合計684万2,927円となっております。

12ページをご覧ください。

令和7事業年度資本的収支でございます。

1、資本的収入、款 資本的収入、項 借入金126万4,979円は、各事業用地取得に係る借入金利子の支払い分に充てるため、熊取町からの借入金でございます。

13ページをご覧ください。

資本的支出、款 資本的支出、項 公有地取得事業費126万4,979円は、各事業用地に係る借入金利子でございます。

次の項 借入金償還金674万8,927円につきましては、本事業年度において熊取町へ売却いたしました用地に係る熊取町への借入金償還金でございます。

これらにより、資本的支出合計801万3,906円となっております。

14ページをご覧ください。

財産目録でございます。

先ほど6ページで説明いたしました貸借対照表左側の資産の明細でございます。

15ページをご覧ください。

負債明細書でございます。

先ほど6ページで説明いたしました貸借対照表右側上段の負債の明細でございます。

財産目録と併せ、後ほどお目通しのほどよろしくお願いいたします。

恐れ入りますが、4ページへお戻りください。

令和7事業年度熊取町土地開発公社決算につきましては、審査意見書に記載のとおり、令和8年5月14日に決算審査を実施していただき、正確で相違ない旨、監事からご意見をいただいているところでございます。

以上で、令和7事業年度熊取町土地開発公社の決算についての説明を終わらせていただきます。引き続きまして、令和8事業年度熊取町土地開発公社予算についてご説明させていただきます。17ページをご覧ください。

第1条、総則でございます。

令和8事業年度熊取町土地開発公社予算は、次に定めるところによるものでございます。

第2条、収益的収入及び支出でございます。

収益的収入及び支出の予定額は、次のとおり定めるものでございます。

収入の部ですが、収入合計16万8,000円、内訳としまして、第1款 事業収益ゼロ円、第2款 事業外収益16万8,000円としてございます。

次に、支出の部でございます。支出合計16万8,000円、内訳としまして、第1款 事業原価ゼロ円、第2款 一般管理費16万8,000円としてございます。

第3条、資本的収入及び支出でございます。資本的収入及び支出の予定額は、次のとおり定めるものでございます。

収入の部でございますが、収入合計189万7,000円、内訳としまして、第1款 資本的収入189万7,000円としてございます。

次に、支出の部でございます。支出合計189万7,000円、内訳として、第1款 資本的支出189万7,000円としてございます。

第4条、借入金の限度額は189万7,000円と定めるものでございます。

18ページ上段をご覧ください。

令和8事業年度予定貸借対照表でございます。

財務状況を明らかにするため、令和9年3月31日時点の保有する見込みの全ての資産、負債及び資本を総括的に表示した報告書でございます。

資産合計6億5,458万3,267円となり、負債及び資本合計と同額となります。

次に、中段をご覧ください。

令和7事業年度予定損益計算書でございます。

令和7事業年度1年間の営業成績を明らかにするため、費用と収益を記載し、純損益などを表示した報告書でございます。

次に、下段をご覧ください。

令和7事業年度予定貸借対照表でございます。

令和8年3月31日時点の財政状況を示しております。

なお、これらの財務諸表は、令和8事業年度予算及び令和7事業年度予算に基づき作成したものでございます。後ほどお目通しのほど、よろしくお願いいたします。

19ページをご覧ください。

令和8事業年度事業計画書及び資金計画書を記載してございます。

説明については、20ページの予算説明書にて説明いたしますので20ページをご覧ください。

令和8事業年度予算説明書でございます。

収益的収入及び支出でございます。

収益的収入、第2款 事業外収益、第1項 受取利息4万8,000円は預金利息であり、第2項 雑収益、目 土地使用料12万円は、電柱や太陽光発電設備の敷地使用料であります。これらにより、収入合計16万8,000円となっております。

次に、収益的支出、第2款 一般管理費16万8,000円は、旅費3万4,000円、需用費2万円、役務

費 2 万円、公課費 9 万 4,000 円となっております。これらにより、支出合計 16 万 8,000 円となっております。

次に、資本的収入及び支出でございます。

資本的収入、節 借入金 189 万 7,000 円は、既取得用地に係る利子の借入金で、これにより収入合計 189 万 7,000 円となっております。

次に、資本的支出、項 公有地取得事業費、節 償還金、利子及び割引料 189 万 7,000 円は、既取得用地に係る借入金の利子でございます。これにより、支出合計 189 万 7,000 円となっております。

以上、報告第 3 号 熊取町土地開発公社の経営状況報告について説明を終わらせていただきます。議長（文野慎治君）次に、報告第 4 号 損害賠償に関する専決処分報告についての件を報告願います。

巖根住民部長。

住民部長（巖根晃哉君）それでは、報告第 4 号 損害賠償に関する専決処分報告についてご説明申し上げます。

報告第 4 号をご覧ください。

地方自治法第 180 条第 1 項の規定により、議会において指定されている事項について専決処分したので、同条第 2 項の規定により報告するものでございます。

2 ページをご覧ください。

専決処分日は令和 8 年 4 月 6 日でございます。

事故発生日時は、令和 7 年 6 月 28 日午前 11 時 55 分頃で、事故発生場所は熊取町野田一丁目 1 番 12 号、熊取町立公民館、かむかむプラザの駐車場でございます。

相手方については、記載のとおりでございます。

事故の概要でございますが、出張ブルーベリー狩り実施のため、NPO 法人グリーンパーク熊取に住民協働公用車貸出規則に基づき貸し出した本庁公用車を、NPO 法人グリーンパーク熊取関係者が本町公民館駐車場で作業中に後退させたところ、車両後部が駐車していた相手方車両右側ドアミラー部分に接触し、損傷させたものでございます。

損害賠償額については 16 万 2,009 円で、車両修理費用と代車費用となっており、全額一般財団法人全国自治協会の自動車損害共済事業から補填を受けるものでございます。

なお、今回の事故発生が昨年の 6 月で、4 月の専決処分まで時間を要したのは、車両修理後の示談手続において、相手方と連絡がつきにくかったのが原因でございまして、示談に関しトラブルがあったものではございません。

最後に、事故後におきまして、担当部署から NPO 法人に対し、安全確認の徹底と事故防止に留意するよう指導を行っておりますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

以上で、報告第 4 号 損害賠償に関する専決処分報告についての報告を終わらせていただきます。議長（文野慎治君）次に、報告第 5 号 損害賠償に関する専決処分報告についての件を報告願います。

石川健康福祉部長。

健康福祉部長（石川節子君）それでは、報告第 5 号 損害賠償に関する専決処分報告につきましてご報告申し上げます。

本件は、地方自治法第 180 条第 1 項の規定により、議会において指定されている事項について別紙のとおり専決処分をいたしましたので、同条第 2 項の規定により報告するものでございます。

次のページをご覧ください。

専決処分日は令和 8 年 2 月 26 日でございます。

専決処分の内容でございますが、事故発生日時は令和 8 年 1 月 20 日午後 1 時 30 分頃でございます。事故発生場所は、泉佐野市鶴原 2813 番地の 1、有料老人ホームエタニティ泉佐野駐車場でございます。

相手方につきましては、議案書に記載のとおりでございます。

事故の概要でございますが、本町の介護認定調査のために往訪したところ、駐車場が満車であつ

たため、駐車場の入り口にてバックしようとした際に、右側面前方の確認不足により駐車場内壁面に接触し、壁面を損傷させたものでございます。

損害賠償額は14万円で、相手方の駐車場内壁面の修繕費用でございます。

なお、損害賠償額につきましては、一般財団法人全国自治協会の自動車損害共済からの補填を受けております。

今後、公用車の運転に当たりましては、改めて細心の注意を払い、安全運転を心がけ、より一層の事故防止に努めてまいりますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

以上で、報告第5号 損害賠償に関する専決処分報告につきまして報告を終わらせていただきます。

議長（文野慎治君）ただいまの行政報告5件に対し、質疑があれば承ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

以上で、行政報告を終わります。

議長（文野慎治君）それでは、本日の議事日程に入ります。

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。議会会議規則第126条の規定に基づき、議長が指名いたします。議席10番 二見裕子議員、議席13番 田中圭介議員、以上の2名の方を指名いたします。よろしく願いいたします。

議長（文野慎治君）次に、日程第2 会期の決定を議題といたします。

本件に関し、議会運営委員会委員長の報告を求めます。大林議会運営委員会委員長。

議会運営委員会委員長（大林隆昭君）それでは、議会運営委員会報告を行います。

去る6月4日午前10時30分から、町長ほか関係職員の出席を求め、委員6人出席の下、議会運営委員会を開催し、令和8年6月熊取町議会定例会の運営について審議いたしました結果、次のとおり決まりましたので、その報告をいたします。

まず、会期について報告いたします。

会期は、本日6月10日から6月25日までの16日間といたします。

本会議の日程であります、本日6月10日、11日、12日及び25日の4日間といたします。

常任委員会の開催についてであります、事業厚生常任委員会を6月18日に、総務文教常任委員会を6月19日に開催いたします。

また、第2回目の議会運営委員会と都市計画道路建設促進特別委員会を6月18日に、議員全員協議会を6月19日に開催いたします。

次に、議事日程についてであります、議案書に記載の議事日程のとおりといたします。

このように決まりましたので、議長からよろしくお諮り願います。

以上で、議会運営委員会報告を終わります。

議長（文野慎治君）お諮りいたします。ただいまの議会運営委員会委員長の報告のとおり、本定例会の会期は本日6月10日から6月25日までの16日間と決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、本定例会の会期は本日6月10日から6月25日までの16日間と決定いたしました。

議長（文野慎治君）次に、日程第3 一般質問を行います。

質問の通告がありましたので、順次発言を許します。

初めに、石井議員。

4番（石井一彰君）おはようございます。

議長よりお許しをいただきましたので、通告に従い一般質問をさせていただきます。

まず、大きな項目1番目、教員の働き方改革と保護者対応の在り方についてお聞かいたします。

先日、あるニュースがネットで話題となりました。要約しますと、ある学校の入学式で校長が保護者に対し、学校への電話連絡は教員の勤務時間内、8時15分から16時45分に限ること、子どものスマホトラブルは保護者の責任で対応することの2つのお願いを伝えたことが、SNSで大きな話題となりました。

教員の働き方を守る姿勢に対し、全国で言うべき、学校の負担軽減になるといった賛同の声が多く上がった一方で、共働き家庭からは、時間内連絡は難しい、せめて柔軟な対応をといった現実的な課題も指摘され、議論が広がっている。校長は教員の過重労働を防ぎ、子どもによりよい教育環境を提供するためには、学校と家庭の役割分担を明確にする必要があると説明しており、丁寧な説明によって保護者の理解も得られたと。この事例は、保護者から電話連絡やスマホトラブルの対応に限らず、教員の働き方改革と保護者対応の在り方について、線引きの重要性を示すものとして注目されているといった内容でございました。

本町でも先日、議員全員協議会にて、熊取町立学校の教育職員に関する業務量管理・健康確保措置実施計画の説明がございました。その上で、上記ニュースをどのように本町で捉えておられるのかをお聞かします。

1番目の質問です。保護者対応の線引きについてどのようにお考えでしょうか。

議長（文野慎治君）河井教育委員会事務局理事。

教育委員会事務局理事（河井 淳君）それでは、石井議員の教員の働き方改革と保護者対応の在り方についてのご質問のうち、まず、1点目の保護者対応の線引きについての本町の見解についてご答弁申し上げます。

教育委員会といたしましては、町立学校における保護者対応について、学校、家庭、地域、関係機関がそれぞれの役割と責任を踏まえ、連携して子どもの成長を支えていくことが重要であると考えております。

学校は、学習指導や生徒指導、安全確保、いじめ対応など、教育活動に関わる事項を主体的に担う役割を有しております。また、家庭は、子どもが学校生活を送る上で不可欠な心身の健康と基本的な生活習慣の土台を育む責務を担っております。さらには、福祉、医療、心理支援などの専門分野においても、それぞれの専門機関により主導的な役割を果たしていただく必要があります。

子どもたちにとってよりよい環境が確保されるためには、それぞれの役割を適切に整理し、学校、家庭、関係機関が連携しながら対応することが重要であると認識しております。

昨今、子どもを取り巻く課題は複雑・多様化しており、それぞれの役割を完全に切り分けることは難しい面もございます。そのため教育委員会といたしましては、学校が対応すべき事項を明確にしつつ、保護者への丁寧な説明と関係機関との円滑な連携を図りながら、子どもにとって最善な支援につながるよう取り組んでまいります。

以上、ご答弁とさせていただきます。

議長（文野慎治君）石井議員。

4番（石井一彰君）ありがとうございます。

ちなみに今、熊取町の町立小中学校において、学校への電話連絡、これは今こういった形で対応されているのでしょうか。

議長（文野慎治君）河井教育委員会事務局理事。

教育委員会事務局理事（河井 淳君）学校のほうに入る電話ということでしょうか。まず、保護者の方から、担任の先生であったりとか教頭先生とお話したいであるとか、そういった誰とお話したいというような、この先生とお話したいんだというようなまず連絡が入りまして、そこから担任の先生であったりとかが対応するというのが基本になっております。

議長（文野慎治君）石井議員。

4 番（石井一彰君）このニュースにありましたとおり、まず、学校の先生の負担にならないように、勤務時間内というような線引きをとっているんですけど、それが現状、熊取町はどのようになっているのでしょうか。

議長（文野慎治君）河井教育委員会事務局理事。

教育委員会事務局理事（河井 淳君）失礼しました。令和8年6月から小学校のほうでは、夕方5時までの対応、中学校のほうは5時半までの対応、そこから朝8時まででは電話はつながらないというような形で、音声ガイダンスによる留守番電話のほうで対応させていただいているところです。

議長（文野慎治君）石井議員。

4 番（石井一彰君）中学校で30分小学校より長いのは、部活動とかという対応になっているということですか。

議長（文野慎治君）河井教育委員会事務局理事。

教育委員会事務局理事（河井 淳君）やっぱり部活動が5時ぐらいまでありますので、子どもが帰る時間までは電話がつながるほうがよいだろうというようなところで、あまり連絡というのもないみたいなんですけれども、電話のほうは開けているというような状況でございます。

議長（文野慎治君）石井議員。

4 番（石井一彰君）では、それ以降の電話連絡に対しては、録音とかICTを活用しているということでしょうか。

議長（文野慎治君）河井教育委員会事務局理事。

教育委員会事務局理事（河井 淳君）基本的には保護者の方からの連絡は、保護者からの連絡を受けるアプリを使用しております。その中にお伝えいただきたいことを書いていただいたりであるとか、緊急の場合であれば教育委員会のほうに連絡をいただいて、こちらのほうで対応するというようなことがございます。

議長（文野慎治君）石井議員。

4 番（石井一彰君）もちろんそれは、保護者の方に周知されているんだと思います。そのアプリに入った録音は、内容に対して翌日対応しているということになるんですね。分かりました。

そしたら、2番目の質問となります。時間外対応の削減を数値として把握されているのでしょうか。また、議員全員協議会の際にも私、質問させていただいたんですが、今後、KPI、残業時間、時間外対応件数等を設定されて、公表する予定はありでしょうか。

議長（文野慎治君）河井教育委員会事務局理事。

教育委員会事務局理事（河井 淳君）続きまして、ご質問の2点目、時間外対応の削減を数値として把握しているのか、今後、KPIの設定と公表の予定はについてご答弁申し上げます。

まず、時間外対応の削減を数値として把握しているのかにつきましては、出出勤システムによる個々の教員の時間外業務の記録により、保護者対応に有した月ごとの時間を把握しております。

時間外に保護者対応をする時間は、月により若干の増減がございますが、割合としましては、時間外業務のうち保護者対応は、全体の1%前後という状況です。

続きまして、今後の残業時間、時間外対応件数のKPIの設定と公表につきましては、本町では令和8年2月に熊取町立学校の教育職員に関する業務量管理・健康確保措置実施計画を策定しており、時間外在校等時間の縮減を目標に設定しております。この取組の着実な実行を図るために、町立学校の教育職員の在校等時間の状況を把握し、毎年度、町のホームページで公表するとともに、定例の教育委員会及び総合教育会議において報告することとしております。

なお、時間外在校等時間全体における保護者対応の割合は1%と限定的であるため、保護者対応の時間や件数のみをKPIとして設定することは見送っております。

教育委員会としましては、保護者からの過剰な要求等への対応による心理的負担の部分を重く受け止め、さきの計画で示しているストレスチェックによる指標を活用することとしております。

今後も引き続き、町立学校の教育職員が心身の健康を損なうことなく、効率的、効果的に持続可

能な教育を展開できるよう、働き方改革を推進してまいりたいと考えております。

以上、ご答弁とさせていただきます。

議長（文野慎治君）石井議員。

4 番（石井一彰君）かしこまりました。しっかりとストレスチェックでの結果の数値とかも、ホームページ上で公表していただけるということですね。かしこまりました。

それでは、3 番目の質問になります。スマホトラブルについて、学校が対応する範囲と警察、家庭に委ねる範囲をガイドラインとして明文化する考えはありでしょうか。

議長（文野慎治君）河井教育委員会事務局理事。

教育委員会事務局理事（河井 淳君）続きまして、ご質問の3 点目、スマホトラブルについて、学校が対応する範囲と警察、家庭に委ねる範囲をガイドラインとして明文化する考えはあるのかについてご答弁申し上げます。

学校が対応する範囲と家庭、警察に委ねる範囲を明確にすることで、学校が適切かつ毅然とした対応を取ることができるようにすべきであるということについて、一定認識しているところです。

一方で、スマートフォンのトラブルは、その内容や背景が極めて多様です。発生したトラブルがいじめなのか、その他のトラブルであるのかの区別も単純な基準では判断がつきづらい場合が少なくありません。例えば、一見すると消費者トラブルに見えても、実は特定の児童生徒に対する嫌がらせの一環であり、いじめとして捉えるケースもございます。このため、統一的なガイドラインを厳格に適用することで、かえって現場の柔軟な対応が制限されることを危惧しているところです。

ガイドラインの明文化につきましては、これまでの事案対応における課題を整理し、保護者等への発信方法も含め、前向きに研究を進めてまいりたいと考えております。

今後、研究を進めながら、泉佐野警察署や貝塚子ども家庭センター、町の関係部局との連携をより一層強化し、複雑な事案に対して学校が組織的に対応できる体制整備をしてまいりますので、ご理解賜りますようお願い申し上げ、ご答弁とさせていただきます。

議長（文野慎治君）石井議員。

4 番（石井一彰君）現状も、学校からいろいろな必要な指導というものはされている、それはもう重々認識はしているんですが、ガイドラインが曖昧になると、やはり学校の先生の業務の肥大化の原因になっていると思うんです。確かにいろんなケース・バイ・ケースはあるんだと思います。複雑な問題もあると思うんですけれど、何とかそこをしっかりとやっぱり線引き、今までのデータを基にここからここは学校、ここからここはやっぱり家庭ということを、明確なガイドラインを、何とか引いていただくことは難しいですか。

議長（文野慎治君）河井教育委員会事務局理事。

教育委員会事務局理事（河井 淳君）今、実際に起こっているケースで、これは警察に委ねるべきものだろうか、それとも家庭に対応してもらえるものだろうかということを考えながら、今対応を教育委員会のほうでも進めているところなんですけれども、その中でも、やっぱりなかなかここで線を引いてしまうのは難しいなと。例えば、家庭と一緒にやっていかないといけないというような部分があったりであるとか、警察でないと分からない情報というようなこともやっぱりあるので、警察と連携しながらやるということは必要だなというのは常々感じているところです。

ただ、過度な要求であるとか、そういった部分についてのガイドラインが、どんなものを設定していくのがよいのだろうかということは、前向きに研究のほうを進めていきたいと感じているところでございます。

議長（文野慎治君）石井議員。

4 番（石井一彰君）このスマホ、学校が購入するように指示しているわけでもありません。やはりスマホは保護者が買い与えているので、保護者に対するやっぱり責任の範囲というのは、もっと明確に大きくしていくべきではないかなと思います。

実際、今までスマホトラブルで警察に対応してもらったという事案というのはあるんですか。ま

た、これは増えていってたりするんでしょうか、過去において。

議長（文野慎治君）河井教育委員会事務局理事。

教育委員会事務局理事（河井 淳君）明確に何件という件数のほうは、今は把握していないんですけれども、やっぱりございます。例えば撮った写真のデータの消去であるとか、我々の学校の知識だけでは十分分からなかったりする部分もありますので、専門的な機関で、このデータは消しても法的に大丈夫なのかとかいうような確認で警察のほうに確認させてもらうとか、警察のほうから実際指導していただくというようなケースもございました。

議長（文野慎治君）石井議員。

4 番（石井一彰君）分かりました。

最後に申し上げますけれど、今回の議論は単なる 1 校の取組ではなく、教育現場の構造課題そのものだと思っています。そして、本町において既に何度も申し上げているように、教育職員に関する業務量管理・健康確保措置実施計画が示されています。計画を出した以上は、問われるのは実行です。教員の働き方を守ること、教員の方もやはり家族をお持ちの方もおられます、プライベートも大事です。やっぱり教員の働き方を守ることが、子どもへの教育の質を守ることにも直結すると思います。これを実行することによって、本町で働いていただける教員や講師の方を増やすことにもつながるのではないかと考えます。

最後に、教育長にもお聞きしたいと思います。本計画を形だけで終わらせないためにも、具体的な実行方針、また、教育長の覚悟をお示しいただけますでしょうか。

議長（文野慎治君）吉田教育長。

教育長（吉田茂昭君）今、スマホの件で責任等々のお話をいただいたんですけども、間違いなくスマホを持たせるということについては、やはり保護者の責任で持たせていると、保護者が子どもに許可をして持たせている。ただ、今現在スマホを使ってのいじめやらトラブルが起こっている。このスマホというのはあくまで手段であって、昔であれば、例えば手紙や紙をこっそり机に入れて、悪口を書く等の事案も実際にありました。しかし問題点は、スマホは匿名性が高く、不特定多数にも、どの時間でも、いつでも送ることができるということが非常に大きな課題となっています。当然ながら、持たせた保護者の責任、しかしながらその内容が、子ども間のトラブルであったり、いじめにつながるようなことであれば、これは間違いなく学校が関わっていかなければならない。

だから、基本的にスマホの使い方もそうなんですが、やはり子どもたちには、他者のことを思いやりであるとか、嫌な思いをさせないといったような基本的な人として必要なことをきっちり学ばせ、習慣づけることが何よりも大事だと思っています。ですから、その中で、子どもたちにスマホの使い方、スマホで相手を傷つけることがないようにというような形での指導を今後も続けていきたい。やはり子どもが嫌な思いをし、つらい思いをするようなことは絶対にあってはならないと思っていますので、そのあたり、全力で取り組んでまいりたいと考えております。

議長（文野慎治君）石井議員。

4 番（石井一彰君）ありがとうございます。

ちょっと私の質問の趣旨というか、それは今、教育長がおっしゃっていただいたのは、本当に必要な教育、これ本当、大事なんです、いじめ駄目ですよ。ただ、やはり今回のとある学校の校長先生の話は、極端な話、もうスマホで起こったいじめ云々は学校はもう関知しませんよと、もうそれは家族で解決してください、買い与えたのはお宅でしょうというぐらいの突き放した指導だったんです。だから、そこぐらいまで教育委員会としてしっかりと保護者に、学校側が保護者に対して指導できるという言い方はおかしいですけど、そのぐらい強い姿勢で発言することをさせてあげてもいいんじゃないかなということが私の今回の質問の趣旨になるので、ぜひそれはちょっと考えていただければなと、そのように思います。いいですか。

議長（文野慎治君）吉田教育長。

教育長（吉田茂昭君）今、議員のおっしゃった内容というのは、私も理解する部分はあります。しかし

ながら、実際にいじめという事案が起こって、被害者が学校に何とか助けてください、こんな状況なんですという相談があったときに、いや、これは加害者の責任ですから、家庭で解決してくださいというのは、やはりなかなか難しいというのが、私も今までそういった対応をしてる中で、実際やはりしんどい思いをしている子どもがいてるんだから、そこはやっぱり学校はしっかりと助けていかないといけないというような思い、加害の子にもしっかりとそれはいけないということを分からせていきたいというのが我々の思いですので、なかなか完全にそこへ線を引くというのは、今までの経験も含めて難しいなど。ただ、やはりそれぐらい保護者には責任を持ってほしいんだ、持たせる者の責任があるんだということは、理解はしてもらわなければならないというふうに考えております。

以上でございます。

議長（文野慎治君）石井議員。

4 番（石井一彰君）ぜひ、買わせた保護者の責任はあるんだということは、もうちょっと言っていただけるようにお願いしたいと思います。

それでは、2 番目の質問をさせていただきます。

災害時の車中泊スペース避難について質問をさせていただきます。

資料のほうをご覧くださいませでしょうか。4 月の産経新聞のほうでの記事になります。

「車中泊避難 リスクを踏まえ」という新聞記事です。「2 度目の激震『本震』から16日で10年となった熊本地震では、被災後に避難所ではなく車で避難生活を送る『車中泊避難』が課題となった。狭い車内では健康管理が難しく、行政の支援が届きづらいなどの問題が浮上。令和6年の能登半島地震でも同様な問題が相次ぎ、政府は長期の車中泊避難を『望ましくない』としながらも、自治体による支援を充実させる方針にかじを切った。専門家は避難のあり方が多様化する現状を踏まえ、改めて自助の重要性を説く」とあります。

マーカしてするように、「指定避難所に入れなかった」「余震が続き、建物の中より車中が安全だと思った」ということで、車中泊を選ばれた方もおられます。左上のグラフを見ていただければ一目瞭然なんです、熊本地震では、避難所以外での避難者が続出したと。複数回答にはなるんですが、車中泊のほうで避難所に比べて圧倒的に多いとなっています。

この資料中段のマーカしているところになります。「政府は6年6月の防災基本計画改定では、自治体に対し車中泊避難ができるスペースの事前設置などの支援策を検討するよう求める内容をはじめて盛り込んだ」とあります。本町では、避難所の校庭等を車中泊スペースとして開放しているとのことですが、実際の大規模災害時には、そこに入り切れない避難者やプライバシー、ペット同伴等の理由から、利用を希望しない住民も想定されます。

そこで、1 番目の質問となります。そのような指定スペース外で車中泊を行う避難者を本町としてどのように把握し、また、支援対象として位置づけているのか伺いをいたします。

議長（文野慎治君）庭瀬総合政策部統括理事。

総合政策部統括理事（庭瀬義浩君）それでは、災害時の車中泊スペース避難についての1 点目、指定スペース外での車中泊避難者の本町の位置づけについて答弁申し上げます。

本町における災害時の避難所といたしましては、指定避難所として町立の5つの小学校、3校の中学校の体育館を、その他避難所として総合体育館を、福祉避難所として熊取ふれあいセンターを指定し、避難者の受入れを行うこととしてございます。

ご質問の車中泊の避難者につきましては、本町の地域防災計画に現在位置づけはございませんが、プライバシーの課題やご自身や家族の健康状態から車中泊避難をせざるを得ない状況による対応も必要になるとの認識はしてございます。

現在の対応といたしましては、事情により体育館内に避難されず、やむを得ず車中泊避難となる場合でも、各避難所体育館の同一敷地に駐車場やグラウンドなどを有しているため、当該スペースをご利用の上、避難者としての対応は可能であると考えてございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（文野慎治君）石井議員。

4 番（石井一彰君）答弁では、今、指定避難所のスペースで車中泊ができますでしょうという答弁だったと思うんですけども、私が質問しているのはそうではない、そこに入り切れないとかいう方がおられた場合に、そういう方の避難者をどのように町は把握しようとしているんですか、把握する気はあるんですかということです。

議長（文野慎治君）庭瀬総合政策部統括理事。

総合政策部統括理事（庭瀬義浩君）本町、今言いました8か所の小中学校の避難所がございます。町域としましてもコンパクトな、熊取町は小さな町になります。その中に8か所あるということで、ある程度は充足されているものなのかな。

今、石井議員おっしゃられるように、熊本地震の新聞の記事をお示しいただいているんですけども、本町で今一番差し当たって言えば、やっぱり南トラが一番の地震のあれになるのかなと思います。本町は幸いなことに津波災害もございません。その中である程度、住居のほうも耐震化をされている住居も熊取町は多ございますので、そこまで指定スペース以外までの車中泊避難所を設けるというところまでには、現在どうなのかなというところはございます。

以上です。

議長（文野慎治君）石井議員。

4 番（石井一彰君）分かりました。

2 番目の質問に行きます。それであっても、やっぱり指定避難所外で車中泊を行う住民について、支援物資、給水、トイレ、情報提供等の格差が生じる懸念はあると思うんです。今の中ではあくまで指定避難所への誘導を中心にお考えだとは思いますが、やはり現実的にそういう方が存在した場合、どのように対処するお考えでしょうか。

議長（文野慎治君）庭瀬総合政策部統括理事。

総合政策部統括理事（庭瀬義浩君）そしたら、2 点目の指定避難所外で車中泊を行う住民への支援物資、トイレ、情報提供の格差が生じる懸念について答弁申し上げます。

先ほどの答弁のとおり、本町の指定避難所につきましては、それぞれ駐車場やグラウンド等、同一敷地内に車中泊避難し、指定避難所体育館内の避難者名簿に名簿登載等をいただくことで、体育館内の避難者と差異なく対応いただけるものと考えてございます。

ご質問につきましては、指定避難所外の車中泊避難とのことではございますが、先ほども言いましたコンパクトな町域において、小中学校の通学エリアである近距離圏内に位置づけられる小中8か所全てを避難所としており、それ以外の場所の車中泊避難につきましては、今のところ想定はしてございません。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（文野慎治君）石井議員。

4 番（石井一彰君）指定場所への誘導が基本なんだと思います。ただ、やっぱり指定避難場所は嫌だ、先ほど言ったペット同行避難がある、乳幼児がいてる、高齢者の介護の問題がある、女性のプライバシーの不安とかいろんなことで、やっぱり指定避難所以外で車中泊を選択する方もおられると思うんですよ。

指定避難所に来ていただくのが基本であるのは重々分かっているんですが、今の答弁でいくと、やっぱり指定場所に来ない人には支援しにくいということだと思います。ただ、災害対応で重要なのは、行政にとって管理しやすい住民ではなくて、実際困っている住民をいかに支援するかということだと思います。行政の想定から外れた瞬間に支援から漏れるのであれば、それは先ほど新聞にもありましたとおり、現代型の災害対応としては不十分ではないでしょうか。政府もやはりそういう意味では、現実的に即した対応にかじを切ろうとしております。

3 番目の質問に行きます。行政だけで全避難需要を抱えるのではなく、やっぱり民間駐車場や事

業者との協定など、分散型避難の仕組みづくりを考えることが必要だと思うんですが、本町の考えをお聞かせいただけますでしょうか。

議長（文野慎治君）庭瀬総合政策部統括理事。

総合政策部統括理事（庭瀬義浩君）それでは、3点目、民間駐車場や事業者との協定など、分散型避難の仕組みづくりについて答弁いたします。

本町におきましては、指定避難所を避難者の受入先として考えているもので、指定避難所以外における車中泊避難については、現在検討しているものではございません。

コロナ禍以降、提言されている分散型避難につきましては、今後の状況により、必要に応じ調査研究してまいります。ご提案の民間駐車場や事業所は使わずとも、まずは、先ほどからの答弁のとおり、各避難所の駐車場やグラウンドなどの町有施設を活用するなど、必要に応じ検討してまいります。

今後も、防災安全施策の推進に努めてまいりますので、ご理解いただきますようお願い申し上げ、答弁とさせていただきます。

議長（文野慎治君）石井議員。

4番（石井一彰君）防災訓練とかされたとき、どういう形で避難所に来られたかということでアンケートは取られていたりはすると思うんですが、実際震災が起こった場合に、車中泊を選択するというようなニーズの調査というのは過去にしたことはおありなんですか。また、今、指定避難所が車中泊として利用する場合に実際8か所ですね、何台止められるというのは町として把握されているのでしょうか。

議長（文野慎治君）庭瀬総合政策部統括理事。

総合政策部統括理事（庭瀬義浩君）今8か所の小中学校で一体何台止められるんだというところの台数というのは、それぞれ各学校でのグラウンドの大きさ等ございますので、ちょっと台数のほうの把握というのはしてはございません。ただ、各小学校区ごとで今、自主防災マニュアルに加えまして、校区の避難所運営マニュアルというのも本町、学校、自治会等々で今マニュアルのほうの作成を順次してございます。その中で、この部分にはそういった車中泊なり駐車場スペース、ペットも一緒に避難される方もいらっしゃると思いますので、そういったペットの避難場所はここにしようというような、各学校での避難所の運営のマニュアルの中で、そういったことは今決めていっているという現状もございます。

もう一つ、最初に……。

（「あとは、台数がどのくらい止められるかということ把握されているんでしょうか」の声あり）

総合政策部統括理事（庭瀬義浩君）台数は今申しましたように、この学校に何台、この学校に何台という把握は、ちょっと今のところしてはございません。

議長（文野慎治君）石井議員。

4番（石井一彰君）まず、やはりニーズですね、本当に震災が起こった際のニーズというのは、1回しっかり調査していただくべきではないかなと思います。それが全国的にやっぱり震災が起こったときには、そういう形で車中泊のスペースがないという現実が起こっているわけですし、それを望んでいる市民、国民の方が多いという現実がございますので、熊取町でもやっぱりその辺のニーズ調査をしっかりした上で、防災マニュアルにぜひ、国の指針でもありますように、改定していただければと思います。

熊取町は、本当に比較的小さい町域であるので、民間施設との連携モデルは構築しやすい条件にあります。避難所中心主義から、住民実態対応型防災へと転換すべきと考えます。

それについてもよろしければ、町長、どのように考えているかお聞かせ願えますでしょうか。

議長（文野慎治君）藤原町長。

町長（藤原敏司君）先ほど来、防災について、石井議員の起こり得るであろう南海トラフ巨大地震のそ

ういう想定を基に議論されているんだと思うんですけども、心配は、今想定されている被害の規模から、今、熊取町のそういった避難所、そして、車中泊のことについては、8か所のグラウンド内で収まるであろうというふうな想定からの規格じゃないですけども、そういった範囲を決めているんだと思います。

ただ、議員が思っているのであれば、想定外ということを基本にそういうことをおっしゃっているんだと思うんですけども、これがなかなか想定外というのが想定できないから想定外なんでしょうけれども、防災インフラ整備につきましては、町行政だけではなくて、今はいろんな方との連携が必要であろうかなというふうに思います。だから、想定被害を踏まえた中でも、住民の皆さん方がいかに安心して避難できるかということを、これからも研究していかなければならないというふうに思っております。

以上です。

議長（文野慎治君）石井議員。

4番（石井一彰君）とにかく想定をするに当たっても、やはりニーズがはっきりしないと用意もできませんので、とにかく行政としては理想の避難行動を求める防災ではなく、現実の避難行動を支える防災、指定避難所に来ない住民を自己責任のように扱うのではなく、どう支援につなげるか、そこにこれからの自治体の防災の本質があると思いますので、ぜひご検討のほどよろしくお願いをいたします。

それでは、3番目の質問をさせていただきます。

本町の4大学の連携協力の協定締結後の進捗についてご質問させていただきます。

本町は、大阪観光大学、大阪体育大学、関西医療大学、そして京都大学複合原子力科学研究所の4大学と、令和6年7月30日に包括的な連携協定を締結いたしました。本協定は、教育、研究、公開講座、施設利用、人材交流など幅広い分野での連携を掲げており、本町にとっても極めてポテンシャルの高い枠組みであるとは認識しております。

一方で、現状を見ますと、それぞれの大学との個別連携、これ地域貢献活動は一定進んでいるものの、4大学と一体となった具体的な成果が、町民に見える形で創出されているとは言い難い状況であるのではないかなと感じております。

そこでお伺いいたします。本協定に基づき、4大学が共同で実施している具体的な事業は何か、また、それによりどのような成果が生まれているのか教えていただけますでしょうか。

議長（文野慎治君）田中総合政策部長。

総合政策部長（田中耕二君）それでは、本町の4大学の連携協力の協定締結後の進捗についての1点目、本協定に基づき、4大学が共同で実施している具体的な事業について答弁申し上げます。

まず、これまでの背景といたしまして、本町と各大学との間で連携協力に関する協定を締結、さらに、本町と町内4大学が情報交換を行うことを目的に設置している熊取町内大学連絡会などの場を活用しながら、様々な取組で連携してきたところでございます。

一方、少子高齢化に伴う大学進学者数が減少する中、国におきましては大学経営改革や教育の質向上等に向け、複数大学間の連携強化を推進しており、このような状況を受け、町内4大学間の包括的な連携協力をさらに強化するため、議員が先ほどおっしゃっていただきました令和6年7月に、大阪観光大学、大阪体育大学、関西医療大学及び京都大学複合原子力科学研究所の連携協力に関する協定書が、4大学間で締結されたものでございます。

本協定書における連携、協力の内容は、教育、研究に関する相互支援と交流、教職員研修や公開講座の共同実施、教職員、学生の相互交流等で、その具体的な取組は大学連絡会で協議することとしており、本町は大学連絡会の事務局として、連携がより円滑に推進できるよう役割分担を図っているところでございます。

こういった中、本協定に基づく連携協力事業として、令和7年度から4大学が1つの共通テーマの下、地域住民に向けたくまとり町内4大学公開講座を開催しているほか、大阪観光大学のバスケ

ットボール同好会に大阪体育大学の学生が外部コーチとして招聘されるなど、新たな学生交流の試みも実現している状況でございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（文野慎治君）石井議員。

4 番（石井一彰君）1つのテーマとして公開講座、これは町民に還元するという形だと思います。大阪体育大学が観光大学にバスケットで指導に行っている、これは人材交流ですか、という形になるのかと思います。

2 番目の質問になるんですが、現状それぞれ大学の地域貢献活動の延長にとどまっているものが多いと思います。その要因は、4 大学が連携して地域に貢献することが目的ではないと。すなわち、成果を生み出すことが目的の設計にはなっていないと、この包括協定は、ではないのではないかなと思うんですけど、それについて、ちょっと町の認識を教えてくださいませんか。

議長（文野慎治君）田中総合政策部長。

総合政策部長（田中耕二君）ご質問の2点目、現状が個別連携の延長にとどまっている要因につきましてご答弁申し上げます。

これまで本町と各大学といった個別の連携が中心で、個人の取組に頼る部分が大きく、組織的な展開が少なかったところでございます。そのような中で令和6年に、先ほど申し上げました4大学間の協定を締結し、4大学公開講座などの連携事業を新たに進めているところでございますので、この取組をさらに広げていけるよう、本町も積極的に関わってまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（文野慎治君）石井議員。

4 番（石井一彰君）では、事務局というよりも、町としても積極的に関与していくという答弁だと思います。

3 番目の質問にもなるんですが、今後の在り方について伺います。

本協定を町民にとって有用な協定であるものとするためには、やはり重点分野の明確化、数値目標、K P I の設定です。また、実施期限の設定が不可欠であると考えます。4 大学が共同による重点プロジェクトを設定し、期限と成果指標を伴う形で推進すべきだと考えますが、町の考えを教えてくださいませんか。

議長（文野慎治君）田中総合政策部長。

総合政策部長（田中耕二君）ご質問の3点目、今後の在り方について答弁申し上げます。

先ほども申し上げましたとおり、今後、4 大学と連携した取組をさらに広げていけるよう、本町も積極的に関わってまいりたいと考えており、大学連絡会のほか、具体的事業を協議するための担当者会議を開催し、活発な意見交換等を行い始めた、行っているというところでございます。引き続きこういった場を活用した協力体制を継続し、4 大学と連携した協働のまちづくりを進めてまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（文野慎治君）石井議員。

4 番（石井一彰君）前向きな答弁、ありがとうございます。

本当に本協定の意義、これホームページに載っているんですが、4 大学のそれぞれの強みを生かしながら、地域社会の課題解決に取り組むと、そのようにホームページに記載されております。要は、4 大学が連携して、地域にどれだけの価値と成果をもたらしていただけるのかが大事だと、そのように思っております。ぜひ形式的な連携にとどまることなく、本町ならではの強みを生かした、全国に発信できるような熊取町初の産学官連携モデル、いろんなところでいつも言っていますけれど、産学官連携モデルの構築に本気で取り組むことを強く求め、私の質問とさせていただきます。ありがとうございました。

続きまして、大きな項目4番目の質問をさせていただきます。

今後の学童保育の在り方について質問をさせていただきます。

本町の学童保育につきましては、公設民営方式により一定の受皿が確保されており、その点については評価しております。一方で、共働き世代の増加や保護者ニーズの多様化により、学童保育に求められる役割も変化してきております。

私が、泉州地域で調べたところ、自治体からの運営補助金を受け取らず、完全自主財源で運営している民間学童保育が、和泉市や岸和田市、また、お隣の泉佐野市にも存在しております。そういった民間学童保育は大手塾などが大体的母体となっており、放課後預かりプラス英語レッスンなどの専門教育をパッケージにして提供しているケースが多いです。

そこで、まず、本町における民間学童保育のニーズについてお伺いをしたいと思います。現在、本町のホームページを見ると、放課後児童健全育成事業者、これ民間学童保育事業者となると思うんですが、の参入実績はない状況です。教育的付加価値や柔軟な利用形態を求めるニーズは、一定数存在すると思います。本町として、民間学童に対するニーズのありなしをどのように認識しているのか、また、今後、具体的な調査を実施される予定はございますでしょうか、お答えください。

議長（文野慎治君）阪上健康福祉部理事。

健康福祉部理事（阪上正順君）それでは、ご質問の今後の学童保育の在り方についての1点目、民間学童保育に対するニーズ調査の実施状況についてご答弁申し上げます。

これまでのところ、町が保護者等に対して民間の学童保育事業に関するニーズ調査を行った実績はございません。また今後、そういった調査をする予定というのは今のところございません。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（文野慎治君）石井議員。

4番（石井一彰君）ニーズがあるかどうかということに対して、町としては認識はどのようにお持ちでしょうか。

議長（文野慎治君）阪上健康福祉部理事。

健康福祉部理事（阪上正順君）直接的に民間の学童保育を増やしてほしいとか、そういったお声が私どもに届いているところではございませんが、石井議員がおっしゃられたみたいに、掘り起こせば一定こういったことをやってほしいなというところは、今の学童保育の枠組みの中で追加してほしいとかというようなプログラムであったりというのは、一定あるかなと思いますけれども、民間の参入を促進していただきたいというようなご意見は、さほど多くはないと認識はしております。

以上です。

議長（文野慎治君）石井議員。

4番（石井一彰君）共働き世帯の方が学童にお預けになるんだと思いますが、預かりだけを目的に町が補助をしている。できるだけ安くというニーズも十分ニーズが多いのは事実だと思うんですが、実際、塾の延長でそういう形で預かっていただけたら、先ほど申し上げた民間の学童、大手塾がやっているようなところなんかでしたら、大体月約4万円から6万円ぐらい取っているみたいなんです。それでも十分採算は取れているということです。和泉市とか岸和田市というたら人口規模も大きいので、熊取町がそのまま当てはまるかどうかは分かりませんが、やはり、まず一度、ニーズは調査していただければなど、そのようには思っておる次第です。

2番目の質問になるんですが、民間事業者の参入についてお伺いをしたいと思います。教育型や習い事連携型など、民間ならではのサービスは保護者の選択肢を広げるものと考えます。本町として、民間事業者の参入や連携を促進していく考えはあるのか、基本的な見解についてお答えいただけますでしょうか。

議長（文野慎治君）阪上健康福祉部理事。

健康福祉部理事（阪上正順君）続きまして、ご質問の2点目、本町として民間事業者の参入や連携の促進についてご答弁申し上げます。

民間事業者が熊取町内で放課後児童健全育成事業、いわゆる学童保育事業を実施する場合は、児

童福祉法に基づく町への届出をし、本町の設備及び運営に関する条例の基準を満たすことで自主的に施設を開設し、運営を行うことは、従前より可能となっており、届出を受けている事業所はありません。

なお、他の自治体において、民間事業者の参入や連携を促進するケースといたしましては、待機児童が常時発生している状況で、公的なサービスだけでは解消が見込めない場合に、受皿拡充のために運営費の助成を行う事例などがございます。

現時点におきましては、町が実施主体としてでき得る限り受入れの努力をすべきと考えているため、積極的には参入、連携を促進する考えはございませんが、今後の情勢を見据えながら、必要に応じて対応は検討してまいりたいと考えます。

以上、ご答弁とさせていただきます。

議長（文野慎治君）石井議員。

4 番（石井一彰君）参入実績がないというのは、やっぱり一事業者が、ニーズ自体を把握するのも正直難しいのかなというのは感じます。

そこで提案にもなってくるんですが、3 点目になります。大学との連携について伺いをいたします。これは、先ほどの3 番目の質問にもさせていただきましたとおり、大学との地域貢献活動の一つにもなるかなと思うんですが、全国的に調べたところ、全国では広島大学が主体となって、通年で学童保育を設置し、運営も大学が主体となっています。また、花園大学、文京学院大学などは、大学が施設を提供し、運営は自治体が行うというようなところもございます。また、金沢大学、徳島大学などは、長期休暇限定で大学が主体となって運営しているところもございます。

本町には、先ほども言いましたとおり、大阪観光学大学、大阪体育大学、関西医療大学、そして京都大学複合原子力科学研究所といった多様な教育や研究機関が立地しております。これらの資源を活用すれば、例えば大学の施設を活用した学童保育、学生が支援員として参画する仕組み、スポーツ、医療、観光など、各大学の特色を生かしたプログラムといった取組が実現すれば、学童保育の質の向上と地域活性化の双方に資するものと考えます。本町として、これら大学と連携した学童保育の実施可能性についてどのように認識しているか、お答えいただけますでしょうか。

議長（文野慎治君）阪上健康福祉部理事。

健康福祉部理事（阪上正順君）では、続きまして、ご質問の3 点目、大学と連携した学童保育の実現可能性についてご答弁申し上げます。

学童保育における大学との連携につきましては、使用していない施設の活用や学生の補助員としての協力について、大学側からご提案を受けたことや町からも相談を行った経過はございます。

しかしながら、年間を通じて利用できる施設はなく、お借りしたとしても有資格支援員の確保のほか、運営自体は費用面も含めて町が主体的に担う必要があることや、立地場所が小学校から離れており、別途送迎手段を確保する必要があることなどから、日常的に利用する学童保育の場所としては適さないと判断し、協議を進める段階までには至りませんでした。

今後の大学との連携の実現可能性につきましては、現時点で想定はしてございませんが、大学と学童保育事業が連携した取組として、大学施設の貸借のほかにも学生サークルや課外活動への児童の参加、教職課程を履修する学生による学習支援を行うといった事例もございます。

本町におきましても、大学が複数立地する環境を生かしたプログラムを日々の学童保育活動に組み入れることなどは、可能ではないかと考えるところです。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（文野慎治君）石井議員。

4 番（石井一彰君）ちなみに、ホームページ上で、先ほど申し上げました放課後児童健全育成事業者、参入実績がない、申込みがないという現状なんです、そこに登録するときの縛りとして、月額費用というのは上限とかはあるんでしょうか。

議長（文野慎治君）阪上健康福祉部理事。

健康福祉部理事（阪上正順君）費用面等に関する縛りはございません。職員の配置であったりとか施設の設置基準であったりというところの縛りはございます。

以上です。

議長（文野慎治君）石井議員。

4 番（石井一彰君）やはり大学側も、あくまでも経営として見たときに採算が取れることが大事なんだと思うんですけど、結構な授業料が請求できるというか取れるのであるならば、参入してもというような話にはならなかったんですか。もうやっぱり学校から遠いとか、来るときの手段とかというのが問題になったりしたんでしょうか。

議長（文野慎治君）阪上健康福祉部理事。

健康福祉部理事（阪上正順君）先ほど答弁で申し上げました大学との協力の依頼であったり提案というのは、あくまで町が主であるというもので、ご提案なり協力をお願いした経過がございますので、大学が主体となって放課後児童健全育成事業をやりたいといったご相談を今まで受けたことはございません。

議長（文野慎治君）石井議員。

4 番（石井一彰君）それであるならば、先ほど言った地域貢献活動の事業の一つとして、そういうことをやっていただけないかという形で、大学が主体となってやっていただけるようお願いというのはできるのではないかなと思うんですけども、今後やる予定はないでしょうか。

議長（文野慎治君）阪上健康福祉部理事。

健康福祉部理事（阪上正順君）お願いというやり方が果たしていいのかというところは、その目的というんですか、町の魅力アップとか、いろいろ総体的な考えの下でやるものなのかなと思ったりもするので、ちょっとお願いをするかしらないかというところは、今はっきりと申し上げにくいかなと思います。

我々として、児童福祉担当の部分といたしましては、引き続き、児童と保護者の皆様が安心して預けられる、近くで預けることができる最低限のラインを維持し続けることを目的にしておりますので、それ以上のことについてお願いというよりは、ご相談を受けましたら情報であったりとか、こういうふうになれば開設できるのではないかとかいうようなことはお示しすることは可能かなと思っております。大学との連携を全て否定するわけではございませんので、先ほど最後の答弁で申し上げましたとおり、まずは、町としては既存の学童保育を運営する中で、協力、連携を得られるようなものがあれば、取り入れていけるものがあれば検討していきたいなというふうに今のところは思っております。

議長（文野慎治君）石井議員。

4 番（石井一彰君）熊取町は、本当に教育のまちというふうになつていくわけですね。最初に申し上げたとおり、やはり学童保育の質の向上、またそれが、こういうことを熊取町はやっているよというのは、地域の活性化、子育て世代にとっても結構魅力的なまちとして発信もできるのではないかなとは思っています。だから、それこそ先ほど申し上げたとおり、大阪体育大学やったら預かりとスポーツ、大阪観光大学なんかでしたら預かりと英会話とか、そういうふうな切り口で十分魅力的な事業になるのではないかなと思います。だから、お願いという言い方がおかしいかも分からないですけど、積極的にこういう事業というものをやはり町から提案して、熊取町の活性化のために提案すべきではないかなと思います。

本町は、本当に学童保育の量的確保という点ではある程度、一定の成果は本当に上げていると思いますけれど、今後、多様なニーズへの対応、民間活力の導入、そして、やっぱり4つも大学があるんですよ、大学の連携による地域資源の最大活用といった観点から、制度の高度化が求められる段階に来ていると考えます。

取りあえず今、最低限の保育という形で先ほどお話しされましたけれど、量から質へ、また、一律から選択へというふうな視点での前向きな検討を強く要望いたしまして、私の今回の質問とさせ

ていただきます。ご答弁ありがとうございました。

議長（文野慎治君）以上で、石井議員の質問を終了いたします。

次に、江川議員。

8 番（江川慶子君）通告に従いまして、私から一般質問をさせていただきます。

まず、1 点目は、小・中学校のトイレに生理用品の設置を求めます。

これまでこのテーマで何度か質問し、要望してまいりましたが、実現しておりません。私の質問を受けて数年前、熊取中学校で約 2 年間ほど、大阪府の防災備蓄物資を利用して、生理用品を女子トイレに試行的に設置していただきましたが、利用はあったものの、衛生面への懸念や保健室での指導機会の減少を危惧する声などがあり、終了したとの回答が以前ございました。

子どもたちの発達段階を考慮し、保健室での個別の指導や支援を行うと指摘されてこられました。今回は性教育の観点から質問いたします。生理の勉強について、どのようにされているか、ご説明をお願いいたします。

議長（文野慎治君）河井教育委員会事務局理事。

教育委員会事務局理事（河井 淳君）それでは、江川議員の学校トイレへの生理用品設置についてのご質問についてご答弁いたします。

まず、1 つ目のご質問についてご答弁いたします。

本町の小中学校における生理に関する教育は、学習指導要領に基づき指導をしています。具体的には、小学校においては 4 年生体育科の保健領域で 2 次性徴について学習し、初経を迎える前の時期に、近い将来に自分の体に起こる変化について指導をします。中学校においては、1 年生の保健体育課で小学校で学習した内容をさらに深めて、生殖の仕組みに触れながら指導をしています。

また、それに加えて、小学校では 4 年生頃に、養護教諭から生理時の対応について、実際の生理用品を用いながら指導を行っております。その際には、在校時に急に生理用品が必要になった際には、保健室を利用できることを周知しております。また、高学年での宿泊行事の前には、急な備えとして持ち物リストに生理用品を加えることや、生理に伴う体調不良を含めた不安や困り事は、教職員に知らせるといった指導を再度行っております。

以上、ご答弁とさせていただきます。

議長（文野慎治君）江川議員。

8 番（江川慶子君）分かりました。ありがとうございます。丁寧にやっておられるということは、今お話を聞いてよく理解しましたが、大体、小学校では年間どのぐらいの時間数、これに当たっているんでしょうか。

議長（文野慎治君）河井教育委員会事務局理事。

教育委員会事務局理事（河井 淳君）すみません、正確な時間数というのは分からないんですけども、教科書の中にこの分野がありまして、その単元を学習するというような形になっておりますので、数時間というような認識でございます。あと、必要な指導というのを定期的に入れているというような状況でございます。

議長（文野慎治君）江川議員。

8 番（江川慶子君）分かりました。ちょっと正確な時間数は分からないということなんですけど、必要のときに教師が判断をしてやっているというふうに受け止めたんですが、このテーマですね、小学校は第 2 次成長期というのがテーマで、中学校では生殖的な意味を含めて行っているということで、テーマもその成長期に合わせて変えているということですよ。それで、これに対して親のほうの保護者への心構えだとか、父子家庭の場合もございますよね。そういった方の対応はどのようにされているんでしょうか。

議長（文野慎治君）河井教育委員会事務局理事。

教育委員会事務局理事（河井 淳君）そのような時期が近づいてまいりますと、やはり親御さんのほうも心配な声というのは学校のほうに届いたりすることがございます。当然、父子家庭のご家庭であ

れば、学校のほうで改めて個別での対応という形で丁寧に指導していく必要があるかというふうに考えておりますので、個別対応になっているという状況でございます。

議長（文野慎治君）江川議員。

8 番（江川慶子君）分かりました。個別に対応ということですので、ちょっと具体的な例がよく見えない。手紙を配るとかそういうことではなく、個別ですから、電話でとかという話になるんでしょうか。先ほどのお話では、5時までで電話はもう受け取らないというような話もありましたので、そういうことで個別でできるのかなというのはちょっと感じたんですが、その点はいかがですか。

議長（文野慎治君）河井教育委員会事務局理事。

教育委員会事務局理事（河井 淳君）やっぱり学校のほうでは、子どもへの指導というところがまず第一になってくるかと思っております。子どもの理解というのがどれぐらいあるのか、また、先生のほうが気かけながら、今日は持ってきているのかなとかいうようなことを確認しながら、持ってきていなかったら家庭のほうに連絡する。保護者からの相談だけではなくて、学校のほうからも大丈夫ですかといった相談をかけるというケースもございますので、学校に電話が繋がらないから対応できないというものではないかなというふうに思っているところです。

議長（文野慎治君）江川議員。

8 番（江川慶子君）そうであってほしいと思います。よろしくお願ひしたいなと思います。

それから、手当ての具体的な指導というの、今先ほどのご説明ではありました。生理用品の使い方、それから処理、捨て方というんですか、そういったこと、それから、汚れた下着の洗濯の仕方だとか。出血だけではないですね、生理というのは生理痛だとかそういう痛みも伴い、体調不良も個人差はありますが出てきます。そういったものに対して隠してしまうとか、1人で悩んでいるとかそういった実態があるんです。そういうことがないように、具体的な指導をされていると思うんですけども、その辺の指導の内容というのは教えていただけますか。

議長（文野慎治君）河井教育委員会事務局理事。

教育委員会事務局理事（河井 淳君）学校における性教育というのは、単なる生殖のことを教えるであったりとか、避妊の知識を教えるというだけのものではないというふうに思っております。自分自身を大切にしながら、他者と対等に尊重し合えるような関係をどうやって築いていくかという、それが性教育だというふうに捉えているところです。

性教育全体の中では、自分の体でどんなことが起こっているのか知る、それを受け入れていくということ、あと、自分の体は自分のものであるということ、自分の健康を維持し、トラブルを適切に処理するスキルを学ぶこと、他者と誠実に関わり尊重をしようするためのコミュニケーション能力を養うこと、こういったことが性教育の中で学んでいくべきことであるというふうに捉えておりますので、今現在、そういった形で性教育の指導のほうをしております。1年間通じてという形で、いろんな場面での指導という形で行っております。

議長（文野慎治君）江川議員。

8 番（江川慶子君）今、大事なことを説明があったと思います。自分の体は自分のものであるということの部分では、自分で対応できる力というのをつけていかなければなりません。自分の体で今起こっている症状がどういうものなのか、そして、それをどのようにしたらいいのか。清潔にどのように対応したらいいのか、いろいろ対応の仕方があると思うんですが、一定その部分では、その子なりの判断でやれる。プライバシーの部分、あまり知られたくないからこそ、自分で処理したいという子どもたちの心もあると思うんです。そこも考えていただきたいなと思うことと、生理が始まる年齢が、4年生では少し遅いのかなと。4年生で生理になっている子、そういう指導、学校で教わる前になってしまったという子どもさんたちもおられるんです。その点について、もう少し早く行とか、何か対応というのは必要ではないのかなと思うんですが、いかがでしょうか。

議長（文野慎治君）河井教育委員会事務局理事。

教育委員会事務局理事（河井 淳君）初経を迎えるのは個人差があるというのは、重々理解していると

ころです。多いのは12歳前後というふうには言われていますが、当然もっと前に起こるということも考えた上で対応していかないといけない。4年生頃ということで、教科書の中ではそういった扱いにはなっているんですけども、やっぱり体の変化、個人差が大きいものかなというふうに思っておりますので、学校のほうで子どもの様子を見取るという部分について、保健の先生、担任の先生連携しながら、日々対応していただいているというふうに認識しておりますので、その部分でのカバーというふうな形で対応していけたらというふうに思っておるところでございます。

議長（文野慎治君）江川議員。

8番（江川慶子君）職員としては対応していると思っているようですが、実際のところ、初潮を迎える女の子の気持ちというのは、そう簡単に解決できない部分が多いんです。それをカバーしていると言い切れるのは、ちょっとひどいかなと思うんです。もっと女子の気持ち、そういった不安とかに寄り添う気持ちがあってもいいのではないかなと思うんですが、いかがですか。

議長（文野慎治君）河井教育委員会事務局理事。

教育委員会事務局理事（河井 淳君）学校のほうでは当然、子どもの様子というのをしっかり見取りながら、変化について対応していくというのは、これはもちろんのことだというふうに感じております。ただ、やっぱり家庭の役割、保護者の責務というところの部分があるかなと思います。親御さんの果たす役割というのが、すごく大きい部分でもあるかなというふうに思います。それぞれがそれぞれで指導していく、必要な指導を行っていくというような環境をつくっていけたらというふうに考えているところでございます。

議長（文野慎治君）江川議員。

8番（江川慶子君）そのとおりだと思います。

先ほど、保護者への心構えだとか、父子家庭の場合の状況だとか、そういうことも私からも聞きました。やはり家族のそういった、生理用品と一緒に買いに行くだとか、生理用ショーツも必要だし、そういうことを買って、そういった指導というか、そういった女性として当たり前のことなんだということを理解できるような、そういうことが必要だなと思っています。自分の体は自分のものであると、そこがやはり基本だと思うんです。

それで、2つ目のほうの質問に入りますが、生理は突発的なものであり、個人差もあります。先ほどもご説明ありましたが、登校中の急な始まり、先日もおなかが痛いんやと声をかけてきてくれた女の子もおりましたが、急な始まりなどで持参品の不足は誰にでも起こり得ます。生徒が困ったときにすぐに備えがあるという安心感を持って学校に登校することは、学習環境を整える上で非常に重要だと思います。

また、生理用品がトイレに備え付けられている環境は、子どもたちにとって生理は隠すべきものではなく、生活の当たり前の現象というイメージにつながります。小中学校の女子トイレに生理用品の設置を求めますが、いかがでしょうか。

議長（文野慎治君）河井教育委員会事務局理事。

教育委員会事務局理事（河井 淳君）次に、2つ目のご質問についてご答弁させていただきます。

ご質問の中で、児童生徒が困ったときにすぐ備えがあるという安心感が、学習環境を整える上で非常に重要であるというご指摘をいただきました。この点は、非常に重要なご指摘であると認識しております。

現在のところ、児童生徒からのトイレの設置要望はなく、また、必要な際には、困ったときにどうすればよいのかを児童生徒が主体的に考え、必要に応じて保健室を利用する様子がどの学校でも見られております。学校現場においても、保健室にて相談対応や必要な指導と支援ができるよさを実感しているところです。以上のことから、児童生徒に安心できる環境を提供できているものと捉えております。

また、議員のご質問の中にありました生理は隠すべきものではなく、生活の当たり前の現象という観点からも、児童生徒が男女のそれぞれの体の特徴を知り、思春期に起こる体の変化を前向きに

捉えられるような性教育を実践するとともに、不安や悩みを1人で抱え込まず、学校生活を過ごすことができるよう、教職員が連携しながら指導に当たっております。

今後も引き続き、小中学生の発達段階を考慮した指導と児童生徒との関わりの中で、必要な指導と支援を行っていくことを大切にしていきたいと考えております。ご理解賜りますようお願い申し上げます、ご答弁とさせていただきます。

議長（文野慎治君）江川議員。

8番（江川慶子君）これまでの答弁と変わりなくて、とても残念だなと感じております。

前回も保健室での相談状況についてお聞きしたわけですが、昨年度は小学校5校で年間約60名程度、保健室に來られたと、中学校3校では年間140名の生徒が生理用品を求めて保健室に來られたと、そういった答弁がございました。

保健室では、養護教諭が生理用品の使い方だけでなく、体のことやその他の悩みについても相談に応じ、必要な保健指導や支援を行っている、もうそれとても大事なことで否定するものではありません。それで私もいいと思います。しかし、適齢期の対象女子の人数を考えた場合、毎月起こるんですよね、これ。この現象に対して、相談数が少ないと私は見ます。年間の数として、この数で満たされていると思っているのでしょうか。

議長（文野慎治君）河井教育委員会事務局理事。

教育委員会事務局理事（河井 淳君）最近のこの状況を確認させていただく中で、中学校では週に1回程度それを下さいと、生理用品を下さいという形で来る子どもさんがいらっしゃる。小学校では月に1回ぐらいのペースで来るということで、なかなか同じ子どもさんが継続して、それを欲しいというような形で来ているというケースのほうは確認しておりません。

実際に養護教諭が対応していく中で、よくもらいに来る子については、やっぱり何か気になるところがあるのかなであったりとか、何か家庭背景的に大変なことを抱えているのではないかなというように、しっかり把握しながら対応のほうをしているところです。実際あったケースの中では、本人がよく忘れているんやと。毎回借りに来るんだけど、実際、家庭背景に何か課題があるのかなということを調べていく中で、ただただ本人に習慣がついていなかったというようなことで、指導をしていく中で生活改善につながった。点の指導だけではなくて、線の指導として学校のほうで、保健室で対応できたというようなケースもございます。

実際、この数が多いか少ないかということは分からないですけれども、中学校であれば、特に保健室のほうに生理用品を借りに来ることだけが目的ではなくて、借りに来る機会にほかのこと、いろんなことを相談するというような生徒もございますので、そういった中で、養護教諭だけがそれを対応しているわけではない、学校全体で対応している状況だということをご理解いただけたらと思います。

議長（文野慎治君）江川議員。

8番（江川慶子君）忘れているからという背景の中で、それが生活改善につながるような指導をしている、持ってくるのが生活改善につながるという発想が、ちょっとどうなんかなと今一瞬感じました。一度もらいに行った子がまた忘れたときに、また保健室に頼ることができるのでしょうか、子ども心に。そのときに子どもたちは、保健室に行かない子、そういった場合はどのように対応しているとお思いですか。

議長（文野慎治君）河井教育委員会事務局理事。

教育委員会事務局理事（河井 淳君）自分も実際、中学校現場で働いておりましたので、生理用品がなくて困っているとかいうようなケースを目の当たりにするようなことも当然ございました。そんな中では、やっぱり先生に相談される、特に女性の先生に相談するケースであったりとか、友達に借りたりとか、自分自身で何とかしていこうというスキルを身につけていく、そういう教育をやっばり進めていくことが必要だなというふうに感じているところです。

どうしてもなかなか難しい状況なのかどうかということは、家庭と連携しながら対応を進めると

いうことになるので、家庭のほうにもお願いしながら対応したというようなケースもございました。
以上です。

議長（文野慎治君）江川議員。

8 番（江川慶子君）女性が生涯の中で生理期間、何年ぐらいあるかご存じでしょうか。別に構いません、通告外なので。女性は約38年間、もう生理期間が平均ですよ、続くんです。その中で、生理用品とかそういう用具、ショーツとか洗剤だとか、いろんなものを勘案すると月500円から1,200円、生涯で幾らかかるかという、25万から50万円というような統計が出されております。

女子トイレに生理用品を備え付けていることが、女子に対する生理の貧困だとか、女子に対する体を大切にする、子どもを産むための体に成長していこうとしている子どもを見守る姿勢、学校側の姿勢、また、そこにあることで安心して子どもが学校に行ける、そういうことも含めて生理用品を置くことが必要だと私は思っています。

それで、以前にトイレトペーパーの話をしたことがあります。そのときは、小学校に私が子どもの頃はトイレトペーパーがなかったと、トイレに。ところが今は、トイレトペーパーが当たり前になっている。そういう時代に今は変わってきている。そのときにもいろいろありました。トイレの掃除のときにトイレトペーパーに水をかけてしまったとか、衛生面のことでいろんな失敗を繰り返しながら現在に至って、今では水にぬらすこともなく、きれいに衛生的にトイレトペーパーが使えるようになったという経過がございます。

生理用品のいたずらというか、そういうものもあった、また、不衛生な時期もあったという、今までの過去にそういうことがあったんですが、そういうものがないように保健室の先生なり学校側が、生理用品がいかにか女性にとって大事なものであるかという教育をすることこそが、大事な性教育の一つになるのではないかなと思っています。養護の先生の監視の下で、初めはどのように数が減って使われているのかとか、置場所も乱雑に置くんじゃなくて、宝箱のようなきれいな箱の中に大事に置いておけば、子どもたちも大事に扱うと思うんですよ。そういうことも含めて指導するということが、大事だなと思っています。

先生たちが、保健室に来る回数が減るのではないかなというような危惧する声も出ていますが、それはやっぱり大人の側の発想であって、子どもが自分でそれを、自分の体は自分のものだからプライバシーを守りながら自分で対応するというのも、やはり大切なスキルだと思います。でも、やはり腹痛だとか出血が多いときとか、そういう対応はやはり保健室の先生に頼り、学校の先生に頼りが必要だと思います。その辺はいかがでしょうか。

議長（文野慎治君）河井教育委員会事務局理事。

教育委員会事務局理事（河井 淳君）もちろん、生理用品を置いているもの、それに対していたずらをする、こんなことあってはならないような話だというふうに認識しているところです。ただ、やっぱり学校の中で行う教育って、特に学校の性教育の中では今、中心になっているのは、子どもが1人で悩みを抱え込まず、必要であれば助けを求める。自分自身と他者との人生を大切にしたい、自立した個人を育てるための教育、この教育をどうやって進めていくかということが一番大切であるというふうに認識しているところです。自分で考え、自ら助けを求め、他者とどう関わっていくか。これ生理用品を保健室にもヘルプを出すというようなことというのは、もう性教育の根幹に関わるようなことになってくるのかなというふうに認識しておりますので、現在も対応を進めているところでございます。

議長（文野慎治君）江川議員。

8 番（江川慶子君）これまで保健室で相談するか、トイレに生理用品の配置をするか、どちらかを決める問題ではないと思うんです。先生たちはよくやったださっています、今でも。保健室で対応してくださっていることは、本当にそれはありがたいことですが、どちらかではなくて、ハイブリッドで、また違う側面から出てくる可能性もこれから出てくると思います。そういうことに対応するのが、教育現場で求められていることだと思います。

数年後、こんなテーマで議会でやり取りがあったと笑い話になっているかも知れません、トイレットペーパーのように。少子化の時代、ジェンダー平等の時代、女子が将来子どもを育む体に成長する過程を何もなかったように隠していた時代から、お互いの体を理解する時代への転換期でもありますので、熊取町の教育がこれからこの問題についても真剣に学び、対応していただけるよう期待しております。

議長（文野慎治君）江川議員の一般質問の途中ですが、ただいまより昼食のため午後1時まで休憩いたします。

（「12時02分」から「13時00分」まで休憩）

議長（文野慎治君）休憩前に引き続き会議を開きます。

江川議員の一般質問を継続します。江川議員。

8番（江川慶子君）それでは、2つ目の質問をさせていただきます。

高齢者の外出支援についてお伺いします。

本町は住宅都市であり、他市も同じようですが高齢化が進んでいます。泉州の拠点病院へ定期的に通院する住民が多いですが、移動手段が限られています。熊取駅にアクセスしない循環バスと医療機関が地域外にあるという事実は、医療への物理的アクセスの分断を意味します。これは個人の事情ではなく、町の構造的課題だと思います。近隣病院への通院にタクシーを利用せざるを得ない世帯にとって、その費用負担は大きく、無視できません。タクシー代補助、あるいは福祉目的のデマンド交通の導入など、受診のハードルを下げするための経済的支援策の検討を求めます。また、ひまわりバスの駅乗り入れを実施されたい。回答をよろしくお願いします。

議長（文野慎治君）橘健康福祉部理事。

健康福祉部理事（橘 和彦君）外出支援について、受診のハードルを下げするための経済的支援としてのタクシー代の補助、福祉目的のデマンド交通の導入や、ひまわりバス駅乗り入れにつきましてご答弁申し上げます。

まず、外出支援に係る現状の支援といたしまして、福祉有償運送を行っております。これは、道路運送法に基づく国土交通大臣の登録を受けた社会福祉法人やNPO法人等が、単独で公共交通機関を利用して移動することが困難な要介護認定等を受けられている方や障がいのある方を対象に、通院・通所、また余暇等を目的に有償で行う自家用自動車による移送サービスでございます。利用料金も一般のタクシー運賃よりも低額に抑えられております。

また、障害者手帳をお持ちの方は、タクシー乗車時に手帳をご提示されることによりまして、運賃の割引、1割となりますが、受けることができます。加えて、身体障害者手帳1・2級、療育手帳のA、特定医療費の受給者証をお持ちの方に対しましては、タクシーの初乗り運賃の9割分——これ上限610円なんですけれども——を、年間最大24回まで助成を行っております。なお、手帳などをお持ちの方はご存じかもしれませんが、ひまわりバスの運賃は無料でございます。

次に、移送サービス「行こうCar」もございます。このサービスは熊取町社会福祉協議会が令和2年10月から開始され、運転ボランティアを活用した無料の移送サービスでございます。介護保険法の要支援の認定を受けられている方や、要介護に認定されていない75歳以上の単身世帯、または75歳以上の方のみの世帯で公共交通機関を利用することが困難な方を対象に、医療機関への通院や買物等の外出を支援しております。

ご要望のタクシー代の補助といった経済的支援や福祉目的のデマンド交通の導入は現在のところ考えてございませんが、支援が必要な方への様々な既存の福祉サービスがございますので、医療機関の受診のみならず買物などの外出支援を行っているところであり、必要なサービスを必要な方にご利用いただけるよう引き続き周知に努めてまいります。

なお、ひまわりバスの駅乗り入れにつきましては、ひまわりバスは主に町内の公共施設などへの

循環を目的としており、熊取駅へのアクセスを主目的とする路線バスとそれぞれの役割を明確にしていることから、路線バスと役割が競合する熊取駅への乗り入れは考えてございません。

以上、ご答弁とさせていただきます。

議長（文野慎治君）江川議員。

8 番（江川慶子君）ご答弁ありがとうございます。今ある現状のサービス、幾つか紹介していただきました。もうちょっとゆっくり聞きたかったですけれども、要介護の認定者の場合とか障がい者の場合は福祉有償サービスがあると、それから手帳をお持ちの方は運転割引制度があると、障がい者 1・2 級や A の方は 1 割分、610 円ぐらいが 24 回分あると、それから要支援の方は「行こう Car」が利用できると、そういった制度をいろいろご紹介していただきました。ありがとうございます。

ところが、ほかの議員の皆さんもご相談が来ていると思われるんですが、それに外れた方がたくさん町内にはおられるんですよね。それで、その高齢者の皆さんからのご相談というのは、本当に大変な声をお伺いするんです。いずれ熊取町を離れて施設やご家族のいるところにお世話になるかもしれませんが、それまでは住み慣れたこの熊取町で住んでいたいとのご要望も結構あるんですよね。そこでは、やはり家を建てられて長年積み上げられてきた地域のコミュニケーションや生きがい、それをお持ちでおられます。

お話の中でよく出てくるのは、体の調子が悪いときに町内の病院に通院するのは、地域の病院での送迎を利用したり、歩いたり、それぞれ工夫をされて通われていますが、入院に至る場合、ちょっと大きな、がんだとかが見つかって入院に至る場合は、退院後のケアは町内の病院と連携を取っております。しかし、定期的な検診などは大きな病院へ足を運ばなければなりません。運転免許を返納されたり足が不自由になった高齢者にとって、通院のたびに高額なタクシー代を支払うことは、町が推進するいつまでも健やかに暮らせるまちづくりと矛盾するのではないかなと思います。その方々が受けられるサービスはありますでしょうか。今言われた、いろんなサービスを教えていただきましたけれども、ありますでしょうか。

議長（文野慎治君）橘健康福祉部理事。

健康福祉部理事（橘 和彦君）もともとご質問の中で、高齢者というところでもご質問あったと思います。私の紹介では福祉サービスとして、高齢のみならず、障がいであったりとか、そういった方々の分も含めましてご答弁申し上げましたけれども、もし高齢の単身の世帯の方、75 歳以上の方のみの世帯とかであれば、先ほど申し上げました社会福祉協議会の「行こう Car」につきましては、例えば定期的な検査ということであれば予定も決まっているかと思います。運べるエリアというのはちょっと限定的ではございますけれども、近隣、貝塚市、泉佐野市辺りであれば送迎もしておりますので、そういったところの「行こう Car」であれば、予定を立てた上で社会福祉協議会のほうに登録していただきまして、予約を取っていただけましたらご利用いただけるかなというふうには考えております。

以上です。

議長（文野慎治君）江川議員。

8 番（江川慶子君）ありがとうございます。「行こう Car」ね、すごく使いやすいサービスで、もっと台数が増えたらいいなと、それは前も質問したときに伝えたんですが、いいサービスだなと。本当に喜ばれています。期待もされております。ただ、開始時間が遅いことや、時間制限があるので、そこがもうちょっと便利になればいいなという期待の声は寄せられています、そこに当てはまらない人たちがいるということの認識はございますよね。

それでは、ちなみに熊取駅からつばさが丘までタクシーを利用した場合、お幾らぐらいかかるかご存じですか。あまり利用されたことないですよ、健康な方ではね。

議長（文野慎治君）南副町長。

副町長（南 和仁君）地域的なものがありまして、私も近くに住んでおります。少しご飯食べに行った

り、お酒飲んだらタクシーを利用することが多いんですけど、特に熊取の駅前から、夜でしたらやっぱり3,000円近くかかります。日中でしたら割引というか、平常の金額は大体2,500円前後やと記憶しております。

以上です。

議長（文野慎治君）江川議員。

8番（江川慶子君）副町長、ありがとうございます。そうなんですよね、それぐらいかかるんですよ、タクシーを利用するとね。それで、足がやはり不便であるとどこに行くのも大変ということで、確かに医療費は安くても行き帰りの運賃が高いと、タクシー代の分が高いということで大変困っているというのが実情なんです。

それで、大阪府は、大阪府の医療計画というのに基づいて各医療機関が担うべき役割を分類されていて、それで高度専門機能は集中されていると。それで、後方支援機能というのが町内であるということで町内の病院に通われると。だけでも定期的に高度専門機能の病院に行かなければいけない。一番よく聞くのがりんくう総合医療センター、それから市立貝塚病院、葛城病院。足の悪い方は葛城病院で手術される方は結構おられます。徳洲会病院。阪和線に近いところであれば熊取駅から移動も可能ですし、全部タクシーで利用される方も結構おられます。

この高額なタクシー代の費用負担による受診控え、これが住民の健康寿命が伸ばせない原因になっているのではないかなと危惧するわけです。その点はどのようにお考えでしょうか。

議長（文野慎治君）石川健康福祉部長。

健康福祉部長（石川節子君）議員おっしゃられましたように、医療機関というのは、がんの拠点病院であったり、そういうものについては同じ町内の中で賄うことはできませんので、言われたように2次医療圏、ここでしたら高石市以南の市町村の中で点在して拠点を設けて受診いただいていることです。そこまでのアクセスが皆さんうまくいけばいいんですけども、この高石市以南の中で、これは熊取町だけの問題ではなく、ほかの市町村であっても同じ状況である。駅から離れた病院もありますので、駅まで行けても、駅からまた次、離れたということもありますけれども、まだ大阪府内というのは他府県に比べまして医療機関というのは割に充実した形で、これでもまだ近いところに行ける病院があるということはちょっとご理解いただけたらなというふうに思うところです。

そのために、受診控えというところまではちょっとあれですけども、必要な医療は受けていただきながら、全部それがタクシーのせいではなく、必要なことを受けていただける、体調が優れない独居の方でいったら「行こうCar」を使っていただくなど、そういうところは臨機応変に使っていただきながら、まずは対応していただけたらなというふうに考えております。

以上です。

議長（文野慎治君）江川議員。

8番（江川慶子君）そういうことなんですけれども、近くに医療機関があるということではあるんですけども、それでもやはり自宅から直接そこまでタクシーを利用する場合は大変金額が高くなると。そこで、ひまわりバスが駅に止まらないかなという要望がそこに出てくるわけですよね。

それで、本町のひまわりバスの現状は、駅に止まらないというところでは通院という意味でのニーズとはちょっと合っていないと思うんです。医療機関が熊取町外にあるということ、熊取町の地理的特性を考慮して駅に止まるルートをつくる、そういった移動支援策を緊急に検討すべきではないかなと思うんですが、その辺はいかがでしょうか。

議長（文野慎治君）山原都市整備部長。

都市整備部長（山原栄次君）先ほどの答弁の中にもございましたが、まず、ひまわりバスについては、町内の公共施設を循環するというのを主目的にさせていただいておりますので、まず医療のために駅へというのを目的に運行しているものではございません。駅に向けてということであれば路線バスがございますので、できれば路線バスのほうをご利用いただければありがたいなというふうに思っております。また、ひまわりバスに乗っていただいて、どこか、ひまわりバスと路線バス、同

じバス停を使っているところは結構ございますので、そこで路線バスに乗り継いでいただければ駅まで行けるということで、我々はそういうふうにご案内させていただいてございます。

以上です。

議長（文野慎治君）江川議員。

8 番（江川慶子君）今までの答弁と変わらないので想定内なんですけれども、例えば青年会議所から降りたときに熊取駅まで歩くのに、健常者でしたら10分ぐらいで歩けると思うんですけれども、高齢者の方、どのぐらいかかると思いますか。

議長（文野慎治君）山原都市整備部長。

都市整備部長（山原栄次君）実際どれぐらいかかるかというのは、ちょっと私、把握できておりませんが、私もたまに雨の日なんかは、帰り、ひまわりバスにここから乗って、青年会議所で降りて駅までというのを歩いて通うケースもございますが、私の足で大体5分ぐらいかなというふうに考えてございます。高齢者は、当然時間はかかると思いますが、ただ、その目的のひまわりバスではないということで、答弁は同じになりますけれども、ご理解いただきたいと思います。よろしくお願いします。

議長（文野慎治君）江川議員。

8 番（江川慶子君）健常者で現役の方の時間とは比べることはできないんですけれども、本当に時間がかかるんですね。そのこと自身で通院にちょっと歯止めがかかるということがあるんです。お話の中でね。それで、南海バスをご利用するという話もございましたが、南海バスもやはり時間もありまして、停留所まで遠いとか、同じような意味になるんですけれどね。バスが駅に止まればもっと利用しやすい循環バスになるのになという話をお伺いします。

それで、もう一点なんですけれども、デマンド交通というのを以前、実証実験されましたよね、2回ほど。それは、いろいろ話し合われて結果がもう出ているんでしょうか。着地点はどのようになっているのか、ちょっと教えていただけますか。

議長（文野慎治君）山原都市整備部長。

都市整備部長（山原栄次君）デマンド交通の実証実験につきましては、令和4年9月に実施してございます。その際には、利用回数としまして165回、利用者が49名ということで、延べでいきますと205名の方にご利用いただいているということになってございます。ただ、当然、費用のほうが約1,300万円ほどかかっております。ただ、これをずっと継続的にできるかということで我々検証しましたが、今のところはちょっと費用には見合わないという事業かなということで、一旦は見合わせているという、実施には至っていないというところでございます。

以上です。

議長（文野慎治君）江川議員。

8 番（江川慶子君）令和4年に実証実験されたけれども、費用に見合わないの見送っているという状況であるということは、これは住民には知らされているんでしょうか。

議長（文野慎治君）山原都市整備部長。

都市整備部長（山原栄次君）現在、熊取町の地域公共交通計画というのを7年2月に策定してございまして、その中でいろんな公共交通という検討はさせていただいています。一定その中でデマンド交通については一旦見合わせているという状態で、現状の路線バス、またひまわりバスを維持していくという方向性で計画のほうは立てさせていただいています。

以上です。

議長（文野慎治君）江川議員。

8 番（江川慶子君）分かりました。ちょっと納得できない部分もあるんですけれども、今、本当に外出が不便で病院に行けない人たちに、そしたらばどのように伝えたらいいんでしょうか。今困っている、通院に行かれるのにね、ちょっと時間が、タクシー代が高くて行けない。そういう人にどういうふうに答えたらいいんでしょうか。

議長（文野慎治君）橘健康福祉部理事。

健康福祉部理事（橘 和彦君）今、大きく高齢者で移動が困難な方ということでご質問いただいておりますけれども、個々置かれている状況というのはそれぞれ違うと思いますので、その際はそれぞれまたご相談いただきましたら、そのケースの中でその方に合ったものが、当然その方のお住まいの場所によってもバス停が近い遠いあると思います。

今回のご質問いただいた中で、ちょっと私、交通政策担当してないんですけれども、ちょっとデマンド交通のことも調べさせていただきました。一番いいのはドア・ツー・ドア型で玄関まで来て直接行く場合もありますし、地域によっては循環型の、今ある路線バス型のデマンド交通というものをやっていると思います。一長一短それぞれありますし、移動の車が大きくなればその分多く運べるのでコストは下がりますけれども、デマンド交通は小型になってきますと移動コストは非常に高くなります。その負担を利用者がするのか、我々税金とかで賄うのか。じゃ、その税金はほかの方々の負担になっているというところで、いろいろ難しいなというのはちょっと今回勉強した中でも感じてございますので、先ほど言った「行こうC a r」を案内できる方もいらっしゃるかと思います。「行こうC a r」も、今、6割ちょっとぐらい7年度の実績で稼働率があります。令和2年度から始まっている中で、運行の時間帯の見直しであったり枠の見直しも、利用者、また運転ボランティアの方から意見を聞きながら、そのときに合ったサービスといいますか運行体制も取っておりますので、そういったこともご案内できる方も新たに出てくるかとは思いますが、まずは議員にご相談があった場合は、その方々のご相談をまた我々役場のほうにさせていただいたらとは思いますが、もし何かあれば役場のほうに相談すればということでご案内いただければと思います。

以上です。

議長（文野慎治君）江川議員。

8番（江川慶子君）ありがとうございます。もうやっておりますので、いきいきセンターの職員にお世話になっておりますので、その辺は周知の上で質問しております。ですので難しいというところを、どうにか糸口がないかなということで今ちょっと質問させてもらっているということをご理解いただきたいなと思うんです。ひまわりバスをあと一台増やしてもらって、駅と役場、そしてひまわりドーム、そこを往復してもらえる車が1台あれば、それで役場にも外から来た方は行きやすいし、ひまわりドームを活用する人たち、ほかの選手団の方も行きやすいしという、そういう1本追加するだけで何か交通ルートが、周りの人たちも熊取駅に循環バスが来るので、循環バス、熊取駅で乗り換えて駅に行くみたいな、そんなシステムもできるんじゃないのかなというふうに考えるわけですが、何分どっちにしても予算がかかることですので、いろんなアイデアを出して、今いてはる一生懸命熊取で住もうと思っている方、健康寿命を延ばして頑張ろうとしている方たちが、医療の近い場所へ転居したり考えて、また空き家が増えてしまう。そんなことが起こってしまったら、せっかくの熊取町のよさが台無しになると思うので、その辺も含めて検討していただければありがたいなと思って質問いたしました。

以上で質問を終わります。ありがとうございます。

議長（文野慎治君）以上で、江川議員の質問を終了いたします。

次に、田中議員。

13番（田中圭介君）それでは、通告に従って大きく3点質問をさせていただきたいと思います。

まず1点目ですが、町立中学校の制服についてでございます。

1番、現在の熊取町立中学校の制服の現状を教えてください。

議長（文野慎治君）河井教育委員会事務局理事。

教育委員会事務局理事（河井 淳君）それでは、田中議員の町立中学校の制服についてのご質問の1点目、現在の町立中学校の制服の現状についてご答弁申し上げます。

本町の3中学校の制服につきましては、これまで各校が独自の伝統と個性を尊重し、学校の基調色やエンブレム等に創意工夫を凝らし、3校それぞれ独自のものを採用しております。また、運用

面におきましても、多様な個性への配慮から、規定の範囲内で生徒が自らの心地よいスタイルを主体的に選択できる体制を整えております。

制服は、生徒にとって学校への帰属意識や誇りを育む大切なシンボルです。特に令和6年度に制服を改定した熊取南中学校では、生徒会を中心に生徒自らが選定過程に参画し、ブレザーへの変更やエンブレムのデザイン決定を行いました。こうした主体的な取組が生徒の学校に対する愛着と帰属意識を深めることにつながっているものと考えております。

以上、ご答弁とさせていただきます。

議長（文野慎治君） 田中議員。

13番（田中圭介君） そしたら、令和6年から南中学校も学ランからブレザーへと変わったと私も聞いております。

2点目にも入りたいと思います。

全国でも標準服を導入する自治体が増えております。本町も今後、全3校共通仕様の標準服を導入する考えはございますか。

議長（文野慎治君） 河井教育委員会事務局理事。

教育委員会事務局理事（河井 淳君） 続きまして、ご質問の2点目、全3校共通仕様の標準服の導入についてご答弁申し上げます。

標準服の導入には、転校時の利便性の向上、あるいは調達コストの低減による保護者の経済的負担の軽減といったメリットがあるものと認識しております。しかしながら一方で、各校の制服は、長年の歴史と伝統を象徴するものとして生徒と学校を結ぶ精神的な絆の土台となっているものです。保護者の経済的負担軽減につきましても、兄弟姉妹間での制服活用を推進しているほか、学校側で保管しているものを貸与・提供等により、保護者の皆様の負担軽減に努めております。また、先ほどご説明させていただいたとおり、熊取南中学校において、生徒自身が選定に携わり、新たな制服を採用してから3年目と日が浅いこともございます。

以上のことから、現時点では標準服の導入よりも、現状の各校の特色ある運用を維持したいと考えておりますので、ご理解を賜りますようお願い申し上げ、ご答弁とさせていただきます。

議長（文野慎治君） 田中議員。

13番（田中圭介君） 標準服、共通服が全国的に広まっている、急速に今進んでいるというのはご存じですか。

議長（文野慎治君） 河井教育委員会事務局理事。

教育委員会事務局理事（河井 淳君） 市町村によっては、学校生活上で望ましい服装の一つとして標準服を導入している学校が増えている。学校単位であったり、市町村単位であったり、様々な形で広がってきているということは認識しているところです。

議長（文野慎治君） 田中議員。

13番（田中圭介君） その標準服のメリットといいますのは、先ほど理事からおっしゃられました保護者の負担の軽減、ジェンダーフリーの推進、転校時の負担の軽減、学校間におけるブランドを弱めるというか、あの学校はかわいいよねとか、この学校はというような差別化をなくそうじゃないかという趣旨で全国的に広まっております。その中でも一番、この何で変えらなあかんかというのは保護者の負担です。

そこで、資料を見てください。

熊取中学校と北中学校と南中学校の、これは制服販売店から聞いた制服の販売価格でございます。この中で一番高いものと低いものをちょっとお答え願えますか。

議長（文野慎治君） 河井教育委員会事務局理事。

教育委員会事務局理事（河井 淳君） 一番高いものは熊取北中学校の女子の仕様のもので4万7,080円、熊取南中学校の3万3,800円が一番安いものとなっております。

議長（文野慎治君） 田中議員。

13番（田中圭介君）これってすごい値段に差がありますよね。この差というのは、同じ中学校に入学する際に、熊取中学校の新入生が1万3,280円の差が隣の学校であるというのは公平性に僕は欠けると思うんですが、その辺どういう考えですか。

議長（文野慎治君）河井教育委員会事務局理事。

教育委員会事務局理事（河井 淳君）価格の差はあるかなというふうには感じます。ただ、服の素材であつたりとか、機能性であつたりとか、服の素材そのものが違うというところの中での耐久性の部分であつたりとかもあるのかなというふうには感じていますので、この価格差が生まれているのかなというのは認識しています。

議長（文野慎治君）田中議員。

13番（田中圭介君）ということは、熊取町としてはこの1万数千円の格差をずっと続けていくという考えですか。

議長（文野慎治君）河井教育委員会事務局理事。

教育委員会事務局理事（河井 淳君）これまで制服の価格について、高いであるとかという声が、私自身も中学校で働いている中であまり聞いたことがなかった。今回、学校のほうにも聞かせてもらっている中で、そういった声って聞いていますかということは問わせてもらったんですけども、あまりそういった声もない状態でした。今まで、ちょっと高いかなというような声の中では、3年生の途中から転入してきた子どもが今から買うにはちょっと高いなとか、破損した状態で今から買うとなったらちょっとこの3万幾らというのは高いなというようなご相談を受けたというようなことはあって、学校のほうで保管しているものを貸し出したというような経緯はございます。そういった声の中で、あまり今まで届いてなかったという部分ではあるかなというふうには思います。

議長（文野慎治君）田中議員。

13番（田中圭介君）恐らく、保護者の方が販売店に買いに行ったら、よその制服の価格って、まず気にしないと思うんですね。自分ところの、僕やったら熊取中学校の制服を買いに行くので、わざわざ北中学校、南中学校の制服の価格なんか気にしないで買おうと思います。だけど、これを見比べたら、歴然とこの1万数千円の差がやはりあるというのは不公平になりますよね、保護者負担として。同じ熊取町立中学校に入学する生徒の制服が1万数千円各校によって違うというのは、不公平に当たると思いませんか。

議長（文野慎治君）河井教育委員会事務局理事。

教育委員会事務局理事（河井 淳君）これまで、正直なところ不公平に当たるということを考えたことはない状態では来ておりますので、今後、学校のほうで意見を聴取しながら、この値段がどうかというところの議論もしていけたらというふうには思っているところです。

議長（文野慎治君）田中議員。

13番（田中圭介君）というところが全国にもたくさんございます。調べていただいていると思いますけれども、神戸モデル、神戸市にいたしましても、標準服の取り入れが2023年頃から始まっております。神戸市におかれましても、大きいところで1.7倍価格の差があつたというところが一番の、1個のポイントですよね。やっぱり保護者負担で、同じ市立の中学校、町立の中学校で制服の価格がこれも差があるというのは不公平にしか、公平でないとかんと僕は思うんでね。それをなくすために標準服というのを取り入れている自治体が急増を今しております。なので、やはり保護者負担を軽減するというのがかなりの議題となっております。

これは制服だけにかかわらず、その他もろもろですけども、先ほどどこかの議員の中でも、やっぱりなかなか生理用品が買えない家もあるかというようなところで、格差があるというところをなくしていこうじゃないかというところで、これは値段以外でも、やはりジェンダーフリーの推進というところで、僕たちの世代はやはり学生ラン、セーラー服というので、それこそ共通した制服やったんで、販売店に行っても体の大きさで販売していただいていたんですが、今は3校とも形も色も違うというところで、やはりジェンダーフリー、女子生徒でもスラックス型でもオーケーだよ、

ブレザーに関しましてもボタンの右、左の付け替えも今は工夫されてできていると。この腕章はワッペンで外せるようになっていてというようにかなり工夫もされていると聞きました。

あと、標準服にした場合の転校時の負担軽減ですよ。僕の知り合いでも熊中から南中に転校されたお子さんがおられた方がいてたんですけれども、やはり制服を変えなければいけない。ならやっぱり4万円、5万円ぐらいの出費が要りますが、これを標準服にしていると、そのままですと北中から南中でも、南中から北中でも転校ができる。いろいろな、引っ越しをするから転校するんじゃないくて、やっぱりこの学校にちょっとなじみにくいなというところの転校生が多分おられると思うんですけれども、そういうときにも何を気にすることなく子どもたちが転校しやすくなる。まず、お金がかからないというところがいいかなと思います。

あとは制服のリユース、利活用ですよ。これ、今、3校で3種類あると、やはり全体的な数が3つで割られてしまうので、標準服を今後用いて全員が標準服になったら、その利活用、リユースというところに関してももっと活発になって、物を大事にし、お古というか、着られるものは頂いて、もらおうと、着ていこうというようにいい点があると思います。

それに対して販売店の方がやっぱり僕は気になるかなと思って、一応お話を聞きに行かせていただきました。そのリユース、利活用というのは、そうなった場合はもうしょうがないと。今でもリユース、利活用というのは来ているので、販売店といたしましても、3校少しずつの注文よりか、多分一括注文のほうがやりやすいとは言っております。今、熊中と北中の値段よりかは恐らく下がるだろうと、値下げはできるだろうと。今回、南中が3万3,000円ぐらいでやっていますよね。そこまで下がるかは分かりませんが、この4万7,000円からは恐らく下がるだろうと、その標準服というものができたとしたら。

今、北中と熊中に関しましては、もう二十数年前からブレザーですよ。その頃から仕様が変わってないから、素材が変わってなくてしっかりしたものを作っております。3年前の南中学校は、やはり時代とともに、しっかりした生地ですが、破れにくいんですが、質というか素材が変わってきたとおっしゃられていました。なので、少しほかの中学校よりかは安くできるような、まあ時代ですよ。なので、やはり熊取中学校、北中学校も20年ぐらいの、伝統まではいかないと思いますけれども、やはりブレザーに関してはまだばらばらですよ。女子に関したら。熊中はまだ男女とも同じ丈の長さですが、北中の女子に限ったらまだウエストぐらいのブレザーだと思います。

だから、まだばらばらなんで、これ来年、再来年にこういうふうに持っていってくれというような要望ではないんですけれども、やはり5年後、10年後を見据えたら、学生というのは絶対3年で入れ替わりますので、それを見据えたら親御さんのご意見を聞いても絶対それのほうがいいというような、嫌だというのは僕は聞きませんでした。この学校でこの制服じゃないと嫌だというよりは、何千円か安くなるんやったらそっちのほうがええやんというふうな意見が多数だったし、よその学校に転校するに当たっても、そういう弊害がないというのが一番いいというふうなこともおっしゃられておりましたので、そこを、やはり先ほど、一番最初から話をしている1万円以上の現状の差をどういうふうに公平にしていくのか、このまま保護者負担の不公平を続けていくのかというのはやはり考えなければ、ほかの保護者の方たちがこの値段の差を知ったときに、僕、知らない方のほうが多いと思うんですよ。知ったときに、やはりこれ、ちょっとおかしいんちゃうか熊取町というのは絶対出てくると聞かれます。その解決方法ではないですけども、この今までの経過を聞いてご答弁のほうお願いいたします。

議長（文野慎治君）河井教育委員会事務局理事。

教育委員会事務局理事（河井 淳君）熊取中学校のほうでは平成9年に、熊取北中学校では平成7年に、そのときの仕様のもを使用しているというような状況になるかなというふうには思っております。その当時から熊取中学校、北中学校のほうはブレザーのほうを導入しておりました。令和2年頃から性の多様性というところの中でブレザーを、男女の区別というところがないような形にしていく中でスラックスを導入しようということの動きの中で、割と熊取中学校、熊取北中学校のほ

うは、ブレザーですのでスラックスのほうは仕様のほうにつながりやすかったというような経過があって、そのような動きで今現在もスラックスを選択する。性の男女というところの区別なく、どちらの制服を選んでもいいというような形を、どの制服を選んでもいい、この範囲内でどの制服を選んでもいいというような形で今現在対応しているところです。

熊取南中学校については令和6年に改定しました。令和2年頃からそういった声が起こってくる中で、今までの詰め襟の学生服、セーラー服の状態ですラックスという対応がなかなか難しい、そこに合うような制服にはなっていないという中で、子どもたちが中心になってどんな形で進められるだろうかというような議論をしてきました。そのときに標準服というような議論は起こらなかったというふうには聞いています。どちらかというと、制服ではなくて私服を使うというようなことも考えながら対応してきたみたいなんですけれども、やっぱり制服があったほうがいいだろうというような経過の中で制服のほうを選定していきました。子どもたちが中心になってそれを選んでいくというような形になって、今現在、対応のほう進んでおります。今年度入学の子どもまでは兄弟姉妹のものを使用してもよいという形で入学している。各学年に10名程度、今までの学生服というのを着ている生徒がいるというふうには聞いておるんですけれども、その子どもたちが卒業、今の1年生が卒業した段階、令和11年になるんですけれども、令和11年が全ての生徒が新しい制服に入れ替わった状態で過ごすというような形がスタートするというふうに認識しております。

そんな形で令和11年に新しい制服に変えて、その制服で全ての生徒が過ごすというようなタイミング。そこからまた標準服を導入するのであれば、何年間か、熊取南中学校でもやっぱり3年ぐらいのスパンで新しい制服を考えたというような経過もございますので、そのタイミング頃からやっぱり3年ぐらいかけながら様子を見ていくということが必要ではないかというふうには思っております。

また、今の制服は値段が高いんじゃないかということ、これも学校もあまり認識していないという部分でもありますので、そういったことは学校協議会と学校の中で話をさせていただく中で、今の学校の状況というのを先生方で確認しながら、例えば仕様の変更でいけるものであるのか、それとも全く新しいものを導入していくことが必要なのかという議論を進めていけたらというふうに考えているところです。

以上です。

議長（文野慎治君） 田中議員。

13番（田中圭介君） 令和11年度に南中学校が全部切り替わるというところも分からんでもないんですけれども、やはり先ほどから僕が言っているのは、1万3,000円、4,000円の保護者負担の格差をどうなくしていくのかというところ。南中の11年の全員の制服になるというのは分かっているんですね。その差をどうやってなくしていく方向を考えるかというところです。

議長（文野慎治君） 河井教育委員会事務局理事。

教育委員会事務局理事（河井 淳君） すみません。先ほど申し上げた中で仕様の変更とかも含めてということは、これは早急に考えられることなのかなと。今使っている生地という、今の当然在庫とかもあったりするので、早急にできるかどうか分からないんですけれども、ストレッチ性のある生地だとか耐久性のある生地だとかいうようなことも考えた上で仕様等も考えていってもらう必要はあるのかなという中で、今、格差があるというようなところなんかは、その対応を議論していただけたらというふうに、学校のほうで議論していけたらというふうに思っているところです。

議長（文野慎治君） 田中議員。

13番（田中圭介君） 販売店の方に無理を言わないようにまずしていただきたいと思いますのと、標準服の導入に向けて、5年スパン、もしくは10年スパンでもいいと思います。これから少子高齢化でやはり制服の数がなかなか売れなくなってくるというところにも問題点もあると思いますので、ぜひ熊取中学校に行く生徒たちが、どこも僕はフラットで同じ制服のほうがいいかなと思います。

泉大津市のほうでユニクロの制服を標準服にしている小津中学校というところがございます。そ

こはユニクロで100通りの制服をすると。パーカーを着てきてもいいとか、スラックス、そしてポロシャツ、いろいろな組合せがあるらしいんですけども、そこもブレザーも実際置いているらしいんで、女子に関したら6割ぐらいやっぱりブレザーを着てきていると。実際、ユニクロの私服みたいな制服にしたところでも、やはり6割ぐらい女子はブレザーを着ているというところ、なかなか私服の制服というのが定着するのは難しいかなと思われまので、僕は制服は推進派でございますので、できるだけ保護者の負担をやはりまず第一に考えていただきたいなと思いますので、これ、ちょっと今後、数年間かけて、やはりいろいろな会議等々もやらなければいけないと思いますので、ぜひとも熊取町立、義務教育の、小学校も全部一緒なんで、それと同じような形に変えていくというのは、全国的にも先に導入している自治体がありますので、ぜひともそこを参考にさせていただいて、熊取町も保護者負担の不公平がないような制服をつくっていただくように要望をいたします。よろしくお願いいたします。

それでは、2点目でございます。子どもの遊び場についてです。

校区别でボール遊びができるぐらいの公園・グラウンド等は何か所ありますか。

議長（文野慎治君）山原都市整備部長。

都市整備部長（山原栄次君）それでは、ご質問の子どもたちの遊び場についての1点目、校区别でボール遊びができるぐらいの公園・グラウンドは何か所あるかについて答弁申し上げます。

ボール遊びができる公園・グラウンドにつきましては、中央小学校区の中央公園、東小学校区の町民グラウンド及び八幡池青少年広場の3か所がございます。

また、そのほか、ボール遊びができるぐらいの広さのある公園・グラウンドにつきましては、中央小学校区で7か所、西小学校区で5か所、南小学校区で3か所、北小学校区で6か所、東小学校区で8か所となっておりますが、これらの公園につきましては、原則、ほかの利用者や近隣に迷惑をかけるボール遊びは行わないよう啓発しているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（文野慎治君）田中議員。

13番（田中圭介君）今おっしゃられた、西は何か所でしたか。ごめんなさい。

議長（文野慎治君）山原都市整備部長。

都市整備部長（山原栄次君）西小学校区は5か所でございます。

議長（文野慎治君）田中議員。

13番（田中圭介君）これは、基本的にボール遊びは駄目ですよと言っているんですか。

議長（文野慎治君）山原都市整備部長。

都市整備部長（山原栄次君）ちょっと表現が曖昧となるかも知れませんが、ほかの公園で遊んでいる方に迷惑をかけたりとか、近隣に迷惑をかけるようなボール遊びはやめてくださいというように啓発しているというところで、全面的に禁止ということではございません。ただ、中にはボールを外に例えば打ち出したりとかいうケースもよくあって、近隣の方から苦情もいただいているというケースは多々ございます。そういう公園については、そういう内容で貼り紙をして啓発等を行っているということで、全面的には禁止はしてございませんが、できるだけ迷惑かけないように遊んでくださいということで啓発はさせていただいています。

以上です。

議長（文野慎治君）田中議員。

13番（田中圭介君）分かりました。ある程度の広さの公園は、各学校区で何か所かあるというふうな認識でよろしいでしょうか。

議長（文野慎治君）山原都市整備部長。

都市整備部長（山原栄次君）そういう認識で結構かと思います。

以上です。

議長（文野慎治君）田中議員。

13番（田中圭介君）分かりました。

続きまして、今年度から契約更新をしなかった「五門ふれあい公園」の返却までの経緯を教えてください。

議長（文野慎治君）山原都市整備部長。

都市整備部長（山原栄次君）次に2点目、今年度から契約更新しなかった「五門ふれあい公園」の返却までの経緯について答弁申し上げます。

五門ふれあい公園につきましては、令和7年7月に土地所有者より、高齢となってきたため、土地を売却したい。これまで公園として使用してきたので、町で購入してもらえないか。購入してもらえないのであれば、民間に売却したいとの申出がございました。

本公園につきましては、近隣住民はもちろん、学童保育所の児童も多く利用しており、また、野田区の盆踊り、五門区の祭礼時駐車場並びに農業祭や農協のイベント時の駐車場など、地元地区や行政も多く利用している公園であることから、今後の対応について町内部で協議を進めてまいりました。

公園配置を検討する際の基準につきましては、どのくらい離れた場所から利用されるかという地理的な範囲である誘致圏がございします。本公園の誘致圏が他の既存公園の誘致圏と重複しており、本公園がなくても誘致圏に空白が生じないよう公園が配置されていることを確認してございします。

また、学童保育所、五門区、野田区と協議してまいりましたところ、学童保育所につきましては、現在、一部、中央小学校でも保育を行っていることから、今後は遊び場を中央小学校に集約し、使用することで代替となり得るとの回答をいただいております。

五門区からは、公園廃止については致し方ないが、代替公園を設置してほしいとの要望がございました。ただ、先ほど答弁申し上げました誘致圏の考え方より、現状で誘致圏に空白が生じないよう公園が配置されていることに加え、現在の財政状況を勘案すると、新たな公園整備は難しい旨説明させていただきまして、一定ご理解いただいております。

野田区からは、公園廃止については致し方ないが、盆踊りの会場を紹介してほしいとの意見があり、現在、野田区と教育委員会とで協議をいただいているところでございます。

以上のことから、五門ふれあい公園が廃止となった場合でも誘致圏に空白が生じないよう公園が配置されていること、また、学童保育所の遊び場は中央小学校に集約し、使用することで代替となり得るとの回答をいただいていることに加え、現在の財政状況を勘案した結果、公園を廃止し、土地を返還することと結論づけたものでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（文野慎治君）田中議員。

13番（田中圭介君）まず、幾つか聞きたいことがございます。

令和7年7月に熊取町の道路公園課のほうに売却のお話が来られたんですか。

議長（文野慎治君）山原都市整備部長。

都市整備部長（山原栄次君）令和7年7月1日というふうに記録してございます。

議長（文野慎治君）田中議員。

13番（田中圭介君）そこから購入に当たって、やはりどうするか、回答はすぐに出さなかっただろうと思います。恐らく11月頃に地権者、もしくは仲介業者のほうに回答をされたと思われますが、その間にどういうふうな理事者の中での共有、抗議ではないんですけれども、共有と、これどうしていったらいいものかというようなお話しはされましたか。

議長（文野慎治君）山原都市整備部長。

都市整備部長（山原栄次君）まず、我々としても継続ということで検討はさせていただきまして、当然継続ということになると土地を購入させていただくということになりますので、まず、どれぐらい費用がかかるのか、その概算費用というのを出すように指示いたしております。その後、大体概算費用が出ましたので、それについて町として購入できるのかどうか、その辺は財政部局等との協議

もさせていただきまして、並行して、先ほど答弁にもありましたように、例えばご利用が多い学童保育所であったり、あと五門区や野田区にも一定ご意見をお伺いさせていただきました。その中で大きかったのが、やはり学童保育所のほうからは、中央小学校で集約するというご意見をいただけたものですから、それでしたら、まず、やっぱり財政的な事情も勘案して、最終的にはほかの公園で賄えるだろうということで、一旦返却するという結論づけたということになってございます。

以上です。

議長（文野慎治君） 田中議員。

13番（田中圭介君） そしたら、7月から11月の間にいろいろ財政部局等と各課で議論をし、やはり全体で考えたんですかね。一部ではなく全体で考えてはったんですか。

議長（文野慎治君） 山原都市整備部長。

都市整備部長（山原栄次君） 議員もご存じと思いますが、五門ふれあい公園については、遊具もございますけれども、やはり横の広場というのが魅力といいますか、子どもが走り回れるといいますか、そういう意味で皆さん、五門ふれあい公園はいいよねということ言っているんだと思います。当初といいますか、中ほどで遊具のところだけでも分割してというご意見は当然ございました。ただ、遊具の部分だけの公園となりますと、それこそ近隣にも同等の公園はございますので、キャパ的にその公園を存続するかということで問われたときには、やはり全体が必要というふうに我々としては判断いたしました。ただ、全体が必要だけれども、総合的に判断するとやっぱり難しいよねということで、一応返却ということで結論づけさせていただきました。

以上です。

議長（文野慎治君） 田中議員。

13番（田中圭介君） 多分、向こうからの提案で、遊具の部分とかというときのお話の中で、実際の売買価格、向こうからの売買価格とか、こっちからのこれぐらいの値段やったという具体的な数字は出てないですね。

議長（文野慎治君） 山原都市整備部長。

都市整備部長（山原栄次君） 具体的な価格については、相手もおっしゃっておりませんし、こちらも幾らというのは当然提示はしてございません。ただ、我々、通常、購入価格を概算ですけれども出す場合は、路線価等を参考に概算費用というのを計上してございます。ほかのケースでもそれが通常になるんですけれども、当然その価格というのは、仲介業者も入っておられましたので、仲介業者も当然その価格というのは認識されている価格というふうに我々は理解しておりました。ただ、そのやり取りの中で、役場が提示する価格では価格的に合えへんのやよという意見はいただいております。ですので、我々としては購入は難しいのかなというところも、一定判断としてはしたところでございます。

以上です。

議長（文野慎治君） 田中議員。

13番（田中圭介君） それは路線価よりちょっと高くなりますよというようなニュアンスを言われたということですか。

議長（文野慎治君） 山原都市整備部長。

都市整備部長（山原栄次君） 我々、概算で出す場合の計算方法は路線価を参考にさせていただいています。当然、本来、実際購入するときは鑑定評価というのを取って、その鑑定価格をもって購入するんですけれども、路線価を基準にする価格とさほど差はございません。ただ、実際の要は業者が売買する価格というのは、我々が出した概算費用よりも高いんだということで、そういう表現はされてございました。

以上です。

議長（文野慎治君） 田中議員。

13番（田中圭介君）これ、ちまたの周りの方たちのうわさ話で、やはり地権者がかなり高額な値段で熊取町に話を持っていつているから、熊取町としては買えないというような誤解を招くようなうわさ話が飛んでいたの、僕はここであえて値段が出たか、出てないかというのを聞かせていただきました。結論的には一切お互いとも値段は言うてないというところでよろしいですか。

議長（文野慎治君）山原都市整備部長。

都市整備部長（山原栄次君）先ほどの答弁のとおり、金額的な提示は相手もこちらも一切行ってございません。

以上です。

議長（文野慎治君）田中議員。

13番（田中圭介君）分かりました。

それで、このふれあい公園がなくなるよというのは、藤原町長はこのことをいつご存じになりましたか。

議長（文野慎治君）藤原町長。

町長（藤原敏司君）担当部局が結論を出した11月頃だったというふうに思います。

議長（文野慎治君）田中議員。

13番（田中圭介君）藤原町長も、やはり地元の盆踊り、そしてまたいろいろな思い出があるふれあい公園だったと思われませんが、やはり返却に対しての思いというのはありましたか。

議長（文野慎治君）藤原町長。

町長（藤原敏司君）もちろん、あの風景を見ていても、道のカタにあって、利用される人らの姿を見ていますと、のどかでいいなというふうな感じもしますし、盆踊りは地元である野田区の皆さんが、あの場所でもう数十年実行していますので、継続できることにこしたことはないというふうには思っておりますけれども、いろいろな環境の変化というのもやはりこれは考えていく必要があるというふうなことを考えていかないかなのかなというふうなことでございます。

議長（文野慎治君）田中議員。

13番（田中圭介君）分かりました。苦渋の決断をしなければならなかったというところで、もうここはしょうがないかなと思われま。

次、3番にいきます。

五門ふれあい公園閉鎖に伴い、代替えの遊び場は確保しておられるのか、ご答弁をお願いします。

議長（文野慎治君）三原教育委員会事務局理事。

教育委員会事務局理事（三原 順君）ご質問の子どもたちの遊び場についての3点目、五門ふれあい公園閉鎖に伴い、代替えの遊び場は確保するのかについてご答弁申し上げます。

五門ふれあい公園の代替の遊び場については、五門ふれあい公園の利用実態に加え、近隣にあります歴史公園が一定の広さを持つ公園ではあるものの工事中により現在利用できない状況であることを踏まえ、中央小校区内の子どもの居場所づくりとして中央小学校の校庭開放ができるかどうか、種々検討を重ねてまいりました。

中央小学校の校庭開放に当たっては、常時開放を前提とする公園機能をそのまま学校の校庭に移して実施することは、学校施設としての性質上難しいですが、学校施設管理上のリスクをできるだけ軽減したもの、例えば開放時間中に安全管理員を常駐配置することや、利用者を中央小校区内の児童とその同伴者に限定するなどとし、なおかつ、現在工事中の歴史公園が供用再開する令和10年10月までの期間限定の措置ということであれば校庭を開放することが可能であると判断し、校庭開放の実施に向けて、その具体的な運用を中央小学校等と協議・調整しているところでございます。

今後の予定といたしましては、早ければ6月中には五門ふれあい公園が閉鎖となりますので、施設撤去工事がスタートしますので、その公園閉鎖に合わせて中央小学校の校庭開放がスタートできるよう、最終的な詰めの作業を進めていく予定でございます。

以上、ご理解賜りまして、ご答弁とさせていただきます。

議長（文野慎治君）田中議員。

13番（田中圭介君）ありがとうございます。

それでは、中央小学校の校庭開放は、早ければ6月中に開催できるだろうという予定を立てていただいているんですか。

議長（文野慎治君）三原教育委員会事務局理事。

教育委員会事務局理事（三原 順君）あくまで五門ふれあい公園が閉鎖するタイミング、これに合わせて遊び場を継続して確保できるような形でと考えております。今、契約している業者との打合せがこれから始まっていくという段階でもありますので、これが6月中になるのか、7月入ってからになるのかというのは、その工事の打合せの結果を受けてということになろうかと思います。いずれにしても、五門ふれあい公園が閉鎖するまでに中央小の開放というのを実施したいというふうに考えております。

以上です。

議長（文野慎治君）田中議員。

13番（田中圭介君）先ほど、対象範囲ですよね、入れる範囲。入れるというか、誰でも彼でも入れることを想定してないと思うんですけども、今のところで対象者はどういう方を考えておられますか。

議長（文野慎治君）三原教育委員会事務局理事。

教育委員会事務局理事（三原 順君）利用できる対象者は、今のところ中央小学校区内の児童、いわゆる小学生になります。それと保護者、ご父兄、ご家庭の方、こちらを想定してございます。

以上です。

議長（文野慎治君）田中議員。

13番（田中圭介君）それが妥当かなと僕も思います。また、あと時間帯ですよね。平日、そして土日祝はどうするのかと、今、日が長いんで7時ぐらいまでは明るいと思いますが、冬になったらやっぱり5時には真っ暗になるということで、季節的に開放時間を変更したりとかという考えはありますか。

議長（文野慎治君）三原教育委員会事務局理事。

教育委員会事務局理事（三原 順君）今、学校管理の下で学校開放している時間が16時30分でございます。これから行おうとしている学校開放については、終了時間については今のところ関係者と調整をしているところでございます。なので、この調整の下で、最終的に今後、早急に詰めていきたいというふうには思っております。

以上でございます。

議長（文野慎治君）田中議員。

13番（田中圭介君）そしたら、まだ決定はされていないと、今から終了時間については協議をしていくということですよね。明るい時間帯の場合は、やはり6時ぐらいまで開けてあげたらいいのかなと。7時だとちょっと遅いかもしれませんけれども。また、この安全管理員、監視員ですかね、の方も常時つけていただけるような今想定ですか。

議長（文野慎治君）三原教育委員会事務局理事。

教育委員会事務局理事（三原 順君）基本的には開放時間中は常に安全管理員を配置するという事で予定してございます。

以上です。

議長（文野慎治君）田中議員。

13番（田中圭介君）あと土日祝ですよね。土日祝は昼から開放するのか。何かスポーツ等で貸切りされる日もあるかと思われませんが、基本、開いているときやったら昼から開放する予定にしておるんですか。

議長（文野慎治君）三原教育委員会事務局理事。

教育委員会事務局理事（三原 順君）土日祝につきましては、午前中からこのグラウンドについては一

般開放で、スポーツ少年団の方が使っておられるという状況もありますので、そこの利用調整を踏まえて、この学校開放については2時以降ということで検討してございます。

以上でございます。

議長（文野慎治君）田中議員。

13番（田中圭介君）また、7月から夏休みに入ると思われますけれども、夏休みの平日は土日祝と同じような考え方ですか。

議長（文野慎治君）三原教育委員会事務局理事。

教育委員会事務局理事（三原 順君）夏休み中につきましては、暑さがちょっと心配であるということ、そこに来られる子どもの安全を踏まえて、夏休み中については開放は実施しない方向性で考えてございます。

以上です。

議長（文野慎治君）田中議員。

13番（田中圭介君）実施しないと、ひまわりドームのプールのほうに行って遊んでくださいというところの理解を僕はしておきます。もうこれ以上言いません。

次に進んでいきたいと思えます。

煉瓦館の工事が終了したらストップする、開放をやめるというところで、ふれあい公園の遊具は撤去されるんですけれども、煉瓦館のほうに、大阪府のほうにちょっと遊具つけてくれへんかなというような交渉はできないですか。

議長（文野慎治君）山原都市整備部長。

都市整備部長（山原栄次君）歴史公園の再開に向けての整備の内容というのは、まだこれから大阪府と詰めていくことになっております。その辺は議員のご意見も参考にさせていただいて、一定協議のほうはさせていただきたいというふうに考えてございます。

以上です。

議長（文野慎治君）田中議員。

13番（田中圭介君）あそこの周りの方も、すごい今、ダンプの騒音等々で、非常に家が揺れたりとかというご迷惑もかけております。また、子どもたちが遊具を撤去された場合に、グラウンドだけでもいいと思えますけれども、やはり小さいお子さんとかはブランコ、そしてまた僕がよく言うているインクルーシブ遊具等々を、大阪府の予算で設置というのを交渉していただきたいなと思えますので、よろしくお願いいたします。

議長（文野慎治君）山原都市整備部長。

都市整備部長（山原栄次君）先ほども申しましたように、ご意見を参考に協議していきたいというふうに考えてございます。

以上です。

議長（文野慎治君）田中議員。

13番（田中圭介君）ありがとうございます。

そしたら3点目に入ります。

町指定ごみ袋についてでございます。

1点目、7月から新しいごみ袋に変わっていきますが、現在想定されている問題点などはございますか。特に、今、ナフサ不足とも言われておりますが、その点も込みで答えをお願いします。

議長（文野慎治君）巖根住民部長。

住民部長（巖根晃哉君）それでは、町指定ごみ袋についての1点目、7月から新しいごみ袋に変わっていくが、現在想定される問題点はあるのかについてご答弁申し上げます。

まず、指定袋等の取扱いに関する現状としまして、準備が追いつかず、新しいごみ袋や差額シールを取り扱えていない店舗が一部ございますが、取扱店の皆様のご協力の下、特段大きな混乱もなく推移している状況でございます。

次に、ごみの排出につきましては、6月末まではオレンジ色の旧のごみ袋で排出となりますが、中には誤って緑色の新しいごみ袋で排出される方もおられるかと想定してございます。ただ、その場合は手数料として不足はございませんので、ごみの収集はさせていただきますが、旧のごみ袋との差額の返金はいたしてございません。

また、7月からは新しいごみ袋での排出と差額シールが貼られた旧のごみ袋での排出が始まり、令和9年5月まで混在する期間が続くことになります。しばらくの間は差額シールが貼付されずに排出されることが想定され、その場合、収集は行わず、差額シールの貼付がない旨の啓発シールを貼付し、排出者へ啓発することとしてございます。7月という暑い時期でもあり頭の痛いところではございますが、以降の適正排出を促すためにも、排出者自身が気づいて排出し直していただきたいということに期待しながら、一定期間はそのままにしておく必要があると考えてございます。

あと、最近話題となっているごみ袋の原材料であるナフサ不足についてでございますが、現在販売をしている新しいごみ袋につきましては、昨年の11月に製造発注し、今年の2月に納品を済ませており、今年度の販売分について不足が生じることはございません。

今後の状況につきましては、製造メーカーに問合せをし、原料価格が高騰傾向にあるものの一定数量在庫は確保していること、また、納期も従来同様3か月ほどで納品できるということを確認してございます。次年度販売分の指定ごみ袋の製造に当たっては、今後の原材料価格の変動状況や近隣自治体の指定ごみ袋発注状況等も注視しながら、適宜適切に対応してまいりたいというふうに考えてございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（文野慎治君）田中議員。

13番（田中圭介君）ありがとうございます。やはり新しいのと古いのとの入れ替わりのときって何らかの問題って絶対生じると思うんで、これ、ただ、資料2につけさせてもらって、僕の近所に捨ててあったごみ収集所のところを見たご高齢のおばあちゃんが僕のところに来て、「もう間違って捨てているやん」と、「ちょっと来て」と言って「見てみて」と、「はい、分かりました、担当課に言っておきます」というところで、この方は緑色の袋なんで、そのまま取っていただいたらいいかなと思いますし、なかなか、周知もかなりいろいろなところできっちりとこの数か月間かけてやっていただいておりますので、年配の方でもかなり理解はしてはります。あとはシール等々がやはりちょっと難しいのかなとも思いますけれども、これはもうやっていかないとしょうがないかなと思われま

す。あとは、一番危惧していたのがやはりナフサ不足で、これはまたメディア等々がほかの自治体でえらい取り上げるから、これがちょっとまた変に熊取町にも買いためとかというのをなくしていくために、どれだけ年間の確保をしているのかと。先ほどご答弁いただいたように、3か月あったら発注ができる状況があるということを知って安心をいたしました。なので、多少のいろいろな問題点はあるかと思われま

すが、このごみ袋にいただきまして、ご高齢の独り住まいの方はかなり喜んでおられます。20リットルはとて

もじゃないけれども持ち運びもできんし、あんな生ごみためられるわけないやろうというのと言われて、これ10リットル作っていただい

てすごく僕は感謝をしておりますし、やはり30リットルが結構使いやすいんじゃないかという声も、45はでか過ぎるし、20やったら小さいというところで、30の需要ももしかしたら出てくるのかなというようなところで、この新しいごみ袋、価格はちょっと上がりますけれども、この辺は住民の皆様、使いようがよくな

っていいかなというところで、2番に入ります。

令和5年12月議会でも質問をいたしましたが、今後、町内のコンビニ・スーパーマーケットなどと協力した持ち帰り用の町指定ごみ袋の販売の検討はいかがでしょうか。

議長（文野慎治君）巖根住民部長。

住民部長（巖根晃哉君）2点目の町内コンビニ・スーパーマーケットなどと協力した持ち帰り用町指定ごみ袋販売の検討はについてご答弁申し上げます。

令和5年12月議会でミニサイズの指定ごみ袋導入に併せて検討する旨お答えしておりましたが、現在まだ結論を見いだすには至っておりません。

議員から情報が当時ありました千葉市や日野市等確認したところ、当時は実証実験であったが、結果を踏まえて現在本格導入していること、また、ほかにも導入している自治体が増えてきていることも確認してございます。本町としまして、制度として理にかなっているものであることは理解してございます。

しかしながら、指定ごみ袋ばら売りに係る製作費用等の問題もあるんですが、当該制度導入の最大のハードルは、やはり取扱店のご協力であるというふうに考えてございます。1点目の答弁でも触れましたが、このたびの新指定ごみ袋や差額シール等、取扱種類の増による在庫保管等物理的な問題や事務処理の煩雑さといったところから、ご理解、ご協力いただくのに時間がかかったというところが現実でございます。

このような中で、さらにレジ袋選択制もとなると、さらに手間が増えるだけであると、なかなか理解していただけるものとは思えません。現状が落ち着いたタイミングで、町としましてはプラごみ削減に向けたマイバック持参に加えてというような施策であると考えますので、まずは当該制度にご理解いただけるかの説明をし、全取扱店の足並みがそろわなくとも、導入いただける取扱店があるのであれば、近い将来の導入に向けて制度設計してまいりたいというふうに考えてございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（文野慎治君）田中議員。

13番（田中圭介君）ありがとうございます。今、替わる時点で、ごちゃごちゃいろいろあるときに、これ、僕、すぐにせえというわけじゃないんですよ。先ほど部長から答弁いただきましたように、ある一定落ち着いたなというときに、例えば3ページの愛知県の名古屋市の資料を見ていただきますと、透明のごみ袋に「家庭用可燃ごみ袋」と印字をしてあるもの。これは普通にスーパーで売っているもので、持ち帰る途中もごみ袋って分かりにくいような感じかな。ごみ袋なんですけれどもね。こういうようなことをやはり導入していったら、普通の何円かの、ごみ袋じゃないですよ、スーパーとかで用意している袋を買うんやったらこっち買うとか、こっちのほうが強度がもちろんありますし、帰ったらごみ袋として出せるというメリットがあるんで、これは先ほど答弁、ちょっと前向きな、僕、答弁いただいたのかなと思いますので、落ち着いたときで結構なので。泉佐野市も2種類、青と黄色ありますよね。黄色は多分自治会に入っている方がもらう色かなと思われます。ほんで一般販売が青やったような気がします。

なので、別にこの2種類、可燃ごみの袋が僕はあっても全然構わないと思いますので、ぜひともスーパーやコンビニ等々で10リッターぐらいの大きさのものを、今後も住民の方の利便性を考えて作っていただけたらすごくいいまちになるのかなと思いますので、今後ともご検討をよろしく願いをいたしまして、僕の一般質問を終わりたいと思います。

議長（文野慎治君）以上で、田中議員の質問を終了いたします。

次に、長田議員。

3番（長田健太郎君）議長のお許しをいただきましたので、一般質問をさせていただきます。

まず初めに、先日発生いたしました部活動の移動中におけるマイクロバスの事故について触れたいと思います。

この事故では、部活動の遠征に向かう高校生が乗ったマイクロバスが高速道路上でガードレールに衝突し、貴い命が失われ、多くの生徒が負傷するという痛ましい結果となりました。被害に遭われた生徒、保護者の皆様に心よりお悔やみとお見舞いを申し上げます。

報道によりますと、事故前から生徒たちは、トンネルでぶつかってこすっていた、車体にこすった跡があった、運転が荒いと感じていたなど、運転に対する不安を口にしていたとされています。また、運転手自身も、制限速度を超えて走行し、カーブを曲がり切れなかったと供述していると報じられております。これらの事故は、単なる一瞬の不注意ではなく、事故の前段階から複数の危険

兆候が存在していた可能性を示しています。

さらに、当日、引率教員がバスに乗っていなかったことも明らかになっており、学校側の監督体制やリスク管理の在り方について全国的にも大きな議論が起きています。子どもたちの命を預かる移動手段において、運転手の適性、車両の状態、運行計画、そして学校側のチェック体制が十分であったのか。今回の事故はこれらの点を改めて問い直す重大な契機となりました。

私は、観光バス事業を営む立場として、日頃から運行管理や安全対策の重要性を強く認識しております。本町においては、年間を通じて多くの学校行事や部活動の移動が行われています。同じような事故が起こり得るという前提に立って、教育委員会、学校、バス事業者が適切に連携して、危険兆候を見逃さず、子どもたちの安全を守る仕組みを構築することが今まさに求められております。

そこで、この事故を受けまして、熊取町としてどのように現状を把握しており、また、今後の安全確保に向けた取組について質問をさせていただきます。

それでは1点目、学校行事や部活動での移動手段について。

1点目、これまでレンタカーを使用したことはありますか。

議長（文野慎治君）松浪教育次長。

教育次長（松浪敬一君）学校行事や部活動の移動手段についてのご質問に答弁いたします。

まず、1点目のレンタカーの使用の有無でございますが、本町では修学旅行等の学校行事におきまして、児童・生徒の移動手段としてレンタカーを使用したことはございません。

以上でございます。

議長（文野慎治君）長田議員。

3番（長田健太郎君）ありがとうございます。

クラブや部活動の遠征等でもありませんか。

議長（文野慎治君）松浪教育次長。

教育次長（松浪敬一君）クラブ等の遠征事業でもレンタカーを使った実績はございません。

以上です。

議長（文野慎治君）長田議員。

3番（長田健太郎君）それでは2点目、貸切りバスを利用する際について。

手配する際の手順を教えてください。

議長（文野慎治君）松浪教育次長。

教育次長（松浪敬一君）続きまして、2点目の貸切りバスを利用する際の手配の手順についてでございますが、過去に実績があり、一般旅客自動車運送事業の許可を受けた複数のバス会社または旅行会社に見積仕様書を基に見積依頼を実施し、最安値の事業者へ発注をしております。

以上でございます。

議長（文野慎治君）長田議員。

3番（長田健太郎君）ありがとうございます。最安値ということは競争入札という形ですね。

一般的になんですけれども、入札という方法では事業者の方が価格を下げざるを得ない構造というのがあると思います。その結果として安全投資が削られる可能性があるという指摘をされておりますが、そのあたりどのようにお考えですか。

議長（文野慎治君）松浪教育次長。

教育次長（松浪敬一君）今、国のほうで、その事業者につきましては、一般旅客自動車運送事業の認可を取るというのは、これは当然のことなんですけれども、国がガイドラインを示した上で、日本バス協会がセーフティーバスの制度も実施しているというところで、そういう通知があった場合は学校現場にも情報を流して、これを確認した上でバスを発注するというふうなことも学校現場には情報としてお伝えしているところでございます。それにのっとってバスの手配をやっているということでございます。

以上です。

議長（文野慎治君）長田議員。

3 番（長田健太郎君）ありがとうございます。

先ほど入札制度のほうで事業認可を受けたバス会社や旅行会社というお話がありましたけれども、旅行会社に発注する際には、その事業を受けた、認可を受けた輸送の、最終的にどこが運送するかということが不明瞭であると思うんですが、その辺いかがでしょうか。

議長（文野慎治君）松浪教育次長。

教育次長（松浪敬一君）熊取町の場合、修学旅行等を手配する場合は旅行会社に発注をするということになります。その旅行会社がバス事業者を手配して修学旅行へ行くというふうな形になろうかと思うんですが、そこは旅行会社が国のガイドラインに沿ってバス事業者を選定しているというふうに認識をしているところでございます。

議長（文野慎治君）長田議員。

3 番（長田健太郎君）そうすると、町としては旅行会社がどこのバスを運行するか、当日まで認識はできないということですか。

議長（文野慎治君）松浪教育次長。

教育次長（松浪敬一君）旅行会社の事業の責任の下で実施されているというところで、当日確認するというふうな形になろうかと思えます。昨年度の修学旅行の実績を見ますと、ほとんどがセーフティーバスの認定を受けたバス会社を使用しているという実績でございます。そのあたりは確認はできております。

以上でございます。

議長（文野慎治君）長田議員。

3 番（長田健太郎君）ありがとうございます。その辺で入札の際の仕様書に、運行・移動の際にはセーフティーバス、安全性評価認定制度ですね、それを必ず受けた事業者には依頼するという一文、現状も付け加えられているかとは思いますが、これからは徹底していただいて、ちょっとこれ通告外になるんですが、学校以外でバスを使う入札、あると思うんですね。例えば幼稚園。学校に含まれるんですかね、これも。そういったときに役場のほうで募集して、何かしらの会員様を輸送するバスを発注する際に、これも多分競争入札になると思うんですが、そのときに町が発注する事業者というのは、町のほうに入札審査ですね、資格登録を当然します。そのしたというのは、事業としては役務の中の運搬請負の旅客運送、これに当たるとは思うんですが、多分その旅客運送という事業者から指名されていると思います。その旅客運送の中に旅行会社がもし含まれていれば、ちょっとまた話がかわってくるかなと思うんですが、その辺、確認って取っていただくことができますか。難しいですか。

議長（文野慎治君）道端総務部理事。

総務部理事（道端秀明君）ちょっと予定してございませんでしたのであれなんですけれども、基本的には入札参加資格申請で登録があった者の中から選定していくという形になります。

それで、ご質問の旅行会社が入っておられたようなケースであるとか、そういった部分については、申し訳ございませんけれども、その割合がちょっとあまり確認が取れていないんですが、基本的には旅行会社だから選ばないとか、バス会社だから選ぶとか、そういうようなところの部分というのはその都度その都度判断していくべきものであって、一概に旅行会社だから外すとかというふうなところはあまりないのかなと、そのように認識してございます。

以上です。

議長（文野慎治君）長田議員。

3 番（長田健太郎君）通告外で申し訳ございませんでした。ありがとうございます。

その選定される場合、今度、旅客運送という項目がありますので、そちらのほうの登録をする際にはそういった安全評価認定制度を必ず取得しているか、していないか。そもそも安全評価認定制度というのは、バス協会に加盟していないともらえないんですね。そうすると、加盟していないバ

ス会社を何で評価するかといったら、もうないんですね。ですけれども、現状では旅客運送の事業に入札資格審査は出せると思うんです。そうすると、町のほうではどうしても、判断基準がなくなってきますので、これからはその申請に、資格申請を出される際の仕様書にも、せっかく国が定めた安全ですよというお墨つきになりますので、安全評価認定制度というのを必ず取得しているかどうかというのを条件に加えていただけたらと思いますので、よろしくお願いいたします。

それでは、次の質問ですけれども、先ほどとちょっと重複するかも分かりませんが、最終的にバス会社、運行会社が決定しました。その会社の安全性についてはどのように確認されておられますか。

議長（文野慎治君）松浪教育次長。

教育次長（松浪敬一君）これ、2点目の質問ということでよろしいですか。2点目の②貸切りバスを利用する際の運行するバス会社の安全性の確認についてですが、一般旅客自動車運送事業の許可を受けているということで確認をしております。

以上でございます。

議長（文野慎治君）長田議員。

3番（長田健太郎君）ありがとうございます。これもですけれども、入札の際に、今、制度というのがちょっとややこしくて、星の数によって安全性が変わってくるんですね。これまで、去年までは星3つが最高だったんですけれども、今は星5つになっちゃいましてね。5つ取得している会社はないんですけれども、それを必ず取得しているかどうか。その先にもう一つ、当日どういう形で運行するかという運行計画という運送引受書というのが必ず事業者からは発行されますので、それなんかを確認していただいて、町としても再確認ができるような状況をつくっていただけたらと思いますので、よろしくお願いいたします。

3点目、万が一、重大事故が発生した場合、現状の選定方法で十分に説明責任が果たせますか。

議長（文野慎治君）松浪教育次長。

教育次長（松浪敬一君）2点目の3番、貸切りバス会社の選定方法による重大事故が発生した場合の説明責任についてですが、一般旅客自動車運送事業の許可を受けている業者を選定していることから説明責任は果たせると考えていますが、今後の業者選定に際しましては、貸切バス事業者安定性評価認定制度の認定の有無に加え、バス会社がバス運転手の当日の体調確認を行うことを義務づけること等を仕様書に定めることとして、さらなる安全確保を図っていくこととしたいと考えます。

以上、ご答弁とさせていただきます。

議長（文野慎治君）長田議員。

3番（長田健太郎君）ありがとうございます。事業者としては手間がかかるというか、手間が増えるといいですか、ですけれども、現状、法令できっちり営業ナンバーを取得しているバス会社の点呼というのに関しましては、血圧、体温、体調、これを毎回必ずチェックしております。私も毎朝チェックされます。こういうことがあって、会社としても、じゃ、行ってらっしゃいと言えるわけで、そういったことを利用者にも、せっかくやっているんだからたまには確認していただいて、状況を、やっていることをどんどん私としてもアピールできたらなと考えておりますので、本当に熊取町の教育委員会としても、安全確保については真摯に取り組まれていることが分かりました。

しかし、先日の痛ましい事故が示しましたように、子どもたちの命を守るためにはこれまでの仕組みを維持するだけでは不十分でありまして、危険の芽を事前に摘み取るための不断の見直しと改善が求められます。子どもたちは自らの意思で移動手段を選ぶことができません。だからこそ私たち大人が、行政が、学校が、そして事業者が、安全を最優先にする文化をつくり上げていく必要があります。今後も、子どもたちの安心と安全を守るため、引き続き議会の立場と観光バス事業者の立場から提案と検証を続けてまいりますので、よろしくお願いいたします。

続いて、2番目の質問にまいります。

民泊についてです。

近年、全国的に民泊をめぐるトラブルが相次いでおります。大阪府内においても、大阪市を中心に、騒音、ごみ問題、無届け営業、管理者不在によるトラブル、さらには防火、避難体制の不備など、地域の生活環境や安全に深刻な影響を及ぼす事例が報告されています。

本来、民泊は、地域の活性化や観光振興に寄与する可能性を持つ一方で、適切な管理が行われなければ住民の安心を損ない、地域コミュニティを壊しかねない側面もあります。本町においても、民泊の件数は多くはないものの、今後、インバウンドの増加や関西空港の利用増加に伴い、町内での民泊需要が高まる可能性があります。そうした中で、無届け営業や管理不備によるトラブルが発生すれば、住民の生活環境だけではなく、町の安全・安心にも大きな影響を及ぼします。

民泊の届出窓口は大阪府であり、町が直接許可を出す立場でないことは承知しております。しかし、住民の生活環境を守り、地域の安全を確保することは自治体としての重要な責務であります。無届け民泊の疑いがある場合の府への通報、消防との連携、住民からの相談体制の整備、さらには町内の民泊事業者へのルール周知など、町として取り組めることは決して少なくはありません。

そこで、どのように実態把握、苦情対応、安全確保に取り組んでいくのかについて質問をさせていただきます。

1点目です。民泊・ゲストハウス、それぞれ何件ありますでしょうか。

議長（文野慎治君）奥村住民部理事。

住民部理事（奥村光男君）それでは2点目、民泊について答弁申し上げます。

まず、1点目、民泊・ゲストハウスの件数についてですが、民泊・ゲストハウスにつきましては、旅館業法による簡易宿所営業施設、国家戦略特別区域法における特区民泊、住宅宿泊事業法における新法民泊の3種類がございます。簡易宿所営業施設につきましては、大阪府知事、泉佐野保健所の営業許可、特区民泊につきましては、大阪府健康医療部生活衛生室環境衛生課がする認定、また、新法民泊についても大阪府の同様の担当課への届出というのが必要となっておりまして、

このうち、本町には令和8年4月30日時点で、新法民泊で届けられた件数が3件ございます。簡易宿所営業施設や特区民泊に分類されるものの件数は、町内においてはゼロ件でございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（文野慎治君）長田議員。

3番（長田健太郎君）ありがとうございます。3件あるんですね。

2点目の質問なんですけれども、民泊をめぐるトラブルというのは、過去に本町でありましたか。

議長（文野慎治君）奥村住民部理事。

住民部理事（奥村光男君）次に、2点目、民泊をめぐるトラブルについてでございますが、民泊に起因するトラブルにつきましては、関係部署を含め直接の問合せ等もなく、該当するようなものは確認してございません。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（文野慎治君）長田議員。

3番（長田健太郎君）ありがとうございます。

大阪市内のほうでは、毎年、何百件という無許可民泊というのが摘発されているんですけれども、無許可ですので把握はできないとは思いますが、熊取町で通報か何かで、ここ無許可の民泊やでと摘発されたことってあるんですか。

議長（文野慎治君）奥村住民部理事。

住民部理事（奥村光男君）すみません、私の記憶の範囲にはなるんですけれども、例えば住民のほうから、あそこ無許可じゃないかとかというような情報をいただいたというような記憶はございません。もしそういったところがあれば、当然、先ほどの窓口である大阪府のほうと連携して対応していくことになるんだろうというふうに考えてございます。

以上です。

議長（文野慎治君）長田議員。

3 番（長田健太郎君）ありがとうございます。

先ほどご丁寧にご説明いただきました民泊については、泉佐野保健所も関係なく大阪府になっちゃうということで、その辺、大阪府が許可を出しました。出して営業している。そのことは町として何か把握する手段、連絡か何かがあるんですか。

議長（文野慎治君）奥村住民部理事。

住民部理事（奥村光男君）基本的には個別の連絡というのは町のほうには来てございません。届出とかを受理しますと、大阪府のほうでホームページ等で公表をしますので、それを町のほうで確認しに行くというような形で把握しているところでございます。

以上です。

議長（文野慎治君）長田議員。

3 番（長田健太郎君）こちらから調べに行かないといけないんですね。不親切ですよ。これ、ですけども、町のほうで把握していなければ、例えば、まちの中で許可を得た民泊が、その中で、例えばですけども、外人さんたちが大人数で宿泊されてワーワー騒いでいる。隣の方が、隣の家からすごいうるさい音が聞こえて迷惑なんですよという苦情の電話が、本町の担当課は住民になるんですかね。そこに電話が来たとき、そこで状況、全然分からない状況ですよ。そういったところに民泊があるという情報を得ていれば、何かしらの対応が事前にとれたいと思うんですけども、そういうのは全く予想すらつかないようなクレームの電話が入るような状況ですか、今は。

議長（文野慎治君）奥村住民部理事。

住民部理事（奥村光男君）そういった情報をもしいただければ、基本的には住所までの公表というのは府のほうでされてございますので、その場所を特定して、そこがもし、いわゆる民泊の届出が出ているところであれば、やはりまずはどういう形で届出を受理しているのかというのは大阪府に確認することとなりますので、府と連携して対応していくと、そういった形になるかというふうに想定してございます。

以上です。

議長（文野慎治君）長田議員。

3 番（長田健太郎君）やはり営業を、宿泊するんですから消防のほうに適合通知とかも必要になると思うんですけど、そういった手続で把握とかはできないですか。

議長（文野慎治君）奥村住民部理事。

住民部理事（奥村光男君）すみません、消防のほうのそういったところの情報の共有というのもございませんので、今は大阪府の公表されているホームページのほうで確認しているといったような状況でございます。

以上です。

議長（文野慎治君）長田議員。

3 番（長田健太郎君）分かりました。

先ほどの民泊3件、これ、当然、今はもう場所のほうも把握されているんですよ。これまで先ほどの質問の民泊をめぐるトラブルありませんでしたかということで、今はないということなんですけれども、これから私、ちょっと心配するのは、今度つばさが丘のほうにも、静かなところにごく広大な土地の、ちょっと見ましたら屋外にジャグジーがあったりとか、バーベキューテラスがあったりということで、どうしてもやはりバケーションですから、そういうところで騒いでもあったりとかいうことが予想されるんですけども、そういったことを事前に防ぐために何かしら、例えば本町で営業する民泊に対するガイドラインだとか、そういうことを今後作成していかないといけないんじゃないかなと考えるんですが、その辺いかがでしょうか。

議長（文野慎治君）奥村住民部理事。

住民部理事（奥村光男君）それでは3点目、営業中の事業者への地域の生活環境を守る為の周知・指導についてでございます。

現在、町内には新法民泊による施設が3件ございますが、当該新法民泊は年間宿泊数が180日以内の制限があるものの、大阪府への届出手続で民泊ができるものでございます。その根拠法である住宅宿泊事業法に関しましては、大阪府でガイドラインのほうを作成しておりまして、事業の実施に当たりましては、事業者に対して事前に周辺住民に説明を行うとともに、宿泊者に対しましては事業者が騒音の防止やごみの処理、火災の防止などのために配慮すべき事項を事前に説明するよう指導してございます。さらに、宿泊者には周辺住民とのトラブルの未然防止、事業者には適切かつ迅速な苦情処理体制について指導を行うなど、周辺住民や地域に対しましては細心の対応を行うよう指導がなされているところでございます。

以上、ご理解賜りますようお願い申し上げ、答弁いたします。

議長（文野慎治君）長田議員。

3番（長田健太郎君）ありがとうございます。本町ではこれから増える可能性が本当にあります。お隣の泉佐野市なんですけれども、本当にもう小さい民家を改修した民泊というのが何百件というぐらいいあるんですね。お話を聞きますと、やはり一番大きな問題が深夜の、夜間の騒音トラブルというのが、本当に住宅地で密集しているものですから頻繁に連絡が入るそうです。そうならないためにも、本町も府のガイドラインとともに、本町独自の何かそういうガイドラインを作成して、その建物に、本町はこういうルールがありますよということで置かせてもらうだけでもいいと思いますのでね。

そういうことが予想されますので、本当に今、大阪市内で起こっている民泊トラブルというのが、もう近い将来、決して他人事ではありませんので、こうした事例を教訓としまして、本町が同じ道をたどらないように、今の段階から実態把握、そして苦情処理、府との連携、そして事業者への適切な周知を進めていっていただきますよう、町として準備ができていますと胸を張れるよう早期の体制整備を強くお願いいたしますので、よろしくお願いいたします。

では3点目、質問いきます。

学校プールの在り方について、再度、取上げさせていただきます。

令和5年9月議会、翌年の令和6年9月議会において、児童数の減少、維持管理費の増加、教員負担の増大といった課題を指摘し、学校プールの将来像について検討を進める必要性を申し上げました。このたびのアクションプログラムの見直しにおいて、学校プールの在り方について検討すると明記され、町としても課題認識を共有していただいたものと受け止めております。

学校現場を取り巻く状況は、以前よりさらに厳しさを増しています。プールの老朽化は進み、薬剤費、水道光熱費は上昇し、教員の働き方改革が求められる中で、監視や水質管理といった負担は依然として大きいままです。今年2月には、持続可能な水泳授業の実施に向けた参考資料がスポーツ庁から通知されました。資料の抜粋と、併せて社会体育施設を複合化・集約化する場合の補助率の引上げについてという書面を提出させていただいておりますので、改めてご覧いただければ幸いです。

こうした環境変化の中で、熊取町としても教育の質と安全性、そして財政の持続可能性の観点から丁寧に比較検討していく必要があります。アクションプログラムの取組内容に記された今、改めて学校プールの在り方について、現状の把握と今後の方針について質問をさせていただきます。

1点目です。

この取組につきまして、現時点での進捗をお聞かせください。

議長（文野慎治君）松浪教育次長。

教育次長（松浪敬一君）それでは、ご質問の学校プールの在り方についての1点目、検討の進捗状況についてご答弁させていただきます。

これまでの学校プールの件につきましてご質問をいただき、答弁してきましたとおり、学校プールにおきましては毎年度相当の維持管理経費がかかることから、学校施設の長寿命化計画を基本としながらも、学校施設全般の在り方の議論の中で複合的に検討していくものとしておりました。

昨年度中には、学校水泳の実施状況を各校から聞き取りし、予定されていた回数、気象状況や高温指数に基づく中止状況などを確認するとともに、他市町の学校水泳の実施状況を確認するなど、今後の検討のための基礎資料をまとめてきたところでございます。

また、次の質問にも関わりますが、東小学校の学校水泳をひまわりドームにて実施することについて、生涯学習推進課と協議し、新たな指定管理者選定の仕様書に盛り込み、同指定管理者が指定されたものであり、令和9年度からの東小学校の学校水泳の実施に関して協議を開始したところでございます。これらの状況を受け、今後の本町の学校プールの在り方を詳細に検討してまいりたいと考えております。

以上、答弁といたします。

議長（文野慎治君）長田議員。

3番（長田健太郎君）ありがとうございます。

近隣市町村の調査もしていただいたということですが、具体的にどこどこというのを教えていただける部分がありましたら教えてください。

議長（文野慎治君）松浪教育次長。

教育次長（松浪敬一君）岸和田市以南の状況で申し上げますと、自校の中のプールで実施している団体が2団体、岸和田市と泉佐野市ということでございました。泉佐野市は全ての学校でプールをやっております、岸和田市は小学校全体のうち1校、中学校全体のうち1校が自校プールというふうなことでございました。あと、貝塚市、泉南市、阪南市、田尻町、岬町は学校のプールということではなくて、民間のプール、あるいは町営のプールであったりとか、そういうプールを利用しているというところでございます。

以上です。

議長（文野慎治君）長田議員。

3番（長田健太郎君）ありがとうございます。

添付のほうの資料にもつけたんですけども、いろんなパターンがありまして、町営プールを利用される方法、それから学校のプールの集約化ですね、2校を1つのプールで授業する。あとまた全く民間のスイミングスクールのプールを利用する等々あるんですが、その調査された近隣市町村がどういう方法を取られているかというところまでの調査はされていますか。

議長（文野慎治君）松浪教育次長。

教育次長（松浪敬一君）ちょっと市町の名前まではあれなんですけれども、中には民間のプールを利用している団体が2団体ございます。あと市営プールであったりとか町営プール、あと市町村立の施設を利用しているというところでございました。

以上です。

議長（文野慎治君）長田議員。

3番（長田健太郎君）様々な手段があるということで、例えば熊取町には、この一番パターンが適切ではないかというか、うちに適したやり方ではないかといったようなことを比較検討されたことはありますか。

議長（文野慎治君）松浪教育次長。

教育次長（松浪敬一君）熊取町の場合は、これまでずっと8校の自校のプールで運営してきたというところでございまして、今回初めて東小学校が、ひまわりドームですけども、社会教育施設で実施するということになりますので、一定そこをやったことの中でどうであったか、今後につなげていけるものであるのかどうかというところは、しっかり検証していきたいというふう考えているところでございます。

以上です。

議長（文野慎治君）長田議員。

3番（長田健太郎君）ありがとうございます。検証されるのであれば、ぜひとも、東が今回ひまわりド

ームということですから、1つのプールに集約化ということで、熊中と中央のプールを1つにするとか、あと全く民間を利用するというパターンで、一番海側にある西小学校と、例えばですけども泉佐野市のいこらも〜るですかね、尾崎スイミングスクールというのがありますので、あちらのほうに打診して一度そういったところを利用する、検証するとか、せっかく選択肢がいろいろありますので、いろいろ計画を一気にやるのはすごい大変だとは思いますが、今後に向けてそういった比較検討、うちの熊取町にとって何が一番ベストなのかというのを比較していただけたらと思いますので、またよろしく願いいたします。

このことについては、過去にも私、申し上げましたけれども、過去の資料に枚方市の水泳授業の検証結果というのも提出させていただいておりまして、非常に子どもたちからも評判がよく、先生方からも教員の負担の軽減につながったという回答が載せられておりますので、またそちらのほうも目を通していただけたらと思います。

じゃ、2点目、ちょっと先ほども触れられましたけれども、東小学校での実証実験について、ご答弁をお願いします。

議長（文野慎治君）松浪教育次長。

教育次長（松浪敬一君）2点目の東小学校での実証実験についてご答弁申し上げます。

先ほどの答弁でも触れましたとおり、令和9年度から東小学校の学校水泳を受け入れていただくべく、新指定管理者との協議を開始したところでございまして、どの時期にどれぐらいの回数の受入れが可能かも含めて、今後詳細を詰めてまいりたいと考えております。

以上、ご答弁とさせていただきます。

議長（文野慎治君）長田議員。

3番（長田健太郎君）ありがとうございます。やはりプールの授業というのは夏というイメージをどうしても持ちがちですが、屋内プールですので1年間を通して計画的にしっかりと水泳授業がこなせますので、どうしても一般の方は寒い時期、プールに行くのをちょっと毛嫌いする方もいらっしゃるんですけども、うちとしても先ほどお話ししました授業のほうで、隣の貝塚市の全ての学校のプール授業の送迎のバスを担当させていただいておりますけれども、冬場の授業なんかでも、結構、どうしても子どもでするので頭ぬれたまんまバスに乗ってきて風邪を引くとかいう、そういったこともお話は聞くんですけども、スイミングも専門家ですから、そうならないように施設を改修して、ドライヤーの数を増やしたりとか、必ず髪を乾かしてからバスに移動しなさいねとかいう声かけをしていただいて、冬でも皆さん楽しく水泳授業を受けていただいております。また、そうなった場合には、受験生に関しては、ちょっと冬場、風邪を引いたら大変なんで、そういったことを控えましょうとかいう配慮も貝塚市のほうではされているようです。

貝塚市も6年目になるんですかね、今。本当に評判はいいです。先生方からも、引率の方がバスに1人、2人、校長先生と、3名が約80名から90名の方を引率して、指導はインストラクターですから、本当に教員の方々の負担軽減にはなっていると思います。

学校のプール授業というのも、私ちょっと見たことがないんですけども、そういうスクールですから、皆さんに同じことをするのではなく、その個人個人に応じた指導というのができるんですね。水を怖がる低学年の子がいれば、スイミングスクールに行って泳げるよという子どももいる。では水に慣れる教室がこちらにあって、泳力が多少ついている子どもはその泳力をさらに伸ばす授業がこちらでできるとかいう選択肢がどんどん広がりますので、ぜひとも東小学校の実証実験、期待しておりますので、よろしく願いいたします。

では、3点目の質問になります。

夏場のプール授業、本当に近年の温暖化の影響で、プールサイドに座れないとか、歩くだけで足の裏をやけどしたという報告がニュースなんかでも報道なんかでもありましたけれども、本当に屋外プールを、授業、もちろん一般開放でも夏場にするということ、これも屋外プールはもう限界ではないかを感じるんですが、ご答弁よろしく願いいたします。

議長（文野慎治君）松浪教育次長。

教育次長（松浪敬一君）3点目の夏場のプール授業についてご答弁申し上げます。

1点目の答弁で触れましたとおり、学校水泳は気象状況に大きく左右されるものでございますが、基本的には例年どおりの学校水泳を実施する方向で各校とも予定しております。今年度の授業の結果も検証する中で、今後の方向づけの議論を進めてまいりたいと考えてございます。

以上、ご答弁とさせていただきます。

議長（文野慎治君）長田議員。

3番（長田健太郎君）ありがとうございます。

今年の水泳授業はもう始まっているんですか。

議長（文野慎治君）松浪教育次長。

教育次長（松浪敬一君）もうすぐ開始される予定になっております。

議長（文野慎治君）長田議員。

3番（長田健太郎君）もう日本は今、夏と冬しかないような状況で、暑いからちょっと前倒ししようかといいいましても、その段階ではまだ寒かったりしますので、本当に気候がいい時期がありませんので、また今年終わりましたら、中止になった回数だとか、最悪、陸上で授業を行うとかも可能と聞いておりますので、そういった回数なんかもまた終了後にお聞かせいただけたらと思いますので、よろしくお願いいたします。

では、最後の質問です。冒頭に申しましたけれども、今回、アクションプログラムの取組内容に記されたことで検討が始まったと理解しますけれども、令和9年度までには一定の結論は出されますか。

議長（文野慎治君）松浪教育次長。

教育次長（松浪敬一君）令和9年度までに一定の結論が出されるのかとのご質問にお答えをします。

本町では、全小・中学校に学校プールを設置し、授業で活用していることが、現在もPRポイントの一つとなっております。一方で、近年の気象状況や本町の財政状況などを踏まえた中で、今後の学校でのプール授業の在り方をどのようにしていくかを決定する時期に来ているものと考えます。

このため、夏場での学校プールの授業実施の状況や、先ほどご説明させていただいた令和9年度に実施する東小学校におけるひまわりドームのプールを活用しての授業の状況などの検証を行った上で、その裏づけとなる財政的な検証もしっかり行う必要があるものと考えております。

また、施設的な面では、プール施設を含め、学校施設全体をどのように維持管理、あるいは整備していくかの検討も必要となります。いずれにいたしましても、できるだけ早期に結論を出すべく、これらの検討を進めてまいりたいと考えておりますので、ご理解賜りますようお願い申し上げ、ご答弁とさせていただきます。

議長（文野慎治君）長田議員。

3番（長田健太郎君）ありがとうございます。

学校を取り巻く環境というのは本当に大きく変化しております。今ご答弁でありましたように、本町のように学校ごとにプールを持つということがアピールポイントになる時代もあったかとは思いますが、しかし、そのことが今の時代に本当に適しているのか、この問いに向き合うことがまさに今、求められていると思います。ただし、プールの在り方を考える際に、私たちが決して忘れてはならない視点があります。それは、水泳教育は、子どもが自分の命を守るための生きる力を身につける教育であるということです。

毎年、全国で水難事故が起きています。海や川だけでなく、用水路やため池など身近な場所でも事故は起こり得ます。町長のご挨拶にもありましたけれども、本当に予想もしない自然災害というのがいつ身近で起こるか分からないような時代です。そのときに子どもたちが、浮いて待つ、呼吸を確保する、慌てず助けを呼ぶといった基本的な技能を身につけているかどうかで生死が分かれることがあります。泳ぎを覚えるということは、まさに命を守る力そのものです。だからこそ、熊取

町としても、子どもたちに安全で質の高い水泳教育を提供し続ける責任があると思いますので、前向きな方向性を示していただくことを要望いたします。

以上で、私からの一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

議長（文野慎治君）以上で、長田議員の質問を終了いたします。

一般質問の途中ですが、ただいまより3時30分まで休憩いたします。

（「15時08分」から「15時30分」まで休憩）

議長（文野慎治君）休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、二見議員。

10番（二見裕子君）それでは、議長のお許しをいただきましたので、一般質問させていただきます。

今回、大きな質問3項目させていただきます。

まずは、1点目、ふれあい公園について。

先ほど田中圭介議員のほうからもお聞きになられておりましたが、私のほうでももう一度聞かせていただきます。

多くの児童や地域住民に親しまれてきたこのふれあい公園が、事前の周知がないまま2026年6月に閉鎖されることを受け、住民の有志の方々から署名約1,000筆と要望書が出ておりますので、このことを受けて質問させていただきます。

まず、1点目、ふれあい公園が閉鎖されることとなった経緯をお聞かせください。

議長（文野慎治君）山原都市整備部長。

都市整備部長（山原栄次君）それでは、ご質問のふれあい公園についての1点目、ふれあい公園が閉鎖されることになった経緯について答弁申し上げます。

先ほどの田中議員のご質問での答弁と同じになりますが、五門ふれあい公園につきましては、令和7年7月に土地所有者より、「高齢となってきているため、土地を売却したい、これまで公園として使用してきたので、町で購入してもらえるか、購入してもらえないのであれば、民間に売却したい」との申出がございました。

本公園につきましては、近隣住民はもちろん学童保育所の児童も多く利用しており、また、野田区の盆踊り、五門区の祭礼時駐車場並びに農業祭や農協のイベント時駐車場など、地元地区や行政も多く利用している公園であることから、今後の対応につきまして町内部で協議を進めてまいりました。

誘致圏の考え方より、本公園の誘致圏が他の既存公園の誘致圏と重複しており、本公園がなくても誘致圏に空白が生じないよう、公園が配置されていることを確認してございます。また、本公園が廃止となった場合でも、学童保育所の遊び場は中央小学校に集約し、使用することで代替となり得るとの回答をいただいていることに加え、現在の財政状況を勘案した結果、公園を廃止し、土地を売却することと結論づけたものでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（文野慎治君）二見議員。

10番（二見裕子君）ちょっと教えてほしいんですけど、この誘致圏の利用者の範囲というのは、どれぐらいの範囲というふうになっているんですか。

議長（文野慎治君）山原都市整備部長。

都市整備部長（山原栄次君）公園を中心に半径250メートルを誘致圏というふうに設定してございます。

以上です。

議長（文野慎治君）二見議員。

10番（二見裕子君）分かりました。ありがとうございます。

では、2点目にいきます。五門区、野田区、学童保育等に町からの説明はいつしたのか、また、

意見は聞いたのか、お答え願います。

議長（文野慎治君）山原都市整備部長。

都市整備部長（山原栄次君）次に、2点目、五門区、野田区、学童保育所等に町からの説明はいつしたのか、また、意見は聞いたのかについて答弁申し上げます。

令和7年10月頃に学童保育所、五門区並びに野田区に説明を行っております。

学童保育所につきましては、一部中央小学校でも保育を行っていることから、今後は、遊び場を中央小学校に集約し、使用することで代替となり得ると回答をいただいております。

五門区からは、公園廃止については致し方ないが、代替公園を設置してほしいとの要望がございました。ただ、誘致圏の考え方より、現状で誘致圏に空白が生じないよう公園が配置されていることに加え、現在の財政状況を勘案すると新たな公園整備は難しい旨、説明させていただき一定ご理解をいただいております。

野田区からは、公園廃止については致し方ないが、盆踊りの場所を紹介してほしいとの意見があり、現在、野田区と教育委員会とで協議をいただいているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（文野慎治君）二見議員。

10番（二見裕子君）分かりました。五門区のほうからは公園の、ちょっと今、4番にもありますけれど、代替というところの要望というのはあったんですか。

議長（文野慎治君）山原都市整備部長。

都市整備部長（山原栄次君）区長と協議させていただいたときに、廃止については、所有者の方の意向もあるということで致し方ないなという表現はいただいております。ただ、代替の公園造ってくれへんかということは、要望として承っております。ただ、考え方として、誘致圏が、ほかの公園で一応誘致圏としては賄えていること、財政的な状況も勘案させていただいて、やっぱり新しい公園の設置というのは難しいんですということは区長様にはご説明させていただいて、一定ご理解いただいたというふうに認識しております。

以上です。

議長（文野慎治君）二見議員。

10番（二見裕子君）その際、歴史公園も今後、今は閉鎖になっていきますけれど、使えるというところに関しての、先ほど圭介議員のほうからもありましたけれど、この遊具の設置というところの要望というのは、五門区のほうからは何かあったんでしょうか。

議長（文野慎治君）山原都市整備部長。

都市整備部長（山原栄次君）遊具の設置等のご要望というのはございません。新しい公園を造ってほしいというご要望はございました。

以上です。

議長（文野慎治君）二見議員。

10番（二見裕子君）分かりました。

先ほど圭介議員のほうからもありましたけれど、歴史公園が今、使えない状況の中で、このふれあい公園が閉鎖され、今、中央小学校開放ということも考えてはいただいておりますが、遊具等がなくなるということを踏まえた場合、歴史公園、今、遊具等もありませんので、そのあたりの設置というのは大阪府と協議するということでもありますけれども、そのあたり前向きにしっかりと進めていく方向で、町としては持ってきてくださっているんですか。

議長（文野慎治君）山原都市整備部長。

都市整備部長（山原栄次君）当然、最終判断は大阪府になろうかと思っておりますけれども、先ほどの答弁もさせていただいたとおり、ご意見はしっかりと大阪府に伝えて協議してまいりたいというふうに考えております。

以上です。

議長（文野慎治君）二見議員。

10番（二見裕子君）分かりました。その際、先ほども圭介議員のほうから要望ありましたけれども、インクルーシブ遊具というところで、歴史公園って本当にちょうど真ん中に、どこからも来やすい場所でもありますので、しっかりとインクルーシブ遊具の設置ということも踏まえた上で、大阪府のほうに要望もしていただきたいなというふうに思っておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、3点目にいきます。

近隣住民に閉鎖の周知はどのように、いつしたのか、ご答弁お願いいたします。

議長（文野慎治君）山原都市整備部長。

都市整備部長（山原栄次君）次に、3点目、近隣住民に閉鎖の周知はどのように、いつしたのかについて答弁申し上げます。

近隣住民の皆様への周知につきましては、今年度5月に、本年6月から閉鎖する旨の看板を公園の入り口やフェンスに設置してございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（文野慎治君）二見議員。

10番（二見裕子君）分かりました。看板、大きさはどんな感じですか。

議長（文野慎治君）山原都市整備部長。

都市整備部長（山原栄次君）A3サイズになろうかと思えますけれども、何枚か設置するようにということで指示させていただいてございます。

議長（文野慎治君）二見議員。

10番（二見裕子君）分かりました。

決定から5月に設置したということですが、もう町として購入することはしないと決まったのが3月ぐらいですか。

議長（文野慎治君）山原都市整備部長。

都市整備部長（山原栄次君）購入しないというふうに意思決定したのは、昨年の予算の要求前にさせていただいておりますので、11月頃だったというふうに認識してございます。

以上です。

議長（文野慎治君）二見議員。

10番（二見裕子君）ということは、公園が閉鎖されるということも、その時点では分かっていたということになるんですか。

議長（文野慎治君）山原都市整備部長。

都市整備部長（山原栄次君）その時点では、閉鎖に向けて進めるというのは分かっていたというか、我々の意識としては持ってございました。

以上です。

議長（文野慎治君）二見議員。

10番（二見裕子君）分かりました。

要望書が出ておりますが、やっぱり何も知らされてなかったという、周知が遅いというところも踏まえた場合、もうこの公園は使えなくなりますよという的な、いつになるというのがないとしても、そういう周知というのはあってもよかったのかなと思うんですけど、そのあたりいかがですか。

議長（文野慎治君）山原都市整備部長。

都市整備部長（山原栄次君）その辺につきましては、ちょっと私も反省はしてございます。ただ、実際意思決定はしましたが、最終的にやはり予算が成立してということで初めて決定かなというふうに、ちょっとそういう認識でおったものですから、一旦前年度の予算成立をもって閉鎖に向けて作業のほうを進めていく、もう今、業者のほうも決まっておりますが、お返しするに当たっての撤去工事というのを、まず一番に準備していたものですから、その契約の手續にちょうど入ったのが5

月ぐらいということで、それと並行してというか、先行してやればよかったというふうに今、反省してございますが、ちょっとそちらの事務を先行してしまったということで、それと契約事務に入ったタイミングで皆様には周知させていただいたということで、よろしくお願いします。

議長（文野慎治君）二見議員。

10番（二見裕子君）先ほど公園の代替地は検討したのかというところもお聞きしましたが、4番のところで聞かせていただいていますので、お願いします。

議長（文野慎治君）山原都市整備部長。

都市整備部長（山原栄次君）次に、4点目、公園の代替地は検討したのかについて答弁申し上げます。

代替地としての公園の新設は、誘致圏の考え方より、現状で誘致圏に空白が生じないよう公園が配置されていることに加え、現在の財政状況を勘案した結果、難しいと判断してございます。

近隣には、野田1号公園、野田2号公園をはじめ、同等規模の公園としまして山の手台1号公園、中央公園並びに大原公園がございまして、そちらをご利用いただきたいというふうに考えてございます。

以上、ご理解賜りますようお願い申し上げまして、答弁とさせていただきます。

議長（文野慎治君）二見議員。

10番（二見裕子君）代替というところはなかなか難しかったのかなと思うんですけれども、借地であるがゆえに土地の所有者から返してくださいとなったら、もうそこは致し方がないのかなというふうに思うんですけれども、公園がなくなるというところで、やっぱり子どもの居場所という、今まで集っていた慣れ親しんだ公園がなくなるというのを考えたときに、本当にそこらの、先ほど言いましたけれども、周知の仕方というのは一定あったのかなというふうに思っております。行政として進める事務が先行されたということではありますけれども、そのあたり、もう少し早くに住民のほうには周知いただければよかったのかなというふうに思っております。

それでは、5点目いきます。

中央小学校の校庭の開放についてお聞かせ願えますか。

議長（文野慎治君）三原教育委員会事務局理事。

教育委員会事務局理事（三原 順君）それでは、ご質問のふれあい公園についての5点目、中央小学校の校庭開放はどうかについてご答弁申し上げます。

五門ふれあい広場閉鎖に伴う代替案につきましては、田中議員のご質問でもお答えいたしました。が、これまでの五門ふれあい公園の利用実態であったり、一定の広さを持つ歴史公園が工事中により現在利用できない状況であることを踏まえ、中央小校区内のこどもの居場所づくりとして中央小学校の校庭開放ができるかどうか検討を重ねた結果、一定の条件の下に中央小学校を開放することとし、その具体的な運用について検討しているところでございます。

開放実施に当たって留意すべき点といたしましては、常時開放を前提とする公園機能をそのまま学校の校庭に移して実施することは、学校施設としての性質上難しいという点でございます。

具体的に申し上げますと、ごみのポイ捨てやいたずらへの対応、あるいは不審者侵入や様々な対人トラブルへの対応に際して、公園であれば、その責任は基本的には当事者が負うことになりますが、これが学校内で起こった場合には学校運営に大きな支障が生じるとともに、施設管理者である町や教育委員会、学校が、その生じたトラブルの責任を免れないことになります。

したがって、こうした学校施設管理上のリスクをできるだけ軽減できるような開放の仕方、例えば安全管理員の常駐配置であったり、利用者を不特定多数ではなく中央小校区内の児童と同伴者に限定をしたり、開放時間中の遊び方についても、学校の休み時間における遊び方に準じたものにするといったことを取り決めていく必要があるかと存じます。

また、利用時間につきましては、これまで学校が行ってきた放課後の学校運動場の開放の状況のほか、学童やスポーツ団体の運動場の利用状況等を総合的に勘案しながら、現在、関係者と協議、調整を進めているところでございますが、基本的には、平日は放課後から17時もしくは18時まで、

季節に応じて設定してまいりたいと思っております。また、土日、祝日、春休み、冬休みにつきましては、14時から終わりは17時ないし18時までを想定してございます。夏休みにつきましては暑さリスクを回避するため、開放をお休みする方向で検討中でございます。

いずれにいたしましても校庭開放の実施に向けて、その具体的な運用を現在、関係者と協議、調整しているところであり、早急に実施内容を取りまとめ、校区内の児童やご家庭の皆様に丁寧に周知してまいりたいと考えておりますので、ご理解賜りますようお願い申し上げ、答弁とさせていただきます。

議長（文野慎治君）二見議員。

10番（二見裕子君）分かりました。今、検討中というところで、すきっと答えがまだ出ていないような状況でありますけれど、これ、もう6月、もうすぐ閉鎖というところですけど、いつ決まるんですか、内容は。

議長（文野慎治君）三原教育委員会事務局理事。

教育委員会事務局理事（三原 順君）関係者との協議、調整が整ったら、それで決まることにはなりません。ただ、後ろの期限というのもやっぱりありますので、一日も早くそこは決めていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

議長（文野慎治君）二見議員。

10番（二見裕子君）分かりました。閉鎖するタイミングと合わせていただいて、閉鎖されて何日か学校を使えないとかということにならないように、閉鎖と同時に学校が開放できるような形で進めてはいただいているのかなと思うんですけど、そのあたりは大丈夫ですか。

議長（文野慎治君）三原教育委員会事務局理事。

教育委員会事務局理事（三原 順君）議員おっしゃるとおりでございまして、子どもの居場所というのが現在ふれあい公園でございまして、できる限りというか、これはもう本当に一日も途切れることなく中央小が開放できるように、準備を急いで進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

議長（文野慎治君）二見議員。

10番（二見裕子君）あと、学校なので、その遊び方というところも先ほど言われていましたけれども、ボールの使用であったりとか、運動場広いのでどうしてもボール使いたくなったりとか、あと遊具もありますので、その辺の遊び方、安全性とかに関してはどのように考えておられるんですか。

議長（文野慎治君）三原教育委員会事務局理事。

教育委員会事務局理事（三原 順君）基本的には、学校の休み時間で遊んでいる遊び方、これを踏襲した形での運用というのを考えてございます。今、学校の休み時間でやってはいけないものとして野球とかサッカーというのがございます。これについては、けがのリスクがやっぱり上がってくるところがありますので、学校の休み時間には、それはしてはいない。ただ、キャッチボール程度であれば、柔らかいボールでのキャッチボールとか、そういう部分については休み時間でも遊んでいるという状況ですので、そういった休み時間の遊び方というのを踏襲していくと、そういう考え方で進めていきたいと思っています。

以上でございます。

議長（文野慎治君）二見議員。

10番（二見裕子君）先ほど、利用者については、中央小学校に通われている児童と保護者ということでおっしゃっていましたが、これ周知については学校でチラシをまく、ホームページ上にも何か載せる、公園が使えなくなったという段階で、何か小学校開放されているようやわというので行かれる方があったりした場合とかもあるのかなと思うんです。その辺は、どんなふうに考えてはるんですか。

議長（文野慎治君）三原教育委員会事務局理事。

教育委員会事務局理事（三原 順君）この学校の開放の事業への周知に関しましては、現在チラシのほうを作成中でございます。かなり丁寧に作っていきたいというふうには思っていて、出来上がった段階で、中央小の学校を通じて児童あるいは保護者の皆様にもお配りになるのか、あるいは配信のシステムを使ってお知らせをするか、いずれかになろうかと思いますが、そういう形で周知をしていきたいと思っています。

先ほどの遊び方についてですけれども、学校ではドッジボールのほうはやっておられるということですので、ドッチボールについては、開放の時間中でも遊んでもらえるのかなというふうには考えております。

以上です。

議長（文野慎治君）二見議員。

10番（二見裕子君）分かりました。利用に関しては、そのほかの方が来られたときの対応というところ、中学生であつたりとかというところが、学校として今、安全管理人という方をつけていただくということなので、入り口でチェックするのかというところなのかなと思うんですけど、そのあたりもちょっと周知をしておいていかないとというふうに思うんですけど、そのあたりどうですか。

議長（文野慎治君）三原教育委員会事務局理事。

教育委員会事務局理事（三原 順君）中央小の、例えば所属している児童あるいは保護者だけでなく、今、議員おっしゃったようなそれ以外の人にも、利用の対象はこういう方ですというところはしっかり周知はしていきたいというふうに思っておりますので、よろしくお願いします。

議長（文野慎治君）二見議員。

10番（二見裕子君）分かりました。ありがとうございます。

本当に要望書が出てきて、やっぱり一つ公園がなくなることによって使えないという、居場所がなくなることが発生したわけですので、このあたり致し方がないことなのかもしれないですけども、その対応につきましては、やっぱり早急な手を打っていただくということも必要かなというふうに思っておりますので、よろしくお願いします。

それでは、2点目にまいります。

若い世代の誘致による、地域活性化と財政確保についてというところで、まず、1点目、転入定住促進、この三世代近居同居等支援につきましては、三世代近居同居等支援は、生産年齢人口15歳から64歳の中でも、子育て世帯と想定する年齢層25歳から39歳を中心とした転入定住を促すもの、また併せて高齢者の孤立防止や近居等による子育て支援環境づくりに寄与することが目的で実施してきたわけですが、これが令和8年度で終了となるというところで、今後の取組、また、転入における財政効果についてお聞かせを願います。

議長（文野慎治君）田中総合政策部長。

総合政策部長（田中耕二君）それでは、若い世代の誘致による、地域の活性化と税収確保についての1点目、転入定住促進事業が令和8年度で終了となるが、今後の取組、また、転入による財政効果はどうかについて答弁申し上げます。

熊取町三世代近居等支援補助金は、令和3年度から令和5年度の3年間を計画期間とする第3期転入定住促進アクションプログラム、令和6年度から令和8年度の3年間を計画期間とする第4期転入定住促進アクションプログラムの取組として実施してまいりました。

資料でお示ししておりますとおり、第3期及び第4期の補助金の申請の合計は262件、うち112件が転入に伴う申請であり、転入者数は373人となっております。

令和6年度に実施した第3期熊取町まち・ひと・しごと創生総合戦略の策定時の住民アンケート調査において、30歳から40歳代の子育て世代の本町への転入理由の第1位は、子育て環境に恵まれているであり、さらに、住み続けたい理由でも第3位となっております。また、三世代近居等支援補助金を活用した方からも、本制度があるから転入を決めたのではなく、良好な子育て・教育環境を転入理由として挙げられた方が多い状況でございます。本町の年代別社会増減数は、30歳代

及び0歳から9歳は、令和2年から令和7年まで転入超過が続いている状況でございます。

こういった状況を含め転入定住促進策につきましても、改めて基本に立ち返り、これまでオプション的に実施してきた直接的な補助金制度ではなく、本町が大切に育ててまいりました教育・子育て・安全安心をさらに拡充することで推進してまいりたいと考えておりますが、当該補助金につきましては、事業効果や施策の優先順位等も含め、令和9年度当初予算編成の中で最終的な判断はしてまいりたいと考えてございます。

また、ご質問のもう一点のほうの財政効果につきましては、転入実績に基づいた効果額を積み上げて算定すること、これはかなり時間を要します。困難なところがございますが、子育て世代に本町を子育ての場として選んでいただき住み続けていただくことで、歳出面での各種住民サービスの提供等による一定増はあるものの、同様に固定資産税や住民税などの一定増につながっているものと認識しております。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（文野慎治君）二見議員。

10番（二見裕子君）分かりました。一定、令和8年、9年で終わらせる方向でと考えているというところでもいいんですか。

議長（文野慎治君）田中総合政策部長。

総合政策部長（田中耕二君）答弁の中では数字触れずに申し上げたんですけれども、この補助制度を活用していただいた方、令和6年、7年で94件ございます。このうちのアンケート調査を実施しております、回答していただいた方が67件あるんですけれども、その中で、補助金が転入促進の重要な要因と「なった」か、「ならなかった」という問いに対しまして、「ならなかった」、これが80.6%、54件という、この実態はやっぱり大きいなと。やはりそれよりも子育て環境というものを大事にして熊取町を選んでいただいたというようなところが、アンケート調査でも出ておるところですので、現状ではやはり、なかなかこれをもって継続というのは難しいかなと考えておりますが、先ほども言いましたほかの施策もそうですが、最終的なものは、やはり予算編成の中で最終判断していくということになってございます。

以上でございます。

議長（文野慎治君）二見議員。

10番（二見裕子君）分かりました。データを見る限り、0歳から9歳、30歳から39歳の子育て生産年齢世帯において、令和3年から令和6年度まで4年連続で転入超という、この転入定住促進というところに当てはまる実績ということがあるわけで、実際じゃこれがあったから来たわけではないみたいなところも町内からの方半分、町外からの方半分という、この利用された方があるかなというふうには思うんですけれども。ただ、そういう意味は分かりますが、この10万円というところの呼び水というんですか、これがありますよというこのPRの仕方というのはやっぱり大事じゃないかなという、いつも町が一定の効果があったというところで財政の負担のない、今までの町の魅力の部分で勝負していきますというところは一定分かりますが、何かそういう皆さんに施策で見ていただくという部分は必要かなと思うんですけれども、そのあたりどうですか。

議長（文野慎治君）田中総合政策部長。

総合政策部長（田中耕二君）議員おっしゃっていただいたとおり、この5年間トータルで112件の転入、町内の動きというのは150件、若干多いというところで、各年度ともに金額で言いますと、やっぱり500万円から600万円、この税投入、完全な単独事業でございますので、が生じている経常事業になっておるところではというのが1点あるのと、通常、我々財政所管が考えております補助制度というのは、あくまでもやはりサンセット方式が基本、古くからある補助金というのももちろんあるんですが、になっています。

そういう意味で言いますと、今回の平成24年以降、転入促進パッケージとしてやっている中でも、例えば新築住宅の固定資産税の課税免除であるとか、中古住宅の取得費補助であるとか、そのほか

にも何件かありましたが、やっぱりスクラップさせていただいているという中では、先ほど申し上げたところを考えると、やはりこの制度の継続というのは難しいかなというふうに現段階では考えておると。また、それ以外のものを引き続き検討というのはありますが、転入定住促進パッケージとしての取組というのは今年度で一旦終了、一般施策としての転入定住についてどうかという部分は、一般施策として考えていくのは、これ不断の努力という部分も含めて継続するというところでございます。

以上でございます。

議長（文野慎治君）二見議員。

10番（二見裕子君）分かりました。転入定住促進としての10万円使ってというところはなくしていくけれども、転入定住促進というのはやっていくという方向は一定分かります。分かりますが、何をもってというところってすごく大事じゃないかなという、町のPRの中にそれがあるのと、ないのとというのは、少し変わるのかな。これを目当てで来たわけではないというお答えも分かりますし、今後財政厳しい中でやっぱりPRしていく、町のよさをもっと分かっていたくという、その分かっていたく中の宣伝効果費じゃないですけども、その中で10万円というのも一つあるのかなというふうに、今までずっと固定資産税の減免であったりとか、いろんな施策をやりながらずっと続いてきたこの転入定住促進でありますので、何かこれが終わった段階でもう一つやっていくべきじゃないのかなと思うんですけど、その辺はどうなんですか。

議長（文野慎治君）田中総合政策部長。

総合政策部長（田中耕二君）答弁でも申し上げましたとおり、基本に立ち返ってというところでございますので、一定現時点では新たなオプション策というのは考えてございません。

ただ、先ほども言いましたように転入定住は終わったわけではなくて、言わば永遠に続く行政の課題、人口減少の中ではという部分においては。ただ、パイの取り合いになるような形でのインセンティブをぶら下げてのというようなところは本町としてやるべきじゃなくて、やっぱり教育・子育てというところにしっかり力を入れていくべきなんではないかというふうに、かじを取らせていただいたというところでございます。

議長（文野慎治君）二見議員。

10番（二見裕子君）教育・子育て、他市もやっておりますので、いかにじゃ熊取町としてどういうふうに特化していくかというところは、令和9年度からですか、その辺は期待をして見させていただきたいなというふうに思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

それでは、2点目にまいります。

現在、南小学校は児童数が減少しており、このままでは他校との合併も危惧される状況です。校区内にある府営朝代住宅の高齢化率を大阪府に聞きますと、56%という超高齢社会の基準21%を大幅に超える深刻な状況にあります。南小校区の新たに開発できるであろうという土地もないだろうというふうに思います。小学校が合併されるリスクというのは子どもたちの通学の負担であったりとか、いろんな面、安全面、また地域におきましてはコミュニティの衰退にもつながります。

そこで、持家率が高く、熊取町はもう本当に賃貸物件が少ない本町の特性を踏まえて、府営住宅の空き家を活用して若年層や子育て世代を呼び込むべきではないでしょうか。これにより、南小校区の児童数確保と地域の担い手不足の解消を同時に図れるのではないかというふうに考えます。

それでは、2点目、府営朝代住宅等を活用し、南小校区の維持として、子育て世代を誘致という、この辺のところでご答弁をお願いいたします。

議長（文野慎治君）坂本都市整備部理事。

都市整備部理事（坂本佳弘君）2点目の府営朝代住宅等を活用し、南小校区の維持として、子育て世代を誘致の流入を促す、熊取町は持家率が高く、賃貸物件が少ないので、府営住宅等の空き室を子育て世代向けの戦略的賃貸の新たな導入はどうかについてご答弁申し上げます。

大阪府営住宅につきましては、住宅に応募する際の申込資格において、新婚・子育て世代向けの

区分で子育て世代の募集枠を設けております。このような子育て世代向けの募集が、本町の子育て世代の誘致に寄与するものと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（文野慎治君）二見議員。

10番（二見裕子君）いかに町がアピールしていくかというところにもなってくるのかなというふうに思っております。いきなり家を建てたり、購入するというのは、なかなか若い世代、難しいのかなというふうに思いますので、本当に今、空き家がすごく増えている状況をしっかりと利用してはどうかというふうに思います。

府営住宅ですので、町として、今、資料にもつけておりますが、府営住宅の活用というのが示されております。子育て・高齢者等支援施設などの住宅以外の用途とか、また若者向けシェアハウス、定住促進住宅の用途など様々な活用の事例もありますし、府営住宅の空き部屋の活用アイデア集として、子育てとして移住定住用住宅、移住希望者が市町での生活を体験できる機会を提供するための住宅、若者・学生としての学生向け住宅など、地域のコミュニティ活性化に資する大学生等の入居ができる住宅もありますので、その辺いかに活用するかというふうには思うんですけども、町としてこのあたりどんなふうにお考えでしょうか。

議長（文野慎治君）坂本都市整備部理事。

都市整備部理事（坂本佳弘君）提出いただいた資料にもございますように、府営住宅の空き室活用の中の事業スキームというところで、町、大阪府、活用団体、この三者が連携してやると。ここに書かれているのがまさにそのとおりでございまして、本町といたしましては、大阪府なり活用団体からこういうスキームに乗って何かしたいんだということであれば、積極的に協議させていただきたいと思えます。

ただ、言っても大阪府営住宅ですので、やはりそちら、もしくは事業者から何か提案ないとなかなかできないかなというのは、現実のところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（文野慎治君）二見議員。

10番（二見裕子君）私が言っているのは、事業者というよりは、町として移住定住促進というところではいかかかなというふうに思っております。箱物として空き部屋が多い府営住宅ですので、熊取町のほうから大阪府のほうにプランを示すというのものもあるのかなというふうに思うんですけども、そのあたりどうですか。

議長（文野慎治君）坂本都市整備部理事。

都市整備部理事（坂本佳弘君）先ほども申し上げましたけれど府営住宅ですので、議員おっしゃるような空き家とはまた違いますので、空き部屋イコール何かというのは、やっぱりまずは府営住宅で考えていただくことになると思います。府の住宅が空いているからというのはちょっと違うかな、それを活用したいというのをこちらに持ってきていただいての話と認識しております。

以上でございます。

議長（文野慎治君）田中総合政策部長。

総合政策部長（田中耕二君）私のほうからも少し。これまでも皆さんご存じのとおり、本町は戸建て住宅のまちづくりとして、ベッドタウンとして発展してきた。これはなぜかということもないんですが、これによって固定資産税、住民税、一定の所得階層の方々が入っていただくということが前提にもちろんなってくるんですけども、によって、これが本町の収入の根幹となっておるというところでございます。この基本方針は今も変える予定はございませんし、そういうまちづくりをしておるというところで、今の段階で府営住宅云々は置いておきまして、賃貸住宅を対象に一定の税投入をしてその活用を図っていくとか、転入を図っていくとかというようなところまでは、まだ考えておりません。これは総論としてのところでございます。

議長（文野慎治君）二見議員。

10番（二見裕子君）今、府営住宅、制度改正になりまして、入居資格の所得制限の大幅緩和に令和8年4月からなりましたので、収入ベースで見ても、今まで500万円ぐらいまでの方しか入れなかった府営住宅が、それまで小学校就学前の子どもがいる家庭というところで年収450万円から500万円が限界でしたけれど、この令和8年4月から改正されまして、18歳以下の子どもが同居していれば、年収でいきましたら520万円から600万円前後までの方が住んでいただけるような制度にも変わっております。

中堅世帯の方の救済措置として広がっているというところを踏まえまして、空いたまま置いておくのはすごく、それ、大阪府がやることやと言ったらそれまでですけども、私、先ほどから言わせていただいていますけれど、南小校区のことも含めて児童数減少しているというところで、開発していくなかなか住宅もないですし、賃貸の物件も少ないというところを、よそからの呼び込みというところで、これ制度として、別に町が借り上げてという制度もありますけれど、事業者からということではなくて、こういうところがあるという町のPRというところでもできるんじゃないかなというふうに思ったわけですけども、そのあたりはどうなんですか。

議長（文野慎治君）坂本都市整備部理事。

都市整備部理事（坂本佳弘君）府営住宅の募集の時期、その時期には、当課においても府営住宅の募集の案内とか問合せには応じさせていただいていますので、そのところで周知はできていると考えております。

議長（文野慎治君）二見議員。

10番（二見裕子君）ちょっと私が考えているのと、ご答弁がちょっとかみ合わないのはあれなんですけれども、町としてもっと呼び込めばということ言わせていただいているのであって、別に申込み、年4回とかというのは分かっているわけですので、府営住宅がある校区でありますので、空き家も多いですし高齢化が進んでいる中で、そういう若い世代が来ていただくことによつての活気というところであつたりとか、また小学校の児童数というところ、最初の受皿というのを考えたときに戦略的に位置づけてはどうかというところと、大阪府の資産を使いながら子育て世帯の収入が増えて府営住宅を出るタイミングで、町内の空き家であつたり民間住宅の購入、住み替えがワンストップで案内できるのではないかというところ、それ先ほど言っていた転入定住につながるのかなというふうに思います。

それと、本町の住宅を取得した理由の中にも町の教育とかという部分もありますけれども、住んだことがあるということも大きな転入の要件になっているんじゃないかなと思った場合、せっかくあるこの府営住宅、ましてや空き部屋の活用をしませんかという内容を見ていましたら、使えるんじゃないかなというふうに思ったんですけども、その辺は全然考えはないということですか。

議長（文野慎治君）坂本都市整備部理事。

都市整備部理事（坂本佳弘君）何遍も申し上げますけれども府営住宅ですので、府営住宅の空き家を毎回全て募集しているわけでも恐らくないと思いますので、そこはやっぱり府に委ねざるを得ないと思います。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（文野慎治君）二見議員。

10番（二見裕子君）分かりました。あまりにもちょっと私が言っていることと、ちょっとすみません、もうちょっときちつと質問内容に入れたらよかったのかもしれないですけども、次の質問にもちょっとつながりますので、公営住宅を活用するというところを、せっかくある箱物ですので、町が管理しているわけではないので、かえって使いやすいんじゃないかというふうに思ったので、ちょっと提案させてもらいました。

3番にいきます。学園文化都市の強みを生かした三者連携、大学と公的住宅による地域連携住居の導入というところで、これもう一つ歩進んだ提案ですけども、この辺の導入についてはいかがでしょうか。

議長（文野慎治君）坂本都市整備部理事。

都市整備部理事（坂本佳弘君）続きまして、3点目の学園文化都市の強みを生かした三者連携による地域連携住宅の導入についてはについて答弁申し上げます。

地域連携住宅の導入につきましては、過去に本町にある大阪体育大学や大阪観光大学から、自治会活動に参加することなどで府営住宅の空き部屋を学生に貸すことは可能かとの相談があり、大学、住宅の担当者と本町で協議を行ったが具体的な内容まで進まなかったことから、いずれも実現には至っておりません。

現在、大学や大阪府から地域連携が可能な住居に対する相談、協議はございませんが、今後、相談等があれば実現の可能性などを検討してまいりますので、ご理解賜りますようお願い申し上げ、答弁とさせていただきます。

議長（文野慎治君）二見議員。

10番（二見裕子君）町としてどうやっていくかというところなのかなというふうに思っています。

資料をつけています。愛知県の春日井市の高蔵寺ニュータウン、これURですけども、これも中部大学とUR、市が連携して、学生が自治会活動や防災、地域の子どもの学習支援、寺子屋活動を行うことを条件に安価でとなっていますけれども、公的住宅に入居できる仕組みを構築し、多世代交流と地域活性化に大成功を収めています。テレビ等でも、これ、やられておりました。

学生の関わり方には2つのコースがありまして、アドバンスドコースは年度で10名、スタンダードコース、年度で5名ということで、活動としては、自ら企画立案した地域活動などを主体的に実施するのと、当日の補助をするというのに分けて15名ほどがこの制度を利用できるというふうになっております。この制度につきましては、学生にとっても就職活動でPRできるものでありますし、自治会においても高齢化になっておりますので、助けにもなるのかなと。

本町におきましても、学生の転入、公営の住宅ですので住民票を移していただくことによって地方交付税の増収も少し見込めるのかなというところと、本町からこの団地再生モデルの事業の提案というのを府のほうに提案しても、府としても大きなメリットにはなるのではないかなというふうに思ったので、提案させていただきましたが、このあたり進めていく方向はありますでしょうか。

議長（文野慎治君）坂本都市整備部理事。

都市整備部理事（坂本佳弘君）先ほどと似たところがあるんですけども、まさに先ほどのトライアングル、三者連携の中の、今回の分については府営住宅、府というよりも今度は事業者、具体的にもし大学であれば大学、そっち側がまずは主体になるのかなと考えております。ですから、今の時点で、町がこれをどういうふうに、町というか住宅部署としてどうしようかというところは検討に至っている状況ではございません。

以上でございます。

議長（文野慎治君）二見議員。

10番（二見裕子君）2番の大きな質問の内容の、私、若い世代の誘致による、地域の活性化と税収確保についてということをして2番に上げさせてもらって、今るる質問させていただいておりますので、町は、じゃ大学から話があるまで待っているのかというところではなくて、しっかりと転入等とかも進める中で、大学連携というところも進める中で、この地域の活性化を進める中で少し考えてやり取りできないのかなというふうに思うんですけども、答弁は一緒ですか。

議長（文野慎治君）田中総合政策部長。

総合政策部長（田中耕二君）1点目の質問のところで、転入も不断の努力として当然続いていくというところで、大学に限っていくと、答弁でもありましたけれども、話をテーブルにはのせました、間に町が入って。ただ、やっぱり大学としても当然ながら、これはすみません、想像の部分も含めてですけども、学生に対して何らかのインセンティブ、例えば家賃補助であるとか何らかの負担が出てくるという部分、学生はやっぱり自治会活動であるとかというようなところ、この辺のバランスも含めて、学内でやっぱりまとめ上げることはできなかったんであろうという形で終わってしま

っているというところも含めて、議員、今回のこの件にかかわらず空いているようなストックというのは、使えるものは使って努力していくのは、これはもう至極当たり前の部分もございますので、こういったことも含めて今後も検討はしてまいります。ただし、やっぱりなかなか難しいのかな、現実的にはと。どうしてもプレーヤーはやっぱり、今回の府営住宅であつたら府であり大学でありみたいなどころが出てくるので、何ぼ町が頑張ってもなかなかそこに響くかということ、なかなか難しい部分はあるのかなというのは、これは私の個人的な所感でございますが、というようなところでございます。

私のほうからは以上です。

議長（文野慎治君）二見議員。

10番（二見裕子君）町としてプラスになるようなことであるならば、どんどんやっていただきたいというふうに思います。待っている場だけではなくて、提案として体大であつたり観光大が、そういうような話があつたというのは、煮詰められていない部分もあつて、ただ単に府営住宅を住居として借りたいという話にもしかして終わっていたのか、そこまで内容深くできていないのか分からないですけど、実際こうやって、愛知県の中部大学のほうではこういう成功例というのもありますので、学生にとってはやっぱり就職するときにPRできるもの、地域貢献というのは今、大きなプラスになる部分でありますし、この企画運営というのも、これから社会に出ていく上では重要なポイントであるのかなというふうに思っておりますので、しっかりとそのあたり検討していただけたらなというふうに思っておりますので、よろしくお願いいたします。

では、3点目にいきます。

ふるさと納税のPRについて。

熊取町はInstagramの公式サイトはありますが、ふるさと納税の返礼品の紹介の公式サイトはありません。他市については、公式サイトや首長自らアピールするなどの取組をしております。町の公式のインスタは、まちの風景でだったり、イベント場情報であつたり、行政手続という住民向けの広報というものが中心でありますので、SNSの特性に応じて積極的かつ戦略的に発信してまいると、よく町のほうでは言われておりますので、ふるさと納税のPRってすごく必要じゃないかなと今、町として財政が逼迫する中で寄附額を増やさないといけない、またそれを財源とした、先ほど私が提案させていただいた若い世代の定住の施策にも回すためには、やっぱりこういうサイトを立ち上げていくことは必要でないかなというふうに思いますが、このあたりいかがでしょうか。

議長（文野慎治君）明松総合政策部統括理事。

総合政策部統括理事（明松大介君）それでは、ご質問の3点目、ふるさと納税PRについて答弁申し上げます。

現在、本町では、公式サイトである熊取町ホームページのほか、LINE、Instagram、Xといった公式SNSを活用して、行政情報を中心に町全体のPRにつながる様々な情報発信を行っておりますが、ふるさと納税のPRに特化した専用の公式SNSアカウントは、二見議員ご指摘のとおり立ち上げてございません。

ご質問の専用公式SNSや首長自らアピールするなどの取組でございますが、本年4月にふるさと納税担当と広報担当が広報・未来戦略課として再編されましたことを契機としまして、広報戦略の特性を生かし、ふるさと納税に特化した専用の公式SNSアカウントを立ち上げるべく、現在課内で検討を進めております。

立ち上げの後は、当該アカウントを中心に様々な媒体も活用しながら、町長と職員が一体となりまして宣伝マン・営業マンとの認識の下、しっかりと返礼品をPRするとともに、視聴者様のお声や他団体の動画なども確認しながら、さらなるブラッシュアップに努めてまいりたいと、このように考えております。

以上、ご理解賜りますようお願い申し上げ、答弁とさせていただきます。

議長（文野慎治君）二見議員。

10番（二見裕子君）やっていただけるということですので、ふるさと納税のサイト、ホームページにありますけれど、町のホームページを見なければ、なかなかそのサイトも行かないかなというふうに思ったりします。他市の市長、やられていましたけれど、返礼品のタオル自ら使って、顔を洗って、それで拭いて、このタオル吸収すごいんですよとかという、ちょっと商品についてのPRのちょっと問題はあるのかもしれないですけど、また、ブルーベリーの収穫、今から始まりますけれど、それを取って町長が食べるとか、そういうのをやることによって、事業者を訪問して返礼品のアピールポイントを聞くとかということも、やっぱり町長自ら先頭に立って発信するということは、すごくこれ重要じゃないかなと。もう本当に、他市の市長はかぶり物までされている動画でありましたとか、職員が、公式ではないですけど、職員がやられているふるさと返戻の推しているSNSですか、そういうのもありますので、そのあたりもしっかりと今はやっていただけるということですのでお願いしたいなというふうに思いますが、どのようなものにしていくのかというのは、これからですか。

議長（文野慎治君）明松総合政策部統括理事。

総合政策部統括理事（明松大介君）現在、課内での企画段階というふうになりますが、基本は当然、返礼品をPRするという、そういった動画になりますが、一般の動画投稿サイトで視聴回数の多い、見ていて、ついつい最後まで見たくなるような引きつけられるような動画を参考にしまして、例えば、水なすですとおいしい食べ方を、ユーモアがあってストーリー性もありつつ見ている方を引きつけるような、そんな動画に仕立てていくことを、課内の若手職員で構想しているというところでございまして、また首長のPR、トップセールスですけども、他市のやつを見ますと、市長個人のSNSアカウントでやられているという例が多いんですけども、本町の場合は、町の公式アカウントでの出演というのに町長に出演いただくかなということで、当然首長自らのトップセールスといいますのは、自治体の熱意であったりとか、寄附者にその熱意を伝えることができるであったりとか、信頼感とか親近感を醸成するといった、そういった効果というのが一般的に言われておりますので、そういった点も含めまして演出につきましても、答弁で申し上げましたとおり、職員と一体感を出しながら、それでいてストーリー性のある内容で町長ご自身に返礼品の感想を述べてもらうなど、そういった先進団体の例も一定に参考にしながら、ユーモアのある注目を集めるような、そんな企画で今、若手職員と検討しているところでございます。

以上でございます。

議長（文野慎治君）二見議員。

10番（二見裕子君）分かりました。町長もしっかりと出ていただくということですので、町長いかがですか。

議長（文野慎治君）藤原町長。

町長（藤原敏司君）もちろんそのつもりでおります。頑張ってやっていきたいと思います。

議長（文野慎治君）二見議員。

10番（二見裕子君）キャラクターというのがあるかなというふうに思いますので、他市の市長、すごくユニークなキャラクターでもってされているようなことには、うちはならないのかなというふうに思っていますけれども、どっしりと構えていただいての発言というのも大きな効果になるのかなというふうに思っておりますので、よろしくお願いします。

実際これ、いつぐらいに立ち上げる予定というのは決まっていますか。

議長（文野慎治君）明松総合政策部統括理事。

総合政策部統括理事（明松大介君）年度当初の目標として、一応3か月たった一定の7月1日を目標に作業を進めておりますので、今、6月10日でございますので、あと20日間、どこまでできるかというところはございますが、7月1日に向けて、7月26日が今年土用のうしということもありますので、あしたの河合議員のご質問にもつながりますが、そこを目掛けてしっかりと立ち上げていきたいというふうに思います。

以上でございます。

議長（文野慎治君）二見議員。

10番（二見裕子君）分かりました。ありがとうございます。

自主財源の確保というところが一番、町としての課題かなというふうに思いましたので、るる提案も今回させていただきました。なかなかうまく伝わったかどうかということもございますが、町として待つだけではなくて、しっかりとセールスしながら前を向いてやっていただきたいなというふうに思っておりますので、よろしくお願いいたします。

以上で一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

議長（文野慎治君）次に、多和本議員。

2番（多和本英一君）通告に従い一般質問させていただきます。

今回は、大きい項目2点について質問させていただきますので、よろしくお願いします。

最初の質問ですが、こどもまんなか社会に向けた地域における取組についてですが、本町でも子育て支援として、学童保育や夏休みの子どもの居場所づくり事業など必要な事業を安定して継続できるようにと、私自身、日々国の補助金を含め歳入につながることを考えている中で、今回、令和8年度予算案としての子ども・子育て支援として、こども家庭庁が推進する地域こども政策推進事業のことを知りました。私自身もこの制度について調べてみましたが、予算10億円ということと、自治体間の財政力の違いによって生じる子育て・児童福祉支援の規模や内容の差を縮小しますとの情報しか得られていなく、現状モデル的な事業なのかなと思いますが、今回、本町での可能性を探るという観点から質問させていただきます。

1番、地域こども政策推進事業とは、分かっている範囲でお答え願えますか。

議長（文野慎治君）阪上健康福祉部理事。

健康福祉部理事（阪上正順君）それでは、こどもまんなか社会に向けた地域における取組についての1点目、地域こども政策推進事業についてご答弁申し上げます。

当該事業は令和8年度政府当初予算が可決、成立したことで、正式に予算化された事業であり、実施主体は地方交付税の交付対象となる財政力指数が1未満の道府県で、支援対象は当該道府県域内の同じく財政力指数1未満の市町村となっております。

事業の目的につきましては、自治体間の財政力の相違による子ども・子育て支援の内容や規模の差異の解消、緩和であり、事業の実施に当たっては、まずは、道府県における優先課題とその課題に係る近隣道府県との財政力の違いを主とする取組の違いを踏まえた上で、市町村支援に係る複数年の取組案等を内容とする地域こども政策推進計画を、実施主体である道府県が策定する必要があります。その後、当該計画について国が適当と認めた道府県に対して、中長期的に取り組むことを前提に地域こども政策推進交付金が交付され、市町村支援のために活用することになります。

令和8年度の国予算総額については10億円で、補助基準額が1事業当たり2億円と示されていることから、大阪府に対して、令和8年度の取組について本町から確認したところ、国において5つの道府県程度を対象にモデル事業を行う予定であるとの情報が得られましたが、現在のところ、大阪府が参加する予定はないとのことでしたので、引き続き国・府の動向を注視してまいりたいと存じます。

以上、ご答弁とさせていただきます。

議長（文野慎治君）多和本議員。

2番（多和本英一君）分かりました。分かったと言いましたけれども、分かったような、分かっているようなということ、僕自身も同じぐらいの内容は調べていたんで、なかなかそこから進めへんというようなところなんですけれども。実際、この事業に関して、今もご答弁いただきましたが、財政力指数1未満の道府県、市町村に限るというふうになっていますが、これ現状ほとんどの自治体が1未満であるということの中で、これをどういうふうにやっていくのかなというようなことだと思うんですが、大阪府下でその1未満の状況なんか分かったりしますでしょうか。

議長（文野慎治君）阪上健康福祉部理事。

健康福祉部理事（阪上正順君）逆に1以上の市町村というのは田尻町だけでございますので、1未満がそれ以外ということになります。そもそもの実施主体である都道府県、都は入らないので道府県とあえて申し上げていましたけれども、大阪府も、この補助金を活用したいと手を挙げるエントリーをしたいと求めることはできるということになります。

以上です。

議長（文野慎治君）多和本議員。

2番（多和本英一君）分かりました。

今もうほとんどご答弁いただいたんですけれども、一応2番の財政力が低い自治体が対象となっていると思うが、町として、この事業へのエントリーの可能性について教えてください。

議長（文野慎治君）阪上健康福祉部理事。

健康福祉部理事（阪上正順君）では、続きまして、2点目の財政力が低い自治体が対象となっていると思うが、町としてこの事業へのエントリーの可能性についてご答弁申し上げます。

この事業につきましては、先ほど、ご答弁申し上げましたとおり、道府県が実施主体となり、財政力の違いにより生じている域内の市町村の子ども・子育て支援施策の差異を分析した上で、支援を実施していくための計画策定が必要となります。

今後、大阪府が事業採択に向けて取り組んでいく際には、本町におきましても該当する事業があれば積極的に支援を求めていくべきと考えますが、現時点では詳細が不明のため、引き続き情報収集等に努めてまいりたいと考えますので、ご理解賜りますようお願い申し上げ、ご答弁とさせていただきます。

議長（文野慎治君）多和本議員。

2番（多和本英一君）分かりました。現状でこの補助金の対象にすぐなるということはなかなか難しいのかなと僕も思っていたんですが、本町も、今日も何度か答弁の中でもありましたけれども、財政が厳しい状況の中、子育てのまち熊取町として常にアンテナを張り続けていただいて、国の新たな補助金や歳入を確保できるような取組については、積極的にアプローチを今後もお願いして、一応この質問を終わります。

次の質問、2番、五門ふれあい公園閉鎖についてですが、その前に、今年の小学校卒業式が終わった頃だと思います。希望が丘の集会所の前の公園で、卒業した6年生の男子10人ぐらいの子どもが、サッカーなどボール遊びできる場所がないということで何とかしてほしいと、真剣なまなざしでの強い訴えがありました。その子どもたちの一人は、これからは僕たちの時代やで、熊取町の未来は僕たちなんやでとしっかり自分の意見を言える子どもたちで、そのときは希望が丘の自治会長も一緒だったんで、自治会長が教育委員会に話してみるわとのことで、後に確認したところ、中央公園が使えるからとの回答で一旦は終わっています。

そんな中、五門ふれあい公園閉鎖について知ることとなり、あの公園が借地だったことも知らず、予算書を見る立場にあるのに議員として把握できてなかったことに、まず反省をしました。その後、担当課より説明があり、住民からの話を聞かせていただく中で、住民に伝え切れていない、丁寧な説明がされていないと感じ、広く住民に知っていただく必要があると考え、今回質問のテーマにしました。

最初の質問ですが、田中議員、二見議員も同じ質問をしていただいています、1番、五門ふれあい公園閉鎖の経緯について教えてください。

議長（文野慎治君）山原都市整備部長。

都市整備部長（山原栄次君）それでは、ご質問の五門ふれあい公園閉鎖についての1点目、五門ふれあい公園の閉鎖の経緯について答弁申し上げます。

田中議員、二見議員のご質問での答弁と同じになりますが、五門ふれあい公園につきましては、令和7年7月に土地所有者より、「高齢となってきたため、土地を売却したい、これまで公園

として使用してきたので、町で購入してもらえるか、購入してもらえないのであれば、民間に売却したい」との申出がございました。

本公園につきましては、近隣住民はもちろん学童保育所の児童も多く利用しており、また野田区の盆踊り、五門区の祭礼時駐車場並びに農業祭や農協のイベント時駐車場など、地元地区や行政も多く利用している公園であることから、今後の対応について町内部で協議を進めてまいりました。

誘致圏の考え方より、本公園の誘致圏が他の既存公園の誘致圏と重複しており、本公園がなくても誘致圏に空白が生じないよう、公園が配置されていることを確認してございます。

また、五門ふれあい公園が廃止となった場合でも、学童保育所の遊び場は中央小学校に集約し、使用することで代替となり得ると回答をいただいていることに加え、現在の財政状況を勘案した結果、公園を廃止し土地を返却することと結論づけたものでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（文野慎治君）多和本議員。

2 番（多和本英一君）分かりました。

これ、1986年、昭和61年からということでは40年になるんですけれども、長きにわたって地域の住民に愛されてきた公園、僕はその40年前というと17歳ということで、あの辺りをぶらぶらしていた時代から熊取町が借りているということなんですけれども、これ熊取町が借りる以前のあの場所はどういう状況だったんですか。公園みたいに使われていたんでしょうか。

議長（文野慎治君）山原都市整備部長。

都市整備部長（山原栄次君）正直なところ昭和61年ですので、我々も入庁してございませぬ。その当時の形状等はちょっと確認はできていないんですけれども、多分田んぼないし畑ということで、耕作をされていたんじゃないかというふうに考えてございます。

以上です。

議長（文野慎治君）多和本議員。

2 番（多和本英一君）分かりました。

そしたら、熊取町が整地をしてというところから始まったという形でいいんでしょうか。

議長（文野慎治君）山原都市整備部長。

都市整備部長（山原栄次君）借地をして公園を整備すると決定した後、町のほうで造成工事を行って、現状の形に整備したということになってございます。

議長（文野慎治君）多和本議員。

2 番（多和本英一君）分かりました。

先ほども質問あったんで重なるんですけれども、地権者様より本町への売却の打診があったのはいつでしょうか。

議長（文野慎治君）山原都市整備部長。

都市整備部長（山原栄次君）令和7年7月ということになってございます。

議長（文野慎治君）多和本議員。

2 番（多和本英一君）分かりました。先ほどの答弁の中にも具体的な金額の提示はなかったということなんですけど、これ40年にわたって長く地域で、さっき誘致圏とかというお話も出ていたんですけれども、長くやっぱり住民の公園として、憩いの場所として使っていたという内容の部分は、やっぱりもっと丁寧な対応が必要なんじゃないかなと思います。

今回、町として金額の提示のないような状況で、何をどう検討されたんでしょうか。

議長（文野慎治君）山原都市整備部長。

都市整備部長（山原栄次君）まず、購入してほしいというお申出でしたので、まず町としてどれぐらい費用がかかるのか、まず概算費用を算出いたしました。それと並行しまして利用状況も確認しながら、まずは学童保育所の児童が多くご利用いただいていますので、まず学童保育所への相談というのを行わせていただきました。それで一応、答弁の中にもありましたけれども、今現在、中央小

学校でも一部学童保育されているということで、中央小学校のほうで遊び場を集約することができるといふご回答をいただきました。それと誘致圏で、この公園がなくなっても、一応公園の配置としては空白が生じないように配置されているということで、総合的に判断させていただいて、現在の財政状況も勘案させていただいて、購入という結論には至らなかったということでございます。

以上です。

議長（文野慎治君）多和本議員。

2番（多和本英一君）分かりました。財政状況を考えてということだったんですけれども、財政状況は、私自身も議員にならせてもらってからいろいろ見させてもらって、なかなか厳しいなというところの部分、さっきの質問にもつながっている部分あるんですけれども、財政状況は、直接的には住民の責任でも何でもないというところだと思うんです。財政状況が悪くなる要因というのはいろいろあったかと思うんですけれども、そういう意味では、やっぱり40年そこで地権者様からお借りして地域の公園として使ってきたというところで、あそこを購入したとて、それが腐ってなくなるわけでもなく、一定資産にもなって、またそれは何かに使えることになるかも分からへんなという中で、やっぱりもっと慎重に検討していただけたらよかったのかなというふうに、私自身は思っています。

これ、40年の賃借なんですけれども、これ今の時代やったらちょっと考えられないなと思うんですけれども、僕がその40年の中に議員としておったら、どこかのタイミングで、これ購入検討したほうがよくないですかというふうに私は提案、提言したんじゃないかなと思うんですが、この40年の長年の借地契約の中で、町の中で地権者様に対し購入アプローチであったりとか、町の中でこれ購入したらどうなんやというような話にはならなかったんでしょうか。

議長（文野慎治君）山原都市整備部長。

都市整備部長（山原栄次君）2点目の質問ということでよろしいでしょうか。それとは別に。

議長（文野慎治君）多和本議員。

2番（多和本英一君）もう別です。

議長（文野慎治君）山原都市整備部長。

都市整備部長（山原栄次君）購入という議論というのは、今までございませんでした。まず借地になった理由というのが、その当時、正直もう担当した者も現在在職しておりませんので、これも想像の域ですけれども多分、当初は購入ということで動いたんじゃないかなというふうには考えております。ただ、やっぱり財産というか、自分の土地を手放すということに所有者の方が抵抗を持たれていたんじゃないかというふうに思っています。ただ当時、多分地元区の役員なり、昔からお住まいの方ですので、町の事業に対して協力しようということで借地というところに落ち着いたんじゃないかというふうに考えてございます。ですので、まずどこかの時点で購入という話が上がったとして、それを受け入れていただいていたかどうかというのは、正直なところ、ちょっと何とも言えないという分かりません。多分、無理だったんじゃないかというふうには思います。

ただ今回、売却ということを申し出られた理由として、ちょっと体のほうも具合悪くて高齢でもあるので、その辺の自分の財産のほうを整理したいというような意向があるというふうに聞いてございますので、このタイミングで売却ということになったんじゃないかというふうに考えてございます。

以上です。

議長（文野慎治君）多和本議員。

2番（多和本英一君）分かりました。これだけ長い間、地権者様には場所を貸していただいて、本当に地域の皆さんの思い出の公園になっているかと思います。これ、たまたま今回、地権者様から売却で何か熊取町どうですかということだったと思うんですが、そもそもこういう話がなかったら、今後も借地を続けていく予定だったんでしょうか。

議長（文野慎治君）山原都市整備部長。

都市整備部長（山原栄次君）ふれあい公園については基本借地をしている公園ということで、一応ふれあい公園という命名していますので、現在七山にもふれあい公園ございます。過去には、大久保のほうにもふれあい公園ございまして、この公園については、所有者の方のご意向で返還してほしいというご意向ありましたので、既にもう返還したという経緯もございます。この五門ふれあい公園につきましても、所有者からの申出がなければ、継続して借地で契約させていただいていたというふうに考えてございます。

以上です。

議長（文野慎治君）多和本議員。

2 番（多和本英一君）先ほど誘致圏のある中でも、このまま借地で契約を続けていただろうという、今、ご答弁だったんですけれども、それならなおさら購入していただけたらよかったのかなというふうに思います。

私自身、今年度のタウンミーティングも全校区全会場に出向き、各校区の住民からの貴重な意見を聞かせていただいたのですが、その中でも北小校区の会場では、町として15年、20年先を考えているのかなど、厳しいありがたいご意見がたくさんありました。今回の件も、地権者様のアプローチに対しての動きになってしまっていて、町が目指す未来的なビジョンが伝わってきていないし、今回の購入断念が財政悪化が原因のためならば、今後もっと住民に説明する事案が出てくると思います。

3 月議会会派質問でも提言しましたが、来年のタウンミーティングでは、財政状況について直接住民に説明するべきだと考えます。町として未来に向け計画的に施策を進め、住民に伝わる丁寧な対応をお願いして、次の質問ですが、2 番目は、現在までの賃借料を時系列で資料にいただき、金額の経緯もお示くださいという質問だったんですが、資料の提出いただきましてありがとうございます。これは40年ということなんで、合計額についてであったりというのは分かっていたことなんですけれども、かなり大きな額だなという、私の考えです。地権者様のことがあるんで、ここで具体的な金額には触れるつもりはないんですが、この有償面積だった部分と、有償面積と無償面積だった部分、これ、平成24年で区切られているんですけれども、この有償面積の部分、昭和61年から平成23年までであるんですけれども、これ金額のばらつきはどういうところから出ているんでしょうか。

議長（文野慎治君）山原都市整備部長。

都市整備部長（山原栄次君）それでは、2 点目、現在までの賃借料と金額の経緯について答弁申し上げます。

本公園は、昭和61年度から土地を借用し、昭和63年度に供用を開始いたしました。

土地の所有者とは、毎年4月に1年間の借地契約を締結し、これまで毎年度、借地契約を締結してございます。

借地料につきましては、固定資産税課税標準額を基に算出しており、契約当初は公園全体面積の1,991平方メートルに対し借地契約を締結しておりましたが、平成23年度に土地所有者と協議を行い、平成24年度以降、1,991平方メートルのうち991平方メートルを無償にいただき、残る1,000平方メートルについて有償として借地契約を締結してございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（文野慎治君）多和本議員。

2 番（多和本英一君）分かりました。

平成24年から無償面積というのが出てくるんで、1,000と991とに分かれているんですけれど、これほんなら半分ぐらいの状況でお願いできませんかというような話に、当時なったというようなことでしょうか。

議長（文野慎治君）山原都市整備部長。

都市整備部長（山原栄次君）基本的にはそういう考え方かなというふうに思っています。今、広場とい

うか何もないところを中心に991平方メートルを無償にさせていただいて、今遊具のあるところを中心に1,000平方メートルで有償ということで、借地契約させていただいてございます。

議長（文野慎治君）多和本議員。

2番（多和本英一君）分かりました。

それでは、3番の近隣地区や住民に対しての説明の状況についてお聞かせください。

議長（文野慎治君）山原都市整備部長。

都市整備部長（山原栄次君）次に、3点目、近隣地区や住民に対しての説明について答弁申し上げます。

令和7年10月頃に学童保育所、五門区並びに野田区に説明を行いました。

学童保育所につきましては、一部小学校でも保育を行っていることから、今後は遊び場を中央小学校に集約し、使用することで代替となり得ると回答をいただいております。

五門区からは、公園廃止については致し方ないが、代替公園を設置してほしいとの要望がございました。誘致圏の考え方より、現状で誘致圏に空白が生じないよう公園が配置されていることに加え、現在の財政状況を勘案すると、新たな公園整備は難しい旨、説明させていただきまして、一定ご理解をいただいております。

野田区からは、公園廃止については致し方ないが、盆踊りの場所を紹介してほしいとの意見があり、現在、野田区と教育委員会とで協議をいただいているところでございます。

また、近隣住民への周知につきましては、令和8年5月に本年6月頃から閉鎖する旨の看板を公園の入り口やフェンスに設置してございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（文野慎治君）多和本議員。

2番（多和本英一君）分かりました。

野田区とか五門区には説明して、一定の了承を得られているという話なんですけれど、これは区民の方に説明されているんですか、それとも、区長だけに説明しているような状況ですか。

議長（文野慎治君）山原都市整備部長。

都市整備部長（山原栄次君）説明は区長様にさせていただきました。区長様からは、役員会等でみんなに周知するという事で聞いてございます。区民の皆様に周知というのは、ちょっとさせていただいてございません。

以上です。

議長（文野慎治君）多和本議員。

2番（多和本英一君）分かりました。それは役員のほうとかには、当然区長は周知するんだろうと思うんですが、私も実際、自治会長の経験も熊取町でありまして、区とか自治会は熊取町と共いの考えであっても、町とは別組織体で町の下請ではないなというふうに、当時の僕は自治会長やっていた時分もそう思っていました。

今回のように、多くの住民に理解していただくには、区長だけではなくて実際やっぱり住民に伝わるように説明会などを開催して、丁寧に理解していただく必要があると思うんですが、どうでしょうか。

議長（文野慎治君）山原都市整備部長。

都市整備部長（山原栄次君）その辺につきましては、先ほども答弁させていただきましたが、周知についてちょっと至らなかったというところは、反省してございます。

以上です。

議長（文野慎治君）多和本議員。

2番（多和本英一君）それであるならば、今後、区とかが住民を呼ぶから説明してくださいよというように、例えば熊取町にあれば、説明していただけるというような形なんでしょうか。

議長（文野慎治君）山原都市整備部長。

都市整備部長（山原栄次君）ご要望があればさせていただきますが、実際もう工事のほうも、契約と

いか業者のほうも決まっております、事業のほうは進めさせていただいてございますので、説明ということであれば、我々拒むものはございませんので。

以上です。

議長（文野慎治君）多和本議員。

2番（多和本英一君）業者のほうが決まっているということで、住民と業者と、僕からしたらあべこべ違うのかなというふうに若干思います。

これ、4番、公園返還までにかかる費用について教えてください。

議長（文野慎治君）一般質問の途中ですが、本日の会議時間は議事の都合により、あらかじめこれを延長します。山原都市整備部長。

都市整備部長（山原栄次君）次に、4点目、公園返還までにかかる費用について答弁申し上げます。

返還までの費用としましては、令和8年度の借地料としまして、4月から9月までの6か月分、87万3,500円で契約してございます。また、土地返還に当たり公園施設の撤去工事費として1,550万円の予算を計上しており、本工事につきましては6月8日に開札を行い、施工業者が決定したところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（文野慎治君）多和本議員。

2番（多和本英一君）分かりました。

公園のものを撤去するのに1,550万円かかるということなんですけれども、この内容というのはどういう、遊具の撤去とかそういうものでしょうか。

議長（文野慎治君）山原都市整備部長。

都市整備部長（山原栄次君）大きくは遊具の撤去、それと樹木も植わっておりますので、その樹木についても撤去して、一応更地にしてお返しするということになってございます。

議長（文野慎治君）多和本議員。

2番（多和本英一君）これ、そしたら遊具と、現在あそこに31本の木があるんですけれども、その31本全てを撤去する金額ということでよろしいでしょうか。この撤去した木なんですけれども、どこかに移設などを考えられているんでしょうか。

議長（文野慎治君）山原都市整備部長。

都市整備部長（山原栄次君）当然まずその辺は検討させていただきまして、造園組合の造園業の方にご相談とかさせていただいているんですけれども、樹木自体がもうかなり古い木になりますので、移植には耐えられないというふうにアドバイスいただいております。ですので、一応撤去ということで考えてございます。

以上です。

議長（文野慎治君）多和本議員。

2番（多和本英一君）分かりました。

現在ふれあい公園には31本の木があります。クスノキやヤマモモ、今の時期はそのヤマモモも赤い実がなっています。私が一番目を引いたのは、グラウンド面、平面部分をぐるり囲んでいる、これケヤキだと思うんですけれども、ケヤキ並木が17本あります。そのケヤキも大きいもので幹周が1.7メートルあり、これネットで調べてみたりすると40年から50年物やということで、大体ふれあい公園と共に育ってきたのが分かります。幹を見ても、うろこ状に剥がれてきており、成木の特徴も出ています。ケヤキは地上から真っすぐ伸びた後、バランスよく四方に枝を広げる木で、適度な日陰をつくってくれています。何度も公園に行き思うことですが、17本のケヤキが並んでいる公園ってなかなかほかではあまり見ないと思いますし、今風の公園では全然こういうのはもうほとんどないんじゃないかなと思って、これもとても貴重だなというふうに感じました。もちろんCO₂を吸収して、大気環境の浄化にも役立っていると思います。

5月25日に、私のホームページのブログに五門ふれあい公園閉鎖についての記事を書いたのです

が、それを見てくださった年配の住民から、木はどうなるのか、処分されるのか、それを考えるだけで涙が出てくるわとの訴えもありました。今回のことを知って直接口には出さなくても、悲しい気持ちになっている住民、やっぱり精神的な負担もあるかと思います。私自身も同じように、もうずっと熊取町なんで、あそこへ何回も行っていると、すごく残念だなというような実際気持ちになっています。

次の質問なんですが、この件に関して住民が署名などの運動をされていることについての認識、町としての見解について教えてください。

議長（文野慎治君）山原都市整備部長。

都市整備部長（山原栄次君）次に、5点目、署名などの運動をされていることについての認識、町としての見解について答弁申し上げます。

住民の皆様が署名などの運動を行っていることは承知しており、公園の閉鎖については一定ご理解をいただいた上で、本公園に近接する中央小学校の校庭開放の拡充を望んでおられるものと認識してございます。現在、本町としましては、校庭開放の拡充について教育委員会で検討いただいているところでございます。

以上、ご理解賜りますようお願い申し上げ、答弁とさせていただきます。

議長（文野慎治君）多和本議員。

2番（多和本英一君）ありがとうございます。この議会に対しても、ふれあい広場閉鎖回避ならびに代替策早期実現に関する要望書というのをを出していただいていますし、町にも何らか同様の要望書が出ていると思います。その中に個別意見として、住民からの不信感、疑問の意見が多く寄せられていますが、その内容等は把握されていますでしょうか。

議長（文野慎治君）山原都市整備部長。

都市整備部長（山原栄次君）要望書というのは頂いておりますので、中身のほうは確認させていただいています。

議長（文野慎治君）多和本議員。

2番（多和本英一君）あの中身を確認していただいた中で、住民に対する周知があのかのラミネートの看板4、5枚で、それが丁寧な説明がなされていると熊取町として思われているのでしょうか。

議長（文野慎治君）山原都市整備部長。

都市整備部長（山原栄次君）先ほどの答弁もさせていただきましたけれども、その周知についてはちょっと至らなかったということで、反省してございます。

以上です。

議長（文野慎治君）多和本議員。

2番（多和本英一君）分かりました。

これ本来、公園が閉鎖されるというのは、町が発信せなあかんというところなんですけど、今回、熊取子ども達の未来を考えるチームの皆さんが問題提起、周知、発信をされ、私の住む東小学校区でも、ふれあい公園閉鎖に関心を持たれている住民もいらっしゃったり、何とかならへんのかとの声も多くいただいています。住民にやっぱり理解をいただいて初めて説明がされたということだと、私は思います。

次ですが、6番、代替案の進捗状況について教えてください。

議長（文野慎治君）三原教育委員会事務局理事。

教育委員会事務局理事（三原 順君）それでは、五門ふれあい公園閉鎖についての6番目、代替案の進捗状況についてご答弁申し上げます。

五門ふれあい広場閉鎖に伴う代替案につきましては、田中議員、二見議員のご質問でもお答えいたしました。これまでの五門ふれあい公園の利用実態であったり、一定の広さを持つ歴史公園が工事中により現在利用できない状況であることを踏まえ、中央小校区内の子どもの居場所づくりとして、中央小学校の校庭開放ができるかどうか検討を重ねた結果、一定の条件の下に中央小学校を

開放することとし、その具体的な運用について検討しているところでございます。

具体的な運用を検討するに当たりましては、トラブルが生じた際の責任の所在やリスク管理のほか、これまで学校が行ってきた放課後の学校運動場開放の状況や、学童やスポーツ団体の運動場の利用状況等を総合的に勘案しながら、現在、関係者と協議、調整を進めているところでございます。

今後の予定といたしましては、早ければ6月中には五門ふれあい公園が閉鎖となり施設撤去工事がスタートしますので、公園閉鎖に合わせて中央小学校の校庭開放がスタートできるよう、最終的な詰め作業を進めていく予定でございます。

いずれにいたしましても、子どもたちが安全に安心して過ごすことができる子どもの居場所づくりに向けて、早急に実施内容を取りまとめ、校区内の児童やご家庭の皆様、それ以外の皆様も含めて丁寧に周知してまいりたいと考えておりますので、ご理解賜りますようお願い申し上げ、ご答弁とさせていただきます。

議長（文野慎治君）多和本議員。

2番（多和本英一君）分かりました。田中議員、二見議員の答弁でも聞いているんで、これは分かっていたことなんですけれども、今回、安全監視員を配置されるということなんですけれども、それについての費用なんかはどういう感じになっていきますでしょうか。

議長（文野慎治君）三原教育委員会事務局理事。

教育委員会事務局理事（三原 順君）費用については、これは安全管理員の委託先とも協議をしておりますけれども、一応時間単価掛ける1日当たりの時間数と開放する日数、こちら計算をして今現在協議中ということでございます。

議長（文野慎治君）多和本議員。

2番（多和本英一君）分かりました。今回、木とかもろもろの処分に対してもお金がかかるし、この安全支援員に対してもお金がかかるということで、実際、これが本当に有効なお金なのかなというのはちょっと考えるところなんです、これ代替案、中央小学校の校庭をとということなんですけれども、これきつと前にも話お聞きしたんですが、これは町長からの指示で中央小学校の代替案を考える状況になったと思うんですが、町長から指示があったのはいつ頃なんですか。

議長（文野慎治君）三原教育委員会事務局理事。

教育委員会事務局理事（三原 順君）我々担当のほうに下りてきたのは、ゴールデンウィーク中か、ゴールデンウィーク直後ぐらいのタイミングだったかと思います。

以上です。

議長（文野慎治君）多和本議員。

2番（多和本英一君）そしたら、一応5月ぐらい、5月中ということやったと思うんですけれども、今まだ6月になって間はないんですが、これに僕はちょっと疑問があって、このふれあい公園を購入しないと決めたのは昨年11月ということですよ。それで代替案を考えろという指示があったのが5月ということなんですけれども、僕からしたら、住民にやっぱりこういうふうになりますよと理解してくださいと言うときには、既にもう代替案を考えていただいて、住民にやっぱりその状況を説明していただくのが筋なんじゃないかなと思います。

今回のこの件についても5月、今、6月ですけれども、何かがあったから、いや、ばたばたと代替案考えなあかんとか、それでは、例えば先ほども北小校区のタウンミーティングで、15年、20年先を考えているのかというような内容の中で、去年の11月にもう買わないと決めたのであれば、その時点で代替案を探るのが筋だと思いますし、住民に丁寧な説明が通るかと思うんですね。

だから僕はさっきも、気持ちが今ちょっと高ぶっているんで、ちょっと大きい声、もともと大きいんですけれども、やっぱりこのことだけじゃなくて全てにおいて、熊取町がこうしようとして動いてこうなったというケースではなくて、全て後手後手というか、こうなったからこうなりましたみたいな、そういうことがもう非常に多いというふうに、僕もこの議員になって3年させてもらっているんですけれども、別に職員が悪いとか、誰が悪いとか言うているわけじゃないけれども、

やっぱりもっと未来的な思考を持って考えてやらないと。今これ、財政が厳しい、財政が厳しいと、このまま言い続けていたら、もうそれもずっと言い続けなアカンような状況になるんで、これがなくなったから、ほんなら財政が好転するように考えてくれるんですかという話だと思うんですね、僕からしたらね。

最初の子どもたちの訴えのこともそうです。ボール遊びできる場所がないとかね。子どもたちは子どもたちで、やっぱり自分らで真剣に考えているし、大人がほんまに何というのかな、40年ですよ、これ40年やっている中で、こんなの、いや、もうほんま僕からしたら信じられへんというか、そんなもの、3か月や4か月で、ほなやめときまっさみたいな、それはもう何というのか言葉が出てこないぐらい、ちょっといらいらしているような状況です。

やっぱりこれから本当に、今回のことはこれで最後なのかちょっと分からないですけども、これ以外にもいっぱい今後は住民に説明していかなアカンような状況というのは出てくると思うんで、そこはやっぱりもっと丁寧にやっていただいて、今回要望書が出ている中にも相当いろんな意見が書かれていますし、住民の意見を聞いていただくのが役場の仕事やと思いますし、僕らの仕事でもあるんじゃないかなと思うんですよ。まず、住民の意見をしっかり聞いていただいて、何とか考えてほしいなと思います。

最後になりますが、今回五門ふれあい公園の件について、私も含め校区の枠を超えた多くの住民、教育委員会、学校をはじめ町職員の皆さんも熊取町の現状を考え、改めて知るいい機会になったのかなと思います。

様々な議論の中で現時点での私の考えですが、五門ふれあい公園をなくしてしまうのは今じゃないと思います。長年あの場所を貸していただいた地権者様、公園を利用してきた地域の住民の気持ち、以前、町長から樹木や自然の大切さの思いも聞かせていただいたこともあります。あの場所は熊取町のメイン通りにあり、資産としても一定価値はあるんじゃないかなと思っています。住民の生活や思い出とともに大きく育った31本の木が、知らないところで処分されていく。力強く地に張った木の根を見ていて、私も中央小学校に通っていた児童の一人として今回の選択はつらく、とても悲しいです。

防災の観点から、災害ごみ、瓦礫などを一時的に集積する置場としても使えるんじゃないかなと思ったりもします。代替の校庭開放についても、住民の望む形や安全面や責任の面について完全に透明化されているとは思えません。

ふれあい公園を維持していくことについてお金も要ると思うんですが、維持費には、ネーミングライツや、可能であればクラウドファンディングなどを考えてもいいのかなと思いますし、財政面を考え、永久的に公園を維持する確約が欲しいわけではありません。町が一旦保有して煉瓦館に公園が戻り、未来を担う子どもたちや住民の憩いの場所が一定確保され、大きく育った木々の活用を考える時間を与えていただきたい。これを決断できるのは町長しかできません。今年度、町政運営方針に示されている「まちに愛着を持てる、たくましく生きる力を持つ子どもが育つまち」とありますが、このままでは、この実現はできないと思います。未来に向けた取組、地権者様のこともあって、現時点で可能かどうかは分かりませんが、購入に向けた再検討、町長お願いできませんでしょうか。よろしくお願いします。町長お願いします。

議長（文野慎治君） 藤原町長。

町長（藤原敏司君） 私の弱みを突かれているというふうな感じをしています。大きく育ったケヤキの木を見ていますと、これがなくなる状況を見てみますと、もうすごい胸が痛むというのを抱えております。そういうところで思いをいろいろと巡らしているんですけども、考えがまとまらないというのが現状でございます。

2年間というふうなことが、いろいろ協議する中で、そういうものが協議の上にあったとすれば、その2年間だけでもというふうな方向で考えられたのかなと、それが今の状況で2年間だけでも取りあえずは歴史公園が復活するまでの間、このままの状態で置けるかどうか、改めてちょっと検討

できたらなというふうな思いが今しております。

以上です。

議長（文野慎治君）多和本議員。

2 番（多和本英一君）分かりました。ちょっとはっきりした返答がいただけていないのかなと思うんですが、もう何とかやっぱり住民の気持ちとか、町長もいろんな住民にお会いされて直接訴えも聞かれていると思うんですよ。これ本当に代替地、教育委員会とか学校も協力していただいて、いろいろ考えてはいただいていると思うんですけど、全然クリアになっていない。代替地になっていないというような状況の中で、町長、もう一回はっきりどうでしょうか。どうできるかは分からないですけど、検討いただけることはできませんでしょうか。

議長（文野慎治君）藤原町長。

町長（藤原敏司君）担当部局が昨年の7月からいろいろと内部で検討しながら、住民、対象であります五門区、野田区、そして学童の皆さん方といういろいろな話合いの中で検討してきた結果が、その公園の範囲がその中に重複しているものはないというふうなことだったと思うんですけども、何とか圏ですか。

（「誘致圏」の声あり）

町長（藤原敏司君）誘致圏ですか、誘致圏の中であそこがなくなったとしても、その誘致圏から外れる場所がないということが、一つの大きな題目になったのかなというふうに思います。

個人的には、あの景観が忘れ難いというふうな思いもある中で、検討ができるか、検討ができないか、なかなか難しいような感覚で今、答弁に困っているところでございます。ということで、ご理解願えたらと思います。

議長（文野慎治君）多和本議員。

2 番（多和本英一君）困っているというのを聞いて、僕が一番困っているんですけど。

これ、財政が厳しいということなんですけれど、あの公園、一体僕はそういう不動産のプロじゃないので分からないんですけども、あれを今、熊取町は購入したということで、すぐ熊取町が転覆するような状況にあるんでしょうか。

議長（文野慎治君）田中総合政策部長。

総合政策部長（田中耕二君）非常に極端なお話で、転覆するか、せえへんかと、転覆なんかするわけございません。

ただし、あれを今、買い戻すとなれば全て単費になってまいりますので、どれだけの額かというのは別にいたしまして。もう一点、私のほうから立たせていただいたついでで、財政が厳しいからどうこうというような行革をしていないというのは、今までもずっと言わせていただいております。財政が厳しいのは間違いないですけども、やるべき行革をやっているというところですので、必要な予算、これは子ども・子育てを中心に当然ながら進めているよというのは何度も言わせていただいていると思いますし、今回もそれと同様であると考えております。必要かどうかというところからスタートかなと思います。

議長（文野慎治君）多和本議員。

2 番（多和本英一君）分かりました。

そしたら、今現状あの公園は、熊取町の子どもたちには必要じゃないということの認識でいいんでしょうか。

議長（文野慎治君）田中総合政策部長。

総合政策部長（田中耕二君）すみません、私はそれを判断するのではない職責ですので、それは原課の所管課のほうでご判断いただく、もしくは関係課でご判断いただいていたところではないかと思います。

議長（文野慎治君）ちょっとまとめてくれるか。理事者としてばらばらやないか。南副町長。

副町長（南 和仁君）これまでも公共的な施設の廃止、今回は公園の廃止というところではございます

が、こういう公共的な施設を廃止する際は、私ども、やはりもう既に利用されて、そういった施設でいろんな活動をされている方に対して非常にご迷惑とご不便をかけるというところで、検討には検討を重ねてきました。今までも、どの施設を廃止する際もそうです。その中で、どういったらこの施設を廃止する際に、対応策としてどういうことを準備できるのかということ、もう本当に時間をかけて検討、実際にできるのかという可能性というものを探っていくわけです。

今回は、公園を廃止する中で、やはり一番大事なのは学童保育の児童の方が放課後の居場所をなくすよというところで、中央小学校の校庭の利用拡大というところで教育委員会とも何度も協議しながら積み重ねてきた。地元の五門区、野田区の区長、役員の方にも下ろしていただいているというところなので、一定のご理解は得られたというところで、最終的な決断として廃止というところの決定に至ったわけでございます。

今日も田中圭介議員のほうからご提案ありましたように、令和10年10月に煉瓦館の前の歴史公園が完成、竣工します。それはもう大阪府に対してできるだけ早く完成、竣工してくれという申し入れはずっとやっているわけです。1か月でも2か月でも早くしてほしいと。しかも今回、ご意見いただいた中で、その出来上がった煉瓦館の前の公園が、まさに調整池を造るための工事であったんだけど、実は公園のリニューアルの工事であったというような出来姿で進めてもらうように強く、大阪府のほうには申し入れていきたいというように考えております。

そういう意味では、学童保育の児童のケアは中央小学校の校庭でしっかりと、そのほかの利用されていた子どもたちの居場所づくりもしっかりと中央小学校の校庭で賄えるように、教育委員会の方々と学校の現場の方との協議の中で進めていきたい。今までの公園を利用されていた方は、少し時間を待っていただくかも分かりませんが、歴史公園が出来上がった際には、もうほぼリニューアル公園としてスタートさせていただきたいと。

ほんで、今回の売却するのには相当な金額が必要です。先ほど財政担当の部長のほうからお話しさせていただいたところでございます。全て単費というところになってきますので、単費で相当の金額、申し上げられませんが、その単費をもってする覚悟であれば、相当な2分の1補助の国庫事業であるとか、国庫補助をもらえたり、3分の1の国庫補助交付金をもらえる事業では、多分2億円、3億円ぐらいの事業ができるような規模になってきます。それほどやっぱり丸々単費でお金、数千万円、数億円上げるとするのは町の財政運営上、非常に厳しいものがあるということだけはご理解いただけたらと思います。そして、その単費を入れるという覚悟で熊取町全体の公園整備ができたかなというのも、一つ思っております。

以上です。

議長（文野慎治君）多和本議員。

2番（多和本英一君）分かりました。分かっているんですけど、分かりました。

ほんで、さっきも話したんですけど、木の件なんですけれど、まだ何か考えられる策があるんであれば、ちょっとまた業者なんかと相談してもらうようなことを、そういうところってやっぱり子どもたちも見ていると思うんですね。ほんまにあの現場行って、あの木を一遍ゆっくり見てもらったら分かると思うんですけど、いや40年ってやっぱりすごいですよ、その中でね。

だから、その辺をしっかりと、僕も言いたいことはもう全て一応言ったんで、今回前向きな答弁をいただけなかったというのは、なかなかちょっと悔しい、これで終わってしまうのかなと思うと悔しいんですが、これで私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

議長（文野慎治君）以上で、多和本議員の質問を終了いたします。

議長（文野慎治君）お諮りいたします。議事の都合により、本日の会議はこれで延会したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、本日はこれにて延会することに決定しました。

本日はこれにて延会いたします。お疲れさまでした。

(「17時24分」延会)

6 月熊取町議会定例会（第 2 号）

令和 8 年 6 月 定例会 会議録（第 2 号）

月 日 令和 8 年 6 月 11 日（木曜）招集

場 所 熊取町役場議場

出席議員 次のとおり 12 名であります。

1 番 文野 慎治	2 番 多和本英一	3 番 長田健太郎
4 番 石井 一彰	5 番 坂上 昌史	6 番 大林 隆昭
7 番 坂上巳生男	8 番 江川 慶子	9 番 渡辺 豊子
10 番 二見 裕子	13 番 田中 圭介	14 番 河合 弘樹

欠席議員 なし

地方自治法第 121 条の規定により本議場に出席を求めたものは、次のとおりであります。

町 長	藤原 敏司	副 町 長	南 和仁
教 育 長	吉田 茂昭	総 合 政 策 部 長	田中 耕二
総合政策部統括理事	明松 大介	総合政策部統括理事	庭瀬 義浩
総 務 部 長	永橋 広幸	総 務 部 理 事	道端 秀明
住 民 部 長	巖根 晃哉	住 民 部 理 事	奥村 光男
健 康 福 祉 部 長	石川 節子	健 康 福 祉 部 理 事	阪上 正順
健 康 福 祉 部 理 事	橘 和彦	都 市 整 備 部 長	山原 栄次
都 市 整 備 部 理 事	坂本 佳弘	都 市 整 備 部 理 事	西村 幸洋
会計管理者兼会計課長	根来 雅美	教 育 次 長	松浪 敬一
教育委員会事務局理事	河井 淳	教育委員会事務局理事	三原 順

本議会の職員は、次のとおりであります。

議 会 事 務 局 長	山本 浩義	書 記	野津 博美
-------------	-------	-----	-------

本議会に付議された案件は、次のとおりであります。

一 般 質 問

議案第 27 号	税条例の一部を改正する条例の専決処分報告について
議案第 28 号	人権擁護委員候補者の推薦について
議案第 29 号	人権擁護委員候補者の推薦について
議案第 30 号	農業委員会委員の任命同意について
議案第 31 号	農業委員会委員の任命同意について
議案第 32 号	農業委員会委員の任命同意について
議案第 33 号	農業委員会委員の任命同意について
議案第 34 号	農業委員会委員の任命同意について
議案第 35 号	農業委員会委員の任命同意について
議案第 36 号	農業委員会委員の任命同意について
議案第 37 号	農業委員会委員の任命同意について
議案第 38 号	農業委員会委員の任命同意について
議案第 39 号	農業委員会委員の任命同意について
議案第 40 号	農業委員会委員の任命同意について
議案第 41 号	農業委員会委員の任命同意について
議案第 42 号	農業委員会委員の任命同意について
議案第 43 号	農業委員会委員の任命同意について
議案第 44 号	農業委員会委員の任命同意について
議案第 45 号	農業委員会委員の任命同意について

- 議案第46号 成長産業特別集積区域における成長産業の集積の促進及び国際競争力の強化に係る町税の特例に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第47号 地方自治法の一部を改正する法律等の施行に伴う関係条例の整理に関する条例
- 議案第48号 行政手続条例の一部を改正する条例
- 議案第49号 国民健康保険条例の一部を改正する条例
- 議案第50号 後期高齢者医療条例の一部を改正する条例
- 議案第51号 介護保険条例の一部を改正する条例
- 議案第52号 環境センター専用公用車（ダンプ車両）の購入について
- 議案第53号 大阪府後期高齢者医療広域連合規約の変更に関する協議について
- 議案第54号 大阪広域水道企業団の共同処理する事務の変更及びこれに伴う大阪広域水道企業団規約の変更に関する協議について
- 請願第1号 主要地方道大阪和泉泉南線（都市計画道路 大阪岸和田南海線）の接合地点および一部線形の変更並びに大阪外環状線4車線化を一体とした都市機能の早期整備に関する請願

議長（文野慎治君）皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員は12名全員であります。定足数に達しておりますので、ただいまから令和8年6月熊取町議会定例会第2日目の会議を開きます。

（「10時00分」開会）

議長（文野慎治君）なお、発言される方は、起立の上、マイクの赤いランプの点灯を確認した後に発言していただきますようお願いいたします。

それでは、本日の日程に入ります。

昨日に引き続き、日程第3 一般質問を継続いたします。

引き続き、河合議員。

14番（河合弘樹君）おはようございます。議長のお許しを得ましたので、通告に従いまして一般質問のほうをさせていただきます。

まず初めに、町道小垣内川田七山線のうち、旧170号から外環状高架下までの区間についてであります。

この区間は、地域住民の生活道路として利用されるだけではなく、児童・生徒の通学路として利用されております。しかしながら、道路幅員が狭く、歩行者と車両が近接して通行せざるを得ない状況となっております。特に、朝夕の通学時間帯においては制限速度を超えていると思われる速度で通行する車両も見受けられ、児童・生徒が危険にさらされている状況であります。全国では通学路において貴い命が失われる痛ましい事故も発生しており、事故が起こってからでは取り返しがつきません。子どもたちの命と安全を守るため、事前の対策が極めて重要であると考えています。

そこでお伺いいたします。

1点目、町道小垣内川田七山線のうち、旧170号から外環状線高架下までの区間について、町は当該区間を通学路としてどのように認識しておりますか。

議長（文野慎治君）松浪教育次長。

教育次長（松浪敬一君）町道小垣内川田七山線の通学路安全対策についてのご質問についてご答弁いたします。

まず、1点目の町道小垣内川田七山線のうち旧国道170号から大阪外環状線高架下までの区間について、町は当該区間を通学路としてどのように認識しているかという点につきまして、町といたしましては、道路幅員が狭いということから、児童に対しては通行に当たって注意を促す必要があ

る区間であると認識をしております。また、地域教育協議会で作成いただき学校に掲示しております北小学校の安全マップにおきましても、当該区間については道の幅が狭いので注意しようと記載をしているところでございます。

以上でございます。

議長（文野慎治君）河合議員。

14番（河合弘樹君）分かりました。注意しているぐらいということで、この質問に当たって私も先日と今日の朝もちょっとこの現地を確認に行ってきたんですけども、現地を確認すると児童・生徒と車両との離隔が非常に少なく、地域住民からも危険であるとの声を聞きました。また、車のドアミラーがたまに落ちているときもあるとか、やっぱり電信柱にこすった跡も見てきましたので、車幅が狭いのは狭いんで。

それと、私が見たときに限ってはそんなスピードを出す車もそこまではなかったんですけども、たまに、車の運転のモラルの問題であって、飛ばす、急いでいる方とかがあって、そういうのが数台見かけられるものだと思うんですけども、朝も夕方も。でも、それであっても児童・生徒が通学している道路でありますので、安全対策は必要だと考えております。

次の、それでは2点目のほうへいきたいと思います。

これまで学校やPTA、地域住民から安全対策に関する要望が寄せられたりはしておりますか、お聞かせください。

議長（文野慎治君）松浪教育次長。

教育次長（松浪敬一君）2点目のこれまで学校やPTA、地域住民から安全対策に関する要望が寄せられているのかという点でございますが、現時点では当該区間を対象とする要望は確認できておりません。

なお、通学路における交通安全対策箇所については、毎年、学校等からの要望を受けまして、通学路交通安全プログラムに基づく通学路安全推進会議におきまして関係機関と協議の上で選定を行っております。

以上でございます。

議長（文野慎治君）河合議員。

14番（河合弘樹君）ありがとうございます。

続いて、3点目の町として当該区域の危険性について現地確認や安全点検を実施しているかをお聞かせください。

議長（文野慎治君）山原都市整備部長。

都市整備部長（山原栄次君）ご質問の3点目、当該区域の危険性について現地確認や安全点検を実施しているのかについて答弁申し上げます。

町道の安全点検につきましては、ご質問の町道小垣内川田七山線に限らず、全ての町道におきまして、町域を12ブロックに分け、毎月1ブロックごとに点検パトロールを行い、1年で一巡する内容で毎年実施してございます。あわせて、住民の方々から寄せられた苦情や要望箇所につきましては、その都度現地確認を行ってございます。

なお、当該区域におきましては、ここ数年の点検パトロールでは異常は確認しておらず、道路幅員が狭小であることから通行車両等はお互いに譲り合いながら走行している状況と認識しているところでございますが、危険性などの要望苦情は届いてございません。

また、交通安全対策としましては、熊取町通学路等交通安全プログラムに基づき、平成26年度に路側帯カラー化を実施し、令和2年度に路側線の塗り直しを行うことで通学路の安全確保を図っているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（文野慎治君）河合議員。

14番（河合弘樹君）ありがとうございます。グリーンベルトの設置もされているのは私も確認しており

ます。それで少しは抑止力になっているのかなと思うんですけども、これ、小垣内川田七山線って距離的には結構あるんですけど、私が言っているのは短い区間で、距離でいうたら5、60メートルぐらいになると思うんですが、小垣内のお寺の下、あれは正法寺から中内センターに向けての距離なんですけれども、5、60メートル、そこが道幅が狭くて、それ以外の外環から北小学校へ行くまでは歩道もついており道も広いんで、少しは安全かなと思うんですが、この間、狭いのにやっぱりそうやって、1台2台の車とは思いますが飛ばしてくる車があつて危険やという声が寄せられているんで、それに対して、グリーンベルトはしておりますが、注意喚起看板の増設や路面標示の強化など、そういった考えは先ほどの答弁ではないとありましたが、そういう検討も現時点ではございませんか。

議長（文野慎治君）山原都市整備部長。

都市整備部長（山原栄次君）まずは、要望等いただいた件について対応はさせていただいているところですが、議員のご意見もございますので、再度現地確認をさせていただいて、対応可能な分については対応してまいりたいというふうに考えてございます。

以上です。

議長（文野慎治君）河合議員。

14番（河合弘樹君）分かりました。よろしくお願いいたします。

そのまま続いて、4点目の通学時間帯における速度抑制対策の考え、これ続くんですけども、よろしくお願いします。

議長（文野慎治君）山原都市整備部長。

都市整備部長（山原栄次君）それでは、ご質問の4点目、通学時間帯における速度抑制対策について答弁申し上げます。

先ほど答弁させていただいたとおり、当該箇所につきましては通学路の交通安全対策を実施していること、また、通行車両の速度超過等の要望苦情も届いていないことから、現時点では速度抑制対策は考えてございません。

なお、改正道路交通法施行令の施行により、本年9月1日より生活道路における自動車の法定速度が時速60キロから時速30キロに引き下げられることから、泉佐野警察署に確認したところ、当該区間におきましても法定速度が時速30キロになるとのことでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（文野慎治君）河合議員。

14番（河合弘樹君）分かりました。旧の170号線と今言っていた外環状線の高架下から向こうは30キロの制限が出ているんですが、その細い間だけは出ていなかったんですね。今聞いたら30キロになるというたんで、ひとつ安心しました。それが分かるように今後また看板等設置、何か対策していただければと思います。

それと、通学路の安全に関してはここの部分だけに関してでなしに、私自身も毎朝、久保の六差路の、熊取町で一番ややこしい交差点になるだろうと思うところなんですけれども、そこに渡辺議員と一緒に朝の見守り隊で立っているんですが、その中でも、あそこはあそこでこれまでもいろいろあつて、いろいろな対策をさせていただいていると思うんですが、そこ以外にも町内でもたくさん、これ以外のところでもそういった危ないところはあるのかなと思うんですが、これからもそういった声を聞いて対策していただきたいと思うんで、よろしくお願いします。

最後の5点目にいきます。

熊取町、学校及び警察との連携による安全対策の現状と今後の取り組みについてお聞かせください。

議長（文野慎治君）松浪教育次長。

教育次長（松浪敬一君）それでは、最後の質問ということで、熊取町、学校及び警察との連携による安全対策の現状と今後の取り組みについてでございますが、先ほども少し説明させていただきました

が、本町では、泉佐野警察署、大阪府岸和田土木事務所、都市整備部道路公園課及び健康福祉部保育課と連携して、通学路の安全対策を推進するため通学路交通安全プログラムを策定しておりまして、通学路安全推進会議を毎年度開催する中で新たな対策箇所を追加し、通学路の安全確保を図っているところでございます。

今後におきましても、当該取組を軸とし、様々な形で地域の皆様からのご意見を頂戴しながらさらなる通学路の安全対策の推進を図ってまいりますので、ご理解賜りますようお願い申し上げ、ご答弁とさせていただきます。

議長（文野慎治君）河合議員。

14番（河合弘樹君）分かりました。よろしくお願ひしたいと思います。

最後に、子どもたちが安心して登校できる環境整備は行政の重要な責務と考えております。事故が発生してからでは遅く、未然防止の観点から早急な対応を強く要望し、この質問を終わりにさせていただきます。

それでは、2項目めの空き家対策について。

この空き家対策についてですが、3月の議会でも坂上巳生男議員からも質問がありましたけれども、改めて質問をさせていただきたいと思います。

近年、全国的に人口減少や高齢化の進行に伴い空き家が増加しております。本町においても適切に管理されていない空き家が見受けられ、防災・防犯、景観、衛生環境など様々な面で地域住民の不安要因となっています。特に、老朽化した空き家については、台風や地震等による建物の倒壊や屋根材の飛散などの危険性があり、近隣住民からの相談も増えていると聞いております。私自身も地域住民の皆様から、庭木が道路にはみ出しているとか雑草が繁茂している、建物が傾いていて危険だとか所有者が分からず困っているといった相談を受ける機会も増えております。また、所有者が遠方に移住している場合や相続問題により管理者が不明確となっている場合には、適切な維持管理が行われず、問題が長期化するケースもあります。

そこで1点目、管理不全空き家や特定空き家の件数と、住民からの相談件数や主な相談内容についてお聞かせください。

議長（文野慎治君）坂本都市整備部理事。

都市整備部理事（坂本佳弘君）それでは、空き家対策についての1点目、管理不全空き家や特定空き家の件数と、住民からの相談件数や主な相談内容について答弁申し上げます。

ご質問の管理不全空き家や特定空家の件数につきましては、これまで空家法に基づくこれらの措置を行った空き家はございません。

次に、相談の件数や内容については、空家相談会や住民からの苦情の件数として昨年度30件、今年度5月末時点で11件となっております。内容につきましては、所有者からは売却や利活用の相談がほとんどであり、所有者以外からは、適切に管理がされてなく放置されていることによる草木の繁茂や建物の腐朽等を改善して、適正に管理させてほしいという要望がほとんどでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（文野慎治君）河合議員。

14番（河合弘樹君）ありがとうございます。現時点では管理不全空き家と特定空家はないということで、3月議会の答弁でもDランクが44件と。Dというのはこの以前ということなんですね。

議長（文野慎治君）坂本都市整備部理事。

都市整備部理事（坂本佳弘君）Dランクにつきましては、ランクでいうとやはり一番危険度が高いと当時の調査ではなっております。ただ、今、議員ご指摘の法的な指定というのはまだ行っていないということでございます。

以上でございます。

議長（文野慎治君）河合議員。

14番（河合弘樹君）分かりました。2点目にもつながると思うんで、2点目のほうへいきたいと思いま

す。

空家等対策の推進に関する特別措置法の改正により、管理不全空き家への対応が強化されましたが、今後どのような方針で対策を進めていくのかお聞かせください。

議長（文野慎治君）坂本都市整備部理事。

都市整備部理事（坂本佳弘君）続きまして２点目、「管理不全空き家」への対応が強化されたが、今後の対策について答弁申し上げます。

本町では、空家等対策計画である熊取町まち育てプランに基づき、空き家等の対策を推進しているところでございます。本計画は今年度改定予定であり、令和５年度の法改正において新設された管理不全空き家等への対応も含め改定作業を進めているところでございます。

今後の対策につきましては、引き続き、所有者等に対する早期の段階での必要な情報提供や助言を積極的に行うことに加え、適正な管理をいただけない所有者等に対しては法に基づき管理不全空き家等に対する指導・勧告を行うなど、町としての責務に努めてまいりますので、よろしくご理解賜りますようお願い申し上げます。

議長（文野慎治君）河合議員。

14番（河合弘樹君）分かりました。管理不全空き家とは放置すれば特定空家になるおそれがある状態の空き家であって、一方の特定空家は、そのまま放置すると倒壊や保安上の危険がある、また、もしくは景観を損なっていると行政が認定した深刻な状態の空き家を示すとありますが、この２つの違いは行政による介入の度合いと、指定された際によるペナルティーの重さがあると、私もちょっと調べたらあったので、ちょっとだけ言わせていただきます。

管理不全空き家は、適切な管理が行われておらず、特定空家に指定される前段階の空き家で、例えば屋根や外壁の破損、雑草の繁茂、害虫の発生などが挙げられます。また特定空家は、倒壊の危険性がある、衛生上有害である、景観を著しく損なっているなど、放置することが著しく不適切である状態であって、また行政措置とペナルティーの違いでは、指導・勧告どちらも市区町村から所有者に対して改善のための指導や勧告が行われる。固定資産税の住宅用地特例の管理不全空き地または特定空き地として行政から勧告を受けると、土地の固定資産税、都市計画税の負担が軽減される特例（最大６分の１）から除外されるとあります。また、命令、強制執行は、特定空家に対しては所有者へ改善命令が出される場合があり、命令に従わない場合は過料、罰金が科せられ、行政が強制的に撤去、行政代執行にして、その費用が所有者に請求される法的強制力がありますとありますが、この行政の直接介入や命令など重いペナルティーがある特定空家になるのを防ぐために、より手前的手段として管理不全空き家の認定、指導が強化されているとありますが、熊取町ではまだ管理不全空き家の認定等はい行われていないということですのでよろしいですね。

議長（文野慎治君）坂本都市整備部理事。

都市整備部理事（坂本佳弘君）そのとおりでございます。

議長（文野慎治君）河合議員。

14番（河合弘樹君）しかしながら、これに近い空き家はあると私自身は現地を確認して見たことがあるんですが、多分それは熊取町も把握していると思うんですが、場所等、あれはちょっと個人的なあれがあるんであれですけども、私が見た限り、やっぱり、先日の地震がありましたけれど、震度３、それでは倒壊はなかったんですが、また次起きればいつ倒壊するか分からないぐらい、全倒壊にはなりません、一部壁がもう倒れかかっていて、屋根の瓦も落ちて隣に飛散している状態であって、隣の住民の方々が非常に困っているという相談も受けたんですが、それに対して熊取町もいろいろと動いていただいているみたいですが、それについてどういうあれがありますか。

議長（文野慎治君）坂本都市整備部理事。

都市整備部理事（坂本佳弘君）先ほど答弁でもご説明しましたけれども、所有者のほうには情報提供だけでなく助言とかいろいろさせていただいている。去年度より直接訪問も行っております。ただ、言われるように、それでもどうしても対策していただけないような空き家につきましては、先ほど

答弁でもさせていただきましたが、やっぱり管理不全空き家等に対する指導、勧告というのも先にはあるかなと。ただ、これについてはやっぱり権利のこともありますし、一足飛びにもいかないところもある。ただ、そのご意見を聞くために空き家の審議会というのも設けておりますので、国のガイドラインでも、そういう指定するときにはそういう学識者、弁護士も入っていて、その意見を聞きながらとなっていますので、必要に応じて手続等を踏まえて適切に行っていきたいと思っています。

以上です。

議長（文野慎治君）河合議員。

14番（河合弘樹君）分かりました。ありがとうございます。

空き家の実態調査についてはどのような方法で、またどの程度の頻度で行っているか、お聞かせください。

議長（文野慎治君）坂本都市整備部理事。

都市整備部理事（坂本佳弘君）空き家の実態調査は令和4年度に行ったものでございまして、基本的には空き家を適正に管理するための基礎的な資料を収集したものでございまして、直接不良度の判定を行っているというわけではないです。ただ、先ほどのランクづけ等はさせていただいております。基礎資料ですので、まあ言えば件数が主だったかなと。ただ、その次、次回いつするとかいうのは、特段次回の予定は今のところございません。

以上でございます。

議長（文野慎治君）河合議員。

14番（河合弘樹君）分かりました。

それでは、3点目の所有者への啓発や相続時の適切な手続の周知が重要と考えます。本町はどのような取組を行っているか。また、有効活用する視点も重要で、移住促進や子育て世帯向け住宅としての活用についての考えは。

議長（文野慎治君）坂本都市整備部理事。

都市整備部理事（坂本佳弘君）ご質問の3点目、所有者への啓発や相続時の適切な手続きの周知の取組、また、移住促進や子育て世帯向け住宅としての活用について答弁申し上げます。

所有者への啓発につきましては、直接所有者へ情報提供ができる場として、毎月1回、専門家に相談できる空き家相談会の実施や、本町のホームページを活用した空き家の利活用につなげる空き家バンクの案内や、空き家の適正な管理に関する情報発信を行っております。その中には、ご質問にもございます相続時の適切な手続も掲載し、周知・啓発に努めているところでございます。

また、空き家対策における移住促進や子育て世帯向け住宅としての活用につきましては、現在のところ検討には至ってございませんが、他の市町村の取組状況も参考にしながら研究してまいりますので、よろしくご理解賜りますようお願い申し上げます。

以上でございます。

議長（文野慎治君）河合議員。

14番（河合弘樹君）ありがとうございます。相続登記義務化への対応についてですが、令和6年4月から義務化されたんですが、しかしながらまだ制度を十分に理解されていない方も多く、今後、所有者不明空き家が発生する可能性もあります。これについての周知等の考えはあれですかね。

議長（文野慎治君）坂本都市整備部理事。

都市整備部理事（坂本佳弘君）周知につきましては、先ほどの答弁でもさせていただきましたが、今、町のホームページの中で周知させていただいております。基本的には、やはり今ご指摘のありましたように、所有者不明の発生を予防するというのが法律の趣旨であると聞いております。

以上でございます。

議長（文野慎治君）河合議員。

14番（河合弘樹君）分かりました。その相続もあるんですが、また、解体についても、3月の議会でも

ちょっと話があったと思うんですが、空き家所有者の中には、危険な状態と分かっているけど解体費用が高額で対応できないという声も少なくありません。近隣自治体では危険空き家の除去補助制度も実施している自治体もあります。泉佐野市のほうでは最大130万円という補助が出ております。熊取町の場合は45万円が出ていると思うんですが、だからといってその制度をつくれというんじゃないですが、そういったこともありますよという助言は、知っているとは思いますが、これからも引き続きそういった対応をしていただきたいのと、その問題の最後に、空き家問題は今後さらに増加することが予想されます。私は、苦情が出てから対応する受け身の姿勢ではなく、危険な空き家を早期発見し、問題化する前に対応する予防型の空き家対策が必要と考えております。

空き家対策は、単なる建物管理の問題ではなく、防災、防犯、地域活性化にも関わる重要な問題です。住民が安心して暮らせる住環境を守るため、より積極的な取組を要望し、この質問を終わります。

それでは、最後の3項目めのふるさと納税についてです。

このふるさと納税についてもこれまでもたくさんの議員の方々が質問されており、つい3月議会では多和本議員が会派質問したかと。昨日の二見議員の中でもふるさと納税がありましたが、改めて質問をさせていただきたいと思います。

ふるさと納税制度は、自治体にとって貴重な自主財源の確保だけでなく、地域の魅力を全国に発信し、地場産業の振興や地域経済の活性化につながる重要な制度であります。

近年、全国の自治体では、特色ある返礼品の開発や効果的な情報発信に力を入れ、多くの寄附を集めています。一方で自治体間の競争は年々激しさを増しており、特に、返礼品を備えるだけでなく、このまちだからこそ応援したいと思っていただける魅力づくりが求められております。

そのような中、このたび熊取町において、町内初となる養殖ウナギがふるさと納税の返礼品に採用されると伺っております。私は、この養殖ウナギは単なる新しい返礼品の一つではなく、熊取町の新たなブランドとして大きな可能性を秘めた地域資源であると考えております。熊取町産の養殖ウナギという話題性はもちろん、生産者の挑戦や地域産業の活性化という観点からも大いに期待できる取組ではないかと思えます。

そこで、1点目の今回、新たに返礼品と採用される養殖うなぎについて、どのような期待を持っているか伺います。

議長（文野慎治君）明松総合政策部統括理事。

総合政策部統括理事（明松大介君）それでは、ご質問のふるさと納税の新たな返礼品である養殖ウナギへの期待につきまして答弁申し上げます。

こちらの養殖ウナギにつきましては、河合議員からの情報を基に営業を行い、事業者と協議、調整を踏まえた結果、令和8年1月にふるさと納税の返礼品として総務省に申請し承認され、ブランド名を熊取町産「めぐみ鰻」として寄附の募集を開始しております。この「めぐみ鰻」につきましては、現在、本町の主力返礼品でありますタオルに次ぐ2本目の柱としてのポテンシャルを十分に兼ね備えた返礼品として、大変期待しているところでございます。

また、事業者からも、新たな地場産品創出等支援事業補助金、いわゆるふるさと納税#3.0を活用した事業の拡大や、返礼品のPRにも協力したい旨の申出を受けておりまして、我々も、寄附額の増加を図るべく効果的な情報発信を行ってまいりたいと考えております。

改めまして、貴重な情報をいただきましてありがとうございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（文野慎治君）河合議員。

14番（河合弘樹君）ありがとうございます。これは、私もちょっと調べてみたら、ポータルサイトのほうで今募集しておりまして、発送が6月末から7月頭ぐらいからとなっております。昨日もありましたかね。田中部長の答弁でも、以前からあった夏の土用に合わせられるようにということが、今年の夏の土用というのは7月26日ぐらいでしたかね。多分それに合わせて寄附が殺到するのでは

ないかと私は思うんですが、私らアナログ人間からして、熊取町だけでぱっと見たら、一押しとかはあるんですが、そこにはまだウナギは出ていないんですね。「熊取町 ウナギ」と探したら出てきますが、そういった点に関してどう思われますか。

議長（文野慎治君）明松総合政策部統括理事。

総合政策部統括理事（明松大介君）今、その点につきましてもまさに作業、中間管理事業者のほうと打合せを行いまして、楽天のサイトなんかですと夏の特集というところ、ウナギの特集なんかも恐らく今後組まれると思うんですが、その上位に来るように今、中間管理事業者と調整をしているというところがございますので、また応援いただければと思います。よろしくお願いいたします。

議長（文野慎治君）河合議員。

14番（河合弘樹君）ありがとうございます。今回の養殖ウナギについては、熊取町にとって、先ほども述べましたように非常に価値のある地域資源であると考えております。しかし、返礼品として登録するだけでは大きな成果は期待できません。重要なのは、これを熊取町のブランドとして育てていく視点ではないでしょうかと考えますが、例えば熊取町発の養殖ウナギというストーリーを全国へ発信して、熊取町の名前とともに3に認知度を高めていくことが必要と考えておりますが、どう思われますか。

議長（文野慎治君）明松総合政策部統括理事。

総合政策部統括理事（明松大介君）議員のお考えと我々も全く同じ思いを持っておりまして、ブランド、先ほども申し上げましたとおり、第2の柱というような期待と位置づけを持って取り組んでまいりたいと思います。昨日の二見議員の答弁の中でも申し上げましたとおり、7月26日が今年、土用の丑になっております。今のところInstagramを使ったリールの動画を課内では検討しておりますが、その動画の中で、町長、職員一体となったストーリー性のあるこのブランドウナギのPR動画、これなんかも、他の商品も当然並行してというふうになりますが、一応、主として進めてまいりたいというふうに考えておりますので、よろしくお願いいたします。

以上でございます。

議長（文野慎治君）河合議員。

14番（河合弘樹君）分かりました。ありがとうございます。それではPRのほうよりお願いしたいと思います。

それでは続きまして、次に返礼品の拡充についてですが、ふるさと納税で成果を上げている自治体の多くは、地域事業者と連携を強化し、新たな返礼品の発掘に積極的に取り組んでいるところが多いと思います。

それで2点目、新たな返礼品の発掘や事業者の参画促進についてどのような取組を行っているか、お聞かせください。

議長（文野慎治君）明松総合政策部統括理事。

総合政策部統括理事（明松大介君）それでは次に、新たな返礼品の発掘や事業者の参画促進について答弁申し上げます。

新たな返礼品の発掘につきましては、令和7年2月から任用しております地方創生専門員が中心となりまして、町内事業者を草の根的に訪問いたしまして、ふるさと納税制度の説明を行い、参画促進に努めております。あわせて、既に返礼品をご提供いただいている事業者につきましても営業を行い、新たな追加の返礼品をご提供いただいております。

また、令和8年3月に新たに契約した中間管理事業者の業務の一つである事業者開拓・返礼品開発につきましてもしっかりと活用し、新たな事業者の参画や返礼品の開発にしっかりと努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

議長（文野慎治君）河合議員。

14番（河合弘樹君）ありがとうございます。養殖ウナギに続く新たな特産品や返礼品を発掘するために

は、事業者説明会や相談会の開催等、返礼品開発への支援などを強化するべきと思うんですが、これについてどう思われますか。

議長（文野慎治君）明松総合政策部統括理事。

総合政策部統括理事（明松大介君）今、現時点、説明会や相談会というもののまでは想定しておらないんですけれども、先ほど答弁で申し上げましたとおり、本当に草の根的に一件一件、ここで何か事業をされているんじゃないかというような情報が入りましたら飛び込みで営業をかけていくというようなスタイルで、そこで懇切丁寧に、興味を持たれている事業者には一件一件説明をさせていただいているというようなスタンスで今取り組んでおりますので、また今後、説明会というようなそういったご要望があるようでしたら、またそれはそれで検討してまいりたいと思いますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

以上でございます。

議長（文野慎治君）河合議員。

14番（河合弘樹君）分かりました。よろしくお願いいたします。

それでは、最後の3点目のほうに移りたいと思います。

寄附額を増やすだけでなく、熊取町を知ってもらうことも重要で、近隣自治体との競争が激しくなる中、ふるさと納税による地域経済への波及効果を高めるため、今後の目標や戦略についての町の考えをお聞かせください。

議長（文野慎治君）明松総合政策部統括理事。

総合政策部統括理事（明松大介君）それでは、最後に今後の目標や戦略について答弁申し上げます。

ふるさと納税は、寄附者からの寄附を通じたシティプロモーションという側面を持ち合わせておりまして、議員ご指摘の熊取町を知ってもらうという視点、言い換ええますと熊取町の充実した子育て・教育や豊かな自然環境といったこういった強みをPRすることが、本町への交流人口や関係人口の増加につながり、地域経済に波及効果をもたらし、ひいてはふるさと納税の増加にもつながっていくという、いわゆる好循環のサイクルを生み出すものと認識しております。

その認識の下、今後の目標や戦略でございますが、2点目で答弁申し上げました現在進めている直接的な新たな返礼品の発掘や事業者の参画促進を進めながら、並行しまして好循環のサイクルを構築するため、二見議員のご質問での答弁で申し上げましたとおり、ふるさと納税専用の公式SNSアカウントなどを活用して、町長と職員が一体となり、宣伝マン・営業マンとの認識の下、戦略的な情報発信により、本町の強みをしっかりとPRしてまいりたいと、このように考えております。

最後に、現時点の目標でございますが、まずは第4次行財政構造改革プランの「アクションプログラム」で掲げる目標効果額の7,500万円、寄附額にして1億5,000万円を目指しまして、先ほど来申し上げております取組をしっかりと進めてまいりたいと考えております。

以上、ご理解賜りますようお願い申し上げ、答弁といたします。

議長（文野慎治君）河合議員。

14番（河合弘樹君）目標に向かってしっかりとやっていただきたいと思います。

それでは、ふるさと納税は、単なる寄附集めではなく、熊取町を売り込む営業活動であって、昨日の二見議員の質問の中にもありましたが、町長のトップセールスも含め攻めの姿勢で取り組むべきと考えますので、熊取町発の養殖ウナギは新たな挑戦であり、本町の魅力を全国へ発信する大きなチャンスと考えております。ふるさと納税を通じて地域産業を元気にし、熊取町のファンを増やし、さらなる発展につなげていただき、ウナギだけにふるさと納税がうなぎ登りになるように期待し、私の質問を終わらせていただきます。

議長（文野慎治君）以上で、河合議員の質問を終了いたします。

次に、大林議員。

6番（大林隆昭君）それでは、議長のお許しをいただきましたので、一般質問をさせていただきます。

今回は、地域未来投資促進法に基づく基本計画、町民グラウンドの整備について、2つ質問をさ

せていただきます。

まず、1つ目なんです、この基本計画をつくっていただきました。各市町村もこれをつくらないと国からの補助が受けられなくなるというか、これまでどおりにやっていこうと思えばつくらないといけないというところで、皆さん順番にというか、つくれるところから順番につくっていったという感じなんです、取りあえずつくって、国からの補助金、事業者が希望を出せば国に申請できるというような形になって、これでいいのかなというところで済ますものでもないのかなというふうに思っています。しっかり計画をつくって、これから熊取町が抱えるそれぞれの問題についてどういうふうに当て込んでいくのかというふうな考えを持っていただきたいというふうに思っていますので、まずは1つ目、人口減少とか地域創生を含めた熊取町の総合戦略というところの中に、この基本計画というのはどのあたりの位置づけとなるのか、これから国の支援制度をどのように活用していくのか、ご答弁をお願いいたします。

議長（文野慎治君）田中総合政策部長。

総合政策部長（田中耕二君）それでは、地域未来投資促進法に基づく基本計画と熊取町の総合戦略についての1点目、本基本計画を人口減少対策や地方創生を含めた町の総合戦略の中でどのように位置づけているのか。また、国の支援制度の活用について答弁申し上げます。

まず、令和7年3月に第3期熊取町まち・ひと・しごと創生総合戦略を策定し、同戦略では3つの基本目標として「子育て世代の希望を実現するまちづくり」「安心して住み続けられるまちづくり」「活力あふれるまちづくり」を掲げております。そのうちの「活力あふれるまちづくり」において、基本的な方向性として企業誘致の推進や地場産業の振興等を推進することとしております。

今回ご質問いただいております地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律、いわゆる地域未来投資促進法、こちらに基づく基本計画は、この総合戦略で示した方向性を受けた基本計画として作成し、令和8年3月に国の同意を得たところでございます。

また、国の支援制度の活用については、本町が作成した基本計画を踏まえ、事業者が作成する地域経済牽引事業計画を大阪府知事が承認した場合、国が税制・金融等により、事業者が行う地域経済牽引事業を支援する仕組みとなっております。

なお、事業者が地域経済牽引事業計画を作成する際には大阪府への事前相談が必要となっており、本町といたしましては、同計画の作成意向や国の支援制度の活用意向がある事業者のお話を丁寧にお伺いし、大阪府と連携しながら伴走支援してまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（文野慎治君）大林議員。

6番（大林隆昭君）ありがとうございます。大きな枠組みとしては総合戦略のほうでやっていただいて、計画の中ではワンストップで窓口へ行ってやりますというのは産業振興課でやっていただけるということですね。それは全然、大きな枠組みをつくってもらって、その中でその方針に従って各課が動いていくというのは間違いない話なんです、大きい枠組みをつくるときに、しっかりとどういうふうな方向性へ熊取町はこれからはもっていくんかというところも考えていただかないといけないと思うんです。この後、多分、坂上昌史議員が質問してくれると思うんですけれども、行財政構造改革プランの目標を達成するというのは当然大切なことだと思います。それを例えば達成したときにどんな熊取町になっているんかというところが一番大事なことのかなと思うので、そのあたりをしっかりと考えながらやっていただきたいというふうに思います。あまり突っ込んで質問するとちょっとよく分からなくなるので、この辺はこのあたりで。

2つ目の質問なんです、計画に掲げる地域経済牽引事業の創出に向けて、どのような分野でも、どのような場所でもとかというところを今回の計画の中では特定の分野、特定の地域というのは設けないということになっています。

計画では地域経済牽引事業を1件創出という数値目標というのはあるんですが、例えば、この計画の中にもあるんですが、農業の6次産業化、地域で今活動されている方の育成とか、物流とかも

のづくりとかいろんなものがあると思うんですが、そのあたりについて事業の創出というのはどういうふうに考えているのか、また、その計画を毎年度検証というように書いていただいているんですが、その検証方法、客観的に第三者の意見を取り入れるのか、それともいろんなところでいろんな話を聞いたものを検証とするのか、そのあたりをご答弁お願いいたします。

議長（文野慎治君）奥村住民部理事。

住民部理事（奥村光男君）それでは、ご質問2点目、計画で掲げる地域経済牽引事業の創出に向け、どのような分野を想定しているのか。また、毎年度の効果検証につきまして答弁申し上げます。

まず、分野につきましては3つの分野を設定してございます。1つ目が熊取町の農産物をはじめとする特産品等を活用した農林水産・地域商社分野、2つ目が熊取町の製品産業や金属製品製造等の産業集積を活用した成長ものづくり分野、3つ目が熊取町の幹線道路等の充実した交通インフラを活用した卸売・小売、運輸・物流関連分野となっています。分野におきましては、第1次産業から第3次産業までを網羅し、本町の地域特性を活用しつつ、進出予定企業を幅広く受入れできるよう設定したものでございます。

次に、効果検証につきましては、この基本計画においては年度ごとの効果検証は予定してございませんが、先ほども議員からお話がありましてとおり、重要業績評価指標K P Iを設定してございまして、計画期間5年間に於いて地域経済牽引事業の新規事業を1件創出することを目指してございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（文野慎治君）大林議員。

6番（大林隆昭君）ありがとうございます。毎年度検証みたいなのは書いていませんでしたか。

議長（文野慎治君）奥村住民部理事。

住民部理事（奥村光男君）一応、大きな目標といたしましては5年間で1件創出するというふうになってございます。こちらにつきましては、この基本計画につきましては大阪府と熊取町のほうで連名して計画を策定するようになってございまして、一定、大阪府のK P Iの設定ルールというのもございまして、本町のいわゆる事業数等を算出すると一応5年間に1件という。当然、ある程度この基本計画においては一定規模の事業者を想定してございますので、一応1件というようなことで目指してやっているといったところでございます。

議長（文野慎治君）大林議員。

6番（大林隆昭君）毎年検証は必要やろうなと思うので、それは課内なのか部内なのか分かりませんがしっかりと検証しながら、5年後に向けて計画を進めていただきたいなというふうに思います。計画をつくったので、さあ、よし、どこからでも来いという感じでは計画は進まないと思うので、しっかり進めようという姿勢は取っていただきたいなというふうに思います。

今回の分野をあまり限定せずに幅広くということなんですが、さすがに何でもかんでもさあいこかというのでは、なかなか進まないのかなというふうに思っています。熊取町に対してこんなのがふさわしいんじゃないかなというところをある程度決めるほうが、計画としては進めやすいのかなというふうに私は思っているんですが、そのあたりはどのようにお考えですか。

議長（文野慎治君）奥村住民部理事。

住民部理事（奥村光男君）分野の設定につきましては、昨年度も関係部局のほうでいろいろ検討したところでございます。まず、やはりこういう第1から第3を網羅した、広くした理由につきましては、どのような事業者が来るか想定できない中で、1点、間口を広くして、国の支援を進出事業者が受けられるようにしたほうがいいのではないかとということで、こういう分野に設定したといったところでございます。

以上です。

議長（文野慎治君）大林議員。

6番（大林隆昭君）あまり風呂敷も広げ過ぎると後、回収するのが大変なので、ある程度もう決まった

方向に広げていくほうがいいのかというふうに思います。計画を進めていっていただかないと、熊取町はこんな計画つくりましたと、熊取町でぜひ事業をやりませんかというのは言っていっていただかないと、多分、熊取町にはなかなか、熊取町で事業をしようかと、新しく熊取町に工場を建てようとか物流センターを造ろうかというところは、なかなか向こうから熊取町に、私は熊取町でという人が出てきてくれればいいんですが、ある程度お声かけというのは必要なというふうに思いますので、そのあたりについてはよろしくをお願いします。

3つ目なんですか、農業の高付加価値化とか6次産業の推進とかというところも計画の中には入っています。ふるさと納税制度とかというのをうまく活用しながら地域内の経済循環についてどのようにつなげていくのかというところ、ご答弁よろしくをお願いします。

議長（文野慎治君）奥村住民部理事。

住民部理事（奥村光男君）続きまして3点目、農業の高付加価値化や6次産業化の推進に向け、ふるさと納税制度をどのように活用し、地域内経済循環につなげていくかにつきましては、基本計画においては、先ほども述べましたように、熊取町の農産物をはじめとする特産品等を活用した農林水産・地域商社分野を活用戦略として掲げており、これら特産品を活用した販路開拓や6次産業化等により、売上高の向上を目指す地域経済牽引事業を促進することによりまして、地域経済を活性化させ、ふるさと納税を含めた地域全体への好循環による付加価値の向上を図っていきたいというふうに考えてございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（文野慎治君）大林議員。

6番（大林隆昭君）ありがとうございます。タマネギ、水ナス、ブルーベリー、いろいろ熊取町で取れる農産物というのはあるんですが、ふるさと納税にも1次産業品が熊取町は少なかったというところもあって、今まで水ナスは出していたんですが、タマネギもお米もというところで少しずつですが増やしていけてはいるかなというふうに思うんですが、各農家の自主努力というところでは、なかなかこれ以上大きくしていくとか、これ以上出荷量を増やすとかというところはだんだん難しくなってくると思います。農地自体は空くんですが手が回らないとか、熊取町の農地、お米でいうと産地と呼ばれるほど圃場整備もされていないですし、細切れの水田にしっかり水を入れて回るとか、そのあたりだけでも大変やというところで、そのあたりについても、この計画が当てはまるのかどうか分からないですけど、しっかりと支援をしていただきたいなというふうに思います。

支援するために何かいろいろ条件をつけて、しっかりふるさと納税に出せよとか売れるものを作れよというような条件をつけて、しっかりとやってもらったらいいのかなというふうに思いますので、これから、例えば今いいと言ったふるさと納税に出すための農産物を作るために、今でも産業活性化基金とか別枠でそんなことが可能なかどうか、今ちょっと答弁いただけますか。

議長（文野慎治君）奥村住民部理事。

住民部理事（奥村光男君）この基本計画に基づく牽引事業がもしそういう分野で来ていただければ、これは当然ふるさと納税にも大いに寄与するものでございます。ただ一定、規模等はございますけれども、もしそういうところが来たときには、こちらの基本計画に基づく国の支援のほうをしっかりと活用していきたいというふうに考えてございます。

以上です。

議長（文野慎治君）大林議員。

6番（大林隆昭君）ありがとうございます。いろんなことを視野に入れながらしっかり計画を進めていただきたいなというふうに思いますので、よろしくをお願いします。

4つ目なんですが、昨日も大学生の住むところとかいろんな話が出てきたんですが、大学、また京都大学原子力研究所に連携をしてもらって若者の働く場づくりとか定住促進をどのように進めていくのか、ご答弁をお願いします。

議長（文野慎治君）奥村住民部理事。

住民部理事（奥村光男君）続きまして４点目、大学や研究機関との連携を活かした若者の働く場づくりや定住促進について答弁申し上げます。

この基本計画におきまして、本町は大学・研究機関が集積する学園文化都市として形成してきたことも特色の一つとして位置づけており、そういった地域特性を活用した地域経済牽引事業を求めているところでございます。また、目指すべき地域の将来像にも掲げておりますが、就職期層の若者の就労を促進するとともに、子育て世帯が働きやすい環境の充実に図れるような企業の誘致を推進することで、若者の働く職場づくりや定住促進を進めてまいりたいというふうに考えてございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（文野慎治君）大林議員。

６番（大林隆昭君）ありがとうございます。熊取町には大学が３つ、研究所が１つあって、比較的若い人がたくさんいると。熊取町に住んでおられる方もたくさんいる。その中で、出ていかないじゃないですけど、熊取町で何かしてもら、熊取町で働いてもら、熊取町にこれからも住み続けられるような場所といいますか、自分で企業を起こすでもいいですし、どこか働き口があれば、熊取町はそんなに悪いところじゃないと思うので、これからも住んでいただけるのかなというふうに思います。

その箱じゃないですけど、受皿をどういうふうにつくっていくのかというところなんですけど、もちろん、こんなことをやりたいとかこんなことをやってみたくてとかという大学生は多分たくさんいると思うんですね。その子らと、さっきも話が出ました。次もあれなんですけど、例えば空き家がある、人がいる、何かやりたいことがあるというのをつないでいかなといけないうすよね。そのマッチングする機能だったりとか、その子らが起業する、商工会がそうなのかもしれないですけど、その子らに適切な助言だったり適切な融資だったり適切な補助金だったりというのを、熊取町がそのあたりを書いてあげないとやっぱりいけないうすというふうに思っています。

熊取町で若い子が大学がたくさんあっていいねというような話は、ほかに行くときよく言っていたけど、いかにせんその子らが熊取町に残る率があまりにも低いというのをこれから何とかしないといけないうすという思いはずっとあって、その子たちを何とかマッチングさせてあげたいなというふうに思います。例えばどこが窓口になるのか、大学生なのでこっちになるのか、それとも起業なのでこっちになるのか分からないですけど、例えば専門のといとなかなか難しくなるので、兼任でいいので例えばインキュベーターみたいな人を１人、この人に相談していろんなところに顔をつなげてもらいなさいみたいな人をちょっとつくれないのかなと。この枠組みの中で、熊取町がこれから未来に向かって進んでいくためのこういう人がいるといいのになというふうに思うんですけど、これから、それをスキームにしろと言うと難しいと思うので、そういう感じのことはこれから考えていっていかないかなというのはどうでしょうか。

議長（文野慎治君）奥村住民部理事。

住民部理事（奥村光男君）例えば今、産業活性化基金でありましたら、いわゆる創業を目指す事業者に対して支援してございます。その前提としまして、先ほど議員からお話しいただいたんですけども、商工会のほうへ行っていわゆるセミナーですね。創業支援のためのセミナーというところでいろいろ商工会のほうで助言をいただいた方を条件にしているというところでございまして、そういう意味におきましては、今現在においてはそういう役割のほうを商工会のほうに担っていただいております。

以上です。

議長（文野慎治君）大林議員。

６番（大林隆昭君）ありがとうございます。急に何か変な、突然にすみません。しっかりとやっていただきたいなというふうに思います。大学生がたくさんいるという強みはこれからしっかりと

生かしていかないといけないというふうに思うので、これから大学生が気軽に起業と言うとちょっとあれなんですけれど、起業しやすいエリアというのを目指していただきたいなというふうに思います。

じゃ次、5点目なんですけど、先ほども出た空き家の話になるんですが、空き家を利用した創業の拠点であったりとか、農産物の加工場だったり地域産業の拠点として活用して、産業振興と連携した取組を進めていただける考えはあるのか、ご答弁お願いします。

議長（文野慎治君）奥村住民部理事。

住民部理事（奥村光男君）続きまして5点目、空き家を創業拠点や加工場など地域産業の拠点として活用し、産業振興と連携した取組につきまして答弁申し上げます。

現在、空き家など遊休不動産を活用し創業する事業者に対しましては、産業活性化基金事業補助金により支援しているところでございます。一方、この基本計画における地域経済牽引事業につきましては、高い付加価値を創出することが承認要件となるなど、一定の事業規模がある事業者を想定しているところでございます。事業者が空き家を地域産業の拠点として活用する場合においては、事業規模等内容に応じて、既存の産業活性化基金事業補助金を含め有効に活用いただけるよう支援してまいりたいと考えておりますので、ご理解賜りますようお願い申し上げ、答弁とさせていただきます。

議長（文野慎治君）大林議員。

6番（大林隆昭君）ありがとうございます。目指す1件というのは、ある程度のやっぱり規模がないとあれだけの効果額は生み出せないと思うので、そのあたりについては理解しています。

ただ、空き家というのはこれから増えますし、河合議員もありましたし、空き家がこれから減っていくなんてことはないと思うので、この空いていく空き家をきれいに、もちろん更地にして売却していただければ空き家は増えないと思うんですが、なかなかそれがうまく回っていないから空き家がだんだん増えていくという中で、すみません、空き家についての質問になるんですが、空き家と転入したい人と、例えば小ざれいにリフォームしてくれるところと金額が合えばマッチングしやすくなっていくのかなというふうに思います。

この中で、今年で5回目と言っていますが、5年目の「オリナスジカン」というのを煉瓦館でいつもやっているんですが、中家を利用して、クリエイターと呼ばれるような絵を描いたり何か物を作ったりとか、ああいうことをしておられる人が、あのときに熊取町に一定の期間、今は泊まる場所がないので、例えばスーパーホテルに泊まっていたりとか泉佐野市のホテルに泊まっていたりなんですけれど、展示自体は1週間やっているの、ある程度の期間熊取町でおられる方の中で、熊取町はすごくいいところだねと、そんなめっちゃくちや不便な田舎でもないし、閑空からも近いし、静かやし、いいところだねと。もう私は2拠点でもいいので熊取町に転入したいんですけど、拠点を構えてもいいなというような方がちらほらとおられます。その方たちが例えば移住して、ここはどうぞというようなところがあれば、その方たちはある一定の発信力もありますし、ある一定の条件をつければ、例えば子どもたちにこんなことをやってくださいねとか、毎月1回こんなことをやってくださいとか、定期的にSNSで熊取町のいいところとかというのを上げてくださいというのがあれば、そんな方に優先的にじゃないですけど、ある程度インセンティブをつけて転入していただきたいなというふうな思いはあります。

必要なのが空き家。空き家じゃなくてもいいんですけど住むところで、それを小ざれいに改装してくれる工務店。転入したい人というのがいればこの事業を、制度じゃないですけど、パッケージとしては成り立っていくのかなというふうに思うんです。この3つがあるので、あとは熊取町でどこかここやというところを取りあえず1件2件ぐらいピックアップしてもらえたら、その方たちにお声かけできるのかなというふうに思うんです。工務店の人も熊取町のためやったらというのでお安くやってくれるというようなことも言っていますし、そんな発信力のある人たちを呼んでくるというようなパッケージをつくって、ごめんなさい、今突然言っているんで、また9月にしっか

り話をします。

これ、しっかりパッケージにしてしまえば、ある程度は僕はいけると思っています。ほかのところでもクリエイターの人を集めて、その人たちについてくる人を集めるというふうなところもありますので、このあたりはちょっと考えていただきたいなというふうに思っています。僕もこの質問はまとまってないので、ごめんなさい、9月にちゃんと質問をします。また通告を出すので、答弁は結構です。今答弁求めると、うーんとなるので。

取りあえず、空き家の問題と人を集めないといけないという問題と、熊取町をしっかりと発信してくれる人を集めないといけないというのを1個のパッケージにしてしまわないと、これからこの課がやるねんとかという話をしていたら何も話は進んでいかないと思うので、空き家の管理はもちろん担当課でしっかりやってくれていますし、プロモーションももちろん担当課でしっかりやってくれているのは分かるんですけど、もう、それはあそこの課ですとかそれはあそこの部ですとか言い出したからこれから話は多分前に進んでいけませんし、熊取町の町内の人数もこれから減っていくので、しっかりと横の連携というのは取っていただきたいなというふうに思っていますので、またこれは、すみません、9月の議会でしっかりと質問したいと思います。

計画については、目標の1件というのをしっかりと達成していただきたいと思っています。熊取町で新しい働く場ができるというところを目指してこれから進んでいただきたいなというふうに思いますので、ぜひともよろしくお願いいたします。

それでは、すみません、2つ目の質問にいきます。

これもずっと言っているんですが、町民グラウンドの整備について、町民グラウンドももう本当にグラウンドが凸凹で、雨が降ったら水がたまって、雨が降るぞといったら、その日の朝に野球であれば野球のお父さん、お母さんたちが行って水が流れる道を造らないと、水が流れていかないというような状況になっています。ちょっと聞いたんですけど、昨日散々話に出た五門のふれあい公園ですけど、五門のふれあい公園の水がなくなると町民グラウンドの水もなくなっているというのがあるらしくて、広場と同じ水はけのグラウンドなんてないですよ。それはもうグラウンドじゃないです、広場ですから。町民グラウンドなので、しっかりと運動する施設として管理をしていただきたいなというふうに思っています。グラウンドの凸凹とか、排水不良による水たまりの発生とか利用環境の悪化というのがもうひどく進んでいます。施設の現状とか老朽化に対する現在の認識をお願いいたします。

議長（文野慎治君）三原教育委員会事務局理事。

教育委員会事務局理事（三原 順君）それでは、ご質問の1点目、町民グラウンドの現状及び老朽化に対する認識についてですが、町民グラウンドの現状や老朽化の対応としましては、これまでも定期的な真砂土の補充や車両によるグラウンド整備のほか、観客席等の修繕、トイレの洋式化修繕なども行ってまいりました。現在も適宜、指定管理者と協議の上、役割分担の下に必要な修繕を行っているところです。しかしながら、昭和56年の設置以来グラウンドの大規模な修繕は行っておらず、利用環境はベストな状態とは言い難いものと認識をさせていただきます。

以上、ご答弁とさせていただきます。

議長（文野慎治君）大林議員。

6番（大林隆昭君）ベストな状態ではないですね。グラウンドとはもう言えないような状態になってきています。もちろん、使う野球の人だったりサッカーの人だったり、みんなが土を持ってきて入れてくれたりとかするんですけど、そもそももう土が固まってないので、雨が降ると同じ状態に戻るというのを今ずっと繰り返している状態で、グラウンドの形状は大体どっちかなんですけど、真ん中が高くて、極端に言うところになっているのか、それとも端が高くてこうになっているか、水が流れるようになっているんですけど、今もうそれが全くなって、どこかに水がたまるといような状態になっています。ちょっと土を足して自分らで足で踏んだぐらいでは雨で流れていくので、これは1回ほんまにちゃんときれいにしないと、ずっとこのまま続けていくようなことになります

ので、しっかり1回はきれいにしてもらいたいな、できればきれいに改装してもらいたいなというのはずっとお願いしているんですが、2つ目なんです、整備から、56年のときから、僕が記憶に残っている限りではあそこを1回きれいにしようかといって土をめくって、もう一回きれいに固めてというのをやっていた記憶はないんですけど、トイレもちろん洋式にはなっているんですが、うーん、それでいいんかというような……。

ひまわりドームが今、本年度で大規模改修を終わります。ひまわりドームの大規模改修を終わって、今、生涯学習の中ではこれから図書館ですよ。図書館が終わったら次はやってくれるのかなというような、次やっとなら順番が回ってきたのかなというところはあるんですけど、そのあたりは、当然国の補助金もありますよね。t o t oの補助金もありますし、いろんな補助金があると思います。貝塚市みたいに防災の拠点にするんやとってそっち方向からの補助金もありますし、いろんな補助金を含めてちょっとやっていただけないかなというふうに思っているんですが、2つ目のご答弁をお願いいたします。

議長（文野慎治君）三原教育委員会事務局理事。

教育委員会事務局理事（三原 順君）ご質問の2点目、国等の補助制度の活用も含めた大規模整備の考えはあるかについてですが、町民グラウンドの整備に関しましては、これまでも議員からご意見、ご要望をいただいております、今後、整備について議論を深めていくべき施設であることは認識をしているところです。

一方、課題としましては、町民グラウンドでは野球やサッカー、グラウンドゴルフ、ペタンクをはじめ多様な競技に利用されており、整備手法の検討に当たっては、これら利用者のニーズを十分踏まえて、利用者に納得いただけるような形を維持管理面も含めて検討していく必要があるものと考えております。

また、これまでキターネホールやかむかむプラザの整備、ひまわりドームや図書館の大規模改修といった社会教育施設に多くの事業費を費やしてきており、今後においても、町民グラウンドだけでなく、それ以外の体育施設の改修や関連設備の更新時期も勘案する必要もございます。

町民グラウンドの整備に当たりましては、現下の厳しい財政状況の中で、これら社会教育施設全体の投資的事業を、例えばt o t o助成金をはじめとした財源確保と併せて中期的な視野で計画的に進めることが重要であると認識しており、引き続き、時宜を得た施設整備を検討してまいりたいと考えております。

以上、ご理解賜りますようお願い申し上げ、答弁とさせていただきます。

議長（文野慎治君）大林議員。

6番（大林隆昭君）中期的でしたね、長期的じゃなかったですね。ちょっと短いかなと思いますけれど、社会資本の中で、屋根があるものについては崩れてはいけないとかというところがあるので、耐震化もしないといけないという理由があって先に行くのは、それは僕の中では納得できるんですが、あのグラウンドを要は後回しにするじゃないですけど、優先順位としてここが先になるというところの今どのあたりにいるのかなという。ただ、やらないといけないのは間違いありません。ただ、そのやるレベルを、一番最初は僕は人工芝にしてくれと言いました。人工芝にすると多分1億5,000万円ぐらい、t o t oの補助金が多分5、6千万円ぐらいなので、1億円ぐらいは持ち出さないといけないという話だったので、さすがに今の現状でそこまでここでお願いするのも申し訳ないと思うので。ただ、グラウンドとしてきれいに、みんなが使えるようにはしてほしい。

本当にひどいですよ。使えますよ、もちろんグラウンドとして使っていますし。みんな文句を言いながらも使っていますよ、あそこしか野球できないですし、サッカーできないです。あそこに行くと、子どもやったら2面3面サッカーは取れるのでみんなやりますけれども、あれがグラウンドなのかといったら、あんなグラウンド、ほかの市町村にないですよ。みんな人工芝ですから、今は。天然のところもあるぐらいですから。お金がないんやと言われてたらそこまでですけど。ごめんなさい、お金がないと言ったら怒られますね。行財政構造改革プランをしっかりと進めていく

んやという中で、ただ、やらんとあかんことはやらんとあかんですよ。運動場として、町民グラウンドとして使っていくのであれば、しっかりと整備はしていただかないといけない。本年度にひまわりドームの改修が終わるのであれば、スポーツ施設の環境を整えるというふうな思いがあるのであれば、町民グラウンドもやっていただかないと。財政課もしんどいとは思いますが、その辺は前向きにお願いできないかなというふうに思いますが。

議長（文野慎治君）三原教育委員会事務局理事。

教育委員会事務局理事（三原 順君）町民グラウンドについては、まず稼働率をお伝えしないといけないと思うんですが、この直近3か月で申し上げると平均で8割を超えております。特に、午後の利用についてはほぼほぼ全て埋まっている状況でございますので、この町民グラウンドについてのニーズというのは利用状況を見ても非常に高いものというふうに思っております。

じゃ、その上で今のグラウンドの状況が今、議員おっしゃるような状態になっている中で、整備手法として人工芝という形がいいのか、あるいは土の状態を維持したまま、例えば議員がさっきおっしゃった傾斜をつけて水はけをよくするようなそういう整備をしたほうがいいのかというところは、しっかりそこは内部で検討しないといけないなというふうに思っております。

やらなあかん、整備をせなあかんという認識は、非常に強く教育委員会としては考えております。あとは、その財源をどう求めるかということになるかと思えます。芝についてはt o t oの助成金の対象にはなっております。ただ、土についてはその財源があるのかないのかというところは、もう少しリサーチが必要だと思っております。その上で、町の単費として、持ち出しとしてどの程度想定されて、その上でどういう整備手法がベストなのかというところは内部でしっかりと、これは整備時期も含めて、先ほど中期的な視野でというふうに申し上げましたけれども、そういう視点でしっかりそこは検討して答えを出していきたいというふうに所管部局としては考えておりますので、よろしくお願いします。

議長（文野慎治君）田中総合政策部長。

総合政策部長（田中耕二君）所管部局としての答弁。理事が申し上げたとおりでございます。再々議員からもご質問いただいています何らかの手を入れやないかんというのは我々も十分承知して、そのタイミングをどうするかというところの議論かなと。今、図書館、体育館、社会教育施設をやっておるところで、この後なんですけれども、実は我々、大規模改修事業として想定して、これは次の坂上昌史議員の答弁にもかぶるところがあるんですけれども、ふれあいセンター、煉瓦館、こちらが大規模改修が非常に必要な施設になっておると。利用頻度を考えても必要であろうと考えております。もう一つがグラウンドという部分になってくるところで、それぞれ財源手当て、支援制度が異なる部分がございますので、それらも含めて、来年度策定予定の行革プランの中で一体どれだけの普通建設事業を計画的にやっていけるのか、やっていきたいですけれどもということも含めて、しっかりここも検討してまいりたいというところでございます。

以上でございます。

議長（文野慎治君）大林議員。

6番（大林隆昭君）お願いしますとしか、もう言いようがないので、できるだけ優先順位を上げてもらって、最初は多分、令和になる前ですよ、要望書みたいなので1回出たのは。ナイターをつけてほしいとかいろんな要望が1回出ているはずなんです、それから言うても手が入っていないので、8年間、要望があったけれど手を入れずにここまで来たという中で、毎年というか、いつも言われるんですけれど、あのグラウンドをきれいにしないといけないと。ほかのところ、芝がない、人工芝が普通じゃない、一般じゃないときは、別にあの広さで、あの駐車場の量でスタンドまであるやんというところで町民グラウンドはすごくよかったんですよ。でも、周りがやっぱり人工芝になり、土のままでもナイターがつき、やっぱり環境が整ってくると、皆さんそっちに、あんなのしてほしいと、あんなのじゃなくても取りあえず1回きれいにしてほしいという話にはなってくるので、このあたりはしっかりと考えてもらいたいなと思えますので、よろしくお願いします。

これで私の質問を終わります。

議長（文野慎治君）以上で、大林議員の質問を終了いたします。

次に、坂上昌史議員。

5 番（坂上昌史君）それでは、通告に従いまして一般質問させていただきます。

今回は、持続可能な財政運営と将来に向けた選択についてということで質問させていただきます。

これまで、議会において本町の財政や将来投資について質問してまいりました。令和6年度決算では経常収支比率98.5%、基金繰入れも5.4億円となっております。また、今後は公共施設の更新や維持管理、社会保障関係費の増加なども見込まれております。

さらに、令和7年3月には第4次行財政構造改革プラン「アクションプログラム」の見直しも行われ、その中では、今後数年間は基金の取崩しや起債発行により黒字決算を維持できたとしても、現在の行政サービスを維持することが非常に困難となることが想定されるとされています。また、その状況を回避するために強力な行財政改革の推進が必要であるとも示されております。この認識は非常に重要と考えています。今後は、これまでと同じように全てを維持することが難しくなり、何を優先するのか、何を守るのか、どのような町を目指すのか、そうした政策の選択が求められる段階に入っていると考えています。

そこで、今回は持続可能な財政運営と将来に向けた政策選択について質問いたします。

1 点目、財政健全化の先に目指すまちの姿についてということです。

アクションプログラムでは、事業の見直しや投資的事業の抑制、受益者負担の適正化などが示されております。限られた財源の中で選択と集中が求められることになります。その前提となる将来像を明確にすることは重要だと考えております。

本町は、財政健全化を進めた先にどのようなまちの姿を実現しようとしているのでしょうか、また、その将来像を住民とどのように共有していこうとしているのか、ご答弁をお願いします。

議長（文野慎治君）田中総合政策部長。

総合政策部長（田中耕二君）それでは、ご質問の持続可能な財政運営と将来に向けた政策選択について答弁いたします。

まず、1 点目の財政健全化の先に目指す町の姿についてでございますが、初めに、現在本町で取り組んでいる行財政改革の取組について申し上げますと、質の高いきめ細かな住民サービスを安定的に提供していくために、行政の無駄をなくし、効率化を図り、健全で持続可能な行財政運営の実現を目指して、令和5年度から令和9年度を取組期間とする第4次行財政構造改革プラン「アクションプログラム」に基づき取組を進めており、令和6年度には改革項目の見直しを行うなど、取組期間後期の令和7年から令和9年度においてさらなる推進を図っているところでございます。

議員ご質問のその先のまちの姿につきましては、第4次総合計画において「住みたい 住んでよかった」ともにつくる“やすらぎ”と“ほほえみ”のまち」を将来像としており、その実現に向け、各種施策を現在展開しているところでございます。

中でも、これまでの議会でも、昨日も申し上げておりますが、厳しい財政状況の中においても、本町がこれまで大切に育ててきた子育て・教育、安全・安心などの施策をさらに推進していくもので、議会をはじめ広報紙やホームページ、またタウンミーティングなど、様々な機会を活用し情報を発信、共有させていただいているところでございます。また、本取組により、子育て世代の30代及び0歳から9歳児において転出より転入が多い、いわゆる転入超過状況が続いている、こちらも昨日も申し上げたところでございます。

こういったことから、本町が教育・子育てのまちとして一定認識され、選ばれるまちとなっているものと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（文野慎治君）坂上昌史議員。

5 番（坂上昌史君）総合計画に書いているのを目指してやるというのは一応私も認識しているところな

んですけれども、あと、最後にその先の熊取町のどんなまちになるのかという住民との共有の仕方というのはどうなっていくんでしょうか。

議長（文野慎治君）田中総合政策部長。

総合政策部長（田中耕二君）議員おっしゃっているその先の共有の仕方というのは、いわゆる総合計画の将来像の共有の仕方というところでございますか。

そちらにつきましても、冊子ももちろんですけども、ホームページをはじめとしたところで、もうかなり前、実はもうそろそろ次の総合計画をどうするという状況になっていますので、ちょっと力入れ方という部分については次のところに視点がもう行きつつあるんで、今トーンがちょっとどうかと言われると、つらいところもあるんですけども、今後新しいものができれば、当然先ほど申し上げたこういうまちづくりをしていくんだというタウンミーティングをはじめ、ホームページをはじめとして、いろんな媒体を通じて周知を図っていく。また、策定前には当然住民代表の方に入っていたいただいた会議、委員会であるとか、またパブコメであるとかということも通じて意見を聞きながらやっていくというのが、これが従来の姿で、今回どうなるかというのはまだこれから考えていくところでございます。

以上です。

議長（文野慎治君）坂上昌史議員。

5 番（坂上昌史君）そうですね。第4次総合計画がもう最終盤を迎えていますので、その先のことはまだ決まっていない、どうしていくのかというのはありますけれども、ホームページに載せていますとかというのも誰が読んでねんみたいな。僕がそれを読んだとて、やっぱり概要版を見て、じゃその方向にいつているのかいつていないのか、どうなっているんやというのが、一般の住民よりは真剣に読んでるほうやと思うんですけども、どうなのかな、どれぐらいいつているのかなという認識の共有はもうちょっと分かりやすいほうがいいのかと思って、この質問をさせていただきました。

町長にここでお伺いしますけれども、アクションプログラムでは今後数年間重要な局面であるとされております。今後5年程度を見据えたときに、熊取町の将来に最も大きな影響を与えるリスクは何だと考えておられるでしょうか。

議長（文野慎治君）藤原町長。

町長（藤原敏司君）大きなリスクといたしますと、やはり人口減少が大きなリスクになってくるのかなというふうに思います。そのために、若い世代の転入超過というのもありますけれども、それ以外の方々の転入促進ということも、いろんな政策を展開することでそういった人たちの関心を熊取町に向けてもらう必要があるかなというふうに思います。

町内でいえば、公共施設の大規模なリニューアル、改修というのもまだまだ、1つ終わればまた新しく生まれてくるというふうなこともあります。先ほど申し上げましたように、人口減少の中で子どもの数が減っていく、そうした場合に小学校、中学校の再編というふうなことも、これは先を見通した中では議論の俎上に上がってくるのかなというふうに思っております。そうしたことをいかに住民の皆さんと共有するかということも大きな課題であるかなというふうに思っております。

以上です。

議長（文野慎治君）坂上昌史議員。

5 番（坂上昌史君）分かりました。

僕もその辺は、人口減少という大きなくりではなく、子育て世代の流出超過になったら非常にやばいなと思っています。今はまだ転入のほうが多いということなんですけれども、同世代とかもう少し若い世代の話を聞くと、やっぱり泉佐野市はいっぱい補助があるよねとか、田尻町はこんなのとか、隣の貝塚市は子どもが全国大会に出たらこんな補助があるとか、いろんな話を聞きます。

今、幸いにも子育て世代とか若い世代のほうは転入超過だということですけども、これをいかに守っていくかというか、もっとブラッシュアップしてどうやって若い世代に選ばれるまちになっ

ていくんかというのは重要な視点なのかなと思っていますので、よろしくお願いします。

2点目にいきます。

将来投資の優先順位についてということで、必要な投資を進めるべきだと思っております。しかし、限られた財源の中では全てを同時に実現することはできません。アクションプログラムでも、選択と集中による予算編成、投資的事業の抑制が掲げられております。だからこそ優先順位が重要になってくると考えています。

本町は将来投資の優先順位をどのような考え方で決定しているのか、お聞かせください。

議長（文野慎治君）田中総合政策部長。

総合政策部長（田中耕二君）続きまして、2点目の将来投資の優先順位についてでございますが、魅力あるまちづくりを実現するため、先ほど申し上げました子育て・教育、安全・安心の分野に対して重点的、積極的に施策展開しており、令和8年度におきましても、給食費の無償化や小学校施設の照明のLED化、小・中学校体育館へのエアコン設置、保育所におけるタブレット端末の追加をはじめ、総合体育館や図書館の大規模改修などにも取り組んでいるところでございます。

先ほども申し上げましたが、今後におきましてもふれあいセンターや熊取交流センター煉瓦館の大規模改修なども想定されておりますが、それらを含めまして、先ほどの町民グラウンドも含めまして、引き続き、子育て・教育や安全・安心を重点分野として、令和9年度に策定予定の次期行革プランにおいてしっかりと検討し、各種事業を位置づけた上で、財政担保しながら計画的に実施してまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（文野慎治君）坂上昌史議員。

5番（坂上昌史君）分かりました。結構そういうハード面での整備は前々から計画されておったので、今、財政がこのような状況になった中でどの施設からやっていくんかという優先順位のほうは、非常に執行部としても難しいところではあると思うんですけども、子育て世代も大事ですし、高齢者の方も大事ですしという中でどうやって優先順位をつけていくんかというのは、非常に難しいなと僕も思っているんですけども、町長にお伺いします。

アクションプログラムでは投資的事業の抑制も示されております。一方で、将来のために必要な投資も行わなければなりません。今後5年の中で、今投資しなければ将来取り返しがつかないと考えている分野は何でしょうか。

議長（文野慎治君）藤原町長。

町長（藤原敏司君）投資的事業ということを具体的にというふうに言われますとちょっと困るところもあるんですけども、熊取町の町政運営の方針の中で、今まで学園文化都市、住宅都市としてまちの在り方を求めてきたわけですけども、そこに先ほど議論がありました地域計画といったことの中で企業誘致を大きく求めていく、これを5年間でどの程度まで進められるかということが、人口減少の中にあってもそういう企業が来ることによって雇用者数が生まれ、地元で住んでいただける方も増えていくというふうなことを想定しますと、住宅都市から、それも基本ですけども、企業誘致ができる、そういった範囲を定めながらしっかりと企業誘致に取り組んでいくということが、5年というふうな期限がいいのかどうか分かりませんが、早急にそういった方針を打ち出しながら、社会に企業誘致を求めていくことも大きな課題であるかなというふうに思っております。

以上です。

議長（文野慎治君）坂上昌史議員。

5番（坂上昌史君）分かりました。

では、3つ目の質問にしたいと思います。

財政運営における「守るべき価値」についてということで、財政状況が厳しくなっています。何を守るのか、何を残すのかという判断が求められると考えています。先を見据えたときに、財政状況が厳しい局面であっても維持すべきと考えている行政サービス、行政分野は何でしょうか。

議長（文野慎治君）田中総合政策部長。

総合政策部長（田中耕二君）3点目の財政運営における「守るべき価値」についてでございますが、財政状況が厳しい局面にあっても維持するべきと考えている政策分野は、繰り返しになりますが、子育て・教育、安全・安心となります。これらについては、厳しい局面においても、維持にとどまらずさらに推進していくものと考えております。

また、先ほど来議論をされております企業誘致、町長が答弁いただきました部分でございますが、若者世代の転出超過、これを何とかする一つの方策としてという面も含め、受皿として企業誘致ということも今後進めてまいるといふところでございます。

以上でございます。

議長（文野慎治君）坂上昌史議員。

5番（坂上昌史君）僕としては結構意外やったのが、企業誘致、結構割と今後熊取町として重要な施策になってくると考えているのかなというのが少し意外なところやったんですけども、町長に、先ほどと少しかぶるかもしれませんが伺います。

財政状況が厳しくなったとき、全てを守ることは非常に厳しくなります。そのような状況の中でも、熊取町として最後まで守るべきものは何だと考えておられるでしょうか。

議長（文野慎治君）藤原町長。

町長（藤原敏司君）熊取町は、町制をもう70周年を迎えて80年に向かっているところでございます。熊取町の町政運営に関しては教育・子育てに力を入れてきたというふうな歴史があります。そういったことが社会から認められた中で熊取町の存在価値が高まっているというふうに、私はそういうふうに思っているんですけども、そこに安全・安心といったことが付け加えられる中で、熊取町の住みよさが皆さん方に評価されているのかなというふうに思います。

これからも、そういった子育て・教育、そして安全・安心というような表現を使いながらいくんですけども、教育に関しても、今までどおりの教育でいいかというふうなことを考えますと、熊取中学校がユネスコスクールに指定されましたけれども、そういった新たな視点での教育といったのも必要ではないかなと思っているところです。今までどおりのそういった教育のまち、子育てのまちでいいのか、また新たなそういったグローバル、全てがいいというわけではありませんけれども、次なる教育の在り方を求めていくのも重要であるかなというふうに思っております。それは、住民の皆さん方の意識のひいては向上につながっていくのかなというふうに思います。

住民の皆さん方全体でこの熊取町を盛り上げていただけるような環境整備が大きな課題でもあるかなというふうに思っております。

以上です。

議長（文野慎治君）坂上昌史議員。

5番（坂上昌史君）私も同じ思いです。教育・子育てというのは非常に重要やし、今まで熊取町が培ってきた歴史でもありますし、非常によい部分だと思いますので、絶対に守っていかなければならないですし、次の世代に向けたブラッシュアップもほかの自治体に先んじて進めていかなければならないところだなと思っております。

そしてもう一個、今、町長がおっしゃられた重要な部分ですけども、住民全体でということでおっしゃいました。ここは非常に重要だなと私も思っております。

今、非常に自治会とかに加入する方が減っておるような状況ですし、まだ熊取町はほかの自治体よりも数値的にはましなほうなのかなと思うんですが、以前と比べて減ってきている。こども会、青年団、婦人会、長生会の人数も減ってきていると思っています。その辺も含めて今後大事になってくる施策なのかなというふうな認識でおります。

続いて、4つ目の質問にいきます。

持続可能な町運営に必要な条件についてということで、財政基盤がなければ行政サービスは維持できません。一方で、人材や地域社会がなければ行政だけで町を支えることもできません。持続可

能な町運営のために必要な条件をどのように考えておられるのでしょうか、お聞かせください。

議長（文野慎治君）田中総合政策部長。

総合政策部長（田中耕二君）4点目の持続可能な町運営に必要な条件についてでございますが、持続可能な町運営を実現するために、人材面では行政サービスの担い手である人材の確保と育成、そしてその能力を最大限に発揮できる組織体制の構築が不可欠と認識してございます。

財政面では、これまでも議会において答弁させていただいておりますが、財政硬直化の指標である経常収支比率や基金残高の水準が重要でございます。

まず、経常収支比率に関しては、直近の令和6年度決算で98.5%と非常に高い数字であり、財源に余裕がない、いわゆる財政硬直化が進んでいる状況となっております。そして、この比率を一定下げ、財政の弾力性を確保することが重要であることから、行革により、ごみ処理手数料の見直しをはじめとした受益者負担の適正化や経常事業の見直しを図っているものでございます。

加えて、もう一つの目標が基金繰入れに依存しない持続可能な行財政運営の確立であり、行革プランにおきましても、令和9年度末の財政調整基金残高を10億円確保することを目標としていただいております。

先ほど申し上げました経常収支比率の水準を下げることで、年度間の過不足の調整のための財政調整基金残高10億円の確保、そして持続可能な財政運営の確立につながるものであると考えておりますので、引き続き、ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます、答弁とさせていただきます。

議長（文野慎治君）坂上昌史議員。

5番（坂上昌史君）総合的にやっていかなければならないところなので、非常に答弁としてもそうなるのかなと思うんですけども、財政とか人材とかも含め、地域コミュニティとかも含めてなんですけども、様々な課題があると思います。

でも、持続可能な町運営を実現するために行政組織として今最も強化すべきと考えている分野、お答えできるのであればいかがでしょうか。

議長（文野慎治君）永橋総務部長。

総務部長（永橋広幸君）組織というところで、以前からも度々議員の皆様からさせていただいている、あくまでも人材の育成、できる部分に関しては外部委託したりAI機能を使ったりするが、やはり熊取町の特性であります住民に接する部分のところの体制については、今のまを必ず維持しながら、皆様と共に進んでいく行財政、人員体制は確保していきたいと。それに伴います世代間を教える側と教わる側とか、その辺はきっちり、私たちが先輩から引き継いできたやつを後輩にも渡したいという、人材育成面ではそういうことで考えてございます。

以上です。

議長（文野慎治君）南副町長。

副町長（南和仁君）今、日本全体で2025年問題、まさに去年であったわけですけど、今後2040年問題というのが課題としてあります。いろんな資料を見ていると、2025年から2040年の15年間に1,000万人の労働人口が減少するというふうな統計も出ているというふうになっております。その中で持続可能な組織運営ということになれば、特に言われているのが介護とか福祉とか子育て・教育に関わる場所の専門人材の不足というのが大きな課題になってきております。実際に私ども職員採用の際には、土木・建築部門の採用ということになってもなかなか応募してくれないというような状況になっておりますので、そういったところのやっぱり専門の職員の獲得というのは非常に大事になってくるのかなと思っております。

そういった意味で、組織そのものが適正に的確にしっかりと今後も運営できるような組織づくりを進めていきたいというふうに考えております。

以上です。

議長（文野慎治君）坂上昌史議員。

5番（坂上昌史君）分かりました。役場内の組織という部分ではそのようにやっていただきたいと思います。

ますし、世代間、いろいろなどこかの世代がいてないとか、そういうことのないように運営していただきたいと思いますと思いますが、先ほど町長がおっしゃられた町全体でという部分の意味においては、コミュニティの組織もちょっと弱ってきているのかなというふうに感じているんですが、その部分についての町のお考えはいかがでしょうか。

議長（文野慎治君） 田中総合政策部長。

総合政策部長（田中耕二君） 今回の議会の質問の中でも地域の活性化というのが一つフレーズとして出てくるんですけども、おっしゃるとおりです。自治会をはじめこども会、婦人会とかもそうなんですけれど、決して活発に展開しているというふうな状況ではないという部分でも、まだ熊取町においては自治会の加入率でいうと他市に比べればまだという状況ですが、ここをどうしていくんだということになると、やっぱり若い人ということになればやはり転入ということで、一定そういう世代、子ども・子育て世代の方が転入超過になっているというのは一定それは一助になっておるのかなというところで、もう一点が、先ほど来出ています若い方たち、この転出増になっている20代、これをちょっとでも食い止めるという施策は、先ほどの企業誘致であったりとか受皿づくりをどう進めていくかなんていうところが出てくるんですけど、こういった方がまた熊取町に住んでいただいて、そういうコミュニティに参加していただくと、こういうことがやっぱり地道になってくるんですけども大事なのかなというところで考えております。

以上です。

議長（文野慎治君） 坂上昌史議員。

5 番（坂上昌史君） 分かりました。今の答弁を聞いて安心しました。その危機感を持ってこれからもやっていただきたいと思いますと思っております。

コミュニティの弱体化というのは、今後、町の役場の行政だけで全部熊取町のことをやっていくというのは絶対に無理になってきます。絶対この後も、今、役場でやっているような仕事をコミュニティのほうにやっていただかないといけなくなるような状況がきっと来るはずです。今、そのコミュニティに手を入れる最終段階なのかなと。まだ今の状況を維持できる最終段階なのかなというふうに僕は感じていまして、役場の庁舎内の仕事は、それはそれとして維持するように頑張っていかなければなりませんけれども、地元の自治会、それとそれに附属する団体なりを維持できるような形の提案というの、これから積極的にやっていかなければならないのかなというふうな思いで今回の質問をさせていただきました。

アクションプログラムでは、厳しい財政見通しと財政改革の必要性が示されております。だからこそ、今後は何を目指して何に投資して何を守るのか、そうした判断がこれまで以上に重要になってくると思います。

今後の町政運営に期待しまして、私の質問とさせていただきます。ありがとうございました。

議長（文野慎治君） 以上で、坂上昌史議員の質問を終了いたします。

一般質問の途中ですが、ただいまより昼食のため午後1時まで休憩いたします。

（「11時52分」から「13時00分」まで休憩）

議長（文野慎治君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、渡辺議員。

9 番（渡辺豊子君） 議長よりお許しをいただきましたので、通告に従いまして一般質問させていただきます。

今回は4項目質問させていただきます。

まず、1項目めは学校給食についてです。

1点目ですが、3月19日に発生した食中毒事案についてですが、3月17日に製造した給食パンによる食中毒とのことで、たくさんの体調不良者が出ました。給食再開に向けて徹底した衛生管理の

強化、指定業者の選考、配送方法の改善等を行い、給食を再開していただいておりますが、改めてお尋ねいたします。児童・生徒の現在の状況についてお聞かせください。

議長（文野慎治君）松浪教育次長。

教育次長（松浪敬一君）それでは、ご質問の学校給食についての1点目、3月19日に発生した食中毒事案についてご答弁申し上げます。

1点目の項目1番の児童生徒の状況についてでございますが、571名の児童・生徒が発症し、入院した児童も2名おられました。その後退院され、新年度の学校生活を送っております。

4月15日には米飯給食の再開、5月7日にはパン給食を再開したところであり、再開の際に数人の児童から不安がる声もあった様子ですが、学校内のケア体制の中で児童に向き合いながら説明することで安心して喫食いただいております。

また、現在、小学校児童1名がパンの喫食ができていないことを把握したところでございます。今後、学校におきまして、一日も早く不安が払拭できるよう丁寧な対応に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

議長（文野慎治君）渡辺議員。

9番（渡辺豊子君）分かりました。今、状況はどうかと思っただけで気になっていたところですが、小学校1名がまだちょっとパンに抵抗を持っておられるというところ、いろいろパンの形も変えてというふうにご説明があったかと思うんですが、しっかりと丁寧な対応を、そのお子様は何か症状がひどかったんですかね。

議長（文野慎治君）松浪教育次長。

教育次長（松浪敬一君）その児童の方は発症はしておりません。テレビの報道等の関係でちょっと不安になってということの中で、そういう今状況になっているというところでございます。

議長（文野慎治君）渡辺議員。

9番（渡辺豊子君）分かりました。そしたら、おうちからご飯か何か持ってきておられるというところなんですか。

議長（文野慎治君）松浪教育次長。

教育次長（松浪敬一君）その児童については、保護者とも丁寧にやり取りをさせていただいて、おにぎりを持ってくるような対応で今やっているところでございます。

以上でございます。

議長（文野慎治君）渡辺議員。

9番（渡辺豊子君）分かりました。またちょっと丁寧な対応をお願いしたいと思います。

そのほかは大丈夫というところかと思いますが、その次、2番目の補償についての件なんです、被害者の方々に対する補償に関する状況についてもお聞かせください。

議長（文野慎治君）松浪教育次長。

教育次長（松浪敬一君）項目2番の補償に関する状況についてでございますが、補償に関する窓口は大阪府学校給食会であり、問合せ窓口が開設されたことを、症状が出ただけではなくて、喫食した児童・生徒、教職員、調理スタッフなどにも広くご案内したところでございます。

現在の状況は、大阪府学校給食会に確認したところ、330名を超える被害者の方々から被害の連絡があり、現在手続が進められているとのことでございます。

以上です。

議長（文野慎治君）渡辺議員。

9番（渡辺豊子君）分かりました。先ほど571人の方が有症状者という説明があったんですが、その中でも相談に関しては330名の方からあったというところで、今、補償についての相談を対応していただいているということなんですけれども、その補償につきましてはお見舞金ということでしたが、お見舞金というのは病院の治療費なんですかね。その辺のところも教えてください。

議長（文野慎治君）松浪教育次長。

教育次長（松浪敬一君）我々、大阪府学校給食会から見舞金の支払いの目安ということで説明を受けているんですけども、その中では、通院の場合は1日5,500円、入院の場合は1日につき1万円というふうな補償があると。症状があったんですけども通院も入院もされていないという方につきましては、見舞金という形で5,000円の支給があるというふうに聞いております。

ただ、症状があった期間の中で通院で全ての日数が埋まっているという場合は見舞金はお出なくて、見舞金というのは症状があった日の中で自宅療養した日が1日でもあれば見舞金というのが5,000円支払われるという、そういうシステムになっております。

議長（文野慎治君）渡辺議員。

9番（渡辺豊子君）分かりました。一応そういうところで、今まだ対応中というところですね。まだ全て終了していないというところですね。その辺についても丁寧に対応をお願いしたいと思います。

この分については、一旦被害を受けた子どもかご家庭には見舞金という形になりますが、医療費として支払ったときに、保険者、国保でしたら国保の保険者が残りの7割ですか、負担になっているかと思いますが、その辺の補償というのものもあるのでしょうか。

議長（文野慎治君）松浪教育次長。

教育次長（松浪敬一君）今回の被害の方々、ほとんど児童でありますので、病院にかかった場合は健康保険のほうから7割、あと残り3割のうち、医療費を使うことによって500円を除く部分は公費負担ということになるかと思えます。これについては食中毒の原因者が補償すべきところでございますので、一旦保険ないし公費で負担しているんですけども、それはまた精算するというふうな手続が今なされているところでございます。

以上でございます。

議長（文野慎治君）渡辺議員。

9番（渡辺豊子君）分かりました。そしたら、保険者のほうにもちゃんと返ってくるというところですね。はい、分かりました。

そしたら次、3点目、再発防止に向けた取組について教えてください。

議長（文野慎治君）松浪教育次長。

教育次長（松浪敬一君）項目3番の再発防止に向けた取組についてでございますが、まずは泉佐野保健所の指導内容を遵守しつつ、大阪府学校給食会からの提案を受け、パンの個包装への変更と米飯食缶への個別シートを施すことによりまして、お米と食缶が直接触れることがない措置を施すこととし、安全性を高める措置を取ったものでございます。

また、泉佐野保健所からは講師を派遣いただき、給食調理場のスタッフに対して衛生管理講習を実施したところでございます。

さらに、本町が策定しております衛生管理マニュアルを今回の事象を通じてバージョンアップすべく検討を重ねておりまして、より安全で安心な給食の提供に向けて取り組んでいるところでございます。

以上、ご答弁とさせていただきます。

議長（文野慎治君）渡辺議員。

9番（渡辺豊子君）分かりました。学校生活の中で給食というのは子どもたちの楽しみの一つかと思えますので、その中でこういった今回事案があったわけですが、子どもたちが本当に安心・安全に学校生活を楽しめるように、衛生管理もしっかりしながら、子どもたちへの相談対応等も含めまして今後もしっかりと取り組んでいっていただきますようお願いいたします。

次、2点目へいきます。

2点目ですが、本年4月から公立小学校は国・府からの給食費負担軽減交付金により給食費が無償となっております。保護者の所得にかかわらず公費により全ての児童・生徒に一律に支援され、基準額は児童1人当たり月5,200円です。不登校や重いアレルギーなどで給食を食べられない児

童・生徒については、自治体の判断で現金支給も可能とされております。本町はどのように取り組んでおられるのか、お聞かせください。

議長（文野慎治君）松浪教育次長。

教育次長（松浪敬一君）2点目の国の交付金による小学校給食費無償化について答弁申し上げます。

ご質問の不登校やアレルギーで給食を食べられない児童への対応についてでございますが、このたびの交付金の算定基礎の人数計算の中では当該児童・生徒数は含まれておりますので、交付金として歳入することとなります。

アレルギーで給食を食べることができずお弁当を持参しておられる児童・生徒分につきましては、当該交付金の1人当たりの相当額をお支払いする方向で詳細の事務を調整しているところでございます。

不登校の児童・生徒分の対応につきましては、保護者との協議の中で、学校に登校することを想定して給食を用意しておいてほしいという事案と用意なくいいという事案が混在しておりますので、個々の事例により判断していくものと考えてございます。

以上、ご答弁とさせていただきます。

議長（文野慎治君）渡辺議員。

9番（渡辺豊子君）分かりました。その人数分、国のほうから手当てされているというところで、現金支給も可能というところで、今のご答弁でしたら、アレルギーがあっても本当に給食を停止している子どもにはその分を支給するということが、そういったお子さんは何人いらっしゃいますか。

議長（文野慎治君）松浪教育次長。

教育次長（松浪敬一君）手元に数字がありませんので、ちょっと探してまたご報告させていただきます。すみません。

議長（文野慎治君）渡辺議員。

9番（渡辺豊子君）同じく不登校で、もう登校はちょっと厳しいというところで給食停止を希望している子どもは何人いらっしゃいますか。それは分かりますか。

議長（文野慎治君）松浪教育次長。

教育次長（松浪敬一君）今、不登校ということで把握している人数が小学生で34名、それと中学生で70名いらっしゃるんですけども、給食を完全に停止しているお子さんというのが3名いらっしゃいます。

以上でございます。

議長（文野慎治君）渡辺議員。

9番（渡辺豊子君）分かりました。そしたら、その3名は月5,200円支給という形で保護者とお話しているというところですね。

議長（文野慎治君）松浪教育次長。

教育次長（松浪敬一君）まだちょっと保護者の方とお話はしていないんですけども、この制度を固めていく、今検討しているところですけども、現金支給する方向で今、内部のほうで検討しているという段階でございます。

以上です。

議長（文野慎治君）渡辺議員。

9番（渡辺豊子君）分かりました。またしっかりと検討して、ご家庭の保護者とも協議していただきますようお願いしたいと思います。

この件につきましては、私たち熊取公明党といたしましても今年の2月に町長と教育長のほうに学校給食費の抜本的な負担軽減に関する緊急要望というものをさせていただきまして、その内容が、不登校児童・生徒の支援金給付と、そして重いアレルギーで給食を食べられない児童・生徒への支援金給付ということを要望させていただきました。そういう方向で検討いただいていること、

感謝するものでございます。

それと併せて、またその要望をさせていただいた要望書の中に、有機農産物や地元産食材の活用と、食材費が高騰しても給食の質を下げずに提供するというのも併せて要望させていただきました。その要望にも当てはまるかと思うんですが、次の質問をさせていただきます。

3点目ですが、熊取子ども達の未来を考えるチームが学校給食に関するアンケート調査を実施されました。その結果を資料で提出させていただいております。全237件の回答があったというところで、2025年11月から2026年3月までの期間でアンケート調査を実施したというところのアンケート調査になっておりまして、その中でもクエスチョン2のところでは学校給食に満足しているかという設問に対しましては、「満足」が54%、「おおむね満足」が27.9%ということで、82%の児童・生徒が、ほとんどの子どもたちが満足しているというふうに答えているんですけれども、その満足している理由につきましては、自校調理による温かさ、おいしさが圧倒的であったというふうにアンケート調査の結果で分かったということを書いてあるわけなんです。

また、家で食べられないものを食べるとか、そういった面でも食育効果があるということをもめて書いておられますが、その結果につきまして、食中毒もあったので後半は衛生管理にも気を付けてほしいという、そういったことが意見としてはあったわけなんです。要望としましては、自校給食の継続、そして米飯の回数増、地元食材の使用、オーガニック給食、パンの国産材料への変更を求める意見、要望がありました。

町としてのお考えをお聞かせください。

議長（文野慎治君）松浪教育次長。

教育次長（松浪敬一君）3点目の「熊取子ども達の未来を考えるチーム」の学校給食に関するアンケートによる要望・提案についてご答弁申し上げます。

同チームが取りまとめたアンケート結果につきましては、5月20日にご代表の方から学校教育課にご提供があり、その際に担当課長及び担当者が面談し、お話を聞かせいただいたところでございます。ご代表からは、アンケート結果に関する説明を受けたと同時に、要望・提案についてもいただいたところでございます。

提案・要望内容につきましては多岐にわたっており、食材の調達の方法に加え、その費用、また調理場環境のことなど、大きな財政負担を伴うものでございまして、すぐに判断や方向づけができるものは少なく、多くが慎重な検討を重ねる必要があるものでございます。

しかしながら、住民の皆様の貴重なご意見でございますので、このたびのアンケート結果や要望・提案内容を真摯に受け止めつつ、各種検討を進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

議長（文野慎治君）渡辺議員。

9番（渡辺豊子君）財政的な面もあるかと思うんですが、まず1点目に評価、子どもたちが一番満足している理由の中で自校調理というところがあるわけなんですけれども、自校給食。今後考えたときに、圧倒的に支持のある自校調理という、自校給食というもの、これについての継続についてはどのようにお考えですか。

議長（文野慎治君）松浪教育次長。

教育次長（松浪敬一君）これにつきましては、学校給食の施設の在り方ということがあると思うんですけれども、学校施設全体の長期的視野に立った施設の在り方というのを今検討を進めているところなんですけれども、その中で一定整理をしていきたいと考えております。

ですので、方法論は自校給食であったりとかセンター方式、あるいは親子方式等々あるんですけれども、その中で熊取町にとって一番ベストな方法を検討していきたいというふうに考えているところでございます。

以上です。

議長（文野慎治君）渡辺議員。

9 番（渡辺豊子君）このアンケートのほとんどの満足の理由が自校方式というところなんです。昔から熊取町の一番のPRは自校給食というところかと思うんですね。今、午前中のお話の中でも、熊取町は何をもって熊取町としてのPRをしていくかと言われたときに、やっぱり子育て・教育とっておられましたよね。そういったことを考えたときに、今子どもたちが一番望んでいる給食につきましても、自校方式というものは継続すべきやというふうに私自身は思うわけなんです。その辺について、今何か検討していくということだったんですが、それはちょっと熊取町のよさがなくなる要因ではないかなと思うんですが、いかがですか。

議長（文野慎治君）松浪教育次長。

教育次長（松浪敬一君）今回のアンケートで237名の方からご意見をいただいております、この方々の意見も住民のご意見ということで尊重していかなければいけないということは感じております。

ただ、給食事業というのは今後もずっと続いていくことですので、やっぱり財政的な検証も加えていけないといけないというふうに思っております。そういったことを総合的に判断した中での結論出しかなというふうに思っておりますので、ご理解いただきますようお願いいたします。

議長（文野慎治君）渡辺議員。

9 番（渡辺豊子君）なかなかご理解はいただけないんじゃないかなというふうに思います。自校給食を継続していただきたいなというふうに思っております。その設備にお金がかかるということになっての判断かと思うんですが、その辺のところは、それでも続けていく方法を探っていただきたいと思います。

また、米飯についても、今パンのことで給食、ちょっと食中毒もあったわけですが、それよりも以前からでもやっぱり米飯というものをすごく評価されておりますので、米飯の回数も増やしてほしいという、そういう要望もありましたので、その辺についての検討はどうでしょうか。

議長（文野慎治君）松浪教育次長。

教育次長（松浪敬一君）米飯につきましては、今、1週間のうち米飯が3回でパンが2回というところでございます。今回のアンケート結果を見させていただいた中で、問6の中でご飯が週3回、パンが週2回提供されているという前提の中で、これについてどう感じますかという答で「現状のままでよい」というのが68%という数字が一定出ているので、ちょっとその数字の中身とはそごが生じているような気もするんですけれども、一定、ご飯が週3回、パンが2回というところもある程度はよしとしていただいているのかなと受け止めたんです。その組織の方がそうおっしゃって感じられているというのは理解しております。

以上でございます。

議長（文野慎治君）渡辺議員。

9 番（渡辺豊子君）その数字を見てどう捉えるかという違いがあるかと思うんですけれども、大体70%の方、3分の2以上はご飯を望んでいるというところで、町立保育所のほうも給食試食に行かせてもらったんですが、町立保育所はもうずっと米飯ですよ、全てね。パンはやっていないというふうに言っていました。そしてまた、ご飯はおなかにもちがいのいいので、そういった面で中学生におきましてはご飯のほうがいいというところがやっぱり希望する声やと思うので、その辺また子どもたちの声をもう一度、それがいかなものかと言うのでしたら教育委員会のほうでまたアンケート、子どもたちのご意見を聞いていただけたらなというふうに思います。

次に、地元食材についてなんですけれども、地元食材についてはどんなものがありますか。

議長（文野慎治君）松浪教育次長。

教育次長（松浪敬一君）地元食材につきましては、熊取町産のお米を一定期間入れているのと、あとサトイモを使った副食ですね。あとサトイモコロッケというのを地元食材として提供しているところでございます。

議長（文野慎治君）渡辺議員。

9 番（渡辺豊子君）分かりました。お米と、そしてサトイモとを使っているというところで、地産地消

の推進ということで、産業振興アクションプログラムにおきましても地産地消を推進するというふうにちゃんとプログラムの中で施策7で上がっていたんですが、地元の食材をしっかりと給食の中でも取り入れていただきたいなというふうに思っております。

次に、オーガニック給食につきましてですが、有機農産物を使つての給食というところで、全て使うのは難しいかと思うんですが、何か一つだけでも、タマネギだけとかニンジンだけとか、またお米とか、そういったものにつきましてはオーガニック食材を使ってもいいのかなというふうに思うんですが、そういった声も要望されております。オーガニック給食というところを要望されております。地産地消とオーガニックというところで、今回、資料にオーガニック給食につきまして、オーガニックビレッジの創出に向けてということで農林水産省が出している資料をつけさせていただきました。この分につきましては、今回はちょっとこの資料を参考にさせていただくということで、検討していただきたいなというふうに思っております。

ちょっと時間がないので、次回これ質問になるので、誰かも何か次回質問するという、これについては次回質問させていただきたいと思うんですが、ちょっと資料を見て参考に検討しておいていただきたいなと思うんですけれども、このオーガニックビレッジを宣言するということで取り組んでいる、今このオーガニックビレッジを実施しているのが令和7年度で154市区町村あるというところで、亀岡市の市長がオーガニックビレッジを宣言したということで最後に資料をつけさせていただきました。

この亀岡市は、全国初のプラスチック製レジ袋提供禁止条例を制定しということで書いてあるんですが、熊取町も平成31年2月にくまとりプラスチックごみゼロ宣言をしましたよね、町長。そういったこととちょっと共通する点があるかと思うんですけれども、このオーガニックビレッジ宣言、町長はどうお考えですか。

議長（文野慎治君） 藤原町長。

町長（藤原敏司君） オーガニックビレッジの宣言ですか。いろいろなお話をいただく中で、私も以前から子どもたちの健康というふうなことを考える中では、そういう農薬の入っていない食材、いろいろあると思いますけれども、そういったことを考えますとオーガニック食材の採用も大切なことではないかなというふうには思っております。オーガニックビレッジを宣言されているこういった団体にこのたび入ったのかな。というふうに判断させていただいております。いろいろな情報をそこから得られる中で、よりよい給食ができたかなというふうな思いであります。

以上です。

議長（文野慎治君） 奥村住民部理事。

住民部理事（奥村光男君） すみません。先ほど町長申し上げましたのは、オーガニックビレッジ全国首長の会というのが今後創設されるというところで、そこで熊取町のほうも一応参画というところで考えてございます。

これは今ありました先進団体とかいうところの取組の方が集まっているところの団体でありまして、そういった取組の先進団体の状況でありますとかそういったところをまずはやっぱり研究していくというところを趣旨に参画したところでございますので、また研究のほうは進めていきたいというふうに考えてございます。

以上です。

議長（文野慎治君） 渡辺議員。

9番（渡辺豊子君） 分かりました。ありがとうございます。そこに参加していただいたというところで、しっかりと研究していただけたらと思います。

泉大津市も、産地は間に合わなくても、よそから産地を連携、提携して消費は自分ところであるという感じのこととかもされておりますし、そういった感じでオーガニックビレッジに我が町も宣言し、国からの交付金もありますよね。最初にありましたが、みどりの食料システム戦略推進総合対策により支援があるというところで、そういったところもしっかり研究していただきまして取り

組んでいただきますよう、地域の農家の熊取町内の農業支援にもなりますので、よろしく願います。

では、次へいきます。分かりますか。

議長（文野慎治君）松浪教育次長。

教育次長（松浪敬一君）先ほどアレルギーの関係のご質問をいただいて、後からご答弁するということでしたんですけれども、学校給食でアレルギー対応している人数につきましては小学校で47名、中学校で15名いらっしゃいます。そのうち完全に代替食としてお弁当を持参している子どもの数につきましては1名いらっしゃると、そういう状況でございます。

議長（文野慎治君）渡辺議員。

9番（渡辺豊子君）分かりました。またその方にもしっかりと話ししていただいて、保護者の方と協議していただいて支援金支給の方向でお話を進めていただきたいと思います。

では次、2項目めへいきます。

2項目めは学童保育事業についてです。

1点目、令和8年度当初、学童保育事業において入所申込みが受入れ許容児童数を超過したということで、臨時学童保育所として民間事業者に委託し、事業運営を行うということでしたが、その実施状況、利用状況についてお聞かせください。

議長（文野慎治君）阪上健康福祉部理事。

健康福祉部理事（阪上正順君）それでは、学童保育事業についてのご質問の1点目、今年度開設した民間事業者による臨時学童保育所の実施状況についてご答弁申し上げます。

臨時学童保育所につきましては、西小学校区と東小学校区において既設の学童保育所の受入れ許容人数を超過したため、町が民家を借り上げ、指定管理者とは別の事業者管理運営業務を委託し、令和8年4月1日に開設したものでございます。

利用状況につきましては、6月1日時点で西小学校区の臨時学童保育所が、定員が20名のところ、1年生が1名、2年生が6名、3年生が2名、6年生1名の計10名、東小学校区の臨時学童保育所が、定員が19名のところ1年生3名、2年生2名、3年生2名、4年生3名、5年生1名、6年生1名の計12名で、両施設合わせて22名が在籍しているところでございます。

また、受入れ体制につきましては、西小学校区が有資格者の支援員2名と補助員1名の3名体制、東小学校区が有資格支援員1名と補助員1名の2名体制の職員配置で保育に当たっております。

以上、ご答弁とさせていただきます。

議長（文野慎治君）渡辺議員。

9番（渡辺豊子君）ありがとうございます。当初、西学童は19人超過するというふうにされていたようですが、10人と。そして東学童は11人超過というところだったのが12人ですか、1人オーバーでやっていたというところですね。分かりました。スタッフの方もそれぞれ2名・1名、1名・1名ということでついていたというわけなんです、その次、2点目、その利用者の方の満足度というか反響についてお聞かせください。

議長（文野慎治君）阪上健康福祉部理事。

健康福祉部理事（阪上正順君）続きまして、ご質問の2点目、利用者の反響についてご答弁申し上げます。

4月に開設してから現在まで、臨時学童保育所の運営に対して町が保護者から直接苦情をお受けしたことはなく、委託事業者による相談対応等が適切に行われているものと考えております。

また、5月に委託事業者が保護者に対しアンケートを実施したところ、約半数の回答がありまして、その中で支援員の児童に対する指導方法についてや施設内の安全管理を適切に運営されていると感じますかといったことや、全体的に満足されていますかという3つの項目に関しては、「満足」が90.9%であり、「どちらかというと満足」と回答のあった9.1%と合わせますと100%の満足ということになっておりまして、「不満」「やや不満」と答えられた方はいらっしゃいませんでし

たので、ある一定の高評価をいただいているものと認識しております。

以上、ご答弁とさせていただきます。

議長（文野慎治君） 渡辺議員。

9 番（渡辺豊子君） 分かりました。ありがとうございます。

私も新しい民間の学童保育所がどういう状況なのかなとちょっと気になっておりました、会派で二見議員と一緒に課長に案内していただいて見学をさせていただきました。行った感じ、2つとも民家を借りて運営しているので、本当に家に帰った感じ。行った感じが本当に子どもたちが我が家に帰ってきた感じで、リラックスした感じでスタッフの方と一緒に宿題をやったりとかして、本当にアットホームな和やかな感じがあって、すごくいい感じやなというのを見て、家庭的な感じで、すごく安心して見学をさせていただいたんです。今も満足度は100%ということで、本当に心配していたけれども、民間もしっかりと努力して、家庭的な雰囲気で作っていただいているんだということを感じました。

ただ1点、ちょっと外で遊ぶところがないのかなというところを思ったんですが、その辺はどうですか。

議長（文野慎治君） 阪上健康福祉部理事。

健康福祉部理事（阪上正順君） その点も開設前にいろいろ我々も考えまして、東臨時学童のほうにつきましては、小学校のご協力をいただきまして、雨天等でない限りは、あと学校の行事等の兼ね合いで使えないというようなことがない限りは校庭を使わせていただくような形になっております。

あと、西の臨時学童につきましては、大久保区のご了承をいただきまして、ちびっこ広場を遊びの場として使わせていただいているところでございます。

以上です。

議長（文野慎治君） 渡辺議員。

9 番（渡辺豊子君） 分かりました。それぞれ近くの学校を利用したりちびっこ広場を利用してということですが、ちびっこ広場へ行くのはちょっと道中気をつけないといけないかと思うんですが、そういった遊び場もしっかりとその場で確保していただいているというところ、安心させていただきました。

その中で、今、この民家、すごくいいなと思ったんですけども、ずっと使えるかどうかのところはどうなんですか。来年度からまた児童数が増えるのかどうかも分からないんですが、その辺のところはどうなんでしょうか。

議長（文野慎治君） 阪上健康福祉部理事。

健康福祉部理事（阪上正順君） では、ご質問の3点目、民家を活用しているが、来年度からはどうするのかについてご答弁申し上げます。

現時点におきまして、令和9年度当初の入所希望児童数の見込みを立てることは困難ではございますが、今年度と比べて児童数が大きく減少することは考えにくいいため、臨時学童保育所につきましては、現指定管理者が中央小学校区のテナントビルで運営している1クラブと同様に、既存の学童保育施設の補完的役割を担う施設として位置づけて、令和9年度も活用する方向で検討を進めているところでございます。

以上、ご答弁とさせていただきます。

議長（文野慎治君） 渡辺議員。

9 番（渡辺豊子君） 分かりました。その家賃というのはそれぞれ幾らでしたか。

議長（文野慎治君） 阪上健康福祉部理事。

健康福祉部理事（阪上正順君） 西臨時学童の部分につきましては、単純に家賃だけで言いますと8万円ほどになっています。久保の東臨時学童のほうは10万円という形になっております。

議長（文野慎治君） 渡辺議員。

9 番（渡辺豊子君） 分かりました。その分でも来年度も継続してお借りして利用できるというところで

すね、その家賃でね。はい、分かりました。

では、ちょっと4点目へいきます。

4点目、学童保育事業の管理運営は指定管理者が担っております。現在の指定管理者は令和4年度から8年度までの5年間となっております。学童保育所条例第7条では指定管理者になろうとする団体を公募するものというふうに書いてあるわけなんです、前は公募せずに随意選定といたしました。令和9年度からどうするのか、お聞かせください。

議長（文野慎治君）阪上健康福祉部理事。

健康福祉部理事（阪上正順君）続きまして、ご質問の4点目、指定管理者は令和9年度からはどうするのかについてご答弁申し上げます。

現指定管理者の選定方法につきましては、平成29年度から令和3年度までの第1期目は公募で行いましたが、令和4年度から令和8年度までの第2期目につきましては、本町が定めている指定管理者制度に関する運用方針に基づき、随意選定により行いました。なお、同運営方針では、随意選定は最初の随意選定から起算して通算10年以内、回数は2回までと規定しているため、2回目の随意選定の対象とすることは可能ではございますが、現指定管理者が全クラブを一括して運営することができない状況であることから、現在、町の方針をまとめ、本会期中の議員全員協議会でご説明させていただくべく準備を進めているところでございますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます、ご答弁とさせていただきます。

議長（文野慎治君）渡辺議員。

9番（渡辺豊子君）分かりました。今回はもう今の現NPOが全て賄い切れないというふうに言われているというところで、選定に当たっても公募するという方向で検討しているということよろしいですか。

議長（文野慎治君）阪上健康福祉部理事。

健康福祉部理事（阪上正順君）そのあたりも今いろいろ両方の面も含めて検討しておりまして、いろいろ調整する部分がございますので、次の議員全員協議会のところで、事前にはもう資料としてお配りさせていただくことになろうかと思っておりますので、そのあたり、また深く突き詰めてご意見等も賜りながら進めていきたいと思っておりますので、よろしくをお願いします。

議長（文野慎治君）渡辺議員。

9番（渡辺豊子君）分かりました。次の、来週ですかね、議員全員協議会でご説明があるということですね。

保育の質の向上や事業者努力ということも推進することを考えたときに、公募で運営することもいいのかなというふうに思っております。これは私の意見です。すみません。

そしたら、次へいきます。

3項目め、廃食用油のリサイクルについてお伺いいたします。

本年4月から家庭用廃食用油のリサイクルが開始されました。今まで、家庭で発生した使用済みの天ぷら油等の廃食用油は紙や布に吸い込ませるか固化剤で固めて可燃ごみとして出していましたが、本年4月から、揚げかすなどを取り除いてペットボトルに入れて、役場環境課窓口に持っていけば回収していただけることが可能となりました。廃食用油を地域でしっかりと回収し、エネルギーとして循環させることは、現在の中東情勢緊迫化に伴うエネルギー不足への備えにもなるだけでなく、2050年のカーボンニュートラルの実現やごみ減量化にもつながってくるかと思います。

廃食油のリサイクルについては私たち公明党も要望していましたので、早速推進していただき、感謝するものでございます。

廃食油は貴重な国産エネルギー資源であると意識改革を促すために、その回収場所について、役場環境課窓口だけではなくて、利便性や回収量の増量などを勘案し、もっと身近なところで回収できるよう回収場所を拡充できないでしょうか。

議長（文野慎治君）巖根住民部長。

住民部長（巖根晃哉君）それでは、家庭用廃食用油のリサイクルについての1点目、回収場所を役場環境課窓口だけではなく拡充できないかについてご答弁申し上げます。

家庭用廃食用油のリサイクル回収は、来月1日からの可燃ごみ処理手数料の値上げに伴い、さらなる可燃ごみの減量とリサイクルの推進を目的に本年4月から開始したものでございます。新たな取組ということもあり、どの程度の利用があるかを見極めるため、まずは環境課窓口の1か所から始めさせていただいております。開始から2か月が経過しましたが、現時点では回収実績が少ないことからさらなる周知を行うとともに、11月に実施する環境フェスティバルや12月の農業祭での回収も検討をしているところでございます。

その上で、今後の回収状況を見ながら、目的達成のため、住民の皆さんにとってより利便性が高くなるよう回収場所の増設について検討してまいりたいと考えておりますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます、答弁とさせていただきます。

議長（文野慎治君） 渡辺議員。

9番（渡辺豊子君）分かりました。今、4月から始まったばかりで、そして件数も少ないというところで、拡充についてはもう少し様子を見てという、そういうご答弁やったと思うんですけども、役場環境課を拝見させていただきましたら、ここで廃食油を回収していますよというものが何にもありません。そういうものがあれば、役場に来た人が、何かの用事で住民票を取りに来たとかいろんな用事で来たときに、あ、ここで廃食油を回収してるんやというのが目につきます。そしたら、今度来るときに持ってこようと思うかもしれません。何もないから、そんな回収をしているなんて知らない。まだまだ、周知するとご答弁ありましたが、周知するためにはそういったものが需要。ただ単にホームページや広報に載せるだけではなくて、目に見えるところにそういったものを示すことも大事じゃないかなというふうに思っております。

広報やホームページにつきましても高齢者にとっては分かりにくい。どこと書いていないんです、広報を見たらね。回収しています、この4月から回収していますとなっているだけで、どこで回収しているかというのはホームページを見たら書いてあるんですけど、広報とかこのマニュアルについても載っていません、どこと。これをどうやって見ようかといったら、QRコード読まないといけないんです。これを読める高齢者がどれだけいるか。もう本当にそんなところとかちょっと考えたときに、これ、本当に環境対策、カーボンニュートラルとかそういった環境リサイクルというところで大事な取組をやっていたことなんですけれども、それをもう少し住民に周知するためには、もう少し丁寧に分かりやすくしていただくのが必要じゃないかなというふうに思うんですが、その辺どうですか。

議長（文野慎治君） 巖根住民部長。

住民部長（巖根晃哉君）もうご指摘のとおりでございまして、全く窓口は何の啓発もしていないというところは私ども不徳の致すところなんですけれども、実際、先ほど検討してまいりたいというところを答弁させていただいたんですけれども、タウンミーティングでも今回ごみの制度について説明させていただいたときに、各幾つかの校区の方から廃食用油のリサイクルについては非常にいい施策やという中で、やはりご高齢の方が役場に持っていくのはちょっとしんどいんやというところで、できるだけその中でもやはり持っていく場所を拡充してほしいというようなご意見があった中で、今現在も実際、担当課長のほうにもその辺の検討はもう指示させていただいているところでございます。

当初これを導入するに当たって、当然環境部局でいろいろ検討させていただいた中で取り組ませていただいているんですけれども、やはり今現状、窓口で直接手渡しでお受けするような形を取らせていただいているんですけれども、他の自治体であったりとか民間の取組を見させていただきますと、ボックスを置いて、そこにもうきっちりとキャップが開かないような形でペットボトルを放り込んでいるような形がございまして。であるならば、これも啓発になっていると思うんですけれども、小型家電の回収ボックスなんかというのはああいいう形でどんとあって、分かりやすい形で放り込ん

でいただいているんですね。そういった形ができないかということも併せまして今検討させていただいていますので、そういう形でしっかりとまた周知も含めてやっていきたいというふうに思っております。

以上です。

議長（文野慎治君） 渡辺議員。

9 番（渡辺豊子君） ありがとうございます。それも併せて私、要望しようと思っていたんです。小型家電の回収ボックスの横に同じように廃食油の回収ボックス並べて置いたらどうかなというふうに思っています。

今、和泉市とかはそんなふうなことをやっておられます。泉南市もまた今回、公共施設にそういった回収場所を増やす方向で検討しているということも聞きました。あと、また泉佐野市とかは、それと併せて事業者にもお声かけして、ダイエーの泉佐野店に回収ボックスを置いてもらったりとか、そういうふうに事業者も募集しているみたいなんですね。だから、そういうことも含めて検討していただけたらと思います。

それと、次にもう 2 点目へいきますね。

それを回収した後、具体的にどのように活用する予定なのか教えてください。

議長（文野慎治君） 巖根住民部長。

住民部長（巖根晃哉君） 次に、2 点目の具体的に何に活用する予定なのかについてでございますが、現在、回収された廃食用油は、バイオディーゼル燃料や石けんにリサイクルする事業者と協定を締結しておりまして、引き渡すこととしてございます。

なお、事業者が資源化したバイオディーゼル燃料は大阪・関西万博の建設時の重機や発電機に使用されており、現在も解体作業の重機や廃食用油を回収するための車の燃料に使用されてございます。

また、2028 年度以降には、この事業者のほうも持続可能な航空燃料（S A F）にもリサイクルされる予定というふうに聞いてございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（文野慎治君） 渡辺議員。

9 番（渡辺豊子君） 分かりました。本当に環境負荷のなくすることで、S A F というのも本当に C O₂ 削減というところで大きなエネルギー燃料なんで、そういったものをしっかり推進していただきたいと思いますので、S A F になるという、テレビでもコマーシャルをやっていますけれども、それになるんやというところのちょっと P R も入れはったら、住民も協力したいという気持ちで持ち込まれる方も増えるかと思いますが、その辺の P R もよろしくお願ひしたいと思います。

では次、4 項目めへいきます。

4 項目めは歯科健診についてです。

6 月 4 日は「むし」になりまして、「むし」にちなんで虫歯予防デーです。そして、10 日までは歯と口の健康週間となっております。歯の健康と寿命に関連して質問をさせていただきます。

大阪公立大学、東京科学大学の調査で、高齢者の口腔状態が死亡率や要介護リスクに関係するとの研究結果が本年 1 月に示されました。かむ、飲み込むといった口の機能低下は栄養状態や体力の維持に関わる重要な要因で、定期的な歯科健診や早期治療が健康寿命を延ばす鍵になるとのことです。

大阪公立大学の研究グループが、府内の 75 歳以上の高齢者約 19 万人の健診データを解析した結果、健康な歯や治療済みの歯が多いほど死亡率は低く、虫歯など無治療のものが残っている人は高い傾向にあったそうです。歯が全くない人は、21 本以上残っている人と比べて死亡リスクが約 1.7 倍高かったそうです。東京医科大学の研究グループは、全国の高齢者約 1 万 1,000 人を 6 年間追跡し、口の機能が衰えるオーラルフレイルの人とそうでない人を比べ研究した結果、65 歳時点の健康寿命が約 1.4 から 1.5 年短く、要介護リスクになるのも 1.23 倍、死亡リスクも 1.34 倍高まることが分かっ

たそうです。

そこでお尋ねいたします。1点目、成人、特に高齢者の歯科健診の受診状況はどうですか。
議長（文野慎治君）石川健康福祉部長。

健康福祉部長（石川節子君）それでは、4つ目のご質問、歯科健診についてご答弁申し上げます。

まず、ご質問の1点目、成人、特に高齢者の歯科健診の受診状況についてでございますが、本町におきましては、町が20歳以上の住民の方を対象として歯周病検診を、後期高齢者医療広域連合が被保険者、主に75歳以上の方を対象として後期高齢者医療歯科健康診査をそれぞれ実施しており、いずれも年1回受診することができ、自己負担は無料となっております。

なお、歯周病検診は一般に成人歯科健診と呼ばれているもので、健康増進法に基づく健康増進事業の一つとして国庫補助金の対象となっており、その補助基準は二十歳から70歳まで10歳刻みの節目を迎えられた方が対象となっておりますが、これに対し、本町独自施策として、節目に関係なく毎年受診できるよう支援をしているところでございます。

歯科健診の受診状況でございますが、成人歯科健診については、一部の歯科診療所の熱心な啓発協力が得られた結果、令和6年度から令和7年度にかけ、受診者数は147人から434人と約3倍に増え、受診率は1.4%から4.3%と2.9%上昇しております。後期高齢者医療歯科健康診査につきましては、同じく令和6年度から令和7年度にかけて受診者数は885名から暫定値で906名と微増しておりますが、受診率は12.8%から12.5%と0.3%低下したところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（文野慎治君）渡辺議員。

9番（渡辺豊子君）分かりました。6年から7年に1年で3倍も増えたというのはすごいですよね。それで、毎年健診無料で取り組んでいただいていることを感謝いたします。これをしっかりとまたPRすることが大事なかなというふうに思うわけなんですけれども、その中で、かかりつけ歯科があれば、私もちょっと今になって歯科に通ったら、そこも悪い、ここも悪いとなっているんですけれども、本当に定期的に歯医者に行ったら、もう予防歯科というか、未然に虫歯を予防できるというところをやっぱり皆さんに知っていただかないといけないかなというふうに思うんですけれども、その中でやっぱりかかりつけ歯科医というものを持つことも大切かなと思うんです。そういったところの推進というか、そういったものもやっておられるんでしょうか。

議長（文野慎治君）石川健康福祉部長。

健康福祉部長（石川節子君）まず、続いて2点目の受診についてということで先ほど言っていたかかりつけ医ということなんですけれども、健診をまずは受けていただくということがかかりつけ歯科医を持つ一つのきっかけになると思いますので、健診受診と含めてまた検討していきたいと思います。

2点目の受診についてどのように啓発しているかでございますが、町の広報紙や町ホームページ、健康カレンダー、町内協力医療機関でのポスター掲示などにより周知を図っているほか、集団特定健診における歯科健診や集団健康教室、タピオステーションなどあらゆる機会を捉え、オーラルフレイル対策の重要性も踏まえた啓発に努めております。

これらに加えて、後期高齢者医療歯科健康診査においては、大阪府後期高齢者医療広域連合から毎年、年度初めに住民の方がオーラルフレイルを簡単にセルフチェックできるコーナーを盛り込んだ健診啓発チラシを対象者全員に個別通知しております。

今後とも、歯科医師会、歯科衛生士、言語聴覚士などの専門職の方と共に、健診受診率の向上と健康寿命の延伸につながる口腔機能の維持・向上に向けた周知啓発に努めてまいりますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます、ご答弁とさせていただきます。

議長（文野慎治君）渡辺議員。

9番（渡辺豊子君）分かりました。今ちょっと2点目の質問で、すみませんでした。

オーラルフレイルのチラシを全戸、全員、もう一度そこはどなたが対象でどんなふうに配付して

いるのか、教えてください。

議長（文野慎治君）石川健康福祉部長。

健康福祉部長（石川節子君）主に75歳以上の方につきましては、やはり後期高齢者医療として歯の健康が健康寿命につながる大きな一つの節目という大事な視点ということで、健診受診率向上にすごく力を入れておりまして、しっかりとしたチラシを全員にまくことで受診の向上に努めている形で、受診率のほうも成人歯科健診と比べても10%を超えておりますので、PRというのはある程度できているとは思われます。

また、町といたしましても、ぴんぴん元気だよりというフレイル予防、介護予防のチラシを作っているんですけど、そのコーナーの一つに、栄養とか運動とかという一つの中に歯、口の健康の大切さというコーナーも含めて、これは健診とかいろんな機会でも周知をさせていただいているところです。

以上です。

議長（文野慎治君）渡辺議員。

9番（渡辺豊子君）分かりました。後期高齢者につきましてはそういったチラシを入れていただいて受診率が高いというところで、一応私、思うのに、特定健診の受診券がこうやって皆さんに送られます。国保だけでしたかね。この分につきまして、この中には歯科健診については何も入っていないんですね。ここに歯科健診についての何か推進する、そういうチラシを入れてはどうかと。全員に行き渡る周知になりますので、それをちょっと今回提案させていただきたいなというふうに思っております。

やっぱり皆さん、思うんやけれども歯が痛くならないと病院には行きません。そうじゃなくて、予防歯科がどんなに大事かというところで、呼吸器内科のドクターが高齢者の肺炎や肺がんの治療などに携わっておられた方が、お口のケアこそが未来の自分を守る最大の防衛策だというふうに語っておられまして、歯の健康が未来を変えると。自分の歯の健康が未来を変える、自分の未来を変えるんやという、そういった心理的アプローチ、ナッジ理論というんですけれども、そういったことを言っておられるんですね。だから、そういった一言を書いて歯の健康診断を受診してくださいというものを、ちょっとした紙切れでいいかと思うので、そういったものを入れることも啓発になるかと思います。そういったことも検討していただけたらと思うんですが、いかがでしょうか。

議長（文野慎治君）石川健康福祉部長。

健康福祉部長（石川節子君）特定健診の通知文については、数量規制がありまして全部は入れられないんですけれども、ちょっとした工夫の中で検討していきたいというふうに考えております。

以上です。

議長（文野慎治君）渡辺議員。

9番（渡辺豊子君）ちょうどいい時間になりました。しっかりと今回は時間配分をさせていただきました。私の一般質問、以上で終了させていただきます。ありがとうございました。

議長（文野慎治君）以上で、渡辺議員の質問を終了いたします。

次に、坂上巳生男議員。

7番（坂上巳生男君）それでは、通告に従いまして私のほうから大きな項目は3点、産業振興について、そして大規模盛土造成地の第2次スクリーニング計画策定について、3点目はPFAS汚染に関する熊取町の取組について、以上3点であります。まず初めに産業振興についての1点目、この3月に地域未来投資促進法に基づく基本計画が策定されました。この計画策定の趣旨を企業誘致との関係で説明してください。

議長（文野慎治君）奥村住民部理事。

住民部理事（奥村光男君）それでは、産業振興についての1点目、地域未来投資促進法に基づく基本計画の主旨と企業誘致の関係について答弁申し上げます。

まず、基本計画の趣旨につきましては、地域の特性を生かして高い付加価値を創出し、地域に経

済的効果を及ぼす地域経済牽引事業を促進するものでありまして、本町と大阪府が基本計画を策定し、国の同意を得るものでございます。この基本計画に基づき、本町へ進出する企業等が地域経済牽引事業計画を策定し、大阪府の承認を得ることで、税制支援や金融支援をはじめとする様々なインセンティブを受けることが可能となります。

企業誘致との関係につきましては、企業誘致を推進するための有効な施策の一つとしてこの基本計画を策定したものでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（文野慎治君）坂上巳生男議員。

7 番（坂上巳生男君）ただいまご説明いただきましたが、地域経済牽引事業となるそういう事業について、事業者が計画を作成し、それを府が承認するということなんですが、投資促進法に基づく計画を事業者が作成するということなんですが、基本的にはこれ、受け身の立場なんですかね。町から何かいろんなところにアピールして、ぜひ計画を出してくださいとかいう、そういうことをするのではなくて、ただ、町としてはこういうものをやろうとしていますよ、いろんな優遇制度もありますよということは公表はするけれども、基本的に待ちの姿勢で待っているのか、その辺はどうなんですか。

議長（文野慎治君）奥村住民部理事。

住民部理事（奥村光男君）まず、この基本計画を策定して国のほうの承認を得ますと、大阪府の専用のサイトのほうで、大阪府と熊取町がこのような基本計画を策定したというのがホームページのほうで掲載されることになりまして、既に掲載しているところでございます。

当然、本町のホームページのほうでも掲載してございまして、特に大阪府等でございましたら、いわゆる企業誘致で新たな展開をしていきたいというようなところの、企業がよく見るサイトというふうに聞いてございますので、そういったところでそういう情報がいけば、本町のほうに希望があるところがあればそういった計画を出していただくというような形になってございますので、基本的にはこの立てつけでいきますと、その計画に基づいて事業者のほうで計画をつくっていただくと、そういう形になってございます。

以上でございます。

議長（文野慎治君）坂上巳生男議員。

7 番（坂上巳生男君）大阪府のホームページにそういう計画の一覧が出ていると。それは私も見ました。全自治体ではないですけども、現時点で計画を策定し終えている自治体の計画がよく分かるように出ております。熊取町の計画、そして近隣自治体の計画なども見させてもらいましたが、計画を見て、事業者が熊取町は魅力的やな、熊取町へ行こうかというふうになるかどうか、そこはなかなか悩ましいところかなと思うんですが、ホームページに出ている計画、未来投資促進法に基づく基本計画を大阪府のそういう一覧表から見ている限りでは、なかなか熊取町は魅力的だなというふうにはならないんじゃないかという気がするんですが、そこはどうでしょうか。

議長（文野慎治君）明松総合政策部統括理事。

総合政策部統括理事（明松大介君）それでは、すみません、企業誘致の担当というのが我々のほうの所管ということになりますので、ご答弁させていただきます。

まず、企業誘致の観点から申しますと、3月に策定されました企業誘致の推進に関する基本方針ということで、その中で主な4つの経済的インセンティブというものがございまして、ご存じのとおり、産業活性化基金事業補助金であったりとかふるさと納税3.0、それから投資促進優遇税制に成長産業特区優遇税制ということで4つございますが、そこに今回、新たに地域経済を牽引するという、ハードルはかなり高いものにはなってくるんですが、5つ目の経済的インセンティブができた。

それで、我々のほうも大阪府のホームページに載っている、町のホームページ載っているからといって、それでどこか1つ引っ張ってくるという目標を産業振興課のほうで立てていただいております。

ますが、産業振興課のほうとはしっかりと情報連携しながら、また企業誘致担当としまして、少しでも熊取町に進出を検討されているというような企業の情報がありましたら、我々営業担当としましてもしっかりと内容を吟味いたしまして、この5つのインセンティブのうちどの条件が適切なのかと。当然この未来法に即する内容であれば、当然未来法に基づいて企業誘致を進めていくといった、そういった積極的な企業誘致を展開してまいりたいと、このように考えております。

以上でございます。

議長（文野慎治君）坂上巳生男議員。

7番（坂上巳生男君）この基本計画に定められている要件1、2、3というのがあるんですが、その中で、例えば要件2のところだと付加価値増加分が6,889万円ですか、これは大阪府の何か平均的な数値というふうにも書かれておりましたが、高い付加価値を創出すること、あるいは要件3であれば次の3つのいずれかの経済効果が見込まれることということで、売上げが1%以上増加あるいは雇用者数が2%以上増加、雇用者給与等支給額が3%以上増加とか、そういった経済効果が見込まれることということが条件になっております。とりわけ高い付加価値を創出するという条件が、これがどの程度の条件なのかというのはちょっと分かりにくい点もありますが、いずれにしても、地域経済牽引事業と言われるほどの企業を誘致するというのには一定の規模の企業誘致をするための土地が必要となってくるのではないかという気がするんですが、そこはどうなんでしょうか。

議長（文野慎治君）奥村住民部理事。

住民部理事（奥村光男君）用地につきましては、基本方針でも記載しておるんですけれども、候補地となるのはやはり外環の沿線沿いとかいうところの用地が有力になってくるのかなというところではあるんですが、この計画上のエリアについては、朝からの大林議員からの話もあったんですけれども、広くこの制度が活用できるようにというところで、基本的には全域をこの計画上は対象とするというような一応立てつけにしているところでございます。

以上です。

議長（文野慎治君）坂上巳生男議員。

7番（坂上巳生男君）ちょっと分かりにくかったですが、企業誘致のための土地を何か新たに開発するとか確保するとか、そういうことは考えていないということですかね。

議長（文野慎治君）奥村住民部理事。

住民部理事（奥村光男君）そのとおりでございまして、民間による活動のほうを促していきたいというふうに考えてございます。

以上です。

議長（文野慎治君）坂上巳生男議員。

7番（坂上巳生男君）それに関しては、町の所有の土地を活用するというのも特に考えていないと。

議長（文野慎治君）奥村住民部理事。

住民部理事（奥村光男君）基本的には民間主導というところですので、用地につきましても民間、民地のほうでの活用ということで想定してございます。

ここに書いておりますとおり、先ほどもお話がございましたとおり、やはりこの事業というのは一定規模が必要でございますので、そういった広大な面積というところでございますと、候補地となるような公有地もございませんので、民地を対象にしているといったところでございます。

以上です。

議長（文野慎治君）坂上巳生男議員。

7番（坂上巳生男君）分かりました。

3月議会の途中に行われました議員全員協議会の中で、企業誘致の推進に係る基本方針についてというタイトルでの説明がございましたが、その中で、これまでの経緯ということで、令和7年度中にどのようなことを行ってきたかということが書かれておりました。

その中で、3月の議員全員協議会で説明を受けたときにはその点にあまりきちんと注目していな

かったんですが、それを改めてよく見ますと、国の地方創生支援官が来町して企業誘致について検討を開始したとか、あるいは企業誘致に関して地方創生支援官が来町して原子力関係施設を視察したでありますとか、地方創生支援官と企業誘致に関する基本的な方針案に係る協議を行ったとか、そういったことが様々書かれておりました。この地方創生支援官というのは国からやってこられているわけですから、地方創生支援官との話合いの中では、改めてここで公表するような情報というのは特にございませんか。

議長（文野慎治君）明松総合政策部統括理事。

総合政策部統括理事（明松大介君）この地方創生支援官、3名の方ですけれども、総合政策部のほうで招聘いたしまして、まずテーマ、何を要は支援官にお願いするかというところで、熊取町のほうでは企業誘致についてということでお願いいたしまして、その中で、今企業誘致の基本方針を策定していくという予定があるので、その基本計画の策定のお手伝いをしていただいたというのが、この冒頭に書いております議員全員協議会の資料のこれまでの経緯の中身でございます。出来上がったものが、3月の議員全員協議会で説明させていただきましたこの基本方針という成果物でございます。

以上でございます。

議長（文野慎治君）坂上巳生男議員。

7番（坂上巳生男君）分かりました。国の地方創生支援官との間で具体的にどういうやり取りが行われたのかは分かりませんが、そこで行われたそういうやり取り、研修といいますかそういった作業で、町職員自身のそういう検討作業もありますでしょうし、国のほうからのアドバイス、そういったものもあって、最終的にはこういう基本計画が出来上がっているということのようかなと思いますけれども、先ほど大林議員のほうからもこれに関連して質問がございましたが、実際、熊取町に新たな企業を誘致していくというのは、この間、ふるさと納税の返礼品との関係で幾つか新たな事業が行われたりというふうなことは実現しておりますけれども、この基本計画に策定しているような地域経済牽引事業となり得るような企業が熊取町に誘致できるかどうかというのは、実際のところなかなか難しいんじゃないかなという印象を持っておりますが、町として、この計画にある中身の表現では、結局どういう企業を誘致したいかというのがあまり見えてこないですよ。

熊取町の地域特性というのは、農産物をはじめとする特産品を活用した農林水産・地域商社分野でありますとか、熊取町の繊維産業や金属製品製造の産業集積を活用した成長ものづくり分野、熊取町の幹線道路の充実した交通インフラを活用した卸売・小売、運輸・物流関連産業分野、これらが熊取町の地域特性だということで、この3点にまとめた内容というのは熊取町の現状を整理したというような感じに受け取れるんですよ。実際の熊取町の産業はこういう3つの分野に集約できますよと、そういうふうな印象を持ちました。

だから、こういう形の特性を生かした、そういう企業に来てほしいという点だと、まだちょっと物足りないなという印象を受けております。ほかの地域との差別化とかそういうことも考えますと、もう少し知恵を絞る必要があるのではないかと。といって私のほうからこういう企業を誘致すればいいですよという抜群のアイデアがあるというわけではございませんが、そこはもうちょっと頑張って知恵を絞っていただきたいというのが印象です。

それについてはこれぐらいにしておきます。

産業振興についての2点目、中東情勢の悪化により、原油の高騰のみならず、ナフサ不足の影響でプラスチック系の資材やシンナー等が在庫不足。そして価格上昇が大きな問題となっております。熊取町として町内事業所の影響調査、支援策の検討はいかがでしょうか。

議長（文野慎治君）奥村住民部理事。

住民部理事（奥村光男君）続きまして、2点目のナフサ不足の影響によるプラスチック系の資材やシンナー等の在庫不足となり価格が上昇したことによる町内事業者の影響調査や支援策の検討につきましては、おのおのの事業者におきまして物価高騰の影響が生じていることと思われませんが、産業振

興課や熊取町商工会に対して直接的な支援要請をはじめ逼迫した声は届いていない状況でございます。

現在のところ、影響調査や新たな支援策は予定しておりませんが、引き続き、熊取町商工会と連携を密に保ちながら各事業所の動向を見守るとともに、情勢を俯瞰しながら国等からの補助金や交付金の動き等を見極め、適時に必要な措置を行えるよう注視してまいりたいと考えておりますので、ご理解賜りますようお願い申し上げて、答弁とさせていただきます。

以上です。

議長（文野慎治君）坂上巳生男議員。

7 番（坂上巳生男君）ただいまのご答弁では、熊取町の産業振興課の窓口やあるいは商工会のほうには、今回のナフサ不足の影響によるそういう事業者からの直接の声は届いていないということのようではありますが、私も先日、商工会のほうに問合せをして聞いてみましたけれども、商工会の事務局のほうも現時点では、直接事業者から大変だ、非常に逼迫しているというふうな相談の声は届いていないというふうにおっしゃっておりました。

ただし、どうも、電話でのやり取りですけれども、商工会のほうから直接いろんな機会を捉えて状況を調査するという姿勢はあまりないようでしたけれども、一方で、商工会とは別に泉佐野民主商工会というのがございますが、民主商工会のほうに問合せをしてみましたところ、そちらのほうでは民主商工会のほうで独自のアンケートを用意して、事業者に配布していろいろ聞き取り調査をしているんですが、その中で、全国的な状況でもテレビ・新聞等で報道されておりますが、やはりプラスチック系の手袋のそういう在庫不足、そしてまたシンナー等のそういう建築に使うような塗装用の材料の不足、そして、これも建築関係で多く使う塩ビパイプの不足、そういったことで事業者がかなり在庫が逼迫してきていると。仕入先からはこれから先ちゃんと納入できるかどうか分からないというふうな、そういう警告が発せられていて、今現時点では何とかぎりぎりやっているけれどもこれから先どうなるか分からないという、そういう不安の声が非常に大きいというふう聞いております。

まだ今すぐせっぱ詰まっているという業者は、この近辺ではあまりいないようではありましたが、一方で建築関係の業者に直接お聞きしましたら、やっぱり建築関係は非常に厳しいと。建築関係の場合は資材の高騰で結局建築単価を上げざるを得ないと。坪当たり単価を引き上げることで何とかやりくりしているという状況のようでしたけれども、材料不足、資材不足がこれ以上続けば仕事ができないという状況はあらゆる業種において発生しております。

熊取町のほうではまだ事業者の切実な声は届いていないようでありますけれども、もうちょっとその辺はアンテナを張って商工業者の状態を把握するように努めていただきたいと思うんですが、その辺はいかがですか。

議長（文野慎治君）奥村住民部理事。

住民部理事（奥村光男君）やはり商工会というのは、資金繰り等についてはまずは事業者が相談する窓口になってございますので、商工会との連携を一つ、これは今後も引き続き注視していく必要があるというふうに考えてございます。

また、大阪府におきましても中東情勢などの影響を受けている中小企業向けの特別相談窓口というのもございますので、そういったところもしっかりとご案内しながら、そういった具体的な声がございましたら、そういったところも含めてしっかりと対応していきたいというふうに考えてございますが、先ほど答弁申し上げましたとおり、具体的なそういった産業振興課に対するご相談というところは今のところはございませんので、引き続いてその辺の情報を注視していきたいというふうに考えてございます。

議長（文野慎治君）坂上巳生男議員。

7 番（坂上巳生男君）熊取町が関わる分野として、融資制度、信用保証とかそういったこともあると思いますが、たしかセーフティネット保証のいろんな種類があって、セーフティネットの第5号の融

資が市町村長の認定に基づくというふうになっておりまして、セーフティネット保証5号の活用というのは今回のような場合にも非常に有効になってくるのかなと思いますが、その辺はどうですか。
議長（文野慎治君）奥村住民部理事。

住民部理事（奥村光男君）5号認定、すみません、数字の詳細はちょっと把握してございませんが、議員おっしゃいますとおりに、町のほうの認定というので年間を通して随時件数等が上がってくるんですけども、見ている感じでいきますと、極端に増えているとかそういった状況ではないような、今現状としてはそういう状況でございます。それで、引き続きそういった件数等も含めて注視してまいりたいというふうに考えてございます。

議長（文野慎治君）坂上巳生男議員。

7番（坂上巳生男君）今後、現在のような状況がいつまで続くのか分かりませんが、これからそういう資金繰りが非常に厳しくなってくるという業者が増えてくる可能性は大いにあると思います。そういう状況に備えて、熊取町としても事業者へのそういう融資制度のPRとか、そういうのをきちんと力を入れていただきたいと思います。

そしたら、大きな2番目のテーマに移ります。

大規模盛土造成地の第2次スクリーニング計画についてであります。これまで何回もこのテーマで質問してまいりましたが、大阪府による第2次スクリーニング計画の策定が大幅に遅れております。現在の状況と今後の見通しはいかがでしょうか。

議長（文野慎治君）坂本都市整備部理事。

都市整備部理事（坂本佳弘君）続きまして、大規模盛土造成地の第2次スクリーニング計画策定についての第2次スクリーニング計画の現在の状況と今後の見通しについて答弁申し上げます。

ご質問の現在の状況につきましては、計画作成を実施している大阪府に確認したところ、引き続き、国庫補助を活用し作業に努めている中、令和8年度も要望に満たない国費措置であったことから、現在も完了には至っていない状況とのことでございます。

また、今後の見通しについては、第2次スクリーニング計画は府内全ての現地調査が完了した後、府内全域の箇所数や調査結果などを総合的に勘案した上で計画策定を進めていく必要があるため、来年度以降の完了予定となっております。

今後も引き続き、大阪府の動向に注視していくほか、必要に応じて大阪府との協議を行ってまいりますので、ご理解賜りますようお願い申し上げ、答弁とさせていただきます。

以上でございます。

議長（文野慎治君）坂上巳生男議員。

7番（坂上巳生男君）前回も同じような答弁をいただいたんですけども、聞かたびに、今回も結局国からの入ってくるお金が不足していると、したがって令和8年度中の計画策定はちょっと難しいというふうな感じの答弁であるんですが、結局これはどういうことなんですかね。国がそもそも始めている事業の中でこれが行われていると思うんですけども、結局、宅地耐震化推進事業というんですか、これはもう随分以前から始まっておりますけれども、阪神大震災とか新潟県中越地震とかそういった大規模な地震を経て、全国的にも盛土造成地の崩落といったことがあちこちで起こりましたので、それを教訓にして国が大規模盛土造成地のそういう安全対策を強化していく必要があるということで、国が率先して推進しているわけであります。

そういう中で大規模盛土造成地マップというのは作られて、熊取町の大規模盛土造成地のマップが公表されておりますが、これもこれまでの議会の中でも何回も申しておりますが、熊取町は大阪府下の中でもベスト5と言ってもいいぐらい大規模な盛土造成地の比率が高いと。今回は特に資料をつけておりませんが、見ていただいたら分かると思いますが、熊取町の山間部を除いた面積の恐らく半分ぐらいが大規模盛土造成地になっておりますよね。そういう点で、近隣の泉佐野市とか貝塚市などと比べても熊取町は極めて大規模な盛土造成地が多い、そういう自治体であります。

ご承知のように、平成30年、2018年7月6日には美熊台地区の雨山川の法面の護岸の崩落、そし

て災害復旧工事に伴う住宅の被害という、そういう苦い経験も我々はしております。この美熊台地区の雨山川の崩落事故につきましても、これは平成30年7月6日の以前から、一番最初は平成27年（2015年）12月に美熊台地区の自治会から要望が出ていたんですよね。その後、熊取町としては現地確認、点検をしたり、そして部分的な補修をしたりというふうなことをやっておりましたが、そういうことを何回か繰り返している中で平成30年の大雨による被害で雨山川の護岸の崩落事故が起こったと、そういうふうな経緯があります。

もちろん、そういったことが予測できたということはなかなか言えませんが、やっぱり事前の対策をきちんとしておればあんな崩落事故は起きなかったかもしれないということはあると思います。そういったことを、大規模な災害を防ぐためにも大規模盛土造成地の調査ということが必要なわけなんですけれども、第2次スクリーニング計画、あくまでこれは調査計画ですから、第2次スクリーニングしたからといってまだ安全対策ができるというわけではないんですけれども、危険箇所を調べるための第2次の調査の計画、それが次々遅れているということなんですよね。これについてはもっと大阪府に対して、あるいは国に対してきちんと強く要求していく必要があるかと思いますが、その辺いかがですか。

議長（文野慎治君）坂本都市整備部理事。

都市整備部理事（坂本佳弘君） 予算というか事業費ですけれども、当然大阪府は所要額を国に対して要求しております。ただ、具体的に申し上げますと、今年度で言うとその内示率、要するに国から来た所要額に対して6割の内示でございました。そこは査定するのは国でございますので、当然そういった形で要求、要望はしておりますけれども、結果、6割の事業費だったということでございます。まだ当然、今の時期ぐらいから来年度の概算要求とか始まっておりますので、それはまた所要額を要求していくようになっております。

以上でございます。

議長（文野慎治君）坂上巳生男議員。

7番（坂上巳生男君）6割の内示であったと。そしたら、6割の予算はついているけれども、その予算の範囲内で、そこには熊取町は入らなかったということなんですかね。

議長（文野慎治君）坂本都市整備部理事。

都市整備部理事（坂本佳弘君）先ほども申し上げましたように、府の分は府内全域でやるんですけれども、熊取町域については既にもう終わっておりますので、町の部分の予算というのは終わっております。ついていないです。ついていないというか、調査が終わっております。あと順次終わっていない市町村をやっていくということでございます。

議長（文野慎治君）坂上巳生男議員。

7番（坂上巳生男君）ちょっと私の認識とずれているんですが、第2次スクリーニング計画の熊取町内の部分はもう済んでいるということなんですか。

議長（文野慎治君）坂本都市整備部理事。

都市整備部理事（坂本佳弘君）計画が出来上がったんじゃないしに、現地の調査が済んでいるということです。だから、現地の調査を順次予算の範囲内で、まだやっていないところを続けてやっていっている。それが全部終わった時点で、先ほどの答弁でも申し上げましたように、全て現地調査が完了した後に府内全域のものを総合的に勘案して計画にすることなので、当然全市町村、1年で全部できるわけじゃないんで、まあ言えば熊取町は早い目に調査していただいたという形になっております。

議長（文野慎治君）坂上巳生男議員。

7番（坂上巳生男君）ちょっとこれまでの説明と何か違うような気がしますけれども、その点については、これ以上のやり取りは控えておきます。分かりました。

いずれにしても、熊取町内の安全性の調査というのはまだ終わっていないと思うんですけれども、それはそういう認識でよろしいですか。

議長（文野慎治君）坂本都市整備部理事。

都市整備部理事（坂本佳弘君）計画自体としてまだ策定できていませんので、全体計画としてはやっぱりその認識になります。

議長（文野慎治君）坂上巳生男議員。

7番（坂上巳生男君）それでは、大きなテーマの次の質問に移ります。

P F A S汚染に関する熊取町の取り組みについてお尋ねします。

1点目は、町内ため池の水質についての継続調査の結果について報告願います。

議長（文野慎治君）西村都市整備部理事。

都市整備部理事（西村幸洋君）P F A S汚染に関する熊取町の取り組みについての1点目、町内ため池の水質継続調査の結果について答弁申し上げます。

令和7年2月に実施した町有ため池の水質調査において、指針値となる50ナノグラム・パー・リットルを上回り、その後経過観察としていた2か所の町有ため池について令和8年4月8日に水質調査を実施し、その結果を令和8年4月21日に熊取町ホームページ等において公表してございますので、その内容についてご報告申し上げます。

前回の水質調査において測定値が260ナノグラム・パー・リットルとなったため池につきまして、今回、測定値が220ナノグラム・パー・リットルとなっており、前回より40ナノグラム・パー・リットル減少してございました。なお、こちらのため池につきましては耕作地等の受益地がなく、今後も農業用水として利用しないため池となっております。

次に、前回の水質調査において、測定値が150ナノグラム・パー・リットルとなったため池につきましては、今回、測定値が120ナノグラム・パー・リットルとなっており、前回より30ナノグラム・パー・リットル減少してございました。こちらのため池につきましては、今回の水質調査の結果を速やかに関係水利団体に報告を行うとともに今後の対応について協議を行ったところ、昨年に引き続き、当該ため池の利用は行わず、令和7年4月の水質調査により指針値を下回っている上流のため池から既存水路を利用して農業用水を迂回させ、今年も通常どおり耕作を行うとのことでございました。

今回実施した水質調査では、どちらのため池も数値に減少は見られましたが、依然として指針値を上回る測定結果となったことから、引き続き、経過観察として水質の観測を継続してまいりたいと考えてございますので、ご理解いただきますようお願い申し上げ、答弁とさせていただきます。

議長（文野慎治君）坂上巳生男議員。

7番（坂上巳生男君）分かりました。前回の調査の数値と比べて、260ナノグラム・パー・リットルであったため池については227、そして150ナノグラム・パー・リットルであったため池については120ナノグラム・パー・リットルと若干減少はしているものの、依然として基準値の50ナノグラム・パー・リットルを大きく上回っているという状況が続いているわけですね。

この結果については農業関係者にも報告されたかなと思うんですが、幾つかのため池を利用している町内の農業関係者からはどういう声が出ておりますか。

議長（文野慎治君）西村都市整備部理事。

都市整備部理事（西村幸洋君）まず、今回一番最初に調査したため池というのが3つございます。そのうちの2つが基準値を超えたというところで、さらに範囲を広げて調査したところ50を下回ったというところで、地元関係の水利団体に関しましては、その内容について説明したところ、一定の理解は得られているというような状況でございます。

以上です。

議長（文野慎治君）坂上巳生男議員。

7番（坂上巳生男君）一定の理解を得られているという表現をなさいましたが、しかしながらこの2か所のため池、中ノ池と芦谷池でありますけれども、この2か所についてはこの4月から水質基準となっている50ナノグラム・パー・リットルを大きく超える状態が続いているわけです。現実問題と

して、これはその近隣の2つの事業所の地下水汚染の影響が続いているということと考えざるを得ません。このことは、やはりため池を所有する熊取町としては重大な問題だと受け止めるべきだと私は考えます。

これまでの議会でのやり取りで、仮にため池は少しぐらい汚染していても農作物には大して影響ないんだというふうな、そういう説明もございましたが、本来、ため池がPFAS、具体的にはPFOAとPFOSでありますけれども、50ナノグラム・パー・リットルを超えるようなそういう汚染の濃度になるということ自体が極めて異常なことだと思うんですよね。それがやはりどう考えても近隣の事業所の地下水汚染の影響だというふうに考えるのは順当だと思います。

このことについて継続調査をするということなんですが、2か所のため池については継続調査をするということは、それはどういう趣旨で行うわけですか。

議長（文野慎治君） 西村都市整備部理事。

都市整備部理事（西村幸洋君） やはり経過観察という意味合いで今現在調査をしております。今後、このため池の水、雨とかが降ったり流入してくる水によって池の中の水が循環されるわけなんですけれども、今後どういうふうにかこの数字が変化するのかということも見極めながら、地元水利団体と協議の上、進めていきたいというふうに考えてございます。

以上です。

議長（文野慎治君） 坂上巳生男議員。

7番（坂上巳生男君） 昨年のため池の水質調査から丸1年が経過しているわけですよね。普通に考えれば、1年たっただけでもPFAS濃度が大きく低下していても普通かなというふうに思うぐらいなんですけれども、ところが1年たってその減少の度合いがごく僅かですね。せいぜい1割から2割程度、その程度の減少しかしていないと。その間に何回も雨が降り、水が入れ替わる条件があるにもかかわらず依然として汚染しているということは、やはりそれだけ地下水が浸透してきている、そのことの影響だと思われますよね。このことは、やはり熊取町としてはもっと重大な問題として捉えるべきだと私は思います。

このことについてはこれ以上のやり取りは控えておきたいと思いますが、以前に質問しましたときに、農林水産省のホームページを引用されて、農林水産省の調査で結局PFASによる玄米への影響は極めて少ないと。だから、少々PFAS汚染があっても米に対してはほとんど影響がないからお米は全然心配せんでよろしいよというふうな説明がありました。そしてまた、米以外の農作物についても農林水産省の調査で影響が極めて微量であるというふうなことも農林水産省の調査を引用して報告ありましたが、私もそういう報告を受けて農林水産省のホームページでいろいろと調べてはおりますけれども、確かに農林水産省のホームページの資料にはそういう調査結果がいろいろと書かれておりました。

調べた結果そのものに偽りはないのかなと思いますけれども、全般的な市場調査と併せて個別事例の調査というのも行われていて、玄米、バレイショ、キャベツの3品目について全国でPFAS濃度が高く出ている場所のそういう水を利用した農地の事例というのを調査報告してホームページに掲載されておりました。玄米についてはこういう数値、バレイショについてはこういう数値、キャベツについてはこういう数値が出ましたと。確かに農林水産省の調査を見る限りではほとんど影響は出ていないのかなというふうな数字が報告されているんですが、ただし、その個別事例の調査報告というのは極めてサンプル数が少ないんですよね。結局、事例としては5か所ですね。その5か所で実際調べた作物の数はもうちょっと増えますけれども、調査箇所数としては5か所、5か所の事例だけがそこに調査結果として報告されております。だから、実際の農作物への影響の調査としてはまだまだ部分的な調査であって、信頼性という点ではちょっと欠けるんじゃないかという印象を私は思っております。

この点についてはもうこれぐらいにしておきますが、実際、ため池に大きな影響が出ているわけなんですから、本来であれば2か所のため池だけでなく、その他のため池についても継続調査をお

願いたいところであります。

P F A S 汚染の2点目ですが、地下水汚染が公表されている2つの事業所では昨年5月に比較的详细な報告がなされていますが、それ以後は町議会で質問しても報告があると考えているという答弁で終わっております。住民の間では不安の気持ちが沈潜しており、環境問題に責任を負うべき企業に対し、行政として積極的な働きかけをすべきです。地下水汚染の原因、汚染除去の対策について事業所側は調査検討の結果を明確にすべきと考えますが、いかがでしょうか。

議長（文野慎治君）巖根住民部長。

住民部長（巖根晃哉君）それでは、P F A S 汚染に関する熊取町の取組についての2点目、環境問題に責任を負うべき企業に対する積極的な働きかけについてご答弁申し上げます。

これまでも議会で答弁してまいりましたが、町としましては法令に基づく指導は困難であるということはずご理解いただきたいと思います。その上で、3月議会以降の状況につきまして、事業者の確認はさせていただいたところでございます。

事業者からは、継続して調査及び対策の検討は行っているものの、残念ながら報告できる進展はないということでございます。また、新たに報告できるものがあれば、事業者側から適時適切に報告する旨も改めてお約束いただいたところでございます。

町としましては、全容解明を待たずとも、講じた対策ごとでも公表できるものがあれば事業所のホームページで都度報告、公表することはできないかというようなことも提案させていただいたところ、事業者からは前向きに検討する旨の回答をいただきましたので、引き続き、調査・対応、また情報発信について注視してまいりたいというふうに考えてございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（文野慎治君）坂上巳生男議員。

7番（坂上巳生男君）ありがとうございます。事業所に問い合せていただいたところ、現時点では報告できる進展はないということであつたけれども、最終的な結果でなくても、途中経過であってもホームページ等で公表してもらえないかということをお願いしていただいて、それについては前向きに検討するという回答をいただいたということですね。はい、ありがとうございます。

そういう点では前回の答弁に比べますと一歩前進かなというふうに感じておりますが、事業所側のやはり社会的な責任として、現時点では法律上、地下水汚染について事業所側にこうしなければならないという法令上の義務はまだ発生していないのかも分かりませんが、近隣住民、地域住民の不安というものがありますので、それに応えるという意味では、昨年5月にはその時点での経過報告ということで比較的詳細な分かりやすい報告をしていただいていますので、あの報告を見る限り、これはやはり第2回目、あるいは第3回目の報告があつてしかるべきだというふうに私は感じております。

今回の答弁を受けて、場合によつたらもう我々のほうから直接事業所側に働きかけをしようかなと思つておりましたけれども、今、町のほうからそういう中間報告でも公表してほしいというふうなこともおっしゃっていただいているようなので、それに期待をして、事業所側から報告があることをもう少し待とうかなというふうに考えております。

そうしましたら、私のほうからの質問は以上であります。先ほどの大規模盛土造成地の第2次スクリーニング計画の件に関しては、私のほうのちょっと理解がちょっと間違つておったのか、ちょっと議場でのやり取りでは分かりにくい点もございますので、またその点については個別にお尋ねに行きたいと思っております。またその折はちょっと説明していただければと思いますので、以上で私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

議長（文野慎治君）以上で、坂上巳生男議員の質問を終了いたします。

以上で、一般質問を終わります。

議事の途中ですが、ただいまより午後3時15分まで休憩いたします。

議長（文野慎治君）休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、日程第4 議案第27号 税条例の一部を改正する条例の専決処分報告についての件を議題といたします。

本件について説明を求めます。道端総務部理事。

総務部理事（道端秀明君）それでは、議案第27号 税条例の一部を改正する条例の専決処分報告についてご説明いたします。

議案書の1ページをご覧ください。

最初に、提案理由でございます。

地方税法等の一部を改正する法律が令和8年3月31日に公布されたことに伴い、税条例の一部を改正する必要性が生じたため、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分いたしましたので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めるものでございます。

次に、2ページをご覧ください。

令和8年3月31日専決、税条例の一部を改正する条例です。

次の表の改正前に掲げる規定を、同表の改正後に掲げる規定に下線で示すように改正するものでございます。

まず初めに、2ページの第9条、そして次に3ページの第11条でございます。軽自動車税環境性能割の廃止及びこれに伴う現行の軽自動車税「種別割」の名称を「軽自動車税」に改める法律改正に合わせ、改正するものでございます。

続きまして、次に4ページ、第19条です。町民税所得割の課税標準につきまして、株式保有割合が3%以上となる特定大口株主が支払いを受ける上場株式等の配当等につきまして、町民税を特別徴収する特定配当等へ追加するために改正するものでございます。

次に、第24条です。寄附金税額控除につきまして、復興特別所得税の課税期間の延長及び防衛特別所得税の創設に伴い改正を行うものでございます。令和10年1月1日施行となります。

次に、5ページ、第27条です。町民税の申告につきまして、税条例の項ずれに関する改正を行うものです。こちらは令和9年1月1日施行となります。

次に、6ページ、第28条の2でございます。町民税に係る給与所得者の扶養親族等申告書について、税条例の項ずれに関する改正を行うものでございます。こちらも令和9年1月1日施行となります。

次に、7ページから10ページまでにかけて、第28条の3でございます。町民税に係る公的年金等受給者の扶養親族等申告書につきまして、扶養親族等の必要な情報が得られるよう提出義務の範囲の見直しに伴う改正を行うものでございます。令和9年1月1日施行となります。

次に、同じ10ページ、第69条です。固定資産税が課税されない課税標準額の免税点を家屋については「20万円」から「30万円」に、償却資産については「150万円」から「180万円」にいずれも引き上げる改正を行うものでございます。こちらは令和9年4月1日施行となります。

次に、10ページの第86条から、かなり飛びますが18ページの第96条まででございます。こちらにつきましては、軽自動車税環境性能割の廃止及びこれに伴う現行の軽自動車税「種別割」の名称を「軽自動車税」に改める法律改正に合わせて改正するものでございます。

次に、18ページから19ページにかけて、附則第10条です。特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例につきまして、医療用医薬品から転用された市販の医薬品の購入期限が撤廃されたことに伴い改正を行うものでございます。令和9年1月1日施行となります。

続きまして、20ページ、附則第13条の3です。個人町民税の住宅借入金等特別税額控除につきまして、過去の住宅借入金の特別税額控除について規定しておりました地方税法附則第5条の4の削除に伴いまして所要の整備を行いますとともに、令和12年12月31日までに入居を開始した場合まで

適用とする期間の延長に伴いまして改正を行うものでございます。

次に、21ページ、附則第13条の4でございます。寄附金税額控除における特例控除額の特例につきまして、復興特別所得税の課税期間の延長及び防衛特別所得税の創設並びに特定暗号資産取引に係る課税の見直しに伴う所要の整備に伴い改正を行うものです。復興特別所得税の課税期間の延長及び防衛特別所得税の創設に伴う部分は令和10年1月1日施行となります。特定暗号資産取引に係る課税の見直しに伴う部分は、金融商品取引法及び資金決済に関する法律の一部を改正する法律の施行の日の属する年の翌々年の1月1日施行となります。

次に、附則第14条です。肉用牛の売却による事業所得に係る町民税の課税の特例につきまして、適用期限を3年間延長することに伴い改正を行うものです。

次に、22ページ、附則第15条の2です。復興特別所得税の課税期間の延長及び防衛特別所得税の創設に伴い改正を行うものです。令和10年1月1日施行となります。

次に、23ページから24ページにかけて、附則第16条の2です。地方税法附則第15条第24項等の固定資産税の特例措置の参酌基準が見直されたことによりまして、参酌基準どおりの特例割合に改正するとともに、改修を行いました特別特定建築物に係る特例措置を定める規定を新設するものでございます。

次に、24ページから27ページにかけて、附則第16条の3です。住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告につきまして、地方税法施行令の改正に伴う条ずれに合わせて改正を行うものでございます。

次に、28ページから31ページにかけて、附則第16条の4でございます。令和6年能登半島地震に係る固定資産税の特例の適用を受けようとする者がすべき申告等について規定を行うものでございます。

次に、31ページの改正前のほうをご覧ください。改正前の附則第18条の2から35ページの改正前の附則第19条でございます。こちらは、軽自動車税環境性能割の廃止及びこれに伴う現行の軽自動車税「種別割」の名称を「軽自動車税」に改める法律改正並びにグリーン化特例の延長に合わせて改正するものでございます。

次に、36ページの附則第19条の3から38ページの附則第22条でございます。こちらは、上場株式等に係る配当所得や土地の譲渡所得などに係る事業所得などにおける町民税の課税の特例につきまして、こちらでも地方税法附則第5条の4の削除に伴い所要の整備を行うものでございます。

次に、38ページから40ページにかけて、附則第22条でございます。優良住宅地の造成のために土地を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る町民税の課税の特例につきまして、適用期限の延長及び特例の見直しに伴う改正を行うものでございます。

次に、40ページの附則第24条から41ページの附則第25条です。こちらでも、地方税法附則第5条の4の削除に伴う所要の整備を行うものでございます。

次に、42ページ、附則第27条です。特定暗号資産に係る譲渡所得等に係る個人の町民税の課税の特例につきまして、特定暗号資産取引に係る譲渡所得などはほかの所得と分離して町民税3%の税率により課税を行うという見直しに伴い、新たに規定を追加するものでございます。金融商品取引法及び資金決済に関する法律の一部を改正する法律の施行の日の属する年の翌々年の1月1日施行となります。

次に、43ページの附則第31条から、飛びまして46ページの附則第32条の2でございます。こちらでも、地方税法附則第5条の4の削除に伴う所要の整備を行うものでございます。

続きまして附則のほうでございます。

47ページをご覧ください。

第1条は施行期日で、この条例は令和8年4月1日から施行するものでございます。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行するものでございます。

第2条の各項は、町民税に関する経過措置で、当該各号の施行日前の町民税に関する規定は、な

お従前の例によるとするものでございます。

第3条の各項は、固定資産税に関する経過措置で、別段の定めがあるものを除きまして、令和8年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和7年度分までの固定資産税については、なお従前の例によるとするものでございます。

第4条の各項は、軽自動車税に関する経過措置で、別段の定めがあるものを除き令和8年度以降の年度分の軽自動車税について適用し、令和7年度分までの軽自動車税の種別割につきましては、なお従前の例によるとするものでございます。

第5条は、税条例等の一部を改正する条例（平成26年条例第10号）の一部を表のように改正するものでございます。

以上で、議案第27号 税条例の一部を改正する条例の専決処分報告についての説明を終わらせていただきます。ご承認いただきますようよろしくお願い申し上げます。

議長（文野慎治君）以上で説明を終わります。

お諮りします。本件については、議会会議規則第38条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議案第27号は委員会付託を省略することに決定いたしました。

それでは、質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。以上で質疑を終了いたします。

それでは、本件について、討論を省略し、採決を行いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議案第27号 税条例の一部を改正する条例の専決処分報告についての件を採決いたします。

議案第27号は、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議案第27号は原案のとおり承認することに決定しました。

議長（文野慎治君）次に、日程第5 議案第28号及び日程第6 議案第29号 人権擁護委員候補者の推薦についての件、以上2件を一括して議題といたします。

本2件について説明を求めます。藤原町長。

町長（藤原敏司君）それでは、議案第28号及び議案第29号 人権擁護委員候補者の推薦について、一括してご説明申し上げます。

現人権擁護委員の任期が令和8年12月31日付で任期満了となるため、後任候補者を法務大臣に対して推薦したいと考えておりますので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により議会の意見を求めるものでございます。

それでは、議案第28号についてご説明申し上げます。

大野廣介氏におかれましては、引き続き当該委員を再任候補者として推薦したいと考えております。同氏の略歴につきましては、2ページに記載しているとおりでございます。

次に、議案第29号についてご説明申し上げます。

中 順子氏におかれましても、引き続き当該委員を再任候補者として推薦したいと考えております。同氏の略歴につきましては、2ページに掲載しているとおりでございます。

よろしくご審議の上、ご意見賜りますようお願い申し上げます。

議長（文野慎治君）以上で説明を終わります。

お諮りします。本2件については、議会会議規則第38条第3項の規定により、委員会付託を省略

したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議案第28号及び議案第29号は委員会付託を省略することに決定いたしました。

それでは、質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。以上で質疑を終了いたします。

それでは、議案第28号及び議案第29号について、討論を省略し、採決したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議案第28号及び議案第29号について、1議案ごとに採決を行います。

初めに、議案第28号 人権擁護委員候補者の推薦についての件を採決いたします。

大野廣介氏を適任と認めることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。大野廣介氏を適任と認めることに決定しました。

議長（文野慎治君）続いて、議案第29号 人権擁護委員候補者の推薦についての件を採決いたします。

中 順子氏を適任と認めることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。中 順子氏を適任と認めることに決定しました。

議長（文野慎治君）次に、日程第7 議案第30号から日程第21 議案第44号 農業委員会委員の任命同意についての件、以上15件を一括して議題といたします。

本15件について説明を求めます。藤原町長。

町長（藤原敏司君）それでは、議案第30号から第44号 農業委員会委員の任命同意について、一括してご説明申し上げます。

現農業委員会委員の任期が令和8年7月19日で任期満了となります。農業委員会等に関する法律第8条の規定に基づき、市町村長が議会の同意を得て農業委員会委員を任命することとされております。

それでは、議案第30号についてご説明申し上げます。

阪上計助氏におかれましては、農業関係団体の役員、農業委員会委員としての豊富なご経験をお持ちでございます。

同氏の略歴につきましては、次のページに記載しているとおりでございます。

次に、議案第31号についてご説明申し上げます。

田中武司氏におかれましては、農業関係団体の役員、農業委員会委員としての豊富なご経験をお持ちでございます。

同氏の略歴につきましては、次のページに記載しているとおりでございます。

次に、議案第32号についてご説明申し上げます。

田中長一氏におかれましては、農業関係団体の役員、農業委員会委員としての豊富なご経験をお持ちでございます。

同氏の略歴につきましては、次のページに記載しているとおりでございます。

次に、議案第33号についてご説明申し上げます。

下中政美氏におかれましては、農業関係団体の役員、農業委員会委員としての豊富なご経験をお持ちでございます。

同氏の略歴につきましては、次のページに記載しているとおりでございます。

次に、議案第34号についてご説明申し上げます。

鈴木隆夫氏におかれましては、農業関係団体の役員、区長としての豊富なご経験をお持ちでございます。

同氏の略歴につきましては、次のページに記載しているとおりでございます。

次に、議案第35号についてご説明申し上げます。

喜子敬一氏におかれましては、農業関係団体の役員としての豊富なご経験をお持ちでございます。

同氏の略歴につきましては、次のページに記載しているとおりでございます。

次に、議案第36号についてご説明申し上げます。

奥野真一氏におかれましては、農業関係団体の役員としての豊富なご経験をお持ちでございます。

同氏の略歴につきましては、次のページに記載しているとおりでございます。

次に、議案第37号についてご説明申し上げます。

義本芳男氏におかれましては、農業関係団体の役員としての豊富なご経験をお持ちでございます。

同氏の略歴につきましては、次のページに記載しているとおりでございます。

次に、議案第38号についてご説明申し上げます。

中 伊佐男氏におかれましては、区長、農業委員会委員としての豊富なご経験をお持ちでございます。

同氏の略歴につきましては、次のページに記載しているとおりでございます。

次に、議案第39号についてご説明申し上げます。

藤原芳行氏におかれましては、区長、農業委員会委員としての豊富なご経験をお持ちでございます。

同氏の略歴につきましては、次のページに記載しているとおりでございます。

次に、議案第40号についてご説明申し上げます。

鈴木 純氏におかれましては、農業関係団体の役員、農業委員会委員等としての豊富なご経験をお持ちでございます。

同氏の略歴につきましては、次のページに記載しているとおりでございます。

次に、議案第41号についてご説明申し上げます。

道端栄一氏におかれましては、農業関係団体の役員としての豊富なご経験をお持ちでございます。

同氏の略歴につきましては、次のページに記載しているとおりでございます。

次に、議案第42号についてご説明申し上げます。

大屋満喜氏におかれましては、農業委員会委員としての豊富なご経験をお持ちでございます。

同氏の略歴につきましては、次のページに記載しているとおりでございます。

次に、議案第43号についてご説明申し上げます。

北本雄一氏におかれましては、農業関係団体の役員、農業委員会委員等としての豊富なご経験をお持ちでございます。

同氏の略歴につきましては、次のページに記載しているとおりでございます。

次に、議案第44号についてご説明申し上げます。

大林充憲氏におかれましては、農業関係団体の役員としての豊富なご経験をお持ちでございます。

同氏の略歴につきましては、次のページに記載しているとおりでございます。

以上、よろしくご審議の上、ご同意いただきますようお願い申し上げます。

議長（文野慎治君）以上で説明を終わります。

お諮りします。本15件については、議会会議規則第38条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議案第30号から議案第44号までは委員会付託を省略することに決

定いたしました。

それでは、質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。以上で質疑を終了いたします。

それでは、議案第30号から議案第44号までについて、討論を省略し、採決を行いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議案第30号から議案第44号までについて、1議案ごとに採決いたします。

初めに、議案第30号 農業委員会委員の任命同意についての件を採決いたします。

本件は、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議案第30号は原案のとおり同意することに決定しました。

議長（文野慎治君）続いて、議案第31号を採決いたします。

本件は、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議案第31号は原案のとおり同意することに決定しました。

議長（文野慎治君）続いて、議案第32号を採決いたします。

本件は、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議案第32号は原案のとおり同意することに決定しました。

議長（文野慎治君）続いて、議案第33号を採決いたします。

本件は、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議案第33号は原案のとおり同意することに決定しました。

議長（文野慎治君）続いて、議案第34号を採決いたします。

本件は、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議案第34号は原案のとおり同意することに決定しました。

議長（文野慎治君）続いて、議案第35号を採決いたします。

本件は、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議案第35号は原案のとおり同意することに決定しました。

議長（文野慎治君）続いて、議案第36号を採決いたします。

本件は、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議案第36号は原案のとおり同意することに決定しました。

議長（文野慎治君）続いて、議案第37号を採決いたします。

本件は、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議案第37号は原案のとおり同意することに決定しました。

議長（文野慎治君）続いて、議案第38号を採決いたします。

本件は、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議案第38号は原案のとおり同意することに決定しました。

議長（文野慎治君）続いて、議案第39号を採決いたします。

本件は、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議案第39号は原案のとおり同意することに決定しました。

議長（文野慎治君）続いて、議案第40号を採決いたします。

本件は、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議案第40号は原案のとおり同意することに決定しました。

議長（文野慎治君）続いて、議案第41号を採決いたします。

本件は、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議案第41号は原案のとおり同意することに決定しました。

議長（文野慎治君）続いて、議案第42号を採決いたします。

本件は、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議案第42号は原案のとおり同意することに決定しました。

議長（文野慎治君）続いて、議案第43号を採決いたします。

本件は、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議案第43号は原案のとおり同意することに決定しました。

議長（文野慎治君）続いて、議案第44号を採決いたします。

本件は、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議案第44号は原案のとおり同意することに決定しました。

議長（文野慎治君）次に、日程第22 議案第45号 農業委員会委員の任命同意についての件を議題といたします。

地方自治法第117条の規定により、江川議員の退場を求めます。

（江川慶子君退場）

それでは、本件について説明を求めます。藤原町長。

町長（藤原敏司君）それでは、議案第45号 農業委員会委員の任命同意についてご説明申し上げます。

現農業委員会委員の任期が令和8年7月19日で任期満了となりますことから、農業委員会等に関する法律第8条の規定に基づき、市町村長が議会の同意を得て農業委員会委員を任命することとされております。

江川慶子氏におかれましては、農業委員会委員、熊取町議会議員等としての豊富なご経験をお持ちでございます。

同氏の略歴につきましては、次のページに記載しているとおりでございます。

また、農業委員会等に関する法律第8条第6項の規定により、農業委員会の所掌に属する事項に関し、利害関係を有しない者を農業委員として含める必要があるため、農業者でない江川氏について同意をお願いするものでございます。

よろしくご審議の上、ご同意いただきますようお願い申し上げます。

議長（文野慎治君）以上で説明を終わります。

お諮りします。本件については、議会会議規則第38条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議案第45号は委員会付託を省略することに決定いたしました。

それでは、質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。以上で質疑を終了いたします。

それでは、本件について、討論を省略し、採決を行いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議案第45号 農業委員会委員の任命同意についての件を採決いたします。

議案第45号は、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議案第45号は原案のとおり同意することに決定しました。

江川議員の入場を求めます。

（江川慶子君入場）

議長（文野慎治君）次に、日程第23 議案第46号 成長産業特別集積区域における成長産業の集積の促進及び国際競争力の強化に係る町税の特例に関する条例の一部を改正する条例の件を議題とします。

本件について説明を求めます。明松総合政策部統括理事。

総合政策部統括理事（明松大介君）それでは、議案第46号 成長産業特別集積区域における成長産業の集積の促進及び国際競争力の強化に係る町税の特例に関する条例の一部を改正する条例につきましてご説明申し上げます。

初めに、提案理由でございます。

大阪府成長産業特別集積区域における成長産業の集積の促進及び国際競争力の強化に係る成長産業事業計画の認定並びに法人の府民税及び事業税並びに不動産取得税の課税の特例に関する条例の一部を改正する条例が令和8年4月1日より施行されたことに伴い、所要の改正を行うため、この条例案を提出するものでございます。

改正の内容につきましては、2ページの新旧対照表により説明申し上げます。

まず、説明の前に、今回の改正の根拠となります大阪府条例の改正概要につきまして端的に説明させていただきます。

現在、大阪府内の産業集積促進区域及び成長特区区域への企業誘致に伴う経済的インセンティブとしまして、大阪府条例におきまして法人府民税、事業税、不動産取得税の3つの府税の優遇措置

が設定されております。一方、本町におきましては、当該府条例を受けまして国より京都大学複合原子力科学研究所の敷地が国際戦略総合特別区域、いわゆる成長特区に指定されておりまして、法人町民税及び固定資産税の２つの町税の優遇措置を設定しており、その根拠が当該条例になります。

今般、大阪府では、さらなる企業誘致を推進するため、成長産業分野の追加と成長産業特別集積区域の拡大といった２つの改正を行い、本年４月１日から施行されておりますが、そのうち成長産業特別集積区域が規定されております府条例第３条が改正されたため、第３条を引用している本町条例の一部を改正するものでございます。

新旧対照表をご覧ください。右が改正前、左が改正後でございます。

先ほど説明申し上げましたとおり、第２条第１号の成長産業特別集積区域の定義において、府条例第３条に第２項が追加されたため、引用しております本町条例第２条に下線部分のとおりの「及び第２項」を追加するものでございます。

次に、表欄外の附則でございます。

この条例は、公布の日から施行するものでございます。

以上で、議案第４６号 成長産業特別集積区域における成長産業の集積の促進及び国際競争力の強化に係る町税の特例に関する条例の一部を改正する条例の説明とさせていただきます。よろしくご審議いただき、原案のとおりのご可決賜りますようお願い申し上げます。

議長（文野慎治君）以上で説明を終わります。

それでは、質疑を行います。総括的に質疑があれば承ります。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

本件は、議会会議規則第３８条第１項の規定により、総務文教常任委員会に付託いたします。

議長（文野慎治君）次に、日程第２４ 議案第４７号 地方自治法の一部を改正する法律等の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の件を議題といたします。

本件について説明を求めます。道端総務部理事。

総務部理事（道端秀明君）それでは、議案第４７号 地方自治法の一部を改正する法律等の施行に伴う関係条例の整理に関する条例についてご説明申し上げます。

議案書１ページをご覧ください。

提案理由でございますが、地方自治法の一部を改正する法律及び地方自治法施行令等の一部を改正する政令の施行に伴い、関係条例の一部を改正する必要性が生じたため、この条例案を提出するものでございます。

この条例で地方自治法の改正に伴う条ずれ及び地方自治法施行令の改正に伴う条ずれが生じるため、下水道事業の設置等に関する条例、監査委員条例、熊取町長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の３条例の改正を行うものでございます。

それでは、議案書２ページをご覧ください。

第１条、下水道事業の設置等に関する条例の一部改正、次の表の改正前に掲げる規定を同表の改正後に掲げる規定に下線で示すように改正するものでございます。

第５条中「第２４３条の２の８第８項」を「第２４３条の２の９第８項」に改正するものでございます。

続きまして、第２条、監査委員条例の一部改正、次の表の改正前に掲げる規定を同表の改正後に掲げる規定に下線で示すように改正するものでございます。

議案書３ページをご覧ください。

第６条中「第２４３条の２の８第３項」を「第２４３条の２の９第３項」に改正するものでございます。

続きまして、第３条、熊取町長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部改正、次の表の改正前に掲げる規定を同表の改正後に掲げる規定に下線で示すように改正するものでございます。

第１条中「第２４３条の２の７第１項」を「第２４３条の２の８第１項」に、「第２４３条の２の８第３

項」を「第243条の2の9第3項」に、続きまして、第2条中「第243条の2の7第1項」を「第243条の2の8第1項」に、4ページに続きまして、「第173条の4第1項第1号」を「第173条の5第1項第1号」に改正するものでございます。

附則でございます。

この条例は、地方自治法及び地方自治法施行令の改正の施行日であります令和8年9月24日から施行するものでございます。

以上で、議案第47号 地方自治法の一部を改正する法律等の施行に伴う関係条例の整理に関する条例についての説明を終わらせていただきます。よろしくご審議いただき、原案どおりご可決賜りますようお願い申し上げます。

議長（文野慎治君）以上で説明を終わります。

それでは、質疑を行います。総括的に質疑があれば承ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

本件は、議会会議規則第38条第1項の規定により、総務文教常任委員会に付託いたします。

議長（文野慎治君）次に、日程第25 議案第48号 行政手続条例の一部を改正する条例の件を議題いたします。

本件について説明を求めます。道端総務部理事。

総務部理事（道端秀明君）それでは、議案第48号 行政手続条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

議案書1ページをご覧ください。

提案理由でございますが、デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律が施行され、インターネットを利用する公示送達の方法が導入されたことにより、行政手続条例の一部を改正する必要性が生じたため、この条例案を提出するものでございます。

議案書2ページをご覧ください。

行政手続条例の一部を改正する条例、次の表の改正前に掲げる規定を同表の改正後に掲げる規定に下線で示すように改正するものでございます。

まず、第15条、聴聞の通知の方式の改正でございます。法改正による文言修正に合わせて「名あて人」を漢字に修正するとともに、第3項において規定していた掲示場に書面を掲示する公示送達の方式につきまして、第3項は公示の方法により通知することができることのみの規定に改正し、公示の方式については、新設する第4項に、いつでも書面を交付する旨を行政手続法第15条に規定する総務省令で定める方法、すなわちインターネットにより不特定多数の者が閲覧できる状態に置くとともに、従前どおりの掲示場への掲示またはパソコンなどへの画面に表示したものを閲覧できる状態に置く措置を取ることによって行うこと、また、この措置を開始した日から2週間を経過したときに通知が到達したものとみなすとする規定を追加するものでございます。

続きまして、第16条、代理人の規定でございますが、公示送達の方式を第15条第3項と第4項に規定し直すことに伴い、「同条第3項後段」を「同条第4項後段」に改正するものでございます。

続きまして、第22条、続行期日の指定でございますが、先ほどご説明いたしました公示送達の方法の規定を第15条第3項と同条第4項に規定し直したことに伴う改正、「名あて人」を漢字とする改正及び公示送達が掲示でなくインターネットを含めて措置とされたことによる文言の整理を行うものでございます。

続きまして、第29条、聴聞に関する手続の準用でございますが、弁明の機会の付与の手続につきましても聴聞の手続と同様の公示送達の規定が準用されることから、公示送達の方法の規定を第15条第3項と同条第4項に規定し直したことに伴い、引用する項を改正するものでございます。

附則でございます。

この条例は、公布の日から施行するものでございます。

以上で、議案第48号 行政手続条例の一部を改正する条例についての説明を終わらせていただきます。よろしくご審議いただき、原案どおりご可決賜りますようお願い申し上げます。

議長（文野慎治君）以上で説明を終わります。

それでは、質疑を行います。総括的に質疑があれば承ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

本件は、議会会議規則第38条第1項の規定により、総務文教常任委員会に付託いたします。

議長（文野慎治君）次に、日程第26 議案第49号 国民健康保険条例の一部を改正する条例の件及び日程第27 議案第50号 後期高齢者医療条例の一部を改正する条例の件、以上2件を一括して議題といたします。

本2件について説明を求めます。橘健康福祉部理事。

健康福祉部理事（橘 和彦君）それでは、議案第49号 国民健康保険条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

議案書の1ページをご覧ください。

提案理由でございます。

令和8年度からの市町村事務処理標準システムへの移行による納期限と口座振替日を同日とする運用変更に伴い、第7期（12月分）の国民健康保険料が年内の収納となるよう納期限を変更するため、この条例案を提出するものでございます。

それでは、内容について説明させていただきます。

2ページをご覧ください。

次の表の改正前に掲げる規定を、同表の改正後に掲げる規定に下線で示すように改正するものでございます。右が現行、左が改正案でございます。

第16条第1項について、納期限と口座振替日を同日とする場合、12月31日が休日に当たるため、現行の納期限のままでは口座振替日が原則翌年となり、住民税課税所得の算定に係る社会保険料控除額に影響が及び、それに伴い負担割合などの判定にも波及する可能性があることから、現行の第7期（12月分）の納期を12月1日から「12月31日」までの規定を「12月26日」までと改正し、納期限となる26日が休日であっても確実に年内の口座振替日となり、かつ役場窓口開庁日となるよう調整するものでございます。

次に、附則でございます。

施行期日について、市町村事務処理標準システムへの移行は令和8年度途中であることや、対象者への周知に十分な期間が必要であることから、この条例は令和9年4月1日から施行するものでございます。

以上で、議案第49号 国民健康保険条例の一部を改正する条例の説明を終わらせていただきます。続きまして、議案第50号 後期高齢者医療条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

議案書の1ページをご覧ください。

提案理由でございます。

先ほどご説明させていただきました国民健康保険条例の一部を改正する条例と同じく、第6期（12月分）の後期高齢者医療保険料が年内の収納となるよう納期限を変更するため、この条例案を提出するものでございます。

それでは、内容について説明させていただきます。

2ページをご覧ください。

次の表の改正前に掲げる規定を、同表の改正後に掲げる規定に下線で示すように改正するものでございます。右が現行、左が改正案でございます。

第4条第1項について、国民健康保険条例の一部を改正する条例と同じく、現行の第6期（12月分）の納期を12月1日から「同月31日」までを「同月26日」までと改正するものでございます。

次に、附則でございます。

施行期日について、この条例は令和9年4月1日から施行するものでございます。

以上で、議案第50号 後期高齢者医療条例の一部を改正する条例の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議賜りまして、各議案とも原案どおりご可決賜りますようお願い申し上げます。

議長（文野慎治君）以上で説明を終わります。

それでは、質疑を行います。総括的に質疑があれば承ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

本2件は、議会会議規則第38条第1項の規定により、事業厚生常任委員会に付託いたします。

議長（文野慎治君）次に、日程第28 議案第51号 介護保険条例の一部を改正する条例の件を議題いたします。

本件について説明を求めます。石川健康福祉部長。

健康福祉部長（石川節子君）それでは、議案第51号 介護保険条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

議案書の1ページをご覧ください。

提案理由でございます。

令和8年度からの市町村事務処理標準システムへの移行による納期限と口座振替日を同日とする運用変更に伴い、第6期（12月分）の介護保険料が年内の収納となるよう納期限を変更するため及び令和8年度の特例措置減免を実施するに当たり、システムでの一律対応が可能とされたことにより当該減免手続を不要とするため、この条例案を提出するものです。

それでは、内容についてご説明させていただきます。

2ページをご覧ください。

次の表の改正前に掲げる規定を、同表の改正後に掲げる規定に下線で示すように改正するものでございます。右が現行、左が改正案でございます。

まず、第4条第1項についてでございます。納期限と口座振替日を同日とする場合、12月31日が休日に当たるため、現行の納期限のままでは口座振替日が原則翌年となり、住民税課税所得の算定に係る社会保険料控除額に影響が及び、高額介護サービス負担限度額の判定にも波及する可能性があることから、現行の第6期（12月分）の納期「12月31日」までを「12月26日」までと改正し、納期限となる26日が休日であっても確実に年内が納期限となり、かつ役場開庁日となるよう調整するものでございます。

次に、3ページをご覧ください。

第12条第2項についてでございます。

令和8年度町民税非課税者のうち、令和7年度税制改正前の給与所得控除の内容で令和7年度分給与所得の金額を算定した場合、非課税者の基準に達しない者は令和8年度の町民税が課されているものとして介護保険料を算定いたします。その救済措置として、今回の特例減免を実施するに当たり、申請することなく一律に減免の判断をするために文言を追加するものでございます。

次に、附則でございます。

施行期日について、介護保険料の本決定に合わせ、令和8年度特例減免を実施するために令和8年7月1日から施行するものでございます。ただし、市町村事務処理標準システムへの移行は、令

和8年度途中であることや対象者への周知に十分な期間が必要であることから、第4条第1項については令和9年4月1日から施行するものでございます。

以上で、議案第51号 介護保険条例の一部を改正する条例の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議賜りまして、原案どおりご可決賜りますようお願い申し上げます。

議長（文野慎治君）以上で説明を終わります。

それでは、質疑を行います。総括的に質疑があれば承ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

本件は、議会会議規則第38条第1項の規定により、事業厚生常任委員会に付託いたします。

議長（文野慎治君）次に、日程第29 議案第52号 環境センター専用公用車（ダンプ車両）の購入についての件を議題といたします。

本件について説明を求めます。巖根住民部長。

住民部長（巖根晃哉君）それでは、議案第52号 環境センター専用公用車（ダンプ車両）の購入についてご説明申し上げます。

本議案は、環境センター専用公用車（ダンプ車両）を購入するため、地方自治法第96条第1項第8号及び要議決契約等条例第3条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

購入物品は環境センター専用公用車（ダンプ車両）1台、これは、環境センター敷地内において主に焼却炉から排出された灰や鉄、アルミなどの廃棄物を最終処分やリサイクルへ搬出するまでの一時的に場内の仮置場へ運搬するための環境センター専用公用車で、現在のダンプ車両が平成29年度に購入したもので、8年が経過し、腐食や損傷による老朽化が進み、故障や不具合に伴うフレーム等の強度不足が判明したことから、安全面を考慮し今回購入するものでございます。

契約の方法は指名競争入札による契約、契約の金額は605万円でございます。

契約の相手方は、泉南郡熊取町七山東906番地、株式会社西尾組、代表取締役西尾元宏でございます。

入札の結果についてですが、熊取町指名競争入札要綱等に基づきまして令和8年4月13日付で指名連絡を7者に行い、令和8年5月8日執行の開札において応札業者2者のうち最低価格を提示した業者を落札者として決定したものでございます。

2ページをご覧ください。

購入車両の概要ですが、1、車種、2、車体仕様にあります強化ダンプ車両に、9、荷台仕様のとおり荷台を架装したダンプ車両となります。

10、納品場所は熊取町環境センターで、納期限は令和9年3月31日でございます。

以上で、議案第52号 環境センター専用公用車（ダンプ車両）の購入についての説明を終わらせていただきます。よろしくご審議いただきまして、原案どおりご可決賜りますようお願い申し上げます。

議長（文野慎治君）以上で説明を終わります。

それでは、質疑を行います。総括的に質疑があれば承ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

本件は、議会会議規則第38条第1項の規定により、事業厚生常任委員会に付託いたします。

議長（文野慎治君）次に、日程第30 議案第53号 大阪府後期高齢者医療広域連合規約の変更に関する協議についての件を議題といたします。

本件について説明を求めます。橘健康福祉部理事。

健康福祉部理事（橘 和彦君）それでは、議案第53号 大阪府後期高齢者医療広域連合規約の変更に関

する協議についてご説明申し上げます。

議案書 1 ページをご覧ください。

地方自治法第291条の 3 第 1 項の規定により、大阪府後期高齢者医療広域連合規約を変更することについて、関係地方公共団体と協議するに当たり、地方自治法第291条の11の規定により議会の議決を求めるものでございます。

提案理由でございます。

社会保険診療報酬支払基金法の改正により、令和 8 年10月 1 日から社会保険診療報酬支払基金の名称が医療情報基盤・診療報酬審査支払機構に変更されることに伴い、大阪府後期高齢者医療広域連合規約の一部を変更することについて関係地方公共団体と協議するため、規約の一部を変更する規約案を提出するものでございます。

それでは、大阪府後期高齢者医療広域連合規約の変更内容についてご説明させていただきます。

2 ページをご覧ください。

次の表の改正前に掲げる規定を、同表の改正後に掲げる規定に下線で示すように改正するものでございます。右が現行、左が改正案です。

提案理由で申し上げましたとおり、第17条第 1 項第 4 号中「社会保険診療報酬支払基金」の名称を今後変更される「医療情報基盤・診療報酬審査支払機構」に改めるものでございます。

次に、附則です。

この規約は、令和 8 年10月 1 日から施行するものでございます。

以上で、議案第53号 大阪府後期高齢者医療広域連合規約の変更に関する協議についての説明を終わらせていただきます。よろしくご審議賜りましてご同意いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

議長（文野慎治君）以上で説明を終わります。

それでは、質疑を行います。総括的に質疑があれば承ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

本件は、議会会議規則第38条第 1 項の規定により、事業厚生常任委員会に付託いたします。

議長（文野慎治君）次に、日程第31 議案第54号 大阪広域水道企業団の共同処理する事務の変更及びこれに伴う大阪広域水道企業団規約の変更に関する協議についての件を議題といたします。

本件について説明を求めます。西村都市整備部理事。

都市整備部理事（西村幸洋君）それでは、議案第54号 大阪広域水道企業団の共同処理する事務の変更及びこれに伴う大阪広域水道企業団規約の変更に関する協議についてご説明申し上げます。

議案書 1 ページをご覧ください。

地方自治法第286条第 1 項の規定により、大阪広域水道企業団の共同処理する事務に泉大津市、箕面市及び門真市に係る水道事業の経営に関する事務を追加すること並びにこれに伴う大阪広域水道企業団規約の変更について関係地方公共団体と協議するため、同法第290条の規定により議会の議決を求めるものでございます。

提案理由でございますが、大阪広域水道企業団の共同処理する事務の変更及びこれに伴う規約の一部を変更することについて、関係地方公共団体と協議するため、規約の一部を変更する規約案を提出するものでございます。

それでは、変更内容について新旧対照表でご説明申し上げます。

2 ページをご覧ください。

大阪広域水道企業団規約の一部を変更する規約、新旧対照表でございます。右が変更前、左が変更後でございます。

企業団の共同処理する事務として、第 3 条第 2 号に規定しています別表第 2 に掲げる地方公共団

体に係る水道事業の経営に関する事務に、泉大津市、箕面市及び門真市を追加するものです。

附則でございます。

この規約は令和9年4月1日から施行するものでございます。

以上で、議案第54号 大阪広域水道企業団の共同処理する事務の変更及びこれに伴う大阪広域水道企業団規約の変更に関する協議についての説明を終わります。よろしくご審議いただき、原案どおりご可決賜りますようお願い申し上げます。

議長（文野慎治君）以上で説明を終わります。

それでは、質疑を行います。総括的に質疑があれば承ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

本件は、議会会議規則第38条第1項の規定により、事業厚生常任委員会に付託いたします。

議長（文野慎治君）次に、日程第32 請願第1号 主要地方道大阪和泉南線（都市計画道路 大阪岸和田南海線）の接合地点および一部線形の変更並びに大阪外環状線4車線化を一体とした都市機能の早期整備に関する請願の件を議題といたします。

本件の請願書を朗読いたします。山本議会事務局長。

議会事務局長（山本浩義君）それでは、請願書の朗読を行います。

請願第1号でございます。

2ページをご覧ください。

主要地方道大阪和泉南線（都市計画道路 大阪岸和田南海線）の接合地点および一部線形の変更並びに大阪外環状線4車線化を一体とした都市機能の早期整備に関する請願。

紹介議員は、石井一彰議員、同じく長田健太郎議員でございます。

次のページをお願いいたします。

請願代表者、中川 寛、同じく衣川幸一でございます。

【請願事項】

1. 主要地方道大阪和泉南線（都市計画道路 大阪岸和田南海線）と大阪外環状線（国道170号線）との接合部を、紺屋北交差点とすること。

2. 接合部から東側の熊取町内における大阪外環状線（国道170号線）4車線化を、都市計画道路 大阪岸和田南海線と一体的に整備すること。

3. 以上2点につきまして、熊取町議会においてご審議のうえ、大阪府議会へ見直しを求めている。

【趣旨】

現在、大阪府は都市計画道路「大阪岸和田南海線」の第二期工事として、紺屋地区および大久保地区における用地買収を順次進めています。

しかし、この都市計画道路は、熊取町住民が日常的に利用している商業施設「じゃんぼスクエア 熊取」（スーパーマーケット万代、ココカラファイン、セリア、エディオン等が営業中）の平面駐車場中央を通過する計画となっています。そのため、施設内の平面駐車場163台のうち約62%にあたる約100台分の駐車区画が失われる見込みです。さらに、施設への進入経路が複雑化することで、周辺道路における局所的な渋滞や交通事故増加のリスクが高まり、現状のように安全かつ円滑に利用できなくなることが懸念されます。

商業施設における駐車場容量や進入経路は売上と強い相関関係があり、これらの減少や複雑化は売上低下の大きな要因となります。これは商業施設開発における一般的な通念であり、すでに施設内の食品スーパーマーケット事業者からは、経営状況の大幅な悪化が予測されるため、計画どおり道路整備が進めば撤退の可能性も否定できないとの通知を受けています。

また、熊取町内の大阪外環状線（国道170号線）は片側1車線であり、熊取西交差点および熊取

交差点を中心に、朝夕を中心とした慢性的な交通渋滞が発生しています。一方、大阪岸和田南海線は片側2車線道路として計画されており、当該道路が現行の外環状線の渋滞区間に接続された場合、交通流の集中により既存渋滞がさらに悪化することが懸念されます。

以上のことから、道路交通の円滑化と地域生活機能の維持の両立を図るため、大阪岸和田南海線と大阪外環状線との接合部を、慢性的な渋滞の起点となっている熊取交差点から少しでも距離が取れる紺屋北交差点へ変更するとともに、貝塚市境付近より接合部までの大阪外環状線4車線化を一体として早期整備していただくよう、熊取町から大阪府へ申し入れていただくことをお願いいたします。

【理由】

①商業施設再開の経緯

約14年前の2012年、当該地にあった商業施設「じゃんぼスクエア熊取」は、核テナントであったマイカル（旧ニチイ）の破綻や施設設備の老朽化、さらに近隣地域への大型商業施設の相次ぐ進出を受け、事業者は施設閉鎖を決定し順次テナント契約終了に向けた交渉を進めていました。

しかし、その状況を受け、熊取町役場から「住民が買い物難民になる」「熊取町の活気が失われる」「熊取町のまちづくりのためにも必要」として、食品スーパーマーケットを核とした施設再建の要請がありました。さらに、当時の町長から直接強い要望を受けたことにより、事業者は施設再建を受け入れました。

施設再開後は、安全性と利便性が大幅に向上し、現在では熊取町住民の生活インフラとして欠かせない存在となっています。

②都市計画道路による駐車場容量の減少とアクセス悪化

大阪岸和田南海線は、施設の平面駐車場中央を分断する形で計画されています。これにより、分断箇所だけでなく東側区画の駐車区画も利用困難となり、現在162台ある駐車台数は約100台減少する見込みです。さらに、現在北側および東側にある2カ所の進入出経路も利用できなくなることから、施設の利便性および安全性は著しく低下し、「出入りしやすく、停めやすい施設」という基本的な利便性が大きく損なわれることになります。

③商業施設撤退への懸念

駐車場容量の減少やアクセスの複雑化は、売上低下の大きな要因となります。道路工事が着工された時点で、売上は約30%から40%減少すると予想されており、これにより食品スーパーマーケット撤退の可能性が高まることが懸念されています。

さらに、スーパーマーケットの集客に依存している他テナントについても連鎖的な撤退が生じる可能性があり、商業施設全体の存続が困難になることが強く危惧されます。これに対し、「現スーパーマーケットが撤退しても別のスーパーマーケットが出店する」との意見もありますが、施設環境の悪化を理由に撤退した施設への後継スーパーマーケット誘致は容易ではありません。加えて、都市計画道路が予定どおり整備された場合、開発対象用地や立地法上必要となる駐車場台数も大幅に減少し、施設改良や再整備に必要な条件を満たせなくなります。

以上のことから、施設事業者が事業収支面から施設運営の継続が困難となることは明白な事実です。

④町民生活への影響

調査によると、本施設のスーパーマーケット利用者の約73%は熊取町住民であり、施設が閉鎖された場合、特に高齢者をはじめとする買い物弱者にとって、日常の買物環境が著しく悪化することが懸念されます。その結果、「買い物難民」という重大な社会問題が発生する恐れがあります。

もともと熊取町内のスーパーマーケット数は限られており、町外への消費流出にも歯止めがかかっていない状況の中で、日常利便性の高い施設の閉鎖は地域経済の縮小を加速させ、町全体の生活利便性低下を招く重大な要因となります。

さらに、施設で働く約200人の町民の雇用喪失や、法人町民税・固定資産税等の税収減少も、将

来的な町民生活に大きな影響と負担を強いることが予想されます。

⑤熊取町住民の要望

本請願は、大阪岸和田南海線の整備そのものに反対するものではありません。住民生活への影響を最小限に抑えつつ、住みやすい町づくりに向けた都市基盤整備を進めていただきたいという要望です。この施設が失われれば、最も大きな影響を受けるのは事業者や行政ではなく、地域に暮らす住民自身です。

都市基盤整備と地域経済・住民生活の維持は対立するものではなく、両立を図るべき重要な政策課題です。本都市計画道路は大阪府が進める事業ではありますが、56年前の計画決定時から大きく変化した熊取町の実情を踏まえ、町民にとって最善となる政策判断を熊取町が主体的に講じていただくことを強く要望いたします。

以上でございます。

議長（文野慎治君）以上で請願書の朗読を終わります。

本件については、議会会議規則第91条第1項の規定により、事業厚生常任委員会に付託いたします。

議長（文野慎治君）以上で本日の日程は終了いたしました。

よって、本日はこれで散会いたします。お疲れさまでした。

（「16時28分」散会）

6 月熊取町議会定例会（第 3 号）

令和 8 年 6 月 定例会 会議録（第 3 号）

月 日 令和 8 年 6 月 25 日（木曜）招集

場 所 熊取町役場議場

出席議員 次のとおり 12 名であります。

1 番 文野 慎治	2 番 多和本英一	3 番 長田健太郎
4 番 石井 一彰	5 番 坂上 昌史	6 番 大林 隆昭
7 番 坂上巳生男	8 番 江川 慶子	9 番 渡辺 豊子
10 番 二見 裕子	13 番 田中 圭介	14 番 河合 弘樹

欠席議員 なし

地方自治法第 121 条の規定により本議場に出席を求めたものは、次のとおりであります。

町 長 藤原 敏司	副 町 長 南 和仁
教 育 長 吉田 茂昭	総 合 政 策 部 長 田中 耕二
総合政策部統括理事 明松 大介	総合政策部統括理事 庭瀬 義浩
総 務 部 長 永橋 広幸	総 務 部 理 事 道端 秀明
住 民 部 長 巖根 晃哉	健 康 福 祉 部 長 石川 節子
健 康 福 祉 部 理 事 橘 和彦	都 市 整 備 部 長 山原 栄次
都 市 整 備 部 理 事 西村 幸洋	会計管理者兼会計課長 根来 雅美
教 育 次 長 松浪 敬一	

本議会の職員は、次のとおりであります。

議 会 事 務 局 長 山本 浩義	書 記 野津 博美
-------------------	-----------

本議会に付議された案件は、次のとおりであります。

議案第 46 号 成長産業特別集積区域における成長産業の集積の促進及び国際競争力の強化に係る町税の特例に関する条例の一部を改正する条例

議案第 47 号 地方自治法の一部を改正する法律等の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

議案第 48 号 行政手続条例の一部を改正する条例

議案第 49 号 国民健康保険条例の一部を改正する条例

議案第 50 号 後期高齢者医療条例の一部を改正する条例

議案第 51 号 介護保険条例の一部を改正する条例

議案第 52 号 環境センター専用公用車（ダンプ車両）の購入について

議案第 53 号 大阪府後期高齢者医療広域連合規約の変更に関する協議について

議案第 54 号 大阪広域水道企業団の共同処理する事務の変更及びこれに伴う大阪広域水道企業団規約の変更に関する協議について

請願第 1 号 主要地方道大阪和泉泉南線（都市計画道路 大阪岸和田南海線）の接合地点および一部線形の変更並びに大阪外環状線 4 車線化を一体とした都市機能の早期整備に関する請願

追加付議議案

議員提出議案第 2 号 ドナーミルクの利用拡大を求める意見書
議会運営委員会の閉会中の継続調査の申し出について

議長（文野慎治君）皆さん、おはようございます。

本日 7 時 30 分頃、青森県で最大震度 6 強を観測する地震が発生しました。地震の影響が最小限で済むことを願ってやみません。

また、台風も接近しており、町民の皆様におかれましては、今後の気象情報や防災情報に十分ご

留意いただき、安全の確保に努めていただきますようお願い申し上げます。

あわせて、我々町議会といたしましても、改めて防災への備えを確認するとともに、町民の皆様
の安全・安心を第一とし、それぞれの立場で責任ある行動を心がけてまいりたいと思います。

それでは、議事に入ります。

ただいまの出席議員は12名全員であります。定足数に達しておりますので、ただいまから令和8
年6月熊取町議会定例会第3日目の会議を開きます。

(「10時00分」開会)

議長（文野慎治君）なお、発言される方は、挙手の上、指名された後、起立し、マイクの赤いランプが
点灯した後に発言していただきますようお願いいたします。

本日の議事日程は、タブレットの議事日程表のとおりであります。

日程に入るに先立ち、議会運営委員会委員長から発言を求められておりますので、これを許可し
ます。大林議会運営委員会委員長。

議会運営委員会委員長（大林隆昭君）それでは、議会運営委員会報告をいたします。

去る6月18日午後1時30分から、委員6名出席の下に議会運営委員会を開催し、令和8年6月熊
取町議会定例会における追加議案について審議いたしました結果、次のとおり決まりましたので、
その報告をいたします。

追加議案といたしましては、議員提出議案として、ドナーミルクの利用拡大を求める意見書の件、
1件を追加議案といたします。

なお、本件につきましては、委員会付託を省略し、本会議で審議をしていただきます。

このほかに、議会運営委員会の閉会中の継続調査の申し出についての件であります。

なお、追加議案に係る議事日程についてであります。タブレットに掲載している追加議事日程
表のとおりといたします。

以上のとおり決まりましたので、議長よりよろしくお諮り願います。

これで、議会運営委員会の報告を終わります。

議長（文野慎治君）お諮りいたします。ただいまの議会運営委員会委員長の報告のとおり、議員提出議
案の意見書1件及び議会運営委員会の閉会中の継続調査の申し出についての件、以上2件を日程に追
加することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、本2件を日程に追加することに決定いたしました。

議長（文野慎治君）それでは、本日の議事日程に入ります。

日程第1 議案第46号 成長産業特別集積区域における成長産業の集積の促進及び国際競争力の
強化に係る町税の特例に関する条例の一部を改正する条例の件、日程第2 議案第47号 地方自治
法の一部を改正する法律等の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の件、日程第3 議案第48号
行政手続条例の一部を改正する条例の件、以上3件を一括して議題といたします。

本3件は、6月11日の本会議で総務文教常任委員会に付託され、審査を終わり議長に報告されて
おります。

総務文教常任委員会の報告を求めます。二見総務文教常任委員会委員長。

総務文教常任委員会委員長（二見裕子君）それでは、総務文教常任委員会報告をいたします。

去る6月11日の本会議において本委員会に付託されました議案3件の審査を行うため、6月19日
午前10時から、町長ほか関係職員の出席を求め、委員6名出席の下、総務文教常任委員会を開催い
たしました。

その審査の結果について報告いたします。

まず、議案第46号 成長産業特別集積区域における成長産業の集積の促進及び国際競争力の強化に係る町税の特例に関する条例の一部を改正する条例の件につきましては、質疑応答の後、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第47号 地方自治法の一部を改正する法律等の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の件につきましては、質疑応答の後、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第48号 行政手続条例の一部を改正する条例の件につきましては、活発な質疑応答の後、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定し、本委員会を閉会いたしました。

以上で、総務文教常任委員会報告を終わります。

議長（文野慎治君）以上で、総務文教常任委員会報告を終わります。

ただいまの委員長報告に対する質疑を承ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

それでは、議案第46号について、討論を省略し、採決を行いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議案第46号 成長産業特別集積区域における成長産業の集積の促進及び国際競争力の強化に係る町税の特例に関する条例の一部を改正する条例の件を、採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、原案可決であります。

本件は、委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議案第46号は委員長の報告のとおり可決されました。

議長（文野慎治君）次に、議案第47号について、討論を省略し、採決を行いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議案第47号 地方自治法の一部を改正する法律等の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の件を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、原案可決であります。

本件は、委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議案第47号は委員長の報告のとおり可決されました。

議長（文野慎治君）次に、議案第48号について、討論を省略し、採決を行いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議案第48号 行政手続条例の一部を改正する条例の件を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、原案可決であります。

本件は、委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議案第48号は委員長の報告のとおり可決されました。

議長（文野慎治君）次に、日程第4 議案第49号 国民健康保険条例の一部を改正する条例の件、日程

第5 議案第50号 後期高齢者医療条例の一部を改正する条例の件、日程第6 議案第51号 介護保険条例の一部を改正する条例の件、日程第7 議案第52号 環境センター専用公用車（ダンプ車両）の購入についての件、日程第8 議案第53号 大阪府後期高齢者医療広域連合規約の変更に関する協議についての件、日程第9 議案第54号 大阪広域水道企業団の共同処理する事務の変更及びこれに伴う大阪広域水道企業団規約の変更に関する協議についての件、以上6件を一括して議題といたします。

本件は、6月11日の本会議で事業厚生常任委員会に付託され、審査を終わり議長に報告されております。

事業厚生常任委員会の報告を求めます。田中事業厚生常任委員会委員長。

事業厚生常任委員会委員長（田中圭介君） それでは、事業厚生常任委員会報告をいたします。

去る6月11日、本会議において、本委員会に付託されました議案6件の審査を行うため、6月18日午後1時から、町長ほか関係職員の出席を求め、委員6名出席の下、事業厚生常任委員会を開会いたしました。

その審査の結果について報告いたします。

まず、議案第49号 国民健康保険条例の一部を改正する条例の件につきましては、質疑応答の後、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第50号 後期高齢者医療条例の一部を改正する条例の件につきましては、質疑応答もなく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第51号 介護保険条例の一部を改正する条例の件につきましては、質疑応答の後、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第52号 環境センター専用公用車（ダンプ車両）の購入についてにつきましては、質疑応答の後、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第53号 大阪府後期高齢者医療広域連合規約の変更に関する協議についての件につきましては、質疑応答もなく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第54号 大阪広域水道企業団の共同処理する事務の変更及びこれに伴う大阪広域水道企業団規約の変更に関する協議についての件につきましては、質疑応答もなく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定し、本委員会を閉会いたしました。

以上で、事業厚生常任委員会の報告を終わります。

議長（文野慎治君） 以上で、事業厚生常任委員会報告を終わります。

ただいまの委員長報告に対する質疑を承ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

それでは、議案第49号について、討論を省略し、採決を行いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議案第49号 国民健康保険条例の一部を改正する条例の件を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、原案可決であります。

本件は、委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議案第49号は委員長の報告のとおり可決されました。

議長（文野慎治君） 次に、議案第50号について、討論を省略し、採決を行いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議案第50号 後期高齢者医療条例の一部を改正する条例の件を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、原案可決であります。

本件は、委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議案第50号は委員長の報告のとおり可決されました。

議長（文野慎治君）次に、議案第51号について、討論を省略し、採決を行いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議案第51号 介護保険条例の一部を改正する条例の件を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、原案可決であります。

本件は、委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議案第51号は委員長の報告のとおり可決されました。

議長（文野慎治君）次に、議案第52号について、討論を省略し、採決を行いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議案第52号 環境センター専用公用車（ダンプ車両）の購入についての件を採決します。

本件に対する委員長の報告は、原案可決であります。

本件は、委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議案第52号は委員長の報告のとおり可決されました。

議長（文野慎治君）次に、議案第53号について、討論を省略し、採決を行いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議案第53号 大阪府後期高齢者医療広域連合規約の変更に関する協議についての件を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、原案可決であります。

本件は、委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議案第53号は委員長の報告のとおり可決されました。

議長（文野慎治君）次に、議案第54号について、討論を省略し、採決を行いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議案第54号 大阪広域水道企業団の共同処理する事務の変更及びこれに伴う大阪広域水道企業団規約の変更に関する協議についての件を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、原案可決であります。

本件は、委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議案第54号は委員長の報告のとおり可決されました。

議長（文野慎治君）次に、日程第10 請願第1号 主要地方道大阪和泉南線（都市計画道路 大阪岸和田南海線）の接合地点および一部線形の変更並びに大阪外環状線4車線化を一体とした都市機能の早期整備に関する請願の件を議題といたします。

本件は、6月11日の本会議で事業厚生常任委員会に付託され、審査を終わり議長に報告されております。

本件に関し、事業厚生常任委員会の報告を求めます。田中事業厚生常任委員会委員長。

事業厚生常任委員会委員長（田中圭介君）それでは、事業厚生常任委員会における請願審査報告をいたします。

去る6月11日の本会議において本委員会に付託されました請願第1号 主要地方道大阪和泉南線（都市計画道路 大阪岸和田南海線）の接合地点および一部線形の変更並びに大阪外環状線4車線化を一体とした都市機能の早期整備に関する請願の件の審査を行うため、6月19日開催の事業厚生常任委員会において、委員6名出席の下、請願者からの趣旨説明を受けるとともに活発に質疑応答を行った後、町長ほか関係職員の出席を求め活発な質疑応答を行いました。

請願者並びに説明員への質疑応答に続き、各委員の請願に対する考えや意見が出ましたが、委員から今会期にもう一度事業厚生常任委員会を開催することを求める動議が出され、これに対する採決の結果、賛成全員で6月25日の最終日までにもう一度事業厚生常任委員会を開催することを決定し、委員6名出席の下、6月24日に2回目の事業厚生常任委員会を開会いたしましたので、その結果について報告いたします。

請願第1号 主要地方道大阪和泉南線（都市計画道路 大阪岸和田南海線）の接合地点および一部線形の変更並びに大阪外環状線4車線化を一体とした都市機能の早期整備に関する請願の件につきましては、慎重な審議を行い、採決の結果、賛成少数で、不採択とすべきものと決定いたしました。

以上で、事業厚生常任委員会における請願審査報告を終わります。

議長（文野慎治君）以上で、事業厚生常任委員会委員長の報告を終わります。

ただいまの委員長報告に対する質疑を承ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

それでは、請願第1号 主要地方道大阪和泉南線（都市計画道路 大阪岸和田南海線）の接合地点および一部線形の変更並びに大阪外環状線4車線化を一体とした都市機能の早期整備に関する請願の件について討論を行います。

初めに、本件に反対の方の発言を許します。多和本議員。

2番（多和本英一君）主要地方道大阪和泉南線（都市計画道路 大阪岸和田南海線）の接合地点および一部線形の変更並びに大阪外環状線4車線化を一体とした都市機能の早期整備に関する請願について、会派熊愛として反対の立場で討論します。

今回請願を出されるに当たり、過去の経緯を調べられたり、準備も含め時間をかけられ、請願者や今回署名をいただいた住民の思い、趣旨については深く理解しています。私自身当初は賛成の考えでしたが、今回議会として線形変更についての勉強会なども行い、議論を重ね賛否についてとても悩みました。

請願事項の3項目めですが、議会として審議し、大阪府議会へ見直しを求めていただきたいと思います。ありますが、地方自治法第125条では、議会で採択された請願について町や執行機関に請願書を送付し、処理の経過及び結果の報告を求めることができることになっていることから、本来は直接大阪府議会に請願を出していただくか、執行機関の長である町長が大阪府知事に要望等を出していただ

く必要があると考えます。

今回請願者から、請願を出すに当たり、町長からいろいろアドバイスを受けていたとの説明がありました。6月18日、町長ほか関係職員の出席された事業厚生常任委員会では、町として線形変更が可能かどうかの委員からの質問に対して、町長を含めた理事者側の答弁では、現計画の推進、線形変更は想定していないとのことでした。そのほか答弁でも、町長から私の勉強不足、府議会の皆さんの提言を受け入れてしまったとの答弁でした。町長が請願者の気持ちを酌み取ってのアドバイスをされていたのであれば、心から住民のことを思っているのであれば、この答弁に矛盾を感じるとともに、なぜ強いリーダーシップを発揮できないのか、役場内も含め、ご自身の責任の上で行動されないのか疑問に感じます。請願者は、以前から町に対して何度も相談されているとのことですが、町として相談者に理解を得るための説明等についても丁寧さに欠けていると思います。

同日に開催された都市計画道路促進特別委員会で、住吉川の橋梁から外環までの買収済み面積で約64%との答弁があり、工事や用地買収が進んでいる現状を考えるとともに、大阪外環状線4車線化を一体とした早期整備に向けても、現段階での線形変更がもたらす時間的や様々なリスクと町全体のことを考え、会派熊愛として反対とします。

議長（文野慎治君）次に、本件に賛成の方の発言を許します。長田議員。

3番（長田健太郎君）会派大阪維新の会熊取を代表しまして、請願第1号に賛成の立場から討論を行います。

まず、請願者から趣旨説明がありましたとおり、本請願は大阪岸和田南海線の整備そのものに反対するものではありません。請願は、道路整備の必要性や防災、交通機能向上の重要性を十分理解した上で、地域住民の生活を支える商業施設との共存を図るため、接続位置及び一部線形の見直しと、国道170号大阪外環状線4車線化との一体整備を求めているものであります。

現在の計画では、商業施設の平面駐車場約100台分が失われるだけではなく、施設の利便性低下により食品スーパーの撤退も懸念されています。しかし、我々が特に申し上げたいのは、この平面駐車場は単なる駐車場ではないという点です。近い将来、高い確率で発生するとされる南海トラフ巨大地震への備えが求められる中、広大な平面駐車場は災害時に極めて重要な役割を果たします。平面駐車場は車内泊避難スペース、救援物資の集積拠点、緊急車両の待機場所、自衛隊や消防、警察の活動拠点として活用することが可能です。

一方で、仮に立体駐車場へ置き換えられた場合、地震による構造物被害のリスクや利用制限が生じる可能性があり、災害時の多目的な活用という観点では、平面駐車場に大きな優位性があります。請願者が指摘するように、この場所は平時には生活インフラであり、災害時には防災拠点となり得る貴重な空間であります。したがって、現計画のまま進めるのではなく、防災機能を維持できる線形への変更を検討することは、極めて合理的な提案であると考えます。

また、もう一点重要なのが、国道170号大阪外環状線4車線化との一体整備であります。現在の大阪岸和田南海線は片側2車線で整備される計画となっておりますが、接続先である外環状線は依然として片側1車線区間が残っています。このままでは新たな交通のボトルネックが発生する可能性があり、道路ネットワーク全体としての効果を十分に発揮できない懸念があります。

さらに申し上げますと、この都市計画道路の原型となる計画決定は、今から50年以上前の昭和45年、1970年であります。当時は現在のように南海トラフ巨大地震の発生確率や被害想定は示されておらず、広域防災ネットワークの観点も十分反映されていたとは言えません。しかし、現在、国や大阪府は、南海トラフ巨大地震への備えを最重要課題の一つとして位置づけています。国道170号大阪外環状線は、災害発生時における人員輸送、救援物資輸送、緊急車両通行を担う広域的な防災道路として、その重要性は50年前とは比較にならないほど高まっております。

にもかかわらず、外環状線4車線化については、現時点で具体的な予算化や事業着手の見通しが示されておられません。だからこそ、今後十数年にわたり地域の骨格を形成する道路整備については、50年前の前提に縛られるのではなく、現在の防災環境や交通環境を踏まえて、より合理的で将来を

見据えた計画へと見直す姿勢が必要ではないでしょうか。

本請願は、道路整備か商業施設かという二者択一を迫るものではありません。道路も守る、生活インフラも守る、防災機能も守る、そのための現実的な修正と協議を求めるものであります。また、8,461名もの署名が示すように、この問題に対する住民の関心は極めて高く、その声を真摯に受け止めることが議会の責務であります。

よって、我々は、本請願が求める都市計画道路の接続位置及び一部線形の見直しと、国道170号大阪外環状線4車線化との一体整備に向けた働きかけは、地域住民の生活、防災、交通の全てを両立させるための建設的な提案であると考え、本請願に賛成するものであります。議員各位におかれましても、本請願の趣旨をご理解いただき、ご賛同賜りますようお願い申し上げまして、私からの賛成討論といたします。

議長（文野慎治君）次に、本件に反対の方の発言を許します。坂上巳生男議員。

7番（坂上巳生男君）それでは、共産党議員団を代表いたしまして、請願第1号 岸南線の線形変更並びに外環状線4車線化の一体整備を求める請願について、反対の立場で討論いたします。

岸南線の計画予定地が商業施設の駐車場に大きく重なることから、商業施設及び利用者に多大な影響を与えることが予想されるので、岸南線の線形変更の検討を求める請願が出されております。あわせて、外環状線4車線化の促進も要望されています。請願者の説明を聞いて、確かに平面駐車場が大きく削られる現状の計画では、商業施設側にとって大変不都合であり、利用者にとっても商業施設存続の願いは切実だと思われます。

しかし、住吉川以北の用地買収が64%に達している現状では、線形変更は極めて困難であり、既に関収に応じている地権者、また現在交渉中の地権者との間で大きな矛盾が生じます。また、外環状線に接続する直前でのS字カーブは危険な形状となります。外環状線の4車線化の促進については、町議会としても継続して要望していることであり賛同できますが、本請願は岸南線の線形変更が主題となっており賛成できません。

現計画のままで、商業施設の営業に及ぼす影響が極力少なくなるよう、丁寧な交渉がなされることを期待し、反対討論といたします。

議長（文野慎治君）次に、本件に賛成の方の発言を許します。

（「なし」の声あり）

次に、本件に反対の方の発言を許します。渡辺議員。

9番（渡辺豊子君）請願第1号に関しまして、熊取公明党を代表いたしまして、反対の立場で討論をさせていただきます。

この請願の趣旨については、おおむね理解させていただいておりますが、請願事項について以下の理由で賛成することは難しいと考えます。

1点目の、主要地方道大阪和泉南線と大阪外環状線の接合部を紺屋北交差点とすることにつきましては、今の都市計画道路大阪岸和田南海線の線形変更を要望するものです。しかし、この大阪岸和田南海線、略して岸南線は令和3年3月25日に大阪府都市整備中期計画で、令和12年度までと概成目標が示されております。整備事業においても、住吉川橋梁部の工事が着々と進められており、用地買収においても、先日6月18日に開催された都市計画道路建設促進特別委員会で、住吉川から外環状線までの間、面積で64%の用地買収が進んでいると報告がありました。

また、広域幹線道路である大阪岸和田南海線、泉州山手線、大阪外環状線の3路線については、災害発生時の緊急輸送ルートとして重要な路線であり、積極的な事業推進に向けて進めていくと熊取町都市計画マスタープランにあります。町の第4次総合計画においても、広域幹線道路の積極的な事業進捗に向けて協議を進めていくとあります。都市計画道路の線形変更を希望する場合は、都市の将来像を踏まえた都市全体あるいは影響する地域全体の計画の見直しが行われた上で、都市計画法第15条の2に基づき都市計画の変更を申し出ることができるとされておりますが、それであるならば、町の総合計画やマスタープランを見直さなければなりません。

町においては、町長はじめ町理事者は計画どおり令和12年度完成を願っていて、線形変更を想定していないとこの委員会で確認をさせていただきました。よって、接合部を紺屋北交差点にするということは難しいと考えます。

2点目の、大阪外環状線の4車線化を岸南線と一体的に整備することについては、府の都市整備中期計画において、岸南線の概成、開通が条件となっているとのことで、岸南線の概成のめどが立った時点で着手するものとされており、議会としてもこの点については、しっかり国や府に要望していきたいと考えております。

3点目の、大阪府議会へ見直しを求めている点については、請願は執行機関に提出するもので、府議会で審議する案件ではないかと思っておりますので、この件は難しいかと考えます。

今回の請願について請願者である一事業者さんが、商業施設の存続を求めるために、買物難民をつくらないために、都市機能の早期整備を求めていますという内容の署名簿を作成し、署名活動に奮闘され、町内外8,461名の方の署名を集められたようです。令和8年2月の都市計画審議会再評価で附帯意見として付された意見の中で、都市計画決定のプロセスに瑕疵はなかったが、事業実施のプロセスにおいて関係者とのコミュニケーション不足があったため、事業継続に当たっては地元自治体と連携し、関係者とのコミュニケーションを十分に図りながら進めていくことを強く求めるとありました。全くそのとおりだと思います。

大阪岸和田南海線の第2期工事については、都市計画変更が平成27年度と29年度の2回実施され、そのたびに地元説明会や公聴会などが行われていましたが、請願者におきましては説明会に出席しておらず、意見陳述もなされていませんでした。この計画見直しの手続中であれば、検討の余地があったのではないかと考えます。よって、審議会で計画決定のプロセスにおいて瑕疵はなかったと附帯意見されたのだと思います。

事業実施のプロセスにおいて、関係者とのコミュニケーション不足が指摘されています。町において、現商業施設の営業が継続できるように、府とも連携し、コミュニケーションをしっかりと取りながら支援していただくことを強く要望いたしまして、この請願の反対討論とさせていただきます。議長（文野慎治君）次に、本件に賛成の方の発言を許します。

（「なし」の声あり）

次に、本件に反対の方の発言を許します。坂上昌史議員。

5番（坂上昌史君）会派みらいを代表して、請願第1号について、反対の立場から討論を行います。

請願で示されている商業施設は、多くの住民が日常的に利用している施設であり、その役割や重要性を否定するものではありません。しかしながら、議会として判断する際には個別施設への影響だけではなく、町全体の利益や将来のまちづくり、事業の実現性という観点から総合的に判断しなければなりません。

本請願では、接合地点の変更及び線形変更を求めています。これは現在進行中の事業計画そのものの見直しを求める内容であります。仮に見直しを行うことになれば、新たな調査や設計、関係機関との協議、都市計画変更手続、地権者との調整などが必要となる可能性があります。その結果、現在進められている事業そのものが大幅に遅れることも十分想定されます。本事業は、国道170号と国道481号を結ぶ広域交通ネットワークの強化、防災機能の向上、歩行者や自転車の安全確保などを目的として進められている事業です。地域の利便性や商業施設への配慮は重要であると考えています。しかし、その一方で、町全体の交通機能や防災機能の向上を担う事業を、現段階で見直すことが本当に適切なのかについては、慎重な判断が必要であると考えます。

また、請願では、大阪外環状線4車線化を一体に整備することも求められています。大阪外環状線4車線化につきましては、熊取町としても長年要望してきた重要な課題です。その早期実現のためにも、まずは現在進められている大阪岸和田南海線を着実に整備し、一日も早く開通させることが重要であると考えています。外環状線4車線化の必要性和、本請願の採択の可否は分けて考えるべきであり、今回の請願内容をもって大阪府へ計画変更を求めることには賛成できません。

商業施設の重要性は十分理解しております。しかし、議会は個別施設の存続のみならず、町全体の交通、防災、将来のまちづくりという観点から判断しなければなりません。

以上の理由により、請願第1号には反対するものであります。

議長（文野慎治君）次に、本件に賛成の方の発言を許します。

（「なし」の声あり）

次に、本件に反対の方の発言を許します。田中議員。

13番（田中圭介君）請願第1号について、反対の立場から討論いたします。

まず、請願者の方が抱いておられる内容や理由に対する思いについては、十分理解するものであります。また、本町の交通課題の解決に向けた道路整備の重要性についても異論はありません。

しかしながら、本請願は現在進められている大阪和泉南線（都市計画道路 大阪岸和田南海線）の接合地点及び一部線形の変更を求める内容となっております。この道路整備事業については、これまで長い年月をかけて調査、設計、関係機関などとの協議、用地取得などが進められており、仮にこの段階で計画変更を求めることになれば、改めて検討や協議が必要となります。事業全体の遅延につながる可能性もあります。

現在住民の皆様が求められているのは、大阪外環状線の交通課題を一日も早く改善することです。そのためには、まず現在の計画に基づく事業を着実に前進させることが必要であると考えます。また、本請願で提出されている内容について、現行計画と比較した優位性や実現性についての十分な検証結果が示されているとは言えません。そのような状況の中で、議会が計画変更を求める意思表示を行うことは慎重であるべきと考えております。

私たちは将来の可能性だけでなく、今進められている事業を確実に実現し、住民の利益につなげていく責任があります。よって、現時点で計画変更を求める本請願に賛同できず、請願第1号に反対するものであります。

議長（文野慎治君）次に、本件に賛成の方の発言を許します。

（「なし」の声あり）

次に、本件に反対の方の発言を許します。

（「なし」の声あり）

ほかに討論される方はございませんか。

（「なし」の声あり）

以上で、請願第1号についての討論を終わります。

それでは、請願第1号 主要地方道大阪和泉南線（都市計画道路 大阪岸和田南海線）の接合地点および一部線形の変更並びに大阪外環状線4車線化を一体とした都市機能の早期整備に関する請願の件について採決いたします。

この採決は、起立により行います。

本請願に対する委員長の報告は不採択であります。

本請願を採択することに賛成の方は起立願います。

（起立 2名）

傍聴席の方をお願いします。ご静粛に。拍手は禁止されていますので、よろしくお願いいたします。

起立少数であります。よって、請願第1号は委員長の報告のとおり不採択とすることに決定いたしました。

議長（文野慎治君）次に、追加議事日程第1 議員提出議案第2号 ドナーミルクの利用拡大を求める意見書の件を議題といたします。

本件について説明を求めます。大林議会運営委員会委員長。

議会運営委員会委員長（大林隆昭君）それでは、議員提出議案第2号 ドナーミルクの利用拡大を求め

る意見書について説明申し上げます。

まず、議員提出議案第2号をお開きください。

議員提出議案第2号 ドナーミルクの利用拡大を求める意見書。

議会会議規則第13条の規定により提出するものでございます。

提出者	熊取町議会議員	大林 隆昭
賛成者	熊取町議会議員	多和本英一
同じく		石井 一彰
同じく		江川 慶子
同じく		二見 裕子
同じく		河合 弘樹

でございます。

案文の朗読をもって説明に代えさせていただきます。

次のページをご覧ください。

ドナーミルクの利用拡大を求める意見書。

我が国では、出生時の体重が2,500グラム未満の低出生体重児が、約10人に1人の割合で生まれている。特に、医療的なケアや継続的な支援が必要とされる1,500グラム未満の極低出生体重児にとっては、感染症や合併症等のリスクを減らすため、出産後すぐに母乳を与えることが有効とされている。

しかし、早産や帝王切開など母体の健康状態等により、母親から十分な母乳が得られない場合があり、寄付された母乳である「ドナーミルク」を提供する「母乳バンク」の取組は極めて重要である。

現在、我が国では、一般社団法人日本母乳バンク協会と一般財団法人日本財団母乳バンクの2法人が国内3箇所の母乳バンク拠点の運営を担い、ドナーミルクを医療機関に提供しているが、法的な仕組みとしては位置付けられていない。また、ドナーミルクの使用に伴う費用等が実質的に医療機関の負担となっていることに加え、ドナー登録における事務処理等が登録施設の拡充を阻んでいると考えられる。

よって国においては、低出生体重児等の命を守り、その健やかな成長を支える観点から、次の事項について所要の措置を講じられるよう強く要望する。

記

一、医療機関がドナーミルクを必要とする乳児に十分提供できるよう、ドナーミルクの法的位置付けを一日も早く明確化すること。

一、ドナーミルクを安定的に供給するため、母乳バンクの運営、ドナーミルクの殺菌処理及びドナーの検査等に対する支援を行うこと。

一、ドナー登録者数を増やすため、産婦健康診査時や産後ケア等での周知機会の拡大を進めること。

一、ドナーミルクの重要性及び正しい知識について、医療現場及び国民に対し広く普及啓発を図ること。

以上、地方自治法第99条に基づき意見書を提出する。

令和8年6月25日

大阪府泉南郡熊取町議会議員 文野 慎治

以上、本件について、よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

議長（文野慎治君）以上で説明を終わります。

お諮りいたします。本件については、議会会議規則第38条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、本件は委員会付託を省略することに決定いたしました。

それでは、本件に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

本件について、討論を省略し、採決を行いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

それでは、議員提出議案第2号 ドナーミルクの利用拡大を求める意見書の件を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議員提出議案第2号は原案のとおり可決しました。

議長（文野慎治君）次に、追加議事日程第2 議会運営委員会の閉会中の継続調査の申し出についての件を議題といたします。

議会運営委員会委員長から、議会会議規則第74条の規定により、タブレットの申出書のとおり、閉会中の継続調査の申出がありました。

お諮りいたします。委員長からの申出書のとおり、次期議会、定例会までの間に開かれる臨時会を含む会期日程等の議会運営に関する事項及び議長の諮問に関する事項について、令和8年6月定例会閉会から令和8年9月定例会開会までの間、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、委員長からの申出のとおり、令和8年6月定例会閉会から令和8年9月定例会開会までの間、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

議長（文野慎治君）以上で、本定例会に付された案件の審議は全て終了いたしました。

お諮りいたします。本日をもって本定例会を閉会したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、本定例会は本日をもって閉会することに決定しました。

閉会に当たり、町長から発言を求められておりますので、これを許可します。藤原町長。

町長（藤原敏司君）それでは、閉会に当たりまして一言お礼申し上げます。

本定例会にご提案申し上げました諸議案につきまして、慎重なるご審議を賜り、誠にありがとうございました。おかげをもちまして、それぞれ原案のとおりご可決いただきましたこと、深く感謝申し上げます。本定例会において議員の皆様より賜りました貴重なご意見やご提言につきましては、今後の町政運営の中で十分留意をしながら、さらなる町政発展につなげてまいりたいと存じます。

結びに、議員の皆様方におかれましては、これから本格的な夏の暑さを迎える時節柄、健康には十分ご留意をいただきますようお願い申し上げます。今後とも、本町の発展と活力あるまちづくりを推進するため、より一層のご支援とご協力を賜りますようお願い申し上げます。簡単ではございますが、閉会の挨拶とさせていただきます。本日は誠にありがとうございました。

議長（文野慎治君）これをもって、令和8年6月熊取町議会定例会を閉会いたします。ご協力ありがとうございました。

（「10時57分」閉会）

以上の会議の次第は議会事務局長の記載したものであるが、その内容が正確であることを証するため、ここに署名する。

令和8年6月25日

熊取町議会

議 長

文 野 慎 治

議 員

二 見 裕 子

議 員

田 中 圭 介